



Illustrative disclosures for insurers

年次財務諸表ガイド
— IFRS 第17号及びIFRS 第9号 開示例：保険業
IFRS®



2018年1月

kpmg.com/jp/ifrs

目次

本冊子について	2
IFRS第17号について	5
この企業グループについて	9
独立監査人の報告書	10
連結財務諸表	14
財務ハイライト	15
連結純損益計算書	16
連結純損益及びその他の包括利益計算書	17
連結財政状態計算書	18
連結持分変動計算書	20
連結キャッシュフロー計算書	22
連結財務諸表注記	24
KPMGによるその他の刊行物	230
謝辞	232

注記

報告の基礎	24	会計方針	182
1. 報告企業	24	42. 測定の基礎	182
2. 会計処理の基礎	24	43. 会計方針の変更	183
3. 機能通貨及び表示通貨	24	44. 重要な会計方針	194
4. 判断及び見積りの使用	24	45. 公表されているが発効していない基準	229
リスク、資本及び公正価値	26		
5. リスク管理及び資本管理	26		
6. 公正価値測定	70		
7. 金融商品 – 分類及び公正価値	72		
経営成績	83		
8. 事業セグメント	83		
9. 保険収益	89		
10. 投資損益（純額）	90		
11. 投資管理サービス収益	95		
12. その他の収入	96		
13. 費用	96		
14. その他の金融費用	97		
15. 1株当たり利益	98		
従業員給付	99		
16. 従業員給付資産及び負債	99		
17. 株式に基づく報酬契約	103		
法人所得税	106		
18. 法人所得税	106		
資産			
19. 現金及び現金同等物	112		
20. 金融投資及びデリバティブ	112		
21. 債権	115		
22. 投資不動産	116		
23. 持分法投資	118		
24. 有形固定資産	120		
25. 無形資産及びのれん	122		
26. その他の資産	125		
負債及び資本	126		
27. 債務	126		
28. 投資契約負債及び連結ファンド に対する第三者持分	126		
29. 保険契約及び再保険契約	127		
30. 借入金等	162		
31. 引当金	164		
32. その他の負債	165		
33. 払込資本及びその他の資本	166		
グループの構成	170		
34. 子会社及び非支配持分	170		
35. 子会社の取得及び処分	173		
その他の情報	177		
36. 非連結の組成された企業	177		
37. リース	178		
38. コミットメント	179		
39. 偶発事象	179		
40. 関連当事者	180		
41. 後発事象	182		

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部) により作成されました。

保険者が国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して財務諸表を作成及び表示する際に役立つものとなることを目的として作成されており、IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」を適用する架空の多国籍保険会社 (以下、「この企業グループ」) を想定した財務諸表の様式を例示しています。この架空の報告企業は従来IFRSを適用しており、IFRSの初度適用企業ではありません。IFRSの初度適用に関する詳しい情報については、KPMGの刊行物「[Insights into IFRS](#)」(第14版)の6.1章をご参照ください。

対象となる基準書

本冊子は、2021年1月1日以降に始まる年次報告期間に対してIFRS第17号及びIFRS第9号を最初に適用する場合、及び関連するその他の基準の改訂に係る開示例を示しています。2021年1月より前に始まる年次報告期間については、IFRS第4号「保険契約」で容認されているように、IFRS第9号の一時免除規定が適用されることを前提としています。

本冊子は、2018年1月15日までにIASBが発行した、2021年1月1日に開始する会計年度から企業に適用が義務付けられている基準、改訂および解釈 (本冊子では広範に「基準」と呼ぶ) を反映しています。これには、2021年1月1日以前に有効になる、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」やIFRS第16号「リース」などの基準が含まれます。

IFRS第17号は新しく複雑な基準です。作成者、監査人、規制当局、及びその他の利害関係者の間で、要件の解釈について議論が続き、変更される可能性があります。本冊子はこのプロセスを先取りするものではありませんが、保険者がある特定の方法で要件を解釈する場合に適用される可能性のある開示要件に沿った、指標となる例示を記載しています。本冊子は、IFRS第17号を適用する保険者が開示を作成するにあたり必要となる意思決定プロセスにおける指針を示し、支援することを目的としています。これらの開示を準備するために用いられる方法論を定めるものではありません。

本冊子は、IFRSのすべての開示要件を完全かつ網羅的に要約するものではなく、特に保険者に関連する開示要件に焦点を当てています。その他の開示例については、KPMGの刊行物「年次財務諸表ガイドー開示例」(2017年9月版)をご参照ください。

IFRSとその解釈は、時間が経てば変わります。そのため、本冊子は、基準や関連するその他の解釈指針そのものを参照することの代替として本冊子を使用することはできません。

IFRS第17号に準拠して開示を作成する企業は、適用される法規制の要件も考慮する必要があります。本冊子は、特定の管轄区域の要件を考慮しているものではありません。例えば、IFRSでは親会社の分離財務諸表を表示する必要はないため、本冊子では連結財務諸表のみを対象としています。

判断の必要性

本冊子の開示例はKPMGの刊行物「IFRS財務諸表開示例・ガイド」シリーズのひとつであり、特にIFRSへ準拠することに焦点を当てています。開示例は網羅的なものではありませんが、架空の保険者がIFRSで求められている開示を例示することを目的として、重要性に拘わらず例示しています。

財務諸表の作成者は、財務諸表を作成及び表示する際に、例えば会計方針の選択、財務諸表注記を記載する順序、報告企業特有の状況を反映する開示方法、及び財務諸表の利用者のニーズに沿った開示の関連性について、判断することが求められます。

重要性

IAS第1号「財務諸表の表示」第29項から第31項には、重要性に関する指針と、重要性の財務諸表への適用に関する指針が含まれています。

重要性は、財務諸表項目の表示及び開示に関連します。財務諸表の作成者は、企業の報告日時点の財政状態及び報告期間における経営成績の理解に関連するすべての情報が財務諸表に含まれているかどうかを検討することが求められます。

また、財務諸表の作成者は、重要性のない情報を含めることにより重要性のある情報を曖昧にしたり、性質や機能が異なる重要な情報を集約したりすることで、財務諸表を理解しにくいものとしないように留意する必要があります。財務諸表にとって個々の開示に重要性がない場合は、それがIFRSにおける最低限の要求事項であっても、表示する必要はありません。財務諸表の作成者は、報告期間に係る重要性に基づき、適切な開示のレベルを決定しなければなりません。

移行前の開示

IFRS第17号及びIFRS第9号を適用することによって保険者の財務諸表が受ける影響は、保険者が採用していた従前の会計方針や実務によって異なります。財務諸表の利用者や規制当局は、財務諸表が未適用の新しい基準から受ける影響を理解しようと益々関心を高めています。また、規制当局は、企業が新しい基準を適用する準備が進むのに伴い、基準の導入が財務諸表にもたらす影響について、より多くの情報が周知されること、または、合理的な見積りが算定できることに期待を寄せています。そのため、財務諸表の作成者は、基準の適用にあたりその企業固有の定性的情報と定量的情報を提供できるように進めなければなりません。

本冊子は、IFRS第17号とIFRS第9号の最初の適用期間を対象としており、移行前の開示については説明していません。注記43では、これらの基準を最初に適用する際に生じる、この企業グループの会計方針の主な変更を要約しています。

効果的なコミュニケーション

財務報告では、規定に準拠することだけを目的とするのではなく、効果的なコミュニケーションが行われることが重要です。投資者は事業報告の品質が向上することを求め続けており、保険者は、他の企業と同じく、関連性のある情報が除外されないように留意しなければなりません。企業は財務諸表を作成する際に、有効な方法で財務情報を報告し、より有用な事業報告を行うことを目的として、財務諸表の表示及び開示を刷新し、コミュニケーションを改善することに重点を置く必要があります。さらなる情報については、KPMGのウェブサイト [Better Business Reporting](#) をご参照ください。

参照

本冊子の左の余白に基準の参照箇所が記載されています。通常、表示及び開示規定のみに関連する参照となっています。

<i>IAS 1.82(a)</i>	2018年1月15日付、2021年1月1日発効 IAS第1号第82項(a)
<i>(IFRS 9.4.1.1)</i>	IFRS第9号第4.1.1項。角括弧は、その参照条項が表示及び開示規定ではなく、認識と測定に関する規定に関連していることを示しています。
<i>IAS 39</i>	IFRS第9号による改訂前のIAS第39号
<i>Insights 2.8.50.10</i>	KPMGの刊行物「 Insights into IFRS 」(第14版)の第2.8.50.10項

本冊子の本文の左側余白の線は、以下の内容を示しています。

連結財務諸表上、親会社が以下のいずれかを満たす場合にのみ、事業セグメント(注記8)及び1株当たり利益(純損益及びその他の包括利益計算書、並びに注記15)に関連する開示が適用される。

- (事業セグメントについて)負債性金融商品または資本性金融商品を保有している場合。または、(1株当たり利益または潜在的1株当たり利益について)公開市場(すなわち、地方や地域的な市場を含む、国内もしくは国外の証券取引所、または店頭取引市場)で取引されている普通株式または潜在的普通株式を有している場合。または、
- 公開市場でいずれかの種類の証券を発行する目的で、連結財務諸表を証券委員会もしくは規制機関に登録しているかまたは登録の手続き中である場合。

略語

本冊子では以下の略語が用いられています。

CGU (Cash-generating unit)	資金生成単位
CSM (Contractual service margin)	契約上のサービスマージン
ECL (Expected credit losses)	予想信用損失
EPS (Earnings per share)	1株当たり利益
FVOCI (Fair value through other comprehensive income)	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分
FVTPL (Fair value through profit or loss)	純損益を通じて公正価値で測定する区分
IU (IFRS Interpretations Committee publication <i>IFRS Update</i>)	IFRS 解釈指針委員会公表物 IFRIC Update
NCI (Non-controlling interests)	非支配持分
Notes (Notes to financial statements)	財務諸表注記
OCI (Other comprehensive income)	その他の包括利益
PAA (Premium allocation approach)	保険料配分アプローチ

IFRS第17号について

IFRS第17号は、保険契約グループを履行キャッシュフローとCSMに基づいて測定する会計モデルを導入しています。これによって、新規契約及び保有契約の収益性に関する比較可能性と透明性が高まり、財務諸表の利用者は保険者の財務健全性をより良く見通すことができるようになります。また、保険サービス損益と投資損益を分けて表示することにより、収益源や利益の質に関して透明性が高まります。

IFRS第17号は、2021年1月1日以降に開始する会計年度から適用されます。IFRS第9号及びIFRS第15号を同基準書の適用開始日以前から適用している場合には、早期適用も認められます。

IFRS第17号の詳細とその影響については、KPMGの刊行物「[First Impressions: IFRS 17 Insurance Contracts](#) (IFRS最終基準書の初見分析—IFRS第17号「保険契約」)」を参照してください。

開示の一般的な目的

IFRS 17.93

IFRS第17号は、定性的な開示要件と定量的な開示要件を規定しています。その目的は、企業が主要な財務諸表に表示する情報とともに、保険契約が財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす影響を利用者が評価できる情報を開示することです。この目的を達成するために、IFRS第17号は、以下に関する情報を重視した具体的な開示規定を定めています

- 財務諸表で認識される金額
- IFRS第17号の適用に伴う重要な判断及びその判断の変更
- 保険契約から生じるリスクの性質と程度

IFRS 17.94

これらの具体的な開示が目的を満たすのに不十分である場合には、企業は開示の目的を満たすように情報を追加して開示します。

IFRS 17.94–96

企業は開示の一般的な目的を満たすために必要な詳細さの程度と、各開示規定にどの程度重点を置くかを検討します。開示の目的に適切と思われる集約単位の例として、契約の種類（例：主要な商品の種類）、地理的領域（例：国または地域）、IFRS第8号「事業セグメント」で定義される報告セグメントが挙げられます。

詳細化された開示

このセクションでは、IFRS第17号の開示要件の概要を述べ、現行の開示要件との類似点及び相違点を説明します。

IFRS 17.97–116

IFRS 17.97

IFRS 17.106–109

IFRS 17.111–113

開示要件	変更内容
財務諸表で認識される金額	
保険契約の正味帳簿価額の調整表を以下の区分で開示する。 <ul style="list-style-type: none"> 残存カバーに係る負債（または資産）の正味金額（ロス・コンポーネントを除く） ロス・コンポーネント 発生保険金に係る負債 PAA以外を適用して測定する保険契約について、保険契約の正味帳簿価額の調整表を以下の区分で開示する。 <ul style="list-style-type: none"> 将来キャッシュフローの現在価値の見積り 非金融リスクに係るリスク調整 CSM 	●
保険金融収益または費用の総額に関する開示と説明。特に、保険金融収益または費用額と資産からの投資リターンとの関係の説明。	●
PAAを適用して測定する保険契約	
企業がPAAの適格基準をどのように満たしたか 以下に関して選択した会計方針 <ul style="list-style-type: none"> 貨幣の時間価値と金融リスクの影響を、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債で調整するか否か 新契約獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識するか否か 	●
PAA以外を適用して測定する保険契約	
保険収益の分析	●
当期に認識した保険契約の影響の分析 企業が報告日に残存するCSMを純損益に認識することを見込む時期に関する説明	●
直接連動有配当保険契約	
基礎となる項目とその公正価値の構成	●
企業がIFRS第17号B115項に基づき、履行キャッシュフローの変動をCSMで調整しないことを選択する場合、その選択による影響額	●
IFRS第17号B135項に基づき、保険金融収益または費用について分解する方法を変更する場合、当該変更が必要な理由、変更により影響を受ける各財務諸表項目の調整額、変更が適用される保険契約グループの帳簿価額	●

● IFRS第17号で新たに求められる開示内容

● 既存の開示要件

● 拡充された開示内容
 現行の会計基準においても同様の開示要件が存在するが、IFRS第17号において詳細かつ明確になった開示

IFRS 17.114-116

IFRS 17.117-120

開示要件	変更内容
財務諸表で認識される金額（続き）	
<p>移行時の金額</p> <p>IFRS第17号への移行時に修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチで測定する保険契約は、以下を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 各アプローチで測定される保険契約とその他の保険契約について、CSMと保険収益の金額の調整表を別個に開示する。 - 移行日において企業が決定した保険契約の測定方法 - 保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解する場合、関連するFVOCIの金融資産についてOCIに含まれる累積額の調整表 	●
IFRS第17号の適用に伴う重要な判断	
<p>IFRS第17号の適用に伴う重要な判断及びその判断の変更。特に、使用したインプット、仮定、見積方法について、以下を含めて開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約を測定するために使用した方法、及びその方法へのインプットを見積るプロセス - 契約を測定するために使用したインプットを見積る方法及びプロセスの変更、それぞれの変更の理由、並びにそれにより影響を受ける契約の種類 - 以下を行うために使用したアプローチ <ul style="list-style-type: none"> - 直接連動有配当保険契約以外の契約について、裁量権の行使から生じる見積将来キャッシュフローの変動を特定する。 - 非金融リスクに係るリスク調整額を算定する（変動額を保険金融要素とサービス要素に分解するか否かを含む）。 - 割引率を決定する。 - 投資要素を決定する。 	●
<p>保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解する場合、純損益に認識する金額の算定に使用した方法に関する説明</p>	●
<p>基礎となる項目からのリターンに連動して変動しないキャッシュフローを割り引くために用いた、イールドカーブ（またはイールドカーブの幅）</p>	●
<p>非金融リスクに係るリスク調整に使用した信頼水準</p>	●
<p>非金融リスクに係るリスク調整の決定に関して信頼水準技法以外の技法を使用している場合には、使用した技法及び当該技法の結果に対応する信頼水準</p>	●

- IFRS第17号で新たに求められる開示内容
- 既存の開示要件
- 拡充された開示内容
現行の会計基準においても同様の開示要件が存在するが、IFRS第17号において詳細かつ明確になった開示

	開示要件	変更内容
IFRS 17.121–132	保険契約から生じるリスクの性質と程度	
	企業が事業活動を行う上で対象となる規制の枠組みより受ける影響に関する情報	●
	IFRS第17号第20項に基づき、法規制によって契約が同じグループに含まれる場合、その事実 リスクの種類ごとに以下を開示する。 – リスク・エクスポージャー。リスクがどのようにして生じ、前期からどのように変化したのか。 – リスクの測定及び管理に関する企業の目的、方針及びプロセス。これらについての前期からの変更。 – 報告日におけるリスク・エクスポージャーに関する定量的な要約情報。これは、主要な経営者に社内提供された情報に基づく。そのような情報が提供されない場合には、下記の具体的な開示規定に基づく。	● ●
	リスク集中に関する情報	●
IFRS 17.128–129	保険リスク及び市場リスク	
	保険リスクについて、発行済みの保険契約への影響を示す感応度分析。再保険によってリスクを軽減する前と後の双方を示す。 各市場リスクについて、保険契約の感応度と、保有する金融資産の感応度の関係を示す、感応度分析 感応度分析の作成に使用した方法及び仮定、感応度分析の作成に使用した方法及び仮定の前期からの変更、並びにそうした変更の理由 上記で定めている感応度分析とは異なる感応度分析を開示する場合は、そうした感応度分析を作成する際に使用した方法、その目的、主要な変数及び仮定、並びに提供する情報に生じる可能性のある制限に関する説明	● ● ● ●
IFRS 17.130	保険リスク	
	クレーム・ディベロップメント。すなわち、保険金請求実績と、過去の割引前保険金請求見積み額の比較	●
IFRS 17.131	信用リスク	
	企業の最大信用リスク・エクスポージャー	●
	再保険契約資産の信用の質に関する情報	●
IFRS 17.132	流動性リスク	
	流動性リスクの管理方法に関する記述	●
	最低限、報告日後最初の5年間の各年の正味キャッシュフローと、それ以降のキャッシュフローの総額を示す、満期分析。以下のいずれかの予想発生時期に基づく。 – 残存契約の割引前正味キャッシュフロー – 将来キャッシュフローの現在価値の見積み 要求に応じて支払わなければならない金額と、関連する保険契約グループの帳簿価額との関係	● ●



IFRS第17号で新たに求められる開示内容



既存の開示要件



拡充された開示内容





現行の会計基準においても同様の開示要件が存在するが、IFRS第17号において詳細かつ明確になった開示

この企業グループについて

本冊子の開示例は、ヨーロッパ、アジア、米国において生命保険事業および損害保険事業を行う多国籍保険会社に関するものです。この企業グループは投資契約も発行しており、ヨーロッパ及びアジアにおいて、自ら運営する集団投資スキームより契約者に利益が分配される投資契約を発行しています。

事業セグメント

この企業グループには、以下の報告セグメントがあります。これらの報告セグメントは、以下に示すように種々の商品やサービスを提供しており、異なる基準と測定モデルによって会計処理されています。

報告セグメント	商品及びサービス	分類
 生命保険	定期保険、重大疾病保険、無配当終身保険、即時払定額年金保険	IFRS第17号に基づく直接連動有配当保険契約以外の契約
 貯蓄性保険	定額据置年金、ユニバーサル生命保険	
 有配当契約	伝統的な有配当生命保険、変額年金、ユニットリンク契約、投資連動契約	IFRS第17号に基づく直接連動有配当保険契約
	ユニットリンク契約、その他の投資連動契約、集団投資スキーム	IFRS第9号に基づく金融商品及びIFRS第15号に基づく投資管理サービス契約
 損害保険	損害保険	IFRS第17号のPAAを適用して測定される保険契約（特定の取得した保険契約を除く）

この企業グループは、再保険契約と裁量権のある有配当性を有する投資契約は発行していません。

IFRS第17号への移行

企業は、実務上不可能でない限り、IFRS第17号を遡及適用することが要求されています。IFRS第17号を遡及適用することが実務上不可能な場合は、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを選択適用することができます。修正遡及アプローチを適用するために合理的で裏付け可能な情報を入手できない場合に、公正価値アプローチを適用します。

この企業グループは、IFRS第17号への移行時に、生命保険、貯蓄性保険、有配当契約のセグメントの特定の契約グループに修正遡及アプローチを適用しています。公正価値アプローチを適用している契約グループはありません。企業は、公正価値アプローチの下で測定する契約グループについては、CSM、保険収益、及び保険金融収益および費用に及ぼす影響を財務諸表の利用者が識別できるように別途開示を行い、それらの契約がどのように移行日に測定されたかを説明します。この開示は、修正遡及アプローチで測定される契約グループの開示と同様の内容です。修正遡及アプローチの開示は、注記10(D)、29(A)及び44(E)(ix)で解説しています。

[企業名]

独立監査人の報告書



独立監査人の報告書^a

[企業名]株主各位

意見

当監査法人は、[企業名]及びその子会社（以下、「企業グループ」）の2021年12月31日現在の連結財政状態計算書、同日をもって終了する会計年度の連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針及びその他の説明的情報を含む連結財務諸表注記から構成される連結財務諸表について監査を行った。

当監査法人は、添付の連結財務諸表が、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して、企業グループの2021年12月31日現在の連結財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の連結経営成績及び連結キャッシュフローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は国際監査基準（ISA）に従って監査を実施した。IASに基づく当監査法人の責任については、本報告書の「連結財務諸表監査に対する監査人の責任」の区分で詳述する。当監査法人は[法域]での連結財務諸表監査に関連する職業倫理に関する規定のもとで企業グループから独立しており、当該規定に準拠して当監査法人の倫理的責任を果たした。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと考えている。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、当監査法人の職業的専門家としての判断により、当年度の連結財務諸表監査において最も重要であると判断される事項である。監査上の主要な事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施及び監査意見の形成において検討した事項であり、当監査法人は、これらの事項に対して個別に意見を表明しない。

[各監査上の主要な事項についての説明]

^a 連結財務諸表に対するこの報告書の例は、2018年1月15日に発行された以下の国際監査基準（ISA）に基づいて作成されている。

- 国際監査基準第700号（改訂）「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- 国際監査基準第701号「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」
- 国際監査基準第720号（改訂）「その他の情報及び関連する改訂に関する監査人の責任」

この報告書の例では、特定の法域の法的要件や規制要件は反映されていない。

ISA第701号に従って、以下の場合に監査上の主要な事項が監査報告書に記載される。

- 上場企業の完全な一組の一般目的財務諸表の監査である場合、
- 法律または規制により要求される場合、かつ
- 監査人が監査上の主要な事項の記載を行うと判断した場合

その他の情報

経営者はその他の情報に対して責任を負う。その他の情報は、[X報告書に含まれる情報からなり、連結財務諸表及び当監査法人の監査報告書は含まれない]。

連結財務諸表に対する当監査法人の意見は、その他の情報を対象としておらず、よって当監査法人はその他の情報に対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

連結財務諸表に対する当監査法人の監査に関連して、当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その他の情報と、連結財務諸表または監査を通じて得た当監査法人の知識の間に著しい不整合が存在するか否か、あるいは重要な虚偽表示の兆候がないかを検討することにある。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付ける場合、当監査法人はその旨を報告する義務を負う。これに関し、当監査法人は報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、IFRSに準拠した連結財務諸表の作成及び適正な表示、並びに不正または誤謬を問わず重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制の整備について責任を負う。

連結財務諸表の作成に関する経営者の責任は、継続企業として存続する企業グループの能力を評価し、該当する場合には継続企業に関連する事項を開示し、経営者が企業グループの清算または事業停止の意図を有するか、もしくはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて連結財務諸表を作成することにある。

統治責任者は企業グループの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

連結財務諸表監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正か誤謬かを問わず、全体として連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかについて合理的な保証を得て、当監査法人の意見を含めた監査報告書を提出することである。「合理的な保証」とは、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施した監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは合計すると、財務諸表の利用者が連結財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

IASに準拠した監査の一環として、当監査法人は職業的専門家としての判断を行使し、監査を通じて常に職業的専門家としての懐疑心を保持することに加え、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを識別、評価し、それらのリスクに対応する監査手続を立案、実施し、当監査法人の意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正は共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、内部統制の無効化を伴う可能性があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- 状況に適した監査手続を立案するために監査に関連性のある内部統制を理解するが、企業の内部統制の有効性に対する意見を表明することを目的とはしない。
- 用いられる会計方針の適切性及び経営者が行った会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性、及び入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続する企業グループの能力に著しい疑義をもたらす事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論付ける場合には、監査報告書において、連結財務諸表に含まれる関連する開示に注意を促すことが要求されるか、または、関連する開示が妥当ではない場合には意見を変更することが要求される。ただし、将来の事象または状況により、企業グループが継続企業として存続できなくなることがある。
- 開示を含む連結財務諸表の全体的な表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や事象を適正に表示しているか否かを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するため、企業グループ内の企業または事業活動の財務情報に関し、十分かつ適切な監査証拠を入手する。当監査法人は、企業グループの監査の指示、監督及び実施に対して責任を負う。当監査法人は、監査意見に対して単独で責任を負う。

当監査法人は、特に監査の範囲とその実施時期の計画、及び監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む）について統治責任者とコミュニケーションを行う。

また、独立性について、適切な職業倫理に関する規定を遵守した旨を統治責任者に文書で提出し、独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係及びその他事項、並びに該当する場合には、関連するセーフガードについてコミュニケーションを行う。

統治責任者にコミュニケーションを行った事項の中から、当会計年度の連結財務諸表監査に最も重要な影響を与え、よって監査上の主要な事項に該当する事項を決定する。当監査法人は、これらの事項を監査報告書に記載する。ただし、法令により当該事項を公表することが禁じられている場合、あるいは極めて稀な状況において、監査報告書で当該事項についてコミュニケーションを行うことにより生じるマイナスの影響が、当該コミュニケーションにより得られ公益を上回る合理的に予想されるため、当該事項についてのコミュニケーションを行うべきでないと判断した場合を除く。

本独立監査人の監査報告書の基となる監査の監査責任者は[氏名]である。

[特定の法域で適切とされる署名]

[当監査法人の住所]

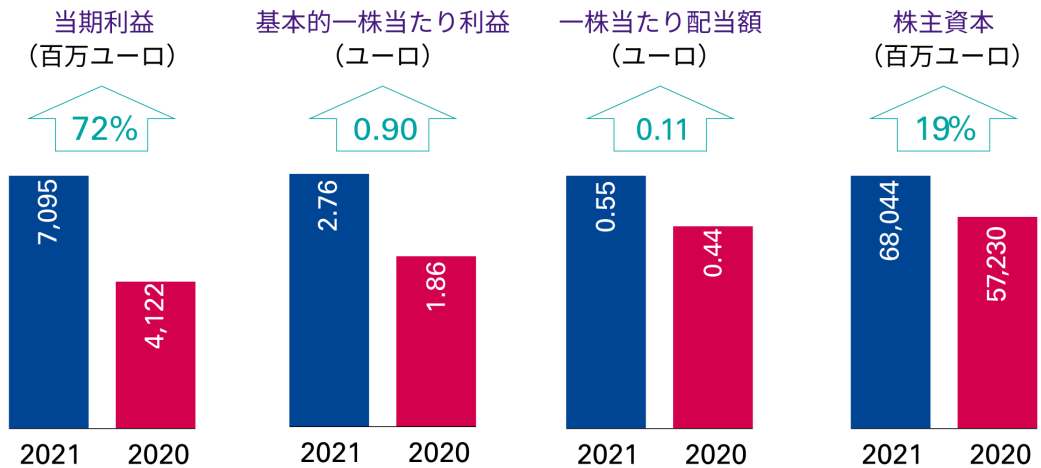
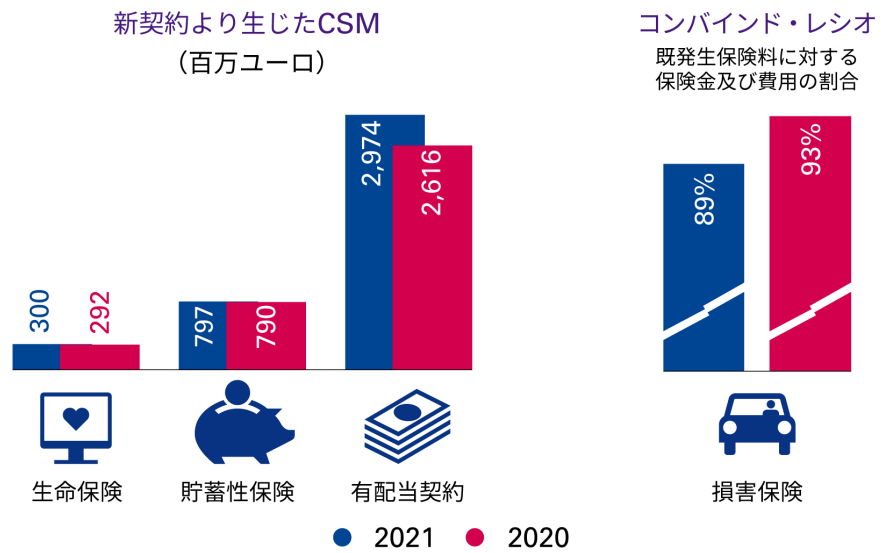
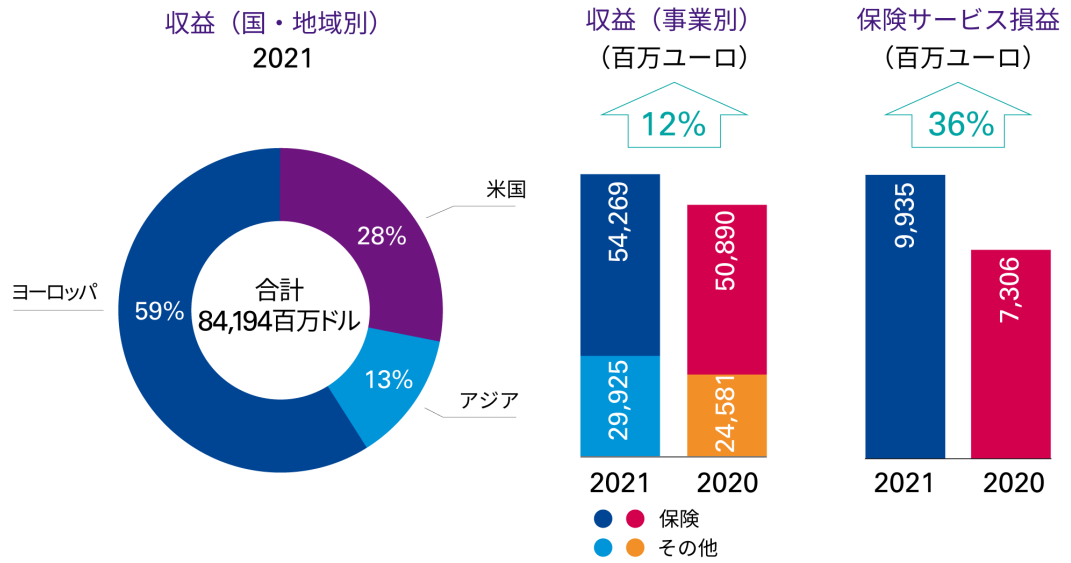
[日付]

[企業名]

連結財務諸表

2021年12月31日

財務ハイライト



連結純損益計算書^a

12月31日に終了する会計年度

IAS 1.10(b), 10A, 29,
38–38A, 81A, 113

IFRS 17.83, IAS 1.82(a)(ii)

IFRS 17.84, IAS 1.82(ab)

IFRS 17.82, 86,
IAS 1.82(ac)

IAS 1.85

IFRS 7.20(b),
IAS 1.82(a)(i)

IAS 1.82(a)

IAS 1.82(ba)

IAS 1.85

IAS 1.82(bb)

IFRS 17.82, IAS 1.82(bc)

IFRS 7.20(a)(i)

IFRS 7.20(a)(i)

IAS 1.85

IAS 1.82(a)

IAS 1.99, 103

IAS 1.82(b)

IAS 1.82(c)

IAS 1.85

IAS 1.82(d), 12.77

IAS 1.81A(a)

IAS 1.81B(a)(ii)

IAS 1.81B(a)(i)

IAS 33.4

IAS 33.66

IAS 33.66

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示* ^b
保険収益	9	54,269	50,890
保険サービス費用	13, 29(A)	(43,104)	(42,459)
再保険損益 ^c	29(A)	(1,230)	(1,125)
保険サービス損益		9,935	7,306
FVTPLで測定しない金融資産に係る利息収益	10(B)	8,398	7,987
その他の投資収益	10(C)	21,095	16,187
金融資産に係る減損損失の純額	5(E)	(324)	(374)
投資収益		29,169	23,800
保険金融費用（純額）	10(A)	(22,855)	(19,519)
再保険金融収益（純額）	10(A)	396	336
投資契約負債の変動	28	(1,311)	(641)
連結ファンドに対する第三者持分の変動	28	(62)	(59)
投資損益（純額）	10	5,337	3,917
投資管理サービス収益	11	432	407
その他の収入	12	735	7
その他の事業費用	13	(6,318)	(5,477)
その他の金融費用	14	(615)	(621)
持分法による投資損益（税引後）	23	233	186
税引前純利益		9,739	5,725
法人所得税費用	18	(2,644)	(1,603)
当期純利益		7,095	4,122
当期純利益の帰属：			
親会社株主持分		7,014	4,069
非支配持分	34(C)	81	53
		7,095	4,122
1株当たり利益			
基本的1株当たり利益（ユーロ）	15	2.76	1.86
希薄化後1株当たり利益（ユーロ）	15	2.75	1.85

* 注記43を参照。

24頁から229頁の注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10A

a. この企業グループは、損益を表す計算書と、OCIの構成要素を表す別の計算書で構成される「2計算書」方式に従って包括利益を表示している。代替的な「1計算書」方式の開示例についてはKPMGの「[年次財務諸表ガイドー開示例](#)」（2017年9月版）を参照。

IAS 8.26,
Insights 2.8.50.110

b. この企業グループは、修正再表示した比較情報に「修正再表示」の見出しを付している。KPMGの見解では、これは、比較財務諸表が過去に公表された財務諸表と同一ではないということを強調するために必要である。

IFRS 17.86

c. この企業グループは、保険金融収益または費用を除く再保険損益を純額で表示している。この他、合計すればこの純額となる、再保険者から受ける補償と支払保険料の配分額を、別個に表示することができる。この場合、支払保険料額は、収益の減額としては表示しない。
この企業グループは再保険契約を発行していない。本冊子において「再保険契約」とは、この企業グループが保有する再保険契約のことを意味する。

連結純損益及びその他の包括利益計算書

12月31日に終了する会計年度

IAS 1.10(b), 10A, 29,
38–38A, 81A, 113

IAS 1.10A

IAS 1.82A(a)(i)

IAS 1.85

IAS 1.82A(b)(i)

IAS 1.91(b)

IAS 1.82A(a)(iii)

IAS 21.52(b)

IAS 1.92

IAS 21.52(b)

IAS 1.85

IAS 1.92

IFRS 7.20(a)(viii)

IFRS 7.20(a)(viii),

IAS 1.92

IAS 1.85

IAS 1.92

IFRS 17.90

IFRS 17.82, 90

IAS 1.82A(b)(ii)

IAS 1.82A(b)(iii), 92

IAS 1.91(b)

IAS 1.81A(b)

IAS 1.81A(c)

IAS 1.81B(b)(ii)

IAS 1.81B(b)(i)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示*
当期純利益		7,095	4,122
その他の包括利益			
純損益に振り替えられないことのない項目			
確定給付負債（資産）の再測定	16(B)	72	(15)
持分法投資—その他の包括利益に対する持分	23	4	3
関連する法人所得税 ^a	18(B)	(22)	5
		54	(7)
純損益に振り替えられる、または振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体			
為替換算差額		(406)	589
純損益への振替え（純額） ^b		(13)	-
純投資ヘッジ—純利益（損失）	5(D)(ii)	45	(48)
ヘッジコスト	5(D)(ii)		
公正価値の変動（純額）		(30)	(10)
純損益への振替え（純額） ^b		18	4
FVOCIで測定する負債性金融商品	10		
公正価値の変動（純額）		4,127	2,943
純損益への振替え（純額） ^b		(1,524)	
売却可能金融資産 ^c	10		
公正価値の変動（純額）			67
純損益への振替え（純額） ^b			(1,283)
保険金融費用（純額）	10(A)	(1,207)	(1,138)
再保険金融収益（純額）	10(A)	7	5
持分法投資			
その他の包括利益に対する持分	23	20	13
純損益への振替え（純額） ^b	35(A)(iv)	(12)	-
関連する法人所得税 ^a	18(B)	(421)	(179)
		604	963
その他の包括利益（税引後）		658	956
包括利益合計		7,753	5,078
包括利益合計の帰属：			
親会社株主持分		7,663	5,014
非支配持分	34(C)	90	64
		7,753	5,078

* 注記43を参照。

24頁から229頁の注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.90–91

a. この企業グループは、OCIの個々の構成要素を関連する法人所得税控除前の金額で表示し、関連する法人所得税の合計額を純損益及びその他の包括利益計算書に表示している。OCIの各構成要素に関連する法人所得税について、注記18(B)にて開示を行っている。企業はこの他に、OCIの個別の構成要素を関連する法人所得税控除後の金額で計算書に表示することもできる。

IAS 1.94

b. この企業グループは、組替調整額を純損益及びその他の包括利益計算書で表示することを選択している。企業はこの他に、これらの調整額を注記にて表示することもできる。

IFRS 9.7.2.1

c. IFRS第9号は、初度適用日に認識されなくなった項目には適用されない。したがって、企業がIFRS第9号の適用を反映するために比較情報を再表示したとしても、初度適用日前に認識が中止された金融資産および金融負債に関する情報は、引き続きIAS第39号に従って報告される。

連結財政状態計算書^{a, b}

		2021年 12月31日	2020年 12月31日	2020年 1月1日 ^c
	百万ユーロ		修正再表示**	修正再表示**
	注記			
	資産			
IAS 1.10(a), (ea)–(f), 29, 38–38A, 40A–40B, 113	現金及び現金同等物*	19	20,794	16,337
IAS 1.54(i)	金融投資	20		13,821
IAS 1.54(d), 59	– 公正価値測定* ^d		412,526	384,080
	– 償却原価測定		8,765	8,691
IFRS 9.3.2.23(a)	– 証券貸借取引及びレポ取引		8,267	8,471
IAS 1.54(h)	債権*	21	7,609	8,470
IAS 1.54(n)	未収法人所得税等		791	618
IFRS 17.78(a), IAS 1.54(da)	保険契約資産	29	717	668
IFRS 17.78(c), IAS 1.54(da)	再保険契約資産	29	12,775	12,375
IAS 1.54(b)	投資不動産*	22	5,870	5,829
IAS 1.54(e)	持分法投資	23	2,588	2,394
IAS 1.54(a), 59	有形固定資産	24		
	– 公正価値で測定される自己使用不動産*		492	399
	– その他		4,150	4,178
IAS 1.54(c)	無形資産及びのれん	25	12,090	12,513
IAS 1.54(o)	繰延税金資産	18	260	247
	その他の資産	26	1,561	1,490
	資産合計		499,255	466,777
				437,252

* 有配当契約の基礎となる項目225,168百万ユーロ（2020年：211,584百万ユーロ）を含む。
注記5(B)(ii)を参照。

** 注記43を参照。

連結財政状態計算書（続き）

IAS 1.10(a), (ea)–(f),
38–38A, 40A–40B, 113

IAS 1.54(k)

IAS 1.54(m)

IAS 1.54(n)

IAS 1.54(m)

IAS 1.54(m)

IFRS 17.78(b),
IAS 1.54(ma)IFRS 17.78(d),
IAS 1.54(ma)

IAS 1.54(m)

IAS 1.54(l)

IAS 1.54(o)

IAS 1.54(r), 78(e)

IAS 1.54(r), 78(e)

IAS 1.54(r), 78(e)

IAS 1.54(q)

百万ユーロ	注記	2021年 12月31日	2020年 12月31日 修正再表示**	2020年 1月1日 ^c 修正再表示**
負債				
債務	27	10,401	11,305	11,229
デリバティブ負債* ^d	20	1,240	1,286	1,312
未払法人所得税等		1,980	1,886	1,840
投資契約負債	28	23,977	21,779	21,220
連結ファンドに対する第三者持分	28	491	441	457
保険契約負債	29	379,951	360,829	336,309
再保険契約負債	29	884	834	823
借入金等	30	7,405	6,850	6,917
引当金	31	201	290	110
繰延税金負債	18	3,052	2,588	2,354
その他の負債	32	652	612	699
負債合計		430,234	408,700	383,270
資本				
資本金及び資本剰余金		23,291	19,014	18,973
利益剰余金		38,720	32,782	29,652
その他の積立金		6,033	5,434	4,553
親会社株主に帰属する持分	33	68,044	57,230	53,178
非支配持分	34(C)	977	847	804
資本合計		69,021	58,077	53,982
資本及び負債合計		499,255	466,777	437,252

* 有配当契約の基礎となる項目746百万ユーロ（2020年：688百万ユーロ）を含む。
注記5(B)(ii)を参照。

** 注記43を参照。

24頁から229頁の注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 1.10

a. 企業は、意味が明瞭で誤解を招くものでない限り、「貸借対照表」等の他の表題を用いることができる。

IAS 1.60–61, 63,
Insights 3.1.10

b. KPMGの経験では、保険会社は通常、資産・負債を流動・非流動区分により表示するよりも、流動性に基づいて表示する方が信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供するため、流動性配列法により財政状態計算書を表示している。この企業グループも、流動性配列法により財政状態計算書を表示している。

企業は、

- 報告日後12ヵ月以内、及び
- 報告日後12ヵ月より後

に回収または決済される予定の金額が混在する資産及び負債の表示科目について、12ヵ月より後に回収または決済される予定の金額を注記で開示する。

IAS 1.10(f), 40A

c. この企業グループは、IFRS第17号及びIFRS第9号（注記43を参照）より生じる会計方針の変更がこの計算書の情報に著しい影響を与えるため、前期の期首時点における3つ目の財政状態計算書を表示している。

Insights
7A.10.40.50

d. KPMGの見解では、デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、重要性がある場合、財政状態計算書上別個の項目として表示しなければならない。

連結持分変動計算書

2021年12月31日に終了する会計年度

IAS 1.10(c), 29, 38–38A, 108, 113	百万ユーロ	注記	親会社株主に帰属する持分		
			資本金	優先株式	資本剰余金
	2020年1月1日報告残高		2,185	400	16,388
IAS 1.106(b), 8.28(g)	IFRS第17号適用による影響	43(A)	-	-	-
IAS 1.106(b)	IFRS第9号適用による影響	43(B)	-	-	-
	2020年1月1日修正再表示残高		2,185	400	16,388
	包括利益合計（修正再表示）				
IAS 1.106(d)(i)	当期純利益		-	-	-
IAS 1.106(d)(ii), 106A	その他の包括利益	18(B), 33(D)	-	-	-
IAS 1.106(a)	包括利益合計（修正再表示）		-	-	-
	親会社株主との取引				
	親会社株主からの抛及及び親会社株主への分配				
IAS 1.106(d)(iii)	自己株式の取得 ^a	33(B)	-	-	-
	配当	33(C)	-	-	-
	株式決済型の株式に基づく報酬 ^b	13(A)	-	-	-
	ストック・オプションの行使	33(A)	4	-	37
	親会社株主との取引合計		4	-	37
	2020年12月31日修正再表示後残高		2,189	400	16,425
	2021年1月1日残高		2,189	400	16,425
	包括利益合計				
IAS 1.106(d)(i)	当期純利益		-	-	-
IAS 1.106(d)(ii), 106A	その他の包括利益	18(B), 33(D)	-	-	-
IAS 1.106(a)	包括利益合計		-	-	-
	親会社株主との取引				
	親会社株主からの抛及及び親会社株主への分配				
IAS 1.106(d)(iii)	普通株式の発行	33(A)	385	-	3,600
	企業結合に関連した普通株式の発行	35(A)(i)	20	-	198
	自己株式の売却 ^a	33(B)	-	-	2
	配当	33(C)	-	-	-
	株式決済型の株式に基づく報酬 ^b	13(A)	-	-	-
	ストック・オプションの行使	33(A)	7	-	65
	親会社株主からの抛及及び親会社株主への分配合計		412	-	3,865
	所有者持分の変動				
IAS 1.106(d)(iii)	非支配持分を伴う子会社の取得	35(A)(iv)	-	-	-
	親会社株主との取引合計		412	-	3,865
	2021年12月31日残高		2,601	400	20,290

24頁から229頁の注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

親会社株主に帰属する持分									
為替換算調整 勘定	ヘッジコスト 積立金	公正価値評価 差額	保険金融費用 積立金	自己株式	利益剰余金	合計	非支配持分	資本合計	
2,514	-	825	-	(274)	29,001	51,039	771	51,810	
-	-	-	(870)	250	3,023	2,403	44	2,447	
-	(9)	2,117	-	-	(2,372)	(264)	(11)	(275)	
2,514	(9)	2,942	(870)	(24)	29,652	53,178	804	53,982	
-	-	-	-	-	4,069	4,069	53	4,122	
536	(6)	1,200	(779)	-	(6)	945	11	956	
536	(6)	1,200	(779)	-	4,063	5,014	64	5,078	
-	-	-	-	(70)	-	(70)	-	(70)	
-	-	-	-	-	(958)	(958)	(21)	(979)	
-	-	-	-	-	25	25	-	25	
-	-	-	-	-	-	41	-	41	
-	-	-	-	(70)	(933)	(962)	(21)	(983)	
3,050	(15)	4,142	(1,649)	(94)	32,782	57,230	847	58,077	
3,050	(15)	4,142	(1,649)	(94)	32,782	57,230	847	58,077	
-	-	-	-	-	7,014	7,014	81	7,095	
(365)	(12)	1,799	(826)	-	53	649	9	658	
(365)	(12)	1,799	(826)	-	7,067	7,663	90	7,753	
-	-	-	-	-	-	3,985	-	3,985	
-	-	-	-	-	12	230	-	230	
-	-	-	-	3	-	5	-	5	
-	-	-	-	-	(1,207)	(1,207)	(24)	(1,231)	
-	-	-	-	-	66	66	-	66	
-	-	-	-	-	-	72	-	72	
-	-	-	-	3	(1,129)	3,151	(24)	3,127	
-	-	-	-	-	-	-	64	64	
-	-	-	-	3	(1,129)	3,151	40	3,191	
2,685	(27)	5,941	(2,475)	(91)	38,720	68,044	977	69,021	

IAS 32.33,
Insights 7A.3.560

a. IFRSは、資本における自己株式の表示方法を規定していない。しかし、その国・地域の法律によって表示方法が規定されていることがあるため、企業が資本における自己株式の表示方法を選択する際には、法的環境を考慮しなければならない。企業は、すべての自己株式に対して毎期継続して適用される表示方法を選択する必要がある。この企業グループは、自己株式に係る費用の合計額を資本の別項目として表示することを選択している。

Insights 4.5.900.30

b. 一般にIFRS第2号「株式に基づく報酬」は、株式に基づく報酬に関連して認識された資本の増加額を、資本の独立した項目として表示するか、利益剰余金に含めるかについて、言及していない。KPMGの見解では、IFRSのもとでいずれのアプローチも認められていると考えている。この企業グループは、そのような増加を利益剰余金に含めて表示することを選択している。

連結キャッシュフロー計算書^a

12月31日に終了する会計年度

IAS 1.10(d), 29,
38–38A, 113

IAS 7.18(b)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示*
営業活動によるキャッシュフロー			
当期純利益 ^b		7,095	4,122
調整：			
– 取得子会社に対する既存持分の再測定益	12	(32)	-
– 子会社の処分益	12	(681)	-
– 有形固定資産の処分益	12	(22)	(7)
– 減価償却費及び償却費	24(B), 25, 37(A)	683	641
– 無形資産及びのれんの減損損失	25	337	-
– その他の金融費用	14	615	621
– 持分法による投資損益（税引後）	23	(233)	(186)
– 株式決済型の株式に基づく報酬	13(A)	66	25
– 法人所得税費用	18	2,644	1,603
		10,472	6,819
増減：			
– 金融投資及びデリバティブ		(38,885)	(28,820)
– 保険契約及び再保険契約		20,890	18,184
– 債権		813	350
– 投資不動産		(158)	(84)
– 公正価値で測定される自己使用不動産		(96)	(54)
– その他の資産		(155)	(19)
– 債務		(943)	1
– 投資契約負債		2,404	251
– 連結ファンドに対する第三者持分		60	(31)
– 引当金		(117)	163
– その他の負債		40	(87)
営業活動によるキャッシュフロー		(5,675)	(3,327)
利息の受取額 ^c		8,376	7,995
配当の受取額 ^c		742	1,272
法人所得税の支払額		(2,508)	(1,479)
営業活動による正味キャッシュフロー		935	4,461
投資活動によるキャッシュフロー			
子会社の取得による支出（取得した現金控除後）	35(A)	(175)	-
子会社の処分による収入（処分した現金控除後）	35(B)	1,299	-
有形固定資産の取得による支出	24(B)	(335)	(339)
有形固定資産の売却による収入		95	52
無形固定資産の取得により支出	25(A)	(5)	(22)
投資活動による正味キャッシュフロー		879	(309)

* 注記43を参照。

IAS 7.31, 33

IAS 7.31, 33

IAS 7.35

IAS 7.10

IAS 7.21

IAS 7.39

IAS 7.39

IAS 7.16(a)

IAS 7.16(b)

IAS 7.16(a)

IAS 7.10

連結キャッシュフロー計算書 (続き)

12月31日に終了する会計年度

IAS 1.10(d), 29,
38–38A, 113

IAS 7.21

IAS 7.17(a)

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(c)

IAS 7.17(a)

IAS 7.17(a)

IAS 7.17(b)

IAS 7.17(d)

IAS 7.17(e)

IAS 7.31, 33

IAS 7.31, 34

IAS 7.10

IAS 7.28

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示*
財務活動によるキャッシュフロー			
株式の発行による収入	33(A)	3,985	-
償還優先株式の発行による収入	30(E)	700	-
借入金等による収入	30(E)	145	397
自己株式の売却による収入		5	-
ストック・オプションの行使による収入	33(A)	72	41
償還優先株式に関連する取引コストの支払額	30(E)	(10)	-
自己株式の再買取による支出		-	(70)
借入金等の返済による支出	30(E)	(122)	(456)
リース負債の返済による支出	30(E)	(363)	(353)
利息の支払額 ^c	30(E)	(427)	(396)
配当金の支払額 ^c	33(C)	(1,231)	(979)
財務活動による正味キャッシュフロー		2,754	(1,816)
現金及び現金同等物の純減少額		4,568	2,336
1月1日現在の現金及び現金同等物		16,337	13,821
現金及び現金同等物に係る換算差額		(111)	180
12月31日現在の現金及び現金同等物	19	20,794	16,337

* 注記43を参照。

24頁から229頁の注記は本連結財務諸表の必須構成要素です。

IAS 7.18–19

a. この企業グループは、営業活動によるキャッシュフローを間接法により表示することを選択している。企業はこの他に、営業活動によるキャッシュフローを直接法によって、営業活動に関連する収入及び支出を主要な種類ごとに総額で開示することもできる。直接法により営業活動を表示するキャッシュフロー計算書の例示については、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイドー開示例](#)」の(2017年9月版)のAppendix IIIを参照のこと。

IAS 7.18, 20, A,
Insights 2.3.30.20

b. この企業グループは、営業活動によるキャッシュフローを間接法を用いて表示する際に、当期純利益を出発点として使用している。これは、IAS第7号「キャッシュフロー計算書」に示されている出発点であるが、IAS第7号の付録の設例では異なる数値(税引前純利益)を出発点としている。この付録は基準書と同等の地位を有するものではないため、基準書に準拠する方が望ましいと考えられる。

IAS 7.31, 33–34,
Insights 2.3.50.10–
20

c. IAS第7号は、利息及び配当金の受取によるキャッシュフロー、並びに利息及び配当金の支払いによるキャッシュフローを別個に開示することを要求している。KPMGの見解では、そのような開示は注記ではなくキャッシュフロー計算書において義務付けられていると考える。IFRSに特定のガイダンスがないため、企業は、以下の分類についての自社の会計方針を選択し、每期継続して適用すべきである。

– 支払利息及び支払配当金の、営業活動または財務活動によるキャッシュフローへの分類

– 受取利息及び受取配当金の、営業活動または投資活動によるキャッシュフローへの分類

この企業グループは、受取利息及び受取配当金を営業活動によるキャッシュフローとして、支払利息及び支払配当金を財務活動によるキャッシュフローとして分類することを選択している。

IAS 1.10(e)

連結財務諸表注記^a

1. 報告企業

IAS 1.51(a)–(b),
138(a)–(b)

[企業名]（以下、「当社」）は[X国]に所在する企業です。当社の登録事業所の住所は[住所]です。連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、合わせて「当社グループ」）により構成されます。当社グループは、ヨーロッパ、アジア及び米国において生命保険事業及び損害保険事業を展開しています。当社グループは投資契約及び当社グループが運営する集団投資スキームより契約者に利益が分配される契約をヨーロッパおよびアジアで発行しています。

2. 会計処理の基礎

IAS 1.16, 112(a), 116,
10.17

連結財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されています。連結財務諸表は、当社の取締役会により[日付]に公表が承認されています。

IAS 1.41

当社グループの会計方針（当会計年度中の変更を含む）の詳細は、注記43及び44に記載されています。注記43に記載されているとおり、当社グループは2021年1月1日を適用開始日として、IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」並びに関連する他の基準の改訂内容を適用しています。IFRS第17号及びIFRS第9号の要件によって、保険契約及び再保険契約並びに金融商品の会計処理に重要な変更が生じたため、当社グループは比較情報を修正再表示し、2020年1月1日時点における財政状態計算書を表示しています。

3. 機能通貨及び表示通貨

IAS 1.51(d)–(e)

連結財務諸表は、当社の機能通貨であるユーロで表示しています。すべての金額は、特に記載がない限り、百万ユーロ単位で四捨五入しています。

4. 判断及び見積りの使用^b

連結財務諸表の作成において、経営者は、当社グループの会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っており、実際の業績は当該見積りとは異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。見積りの変更による影響は、将来に向かって認識されます。

IAS 1.113–114

a. 注記は、実務的に可能な範囲で体系的な方法で表示し、財務諸表の主要な項目と相互に参照する必要がある。企業は、体系的な表示方法を決めるにあたり、財務諸表の理解のし易さや比較可能性に与える影響を検討する。関連性のある情報をまとめて表示する際には、企業グループの経営成績及び財政状態を理解するうえで最も適切と考えられる方法を、企業グループは自ら判断して決定する必要がある。本冊子で表示されている順序はあくまで例示であり、企業は注記の構成を、自社の特有の状況に合わせて独自に検討する必要がある。

IAS 1.122, 125

b. 開示される判断、見積り及び仮定は、この企業グループの実態を反映するものである。各企業は、自社特有の状況に合わせて開示内容を変更する必要がある。

連結財務諸表注記（続き）

4. 判断及び見積りの使用（続き）

A. 判断

以下の注記には、連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う判断に関する情報が含まれています。

- 注記5(E)(iv)及び44(G)(iii)
金融資産の減損：当初認識以降に金融資産に係る信用リスクが著しく増大しているか否かの評価
- 注記20及び44(G)(ii)
金融資産の分類：金融資産が保有されている事業モデルの評価、及び金融資産の契約条件が元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるか否かの評価
- 注記28、29及び44(D)
保険契約、再保険契約及び投資契約の分類：契約が重要な保険リスクを移転するか否か、また契約が直接連動有配当保険契約であるか否かの評価
- 注記29及び44(E)(ii)
保険契約及び再保険契約の集約のレベル：保険契約ポートフォリオの特定、及び当初認識時に不利な契約グループの決定と当初認識後に不利となる可能性が低い契約グループの決定
- 注記29(E)及び44(E)(v)
保険契約及び再保険契約の測定：非金融リスクに係るリスク調整の見積り方法の決定、及び契約に基づいて提供される給付の量
- 注記34(A)、36及び44(A)(ii)
連結：当社グループが被投資会社を支配しているか否かの判断
- 注記35(A)(iii)
子会社の取得：識別可能な取得資産及び引受負債の個別の認識
- 注記43(A)(ii)及び44(E)(ix)
IFRS第17号への移行：完全遡及アプローチまたは修正遡及アプローチを適用するために、合理的で裏付け可能な十分な情報が入手可能か否かの判断

B. 仮定及び見積りの不確実性

以下の注記には、2022年12月31日に終了する会計年度において、資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、仮定及び見積りの不確実性に関する情報が含まれています。

- 注記5(E)(iv)及び44(G)(iii)
金融資産の減損：ECLの測定に将来情報を織り込むこと
- 注記7(B)(ii)、20、22及び24(A)
重要な観察不能なインプットを伴う金融商品、投資及び自己使用不動産の公正価値の算定
- 注記18
繰延税金資産の認識：税務上の繰越欠損金の便益を利用するために必要な将来の課税所得の発生可能性
- 注記25(B)
非金融資産及びのれんを含むCGUの減損テスト：回収可能価額の基礎となる主要な仮定

保険契約及び再保険契約の測定で用いた仮定に関する情報は注記29(E)に含まれています。以下の主要な仮定の変動により、2022年において履行キャッシュフローが著しく変動する可能性があります。不利な契約より生じる変動ではない場合、または将来のサービスに関連する変動である場合は、契約の帳簿価額に影響を及ぼすものではなく、CSMで調整される変動です。

- 生命保険及び有配当保険：死亡率、罹患率、契約者の行動、配当率、予定利率と割引率の差に関する将来キャッシュフローの算定に用いる仮定
- 損害保険契約：クレーム・ディベロップメントに関する仮定
- すべての保険契約：流動性プレミアムなどの割引率に関する仮定

IAS 1.122

IAS 1.125, 129–130

連結財務諸表注記（続き）

IFRS 7.31, 17.121

5. リスク管理及び資本管理^a

当社グループは、保険契約及び再保険契約によって、保険リスク、契約者行動リスク及び費用リスクから成る引受リスクに晒されています。

また、当社グループは、保険契約、再保険契約、及び金融商品から生じる金融リスクとオペレーショナル・リスクに晒されています。金融リスクは、信用リスク、流動性リスク、市場リスクが含まれます。市場リスクは為替リスク、金利リスク、その他の価格変動リスクから構成されます。

本注記では、当社グループのリスク・エクスポージャーに関する情報と、リスクの測定及び管理、並びに資本管理の目的、方針及びプロセスについて開示します。

	頁
A. リスク管理フレームワーク	27
B. 保険契約に起因する主なリスク	27
i. 生命保険契約及び貯蓄性保険契約	28
ii. 有配当保険契約	30
iii. 損害保険契約	32
C. 引受リスク	33
i. 引受リスクの管理	33
ii. 引受リスクの集中	34
iii. 感応度分析	35
D. 市場リスク	37
i. 市場リスクの管理	37
ii. 為替リスク	37
iii. 金利リスク	42
iv. 株価変動リスク	44
E. 信用リスク	45
i. 信用リスクの管理	45
ii. 信用の質に関する分析	46
iii. 証券貸借取引及びレポ取引の担保並びにデリバティブ	50
iv. ECLより生じる金額	54
v. 信用リスクの集中	62
F. 流動性リスク	63
i. 流動性リスクの管理	63
ii. 満期分析	64
G. オペレーショナル・リスク	68
H. 資本管理	68
i. 規制資本	68
ii. 資本の配分	69

IFRS 7.34, 17.125

^a 表示されているリスクの開示情報は、この企業グループの実態を反映するものである。各企業は、自社特有の状況に合わせて開示内容を変更する必要がある。特にIFRS第17号とIFRS第7号「金融商品：開示」は、企業の経営幹部に対して内部で提供される情報を基礎としたリスク・エクスポージャーについて、定量的データを要約して開示することを義務付けている。

また、企業の経営幹部に対して内部的に提供される情報を基礎として作成された開示が対象としない内容についても、最低限の開示を行うことを義務付けている。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

A. リスク管理フレームワーク

IFRS 7.33(b), 17.124(b)

当社の取締役会は、当社グループのリスク管理フレームワークの設定及び監督について、全体的な責任を負っています。当社グループのリスク管理委員会は、リスク管理方針を策定しモニタリングする責任を負い、その活動を定期的に取り締役会へ報告します。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限とコントロールを決定し、リスクとその上限の遵守をモニタリングできるように策定されています。リスク管理方針は、市場の状況及び当社グループの活動の変化を反映するため、定期的に見直しが行われます。当社グループは、研修、管理基準及び手続を通じて、全従業員が個々の役割と義務を理解し、統制の取れた建設的なコントロール環境を維持することを目標としています。

当社グループの監査委員会は、当社グループのリスク管理方針及び手続の遵守状況を経営者がどのようにモニタリングしているかを監督し、当社グループが直面しているリスクに対するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしています。当社グループの監査委員会は、監督にあたり内部監査部による支援を受けています。内部監査部は、リスク管理コントロール及び手続を定期的もしくは必要に応じて随時レビューし、その結果を監査委員会に報告しています。

リスクは、グループレベルで策定された原則及び方針に基づいて、事業が行われる現地法人レベルで管理されます。リスクを管理する総合的なアプローチとして、グループレベルで集計できるようグループ共通の測定方法を用いています。当社グループは、リスク管理方針の枠組みの中で、資産負債マッチング（ALM）プロセス、ヘッジプログラム（主にデリバティブを利用して実施）、保険プログラム（主に再保険を利用して実施）などのリスク管理プログラムを行っています。プログラムは当社グループが事業を行う各国で整備されており、当社グループのリスク管理フレームワーク全体の一部を構成しています。

B. 保険契約に起因する主なリスク

IFRS 7.33, 17.124

当社グループは、保険契約、投資契約、及び当社グループが運営する集団投資スキームより契約者に利益が分配される契約を発行しています。これらの契約に起因する引受リスク及び金融リスクの性質及び範囲は契約の設計によって決定されます。リスク管理においては、関連する再保険契約によって軽減されるリスクや、負債の支払のために保有する金融資産から生じるリスクも考慮の上、リスクを評価します。ある会計期間の純損益と資本が金融リスクに反応する程度は、経済的なヘッジの度合や契約保有者に負担される程度、また当社グループが採用した会計方針に内在する mismatches の程度によって異なります。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

B. 保険契約に起因する主なリスク（続き）

i. 生命保険契約及び貯蓄性保険契約

商品	主なリスク	リスクの軽減方法
生命保険		
定期保険及び重大疾病保険	<ul style="list-style-type: none"> - 死亡リスク：契約保有者が予想より前に死亡する - 罹患リスク：予想より早く重大疾病と診断される - 再保険に係る信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 財務健全性を有する再保険者と再保険契約を結ぶ
無配当終身保険	<ul style="list-style-type: none"> - 死亡リスク - 金利リスク：資産・負債のデュレーション及び利回りの差 - 投資に係る信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 資産と負債のキャッシュフローをマッチさせる - 投資適格資産に投資する
即時払定額年金	<ul style="list-style-type: none"> - 長寿リスク：契約保有者が予想より後に死亡する - 金利リスク：資産・負債のデュレーション及び利回りの差 - 投資に係る信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 資産と負債のキャッシュフローをマッチさせる - 投資適格資産に投資する
貯蓄性保険		
据置定額年金（積立期間）	<ul style="list-style-type: none"> - 長寿リスク（年金支給率が保証されている場合） - 金利リスク：投資利益率が最低保証利率を下回る - 保険契約者行動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 当初期間後に利率を再設定する - 解約違約金を課す
据置定額年金（年金支払期間）	<ul style="list-style-type: none"> - 長寿リスク - 金利リスク：資産・負債のデュレーション及び利回りの差 - 投資に係る信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 資産と負債のキャッシュフローをマッチさせる - 投資適格資産に投資する
ユニバーサル生命保険	<ul style="list-style-type: none"> - 死亡リスク - 金利リスク：投資利益率が最低保証利率を下回る - 保険契約者行動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 経営者が（保証利率対象の）利率を設定できるように裁量をもたせる - 解約違約金を課す

以上の主なリスクは、当社グループにとって不利な面のみを表していますが、その大半は当社グループに有利にも働く可能性のあるリスクです。

当社グループは、生命保険契約と貯蓄性保険契約によって、重要な保険リスクに晒されています。死亡、罹患及び長寿に関する実績は（伝染病の流行などの）予想外の事象の影響を受ける可能性があります。保険リスクに影響を及ぼす最も重要な要因（生活習慣の変化、医療の進歩、社会の発展など）は、長期間にわたって生じる傾向があります。保険期間が長いほど、当社グループは大きな保険リスクに晒されることとなります。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

B. 保険契約に起因する主なリスク（続き）

i. 生命保険契約及び貯蓄性保険契約（続き）

保険契約者の行動に起因するリスクは、据置定額年金及びユニバーサル生命保険の主なリスクです。解約時期と、据置定額年金については一部引出及び年金へ移行する時期や頻度が、当社グループの収益に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、すべての生命保険契約及び貯蓄性保険契約によって、金利リスクに晒されています。金利リスクは、負債の支払に必要な資金を調達するために保有する金融資産に係る実際の収益率と、契約発行時の期待収益率の差により生じます。金利リスクは、即時払定額年金、年金支払期間にある据置定額年金、及び無配当終身保険において最も重要なリスクです。なぜなら、これらの契約は通常契約期間が長く、デュレーションがマッチする資産を常に取得できるとは限らないこと、また、当社グループは保険料の金額や保険契約者への将来の支払額を変更できる裁量がないためです。

定期保険契約及び無配当終身保険は、死亡時に保険契約者に定額の保険金を支払う契約です。定期保険は一定期間にわたり保障を提供します。定期保険の保険料は一定か、または（年次更新契約の場合は）時間の経過とともに増加する可能性があります。無配当終身保険は、保険契約者の生涯にわたり保障を提供し、契約の当初期間以降に解約返戻金が生じます。無配当終身保険の保険料は、契約期間全体を通じて一定です。重大疾病保険は定期保険に類似していますが、保険契約者が契約書に明記された特定疾病であると診断された場合に保険金が一括払いされます。

即時払定額年金契約は、保険契約者の生涯にわたり定期的な支払いを行うか、または（より長期にわたる場合には）生涯にわたり追加の給付を提供します。定期的な支払われる金額は、固定されているか、または指定されたインデックスに基づいて変動する可能性があります。

据置定額年金契約は、保険契約者に元本の返済と積立期間中の固定金利を提供する契約です。保険契約者は、積立期間中に契約を解約し、解約手数料を差し引いた積立額を受け取る権利を有します。固定金利の水準は当初期間は保証されています。当初期間経過後に保険契約者の積立金額に適用される利率は、当社グループの裁量によって市場金利に基づいて設定されます。

ユニバーサル生命保険は、契約者に死亡時に一括で保険金が支払われる保障機能及び、契約者勘定から引き出すことが可能な貯蓄機能を提供します。契約者勘定は、最低保証額を条件として、当社グループの裁量で定期的に設定する金利に基づいた利息が計上され、死亡保険金の支払いにより減額されます。通常、契約者勘定が保険費用をカバーするのに不十分となった時に、契約は失効します。当社グループが発行した契約の中には、一定期間にわたって特定の最低支払額が支払われると、契約者勘定がゼロになっても保証期間中は契約の効力が継続する「無失効」保証があります。2021年において、この「無失効」保証の費用、すなわち当該保証による失効免除を行ったことによる保険費用は0.3百万ユーロ（2020年：0.2百万ユーロ）でした。

据置定額年金及びユニバーサル生命保険の保証利率は、発行国及び発行日によって異なり、1.0%から5.0%（2020年：1.0から5.0%）の範囲にあります。加重平均保証利率は2.1%（2020年：2.2%）です。

再保険契約資産及び投資契約から生じる信用リスクについては、(E)をご参照ください。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

B. 保険契約に起因する主なリスク（続き）

ii. 有配当契約

商品	主なリスク	リスクの軽減方法
伝統的な有配当生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスク: 基礎となる項目の投資収益が最低保証利率を下回る 保険契約者行動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 契約者配当金の金額（設定上限内）と時期を決定する裁量権を持つ 解約違約金を課す
変額年金（積立期間）	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスク: 保証と費用のコストをカバーする手数料が不足する 保険契約者行動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブを使用してヘッジを行う 解約違約金を課す
変額年金（年金支払期間）	<ul style="list-style-type: none"> 長寿リスク 金利リスク: 資産・負債のデュレーション及び利回りの差 投資に係る信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 資産と負債のキャッシュフローをマッチさせる 投資適格資産に投資する
ユニットリンク契約などの投資連動契約	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスク: 費用をカバーする手数料が不足する 保険契約者行動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 解約違約金を課す
集団投資スキーム	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスク: 費用をカバーする手数料が不足する 保険契約者行動リスク 	

すべての有配当契約には、基礎となる項目の運用成績に基づく投資収益を契約者に約束する投資関連サービスが含まれます。有配当契約から生じる主なリスクは金融リスクです。当社グループは、あらゆる保証（金利保証、保険料返還保証など）から生じ、基礎となる項目に対する持分に関連して生じる金融リスクに晒されています。

伝統的な有配当生命保険、変額年金、一部のユニットリンク契約、及びその他の投資連動契約も、保険リスクを移転する契約です。これらの契約は、直接連動有配当保険契約として分類されます（注記44(D)を参照）。その他の有配当契約は、金融商品として分類されます。

すべての有配当契約に関連する重要なリスクは、保険契約者の行動に起因するリスクです。特に、当社グループが負担するアップフロント・フィーをカバーできる十分な手数料を徴収する前に、契約が解約されるか、または多額の現金が引き出されるリスクです。このリスクは、契約の早期解約に対して解約違約金を課すことによって軽減されます。集合的な投資スキーム契約の場合、当社グループは通常解約違約金を徴収しませんが、当該契約に関連して負担するアップフロント・フィーは、当社グループが発行する他の有配当契約よりも一般的に低い金額となります。

伝統的な有配当生命保険契約は、保険料に対する最低リターンを保険契約者に保証するか、明確に識別された基礎となる項目のプールの運用成績に対する最低持分の方が高い場合には、当該持分に対応するリターンを提供します。任意の期間に保険契約者に割り当てられた実際の持分が、最低保証額を上回る場合があります。このような利益は、発生年度に個々の保険契約者に配分する必要はなく、配分を後年まで繰り延べることが可能です。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

B. 保険契約に起因する主なリスク（続き）

ii. 有配当契約（続き）

伝統的な有配当生命保険契約の契約者に対する最低配当率は以下のとおりです。

	2021年	2020年
フランス	85%	85%
ドイツ	90%	90%
シンガポール	90%	90%
中国	70%	70%

伝統的な有配当生命保険契約の保証利率は、発行国や発行日によって異なり、1.5%から4.8%（2020年：1.5%から4.8%）の範囲にあります。加重平均保証利率は2.6%（2020年：2.8%）です。

変額年金保険契約の保険契約者は、積立期間中に別途管理される集団投資スキームのポートフォリオに資金を投資することができます。運用手数料、ポートフォリオ管理手数料及び給付保証手数料は、保険契約者の契約者勘定から定期的に控除されます。

当社グループのすべての変額年金保険契約には、解約返戻金を控除した積立総額と同額になる、最低死亡給付保証（GMDB）が含まれています。保険契約者は、積立額に関して追加の固定的なリターンを保証するために、より高い保険料を支払うという選択も可能です。

一部の变額年金保険契約は、将来の特定の時点における年金給付総額を保証する最低年金受取総額保証（GMIB）を含んでいます。一部の契約には最低引出総額保証（GMWB）が含まれ、これはGMIBと同様の保証を提供しますが、契約を年金化する必要はありません。

これらの保証によって、市場リスク、死亡リスク、保険契約者行動リスク（特に引出と年金化の時期及び頻度）に対するエクスポージャーが生じます。当社グループは、デリバティブヘッジプログラムを通して、市場リスクへのエクスポージャーを軽減しています。

これらの保証によるリスクの純額は、以下の表のとおりです。複数の保証を持つ契約者勘定は、重複して表示されます。

	契約者勘定 百万ユーロ	リスクの純額 百万ユーロ	加重平均 到達年齢	年金化までの 予想平均年数
2021年				
GMDB	38,424	3,460	63.3年	
GMIB	1,942	418		5.4年
GMWB	4,612	863		
2020年				
GMDB	34,891	4,658	63.0年	
GMIB	1,832	464		5.2年
GMWB	4,155	949		

GMDBに係るリスクの純額は、一般的には、現在の最低死亡給付保証額と比較した、現在の積立額の不足額です。引出または年金化によって支払われる給付保証額に係るリスクの純額は、一般的には、最低保証給付額の現在価値と比較した現在の積立額の不足額です。

当社グループが発行しているユニットリンク保険契約の中には、死亡時の支払金額が積立額を下回らないことを保証する契約があります。これらの保証に基づくリスク純額は69百万ユーロ（2020年：87百万ユーロ）であり、契約の積立額は1,323百万ユーロ（2020年：1,185百万ユーロ）です。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

B. 保険契約に起因する主なリスク（続き）

ii. 有配当契約（続き）

基礎となる項目

以下の表は、報告日における当社グループの有配当契約の基礎となる項目の構成と公正価値を示したものです。^a

百万ユーロ	注記	2021年12月31日			2020年12月31日（修正再表示）		
		直接連動 有配当保険 契約	投資契約及び 連結ファンド	合計	直接連動 有配当保険 契約	投資契約及び 連結ファンド	合計
現金及び現金同等物	19	6,704	261	6,965	6,195	545	6,740
金融投資	20	187,306	24,517	211,823	176,324	22,264	198,588
債権	21	16	2	18	25	3	28
投資不動産	22	5,177	693	5,870	5,164	665	5,829
自己使用不動産	24(A)	492	-	492	399	-	399
デリバティブ負債	20(A)	(718)	(28)	(746)	(661)	(27)	(688)
		198,977	25,445	224,422	187,446	23,450	210,896

iii. 損害保険契約

商品	主なリスク	リスクの軽減方法
財物及び傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> - 極端な気象現象 - 自然災害 - 保険金の増加をもたらす法令の変更 - ロングテールな保険金の発生（例：潜在疾病型保険金） - 再保険に係る信用リスク 	<ul style="list-style-type: none"> - 自然災害のカバーも含めて、財務健全性を有する再保険者と再保険契約を結ぶ - 引き受けるリスクの種類、業種、リスクを引き受ける国・地域を分散させる

損害保険契約より生じる主なリスクは、補償の対象であるリスクの内容やリスクを引き受ける国・地域の影響を受けて、保険金が発生する頻度及び損害額が変動することです。

財物保険の場合、保険金の発生頻度及び損害額は、極端な気象現象（ハリケーンなど）やその他の自然災害（地震など）の発生の影響を受けます。当該ポートフォリオの保険金総額の中では、事業の中断に係るコストとともに、財物の再建や修繕に掛かる費用が大宗を占めています。

個人向けの損害保険に関しては、自動車保険契約が法律の変更による影響を受けやすい保険と考えられます。例えば、将来の逸失利益の補償または介護補償が一時に支払われる場合、その一時払いに係る想定投資収益率が主な変動要因であり、当該収益率が法律によって変更される可能性があります。

法人向けの損害保険に関して、潜在疾病やインフレによる支払額の増加により、支払保険金の金額は大きな影響を受けます。保険金が発生する頻度は、一般的な経済動向や人口統計動向及び法律の変更の影響を受ける可能性があります。このポートフォリオには個別に重要とみなされる保険金が多くは含まれていませんが、例えば低質な医療行為、住宅の不良設計、専門家によるアドバイスにおける過失など、特に一般的な傾向が多くの人に影響を及ぼす場合に、保険金の発生頻度が高くなるリスクがあり得ます。

a. IFRS第17号は、企業が直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の構成を説明すること、またその公正価値を開示することを要求している。要求事項ではないが、この企業グループは、基礎となる項目の種類別の公正価値と、投資契約及び連結ファンドの基礎となる項目に関する情報を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

C. 引受リスク

IFRS 17.124(a)

引受リスクは、保険リスク、保険契約者行動リスク、及び費用リスクで構成されます。

IFRS 17.A1

– 保険リスク：金融リスク以外で、保険契約者から当社グループに移転されるリスクを言う（(D)から(F)を参照）。保険リスクは、保険金の発生、時期、及び金額に関する不確実性から生じる。

IFRS 17.B14

– 保険契約者行動リスク：保険契約者が契約を解約する（すなわち失効リスクまたは継続リスク）、保険料の増額・減額、積立分の引き出し、または予想より早期もしくは後に契約を年金化することにより生じるリスク

– 費用リスク：（保険事故に関連する費用ではなく）契約のサービス提供に関連した管理費が予想外に増加するリスク

i. 引受リスクの管理

IFRS 17.124(b)

取締役会は、当社グループが引受リスクを許容、管理する戦略を定めています。また、例えばリスクの総引受上限額、再保険カバーの基準額、保険種目の分散の度合いなどの具体的な引受目的は、当社グループの最高引受責任者が策定し、レビューを実施します。取締役会は、市場価格及び損害の状況に照らし、継続的に、また機会がある都度、引受戦略を見直しています。

生命保険契約及び貯蓄性保険契約

生命保険及び貯蓄性保険契約の引受手続における重要な点は、引き受ける保険リスクに関する保険契約の料率の設定です。保険リスクの費用に対して設定される料率は、当社グループの実績と業界の実績の比較や、同じ市場の他の商品提供者に対して価格をベンチマークするなどの財務分析のプロセスを経て、現地法人レベルで設定されます。個々の契約については、保険料及び適用する年金支給率にリスクを反映するために申込者の現在の健康状態と家族の病歴を引受スタッフが審査します。

死亡リスク、罹患リスク及び長寿リスクは、再保険を利用することによって軽減しています。現地法人の経営者は、当社グループが承認した再保険者のリストから再保険者を選択することができます。個々の再保険者に出再されるリスクの集計は、各国レベル及びグループレベルの両方でモニタリングされています。

保険契約者の行動に起因するリスクは、例えば契約獲得キャッシュフローをカバーするために契約の早期解約時に追加料金を請求するなど、商品設計時に考慮されています。継続率は現地法人レベルでモニタリングされ、実績は現地市場の情報に対してベンチマーク化されます。時に、現地経営者が、継続率を改善するために具体的な取組みを実施する場合があります。

費用リスクは、年次の予算作成プロセスと定期的な費用分析によって、現地法人レベルで管理されます。

損害保険契約

当社グループの損害保険商品に関して、引受リスクを管理する上で重要なのは、優良契約の引受に焦点を当てた規律ある引受戦略です。保険商品の料率設定では、引き受けるリスクの種類別に適切な保険料を織り込むことが意図されています。この引受戦略には、特定のリスクに対する当社グループのエクスポージャーの総引受上限額と、国・地域別のエクスポージャーの限度額、及び地理的もしくは業種別のエクスポージャーの限度額設定が含まれます。いずれの地域においても過度のエクスポージャーを取ることなく、分散の効いた保険ポートフォリオを確実に維持することを目的としています。

契約には、例えば免責の付帯、（現地の規制及び法的要件に従って）許容する最大損失額や請求件数に上限を設けるなど、引受リスクを制限する特性が含まれている場合があります。

当社グループは、個人向け自動車保険市場において、運転習慣（過去の違反歴など）に関するデータを収集し、そのデータに基づいて保険料を調整することにより、一部の保険契約者の引受リスクを管理しています。

当社グループは、超過損害再保険、ストップ・ロス再保険、及び異常災害再保険などの再保険を利用して、単一の事象に関連して重大な損失を被るリスクを軽減しています。個々のエクスポージャーが現地法人または当社グループのリスク選好を超えているとみなされる場合、追加で任意再保険を購入します。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

C. 引受リスク（続き）

ii. 引受リスクの集中

以下の表は、当社グループの保険契約の帳簿価額（再保険控除後）を発行国別に示しています。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
[X国]	34,922	33,643
フランス	35,865	33,920
ドイツ	50,600	47,435
イギリス	54,116	50,120
その他の欧州諸国	14,764	14,014
シンガポール	50,426	48,817
その他のアジア諸国	19,594	19,007
米国	107,056	101,664
合計	367,343	348,620

当社グループの損害保険契約の帳簿価額（再保険控除後）は、保険商品の種類別に以下のように分析されます。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
自動車	6,888	6,942
財物	17,476	17,612
賠償責任	8,643	8,710
使用者賠償責任	4,568	4,603
スペシャルティ	2,992	3,015
その他	2,173	2,190
損害保険合計	42,740	43,072

リスクの集中は、例えば製薬業や製造業などの特定の業種に対して発生する可能性があります。当社グループは、これらの業界の企業に対して製造物責任者補償を提供し、当該企業が発行する投資を保有しております（(E)(v)を参照）。

IFRS 17.125(a), 127

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

C. 引受リスク（続き）

iii. 感応度分析

以下の表は、合理的に生じ得る引受リスクの変動が報告日に生じた場合に、CSM、純損益及び資本がどのように増加（減少）するかを分析したものです。この分析は、再保険によるリスク控除前後の感応度を示しています。また、他のすべての変数は一定であると仮定しています。

2021年12月31日 百万ユーロ	CSM ^a		純損益		資本	
	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後
生命保険及び貯蓄性保険						
死亡率（1%上昇）	(79)	(74)	(12)	(11)	(8)	(7)
死亡率（1%下落）	82	77	8	7	6	5
罹患率（1%上昇）	(170)	(160)	(21)	(20)	(14)	(13)
罹患率（1%下落）	173	163	18	17	12	11
費用（5%増加） ^a	(68)	(67)	(13)	(13)	(15)	(15)
費用（5%減少） ^a	71	67	10	10	13	13
失効率（5%上昇） ^a	(26)	(24)	(8)	(7)	(1)	(1)
失効率（5%下落） ^a	30	28	5	4	3	3
有配当保険						
死亡率（1%上昇）	(30)	(29)	(8)	(8)	(8)	(8)
死亡率（1%下落）	31	30	9	9	9	9
費用（5%増加） ^a	(129)	(127)	(19)	(19)	(19)	(19)
費用（5%減少） ^a	124	122	23	23	23	23
失効率（5%上昇） ^a	(136)	(133)	(17)	(17)	(17)	(17)
失効率（5%下落） ^a	142	139	11	11	11	11
損害保険						
最終損害額（5%増加）	(6)	(6)	(1,089)	(712)	(1,089)	(712)
最終損害額（5%減少）	6	6	1,089	896	1,089	896

IFRS 17.128(a)(i), (b)

IFRS 17.128(a)(i)

- a. IFRS第17号は、企業に対して、保険リスク・エクスポージャーの変動に対する純損益及び資本の感応度を分析することを要求している。この企業グループは、IFRSで要求されていないが、費用リスク及び失効リスク（どちらも保険リスクの定義を満たさない）の影響、及びCSMに対するリスク・エクスポージャーの変動の影響を開示している。

連結財務諸表注記 (続き)

5. リスク管理及び資本管理 (続き)

C. 引受リスク (続き)

iii. 感応度分析 (続き)

2020年12月31日 (修正再表示)	CSM		純損益		資本	
	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後	再保険 控除前	再保険 控除後
百万ユーロ						
生命保険及び貯蓄性保険						
死亡率 (1%上昇)	(72)	(66)	(10)	(9)	(12)	(11)
死亡率 (1%下落)	76	70	7	6	9	8
罹患率 (1%上昇)	(157)	(144)	(20)	(18)	(17)	(16)
罹患率 (1%下落)	166	153	12	10	15	13
費用 (5%増加)	(61)	(60)	(11)	(10)	(12)	(11)
費用 (5%減少)	64	59	8	8	11	10
失効率 (5%上昇)	(23)	(21)	(6)	(6)	(1)	(1)
失効率 (5%下落)	29	27	2	2	4	4
有配当保険						
死亡率 (1%上昇)	(28)	(28)	(7)	(7)	(7)	(7)
死亡率 (1%下落)	30	30	5	5	5	5
費用 (5%増加)	(135)	(135)	(21)	(21)	(21)	(21)
費用 (5%減少)	138	138	18	18	18	18
失効率 (5%上昇)	(143)	(143)	(17)	(17)	(17)	(17)
失効率 (5%下落)	146	146	14	14	14	14
損害保険						
最終損害額 (5%増加)	(14)	(14)	(1,078)	(909)	(1,078)	(909)
最終損害額 (5%減少)	14	14	1,078	909	1,078	909

引受リスク・エクスポージャーの変動は、CSM、純損益及び資本に対して主に以下のような影響を及ぼす可能性があります。純損益及び資本への影響は、関連する法人所得税を控除して表示されています。

- | | |
|---------------|--|
| a. CSM | <ul style="list-style-type: none"> - 保険金融収益または費用として認識されるものを除き、ロス・コンポーネントに関連のない、履行キャッシュフローの変動 |
| b. 純損益 | <ul style="list-style-type: none"> - ロス・コンポーネントに関連する履行キャッシュフローの変動 - 保険金融収益または費用として純損益で認識される履行キャッシュフローの変動 |
| c. 資本 | <ul style="list-style-type: none"> - 保険金融収益または費用としてOCIで認識される履行キャッシュフローの変動 - (b)で算定された純損益への影響額 |

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク

IFRS 7.33(a), 17.124(a),
IFRS 7.A]

市場リスクとは、外国為替レート、利率、及び株価等の市場価格の変動に関するリスクであり、保険契約及び再保険契約の履行キャッシュフローに影響を及ぼし、また金融商品の公正価値や将来キャッシュフローに影響を及ぼすリスクです。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にすると同時に、市場リスク・エクスポージャーを許容範囲のパラメータ内で管理しコントロールすることです。

市場リスクは、主に当社グループの資本性金融商品への投資、有利子金融資産及び金融負債、並びに外貨建ての金融資産及び金融負債に生じています。これらのエクスポージャーは、保険契約及び再保険契約に起因する類似のエクスポージャーによって大半が相殺されていることから、当社グループの純資産（株主資本）部分が市場リスクに晒されていることを意味していると言えます。経済的にヘッジされない場合、及び契約者に負担されない場合は、当社グループの保険契約及び投資契約に係る金利保証及び持分保証により、金利リスク及び株価変動リスクも生じます。

i. 市場リスクの管理

IFRS 7.33(b), 17.124(b)

取締役会は、当社グループの市場リスク管理戦略を定め、この戦略とALMフレームワークの実施監督責任を当社グループの資産負債委員会（ALCO）に委譲しています。ALMフレームワークは、株主資本の金額を許容可能なリスクの水準として、金融投資より最適な長期投資収益を得ることを達成すると同時に、金融投資から生じるキャッシュフローと保険契約及び投資契約から生じるキャッシュフローをマッチさせることを目標としています。ALCOは、当社グループ全体における各リスクの合計と、個々のポートフォリオの両方について、リスク上限を設けることで、この目標を達成することに努めています。日々市場リスク・エクスポージャーをモニタリングする責任は、現地法人の経営者にあります。

ALMフレームワークの一環として、当社グループはデリバティブを利用して市場リスクへのエクスポージャーを管理しています。このような取引はすべて、ALCOが定めたガイドラインの範囲内で行われています。

有配当契約のセグメントでは、市場変数の変動による基礎となる項目の公正価値変動の大部分は、関連する保険契約及び投資契約の価値に反映されます。当社グループは、CSMで認識される、基礎となる項目の公正価値の持分が変動する範囲で、市場リスクに晒されています。

ii. 為替リスク

為替リスクに対するエクスポージャー

IFRS 7.33(a), 17.124(a),
IFRS 7.A]

保険契約、再保険契約及び金融商品の発行通貨が当社グループ企業の機能通貨と異なる場合、当社グループは為替変動リスクに晒されます。これらの取引は主にユーロ（EUR）、英ポンド（GBP）及び米ドル（USD）建てであり、それぞれ機能通貨を英ポンド、ユーロ及びシンガポールドル（SGD）とするグループ企業によって、取引が行われています。

一般的に、当社グループの基礎となる事業によって生み出されるキャッシュフローと一致する通貨で借入を行います。通貨が一致しない場合に、外貨建ての借入金から生じる為替リスクをヘッジする目的で通貨スワップを利用しています。

IFRS 7.33(b), 17.124(b)

保険契約及び再保険契約に起因する外貨建取引リスクは、現地法人の経営者が現実的かつ適切であるとみなす範囲において、現金を保有し、関連する負債と一致する通貨建ての資産に投資することによって管理されます。当社グループは、短期的に外貨建資産・負債が不均衡となり対応が必要な場合には、直物レートで外貨を売買することにより、エクスポージャー純額を許容可能な水準に保つことを方針としています。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

ii. 為替リスク（続き）

為替リスクに対するエクスポージャー（続き）

有配当契約の基礎となる項目に起因する外貨取引リスクは、基礎となる項目の運用成績に対する当社グループの持分の範囲を除き、契約保有者が負っています。

その他の外貨建の貨幣性資産及び負債に関して、短期的に不均衡となり対応が必要な場合には、直物レートで外貨を売買することにより、エクスポージャー純額を許容可能な水準に保つことを方針としています。

ALCOに報告された報告日現在の保険契約、再保険契約及び金融商品に起因する為替リスクに対するエクスポージャーの定量的情報の概要は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年12月31日			2020年12月31日（修正再表示）		
	EUR	GBP	USD	EUR	GBP	USD
金融資産	28,774	22,477	52,522	27,287	21,071	48,941
金融負債	(1,667)	(1,546)	(578)	(1,664)	(1,558)	(602)
保険資産及び 再保険契約資産	34	32	56	30	29	57
保険負債及び 再保険契約負債	(4,332)	(2,914)	(19,026)	(4,503)	(3,127)	(18,730)
	22,809	18,049	32,974	21,150	16,415	29,666
有配当契約及び 基礎となる項目	(22,768)	(16,791)	(29,851)	(21,398)	(15,559)	(28,122)
外国為替契約の影響	-	(450)	(446)	-	(442)	(370)
	41	808	2,677	(248)	414	1,174

適用された重要な為替レートは以下のとおりです^a。

ユーロ	2021年		2020年	
	決算日レート	平均レート	決算日レート	平均レート
GBP 1	1.102	1.115	1.130	1.121
USD 1	0.826	0.841	0.858	0.866
SGD 1	0.625	0.643	0.670	0.656

IFRS 7.31, 17.121 a. IFRSで明確に要求されていないが、この企業グループは適用された為替レートに関する情報を開示している。IFRS第7号は、企業が報告日時点で晒されている金融商品から生じるリスクの内容及び程度を、財務諸表の利用者が評価することができるような情報を開示することを要求している。IFRS第17号は、保険契約及び再保険契約から生じる将来キャッシュフローの性質、金額、発生時期及び不確実性を評価することができるような情報を開示することを要求している。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

ii. 為替リスク（続き）

感応度分析

ユーロ、英ポンドまたは米ドルが報告日現在にその他のすべての通貨に対して合理的な範囲で通過高または通貨安となる場合、外貨建の保険契約、再保険契約及び金融商品の測定に影響を及ぼし、CSM、純損益、資本の金額への影響は以下のとおりです。この分析では、他のすべての変数は一定であると仮定しています。

百万ユーロ	CSM ^a		純損益		資本	
	通貨高	通貨安	通貨高	通貨安	通貨高	通貨安
2021年12月31日						
EUR（4%変動）						
- 保険契約及び再保険契約	59	(57)	(782)	780	(897)	895
- 金融商品			739	(739)	898	(898)
	59	(57)	(43)	41	1	(3)
GBP（4%変動）						
- 保険契約及び再保険契約	44	(44)	(575)	578	(652)	652
- 金融商品			528	(528)	679	(679)
	44	(44)	(47)	50	27	(27)
USD（3%変動）						
- 保険契約及び再保険契約	29	(26)	(835)	832	(1,213)	1,210
- 金融商品			829	(829)	1,280	(1,280)
	29	(26)	(6)	3	67	(70)
2020年12月31日（修正再表示）						
EUR（5%変動）						
- 保険契約及び再保険契約	55	(52)	(730)	727	(849)	846
- 金融商品			671	(671)	826	(826)
	55	(52)	(59)	56	(23)	20
GBP（5%変動）						
- 保険契約及び再保険契約	40	(40)	(530)	530	(612)	612
- 金融商品			481	(481)	626	(626)
	40	(40)	(49)	49	14	(14)
USD（4%変動）						
- 保険契約及び再保険契約	26	(22)	(783)	779	(1,151)	1,147
- 金融商品			770	(770)	1,180	(1,180)
	26	(22)	(13)	9	29	(33)

a. IFRSで要求されていないが、この企業グループはCSMに与えるリスク変数の変動の影響を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

ii. 為替リスク（続き）

感応度分析（続き）

外国為替レートの変動はCSM、純損益及び資本に対して主に以下のような影響を及ぼします。純損益及び資本への影響は、関連する法人所得税を控除して表示しています。

a. CSM	<ul style="list-style-type: none"> 決算日レートで機能通貨に換算した結果生じるCSMの帳簿価額の変動 ロス・コンポーネントに関連しない直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動
b. 純損益	<ul style="list-style-type: none"> (a)においてCSMの帳簿価額の換算から生じる損益を含む、純損益で認識される保険契約及び再保険契約における為替差損益 ロス・コンポーネントに関連する直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動 純損益で認識される金融商品に係る為替差損益
c. 資本	<ul style="list-style-type: none"> OCIで認識される金融商品に係る為替差損益（注記44(B)(i)を参照） (b)における純損益への影響

純投資ヘッジ

IFRS 7.22A

為替エクスポージャーは、当社と異なる機能通貨を持つ子会社への純投資から生じます。このリスクは、子会社の機能通貨と当社の機能通貨との間の直物レートの変動によって生ずるため、純投資額は変動します。このリスクは、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。当社グループは、これらのエクスポージャーをヘッジしない場合に、当社グループとその保険子会社の規制上の自己資本比率に重要な影響を及ぼすことが予想される場合にのみ、これらのエクスポージャーをヘッジする方針としています。

純投資ヘッジにおけるヘッジ対象リスクは、ユーロに対して英ポンド安となるリスクであり、当社グループの英国子会社に対する純投資の帳簿価額を減額させるリスクです。

IFRS 7.22B

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、特定の為替予約取引の直物要素をヘッジ手段として指定し、1:1のヘッジ比率を適用しています。直先要素はヘッジ手段の指定から除外しています。ヘッジの有効性を評価するために、仮想デリバティブの公正価値の変動とデリバティブの公正価値の変動を比較して、ヘッジ手段とヘッジ対象間の経済的関係を評価します。

IFRS 7.22B(c), 23D

当社グループは、為替予約取引の満期よりも長い期間純投資を保有する予定であり、デリバティブによる外国為替レグの想定元本の範囲内で純投資をヘッジする方針としています。そのため、これらのヘッジ関係から生じると予想される非有効となりえる原因は、デリバティブの公正価値に及ぼす取引相手及び当社グループの信用リスクの影響のみであり、当該影響は仮想デリバティブの公正価値に反映されません。

IFRS 7.23B

当社グループは、英国子会社に対する純投資をヘッジするために以下の為替予約取引を行っておりません。

	1年未満	満期 1年から2年	2年から5年
2021年12月31日			
想定元本（純額）百万ユーロ	274	115	199
平均為替レート EUR/GBP	1.091	1.085	1.072
2020年12月31日			
想定元本（純額）百万ユーロ	244	102	177
平均為替レート EUR/GBP	1.120	1.106	1.098

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

ii. 為替リスク（続き）

純投資ヘッジ（続き）

ヘッジ手段として指定された項目及びヘッジコストに関する金額は以下のとおりです。

IFRS 7.24A,
24C(b)(i)–(v)

百万ユーロ	EUR/GBP 為替予約取引	
	2021年	2020年
想定元本	588	523
12月31日時点 帳簿価額 – 資産	71	65
12月31日時点 帳簿価額 – 負債	(70)	(78)
ヘッジ手段が含まれる財政状態計算書上の勘定科目	公正価値で測定される金融商品（デリバティブ負債）	
ヘッジ非有効部分の計算に用いた価値の変動	15	(58)
OCIに認識したヘッジ利益（損失）	45	(48)
OCIに認識したヘッジコスト	(30)	(10)
純損益に認識したヘッジ非有効部分	(1)	-
ヘッジ非有効部分を含む純損益の表示科目	その他の金融費用	
為替換算調整勘定から純損益に振り替えられた金額	-	-
ヘッジコスト積立金から純損益に振り替えられた金額	18	4
振替えによる影響を受けた純損益の表示科目	その他の金融費用	

IFRS 7.24A(d)

IFRS 7.24A(a)

IFRS 7.24A(a)

IFRS 7.24A(b)

IFRS 7.24A(c)

IFRS 7.24C(b)(i)

IFRS 7.24C(b)(ii)

IFRS 7.24C(b)(iii)

IFRS 7.24C(b)(iv)

IFRS 7.24C(b)(v)

IFRS 7.24B(b)

ヘッジ対象として指定された項目に関する金額は以下のとおりです。

百万ユーロ	GBP 純投資	
	2021	2020
ヘッジ非有効部分の計算に用いた価値の変動	(15)	58
12月31日時点で継続中のヘッジに係る為替換算調整勘定残高	13	25
12月31日時点でヘッジ会計の適用を中止したヘッジ関係から生じた為替換算調整勘定の残高	217	220

IFRS 7.24B(b)(i)

IFRS 7.24B(b)(ii)

IFRS 7.24B(b)(iii)

IFRS 7.24E–24F

以下は為替換算調整勘定の調整表で、ヘッジ会計より生じるOCI項目（税引後）の分析を示しています。

百万ユーロ	2021年	2020年
為替換算調整勘定		
1月1日残高	3,050	2,514
EUR/GBP 為替予約取引	45	(48)
在外営業活動体に係る為替換算差額	(397)	584
在外営業活動体に係る純損益への振替え（純額）	(13)	-
為替換算調整勘定の変動に係る税金費用	-	-
12月31日残高	2,685	3,050
ヘッジコスト積立金		
1月1日残高	(15)	(9)
公正価値の変動（純額）	(30)	(10)
純損益への振替え（純額）	18	4
ヘッジコスト積立金の変動に係る税金費用	-	-
12月31日残高	(27)	(15)

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

iii. 金利リスク

金利リスクに対するエクスポージャー

IFRS 7.33(a),
IFRS 7.A]

金融商品に係る金利リスクは、主に当社グループの負債性証券への投資より生じています。市場金利の変動の影響を受けるため、公正価値または将来キャッシュフローの不利な変動のリスクに晒されています。

IFRS 17.124(a)-(b), 127

当社グループが発行する据置定額年金、ユニバーサル生命保険、変額年金、伝統的な有配当生命保険契約の多くに、金利保証が含まれています（(B)(i)及び(ii)を参照）。保証の多くは狭い金利のレンジにおいて成立しています。当社グループは、デリバティブ（金利スワップなど）を用いて金利変動に対するエクスポージャーをヘッジしており、当該保証に起因する金利リスクの重要な集中はありません。

IFRS 7.33(b), 17.124(b)

当社グループは、可能な場合に、固定保証条件を付された保険契約のデュレーションと対応する金融資産を十分にマッチさせることにより、金利リスクを管理しています。また、資産及び負債ポジションを定期的に見直し、金利リスクのエクスポージャーをモニタリングしています。さらに、キャッシュフローの見積り及び金利変動の影響は、6ヶ月ごとにモデル化され、見直されます。

IFRS 7.34(a), 17.125(a)

ALCOに報告された金利変動に対する感応度が高い商品は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年12月31日			2020年12月31日（修正再表示）		
	固定金利	変動金利	合計	固定金利	変動金利	合計
金融商品						
資産	275,598	12,656	288,254	261,529	12,212	273,741
負債	(6,545)	(2,100)	(8,645)	(5,968)	(2,168)	(8,136)
	269,053	10,556	279,609	255,561	10,044	265,605
有配当契約の基礎となる 項目	(75,547)	(4,362)	(79,909)	(71,553)	(4,102)	(75,655)
金利スワップの影響	1,356	(1,356)	-	860	(860)	-
	194,862	4,838	199,700	184,868	5,082	189,950
保険契約及び再保険契約						
負債			380,835			361,663
資産			(13,492)			(13,043)
			367,343			348,620
有配当契約			(196,254)			(185,052)
			171,089			163,568

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

iii. 金利リスク（続き）

感応度分析

他のすべての変数が一定であると仮定し、報告日において市場金利が0.5%パラレルに増減した場合の感応度分析は以下のとおりです。

百万ユーロ	CSM ^a		純損益		資本	
	増加	減少	増加	減少	増加	減少
2021年12月31日						
保険契約及び再保険契約	(226)	236	4,060	(4,262)	8,499	(8,945)
金融商品			(3,704)	3,860	(7,754)	8,102
	(226)	236	356	(402)	745	(843)
2020年12月31日（修正再表示）						
保険契約及び再保険契約	(214)	223	3,884	(4,077)	8,003	(8,423)
金融商品			(3,530)	3,680	(7,275)	7,601
	(214)	223	354	(397)	728	(822)

金利の変動はCSM、純損益、資本に対して主に以下のような影響を及ぼす可能性があります。純損益及び資本への影響は、関連する法人所得税を控除して表示しています。

a. CSM	<ul style="list-style-type: none"> - ロス・コンポーネントに関連しない直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動 - ロス・コンポーネントに関連しない金利保証より生じる直接連動有配当保険契約の履行キャッシュフローの変動。（金利リスクを低減するためにデリバティブを用いている場合、及び履行キャッシュフローの変動を損益に認識することを選択している場合を除く（注記29(E)(ii)を参照）
b. 純損益	<ul style="list-style-type: none"> - 変動利付金融商品の利息収益及びその他の金融費用（金利が報告会計年度に50ベースポイント変動した場合を想定） - デリバティブ及びFVTPLで測定される固定利付金融商品の公正価値の変動 - ロス・コンポーネントに関連する直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動。 - 純損益で認識される保険金融収益または費用
c. 資本	<ul style="list-style-type: none"> - FVOCI で測定される固定利付金融資産の公正価値の変動 - OCIで認識される保険金融収益または費用 - (b)における損益への影響額

IFRS 7.40(a)-(b),
17.128(a)(ii)-(b)

IFRS 7.B18(a)

a. IFRSで要求されていないが、この企業グループはCSMに与えるリスク変数の変動の影響を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

D. 市場リスク（続き）

iv. 株価変動リスク

株価変動リスクに対するエクスポージャー

IFRS 7.33(a), 17.124(a)

当社グループの株価変動リスクに対するエクスポージャーは、資本性証券への投資と、資本性商品へ投資する集団投資スキームへの投資より生じます。

有配当契約の基礎となる項目より生じる株価変動リスクは、基礎となる項目の運用成績に対する当社グループの持分を除き、通常は保険契約者が負担します。当社グループは、変額年金保険契約の株価保証より生じる株価変動リスクにも晒されており、デリバティブ（株価指数先物など）を用いてリスクをヘッジしています。

IFRS 7.33(b), 34(c),
17.124(b), 127

当社グループのリスク管理委員会は、株価変動リスクを定期的にモニタリングしており、重要な投資を個別に管理しています。投資上限額を設けることにより、事業部門は分散した資産ポートフォリオを保有し、投資が特定の地域や業種に集中することを制限しています。当社グループでは、株価変動リスクの著しい集中はありません。

感応度分析

IFRS 7.40(a)-(b),
17.128(a)(ii)-(b)

他のすべての変数が一定であると仮定し、報告日において株価が5%増減した場合の感応度分析は以下のとおりです。

百万ユーロ	CSM ^a		純損益		資本	
	増加	減少	増加	減少	増加	減少
2021年12月31日						
保険契約及び再保険契約	488	(488)	(4,485)	4,450	(4,485)	4,450
金融商品			4,827	(4,797)	4,827	(4,797)
	488	(488)	342	(347)	342	(347)
2020年12月31日（修正再表示）						
保険契約及び再保険契約	454	(454)	(4,131)	4,109	(4,131)	4,109
金融商品			4,287	(4,248)	4,287	(4,248)
	454	(454)	156	(139)	156	(139)

株価の変動はCSM、純損益、資本に対して主に以下のような影響を及ぼします。純損益及び資本への影響は、関連する法人所得税を控除して表示しています。

a. CSM	<ul style="list-style-type: none"> ロス・コンポーネントに関連しない直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動 ロス・コンポーネントに関連しない株価保証より生じる直接連動有配当保険契約の履行キャッシュフローの変動。（当社グループがデリバティブを用いて株価変動リスクを軽減し、履行キャッシュフローの変動を純損益に認識することを選択している部分を除く（注記29(E)(iii)）
b. 純損益及び資本	<ul style="list-style-type: none"> 基礎となる項目ではない資本性商品への投資の公正価値の変動 ロス・コンポーネントに関連する直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動

a. IFRSで要求されていないが、この企業グループはCSMに与えるリスク変数の変動の影響を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク

IFRS 7.33(a),
17.124(a), IFRS 7.A1

信用リスクは、再保険契約または金融商品の契約相手が契約上の義務を履行しなかった場合に、当社グループが財務上の損失を被るリスクであり、主に再保険契約資産及び負債性証券への投資より生じます。当社グループはリスク管理報告のために、信用リスク・エクスポージャーのすべての要素（個々の債務者の債務不履行リスク、カントリー・リスク、業種リスクなど）を検討し、統合しています。

i. 信用リスクの管理

IFRS 7.33(b), 35B(a),
17.124(b)

取締役会は、信用リスクに関して監督する責任をALCOに委譲しています。ALCOへ報告を行う当社グループの与信部門は、以下を含む当社グループの信用リスクの管理を担っています。

- ビジネス・ユニットとの協議により、担保要件、信用評価、信用リスク格付け及び報告、文書化及び法的手続、規制及び法定要件への準拠などを含めた、信用方針を策定する。
- 信用枠、仲介者及び再保険者を信用方針に沿って承認及び更新する承認プロセスを構築する。承認限度額はビジネス・ユニットに割り当てられている。大口のエクスポージャーは、適宜、ALCOまたは取締役会の承認が必要となる。
- 信用リスクをレビューし、評価する。グループの与信部門は、関連するビジネス・ユニットが顧客に与信枠を設定する前に、所定の限度額を超過するすべての信用エクスポージャーをレビューする。
- 契約相手、地域及び業界へのエクスポージャーの集中に対して、発行体、信用格付及び市場流動性ごとに制限を設ける。再保険者及び仲介者は、外部の信用格付け及び内部のレビューに基づいて評価する。負債性証券の場合、当社グループは優良な社債及び国債のみに投資することを方針としており、投機的格付資産（すなわち[格付機関Y]のBBB-を下回る資産）には投資しない。
- 外部の信用格付けが利用できない場合、債務不履行リスクの程度によりエクスポージャーを分類するための信用リスク格付けを策定し、維持する。現行の信用リスク格付けのフレームワークは、債務不履行リスクの程度を反映した8つの格付け区分からなる（(ii)及び(iv)を参照）。格付けを付与する責任はグループの与信部門が負い、当社グループのリスク管理委員会によって定期的にレビューされる。その一環として、具体的には、再保険者の債務不履行の影響はグループ全体でモニタリングされ、それに応じて管理される。内部の格付け区分は、以下のように[格付機関Y]の格付けに対応している。

	格付け1	AAA
	格付け2	AA-からAA+
低リスク	格付け3	A-からA+
	格付け4	BBB-からBBB+
中リスク	格付け5	BB-からBB+
要管理	格付け6	B-からB+
貸倒懸念	格付け7	CからCCC+
貸倒	格付け8	D

- 当社グループは、ECLを測定するプロセスを策定し、維持している。これには以下の事項に関するプロセスが含まれる。
 - 使用するモデルの当初の承認、定期的な検証、バックテスト
 - 将来情報の織込み
- ビジネス・ユニットが所定のエクスポージャー限度額を遵守していることをレビューする。このエクスポージャーには特定の業界、カントリー・リスク及び商品種類のエクスポージャーが含まれる。現地のポートフォリオの信用の質に関する情報はグループの与信部門に定期的に報告され、これにより、グループとして適切な措置を講ずることもある。また、この報告には損失評価引当金の見積りに関する情報が含まれる。
- 信用リスクの管理にあたりビジネス・ユニットに助言、指導、専門家の技能を提供し、当社グループ全体にベスト・プラクティスを促進する。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

i. 信用リスクの管理（続き）

各ビジネス・ユニットは、グループの与信方針と手続を実施することが求められ、与信承認権限をALCOから委譲されています。ビジネス・ユニットには信用リスク担当役員を配置し、信用リスク担当役員はすべての与信関連事項を現地の経営者及びグループの与信部門に報告しています。各ビジネス・ユニットは、保有する信用ポートフォリオの品質と業績に対する責任、及び本部の承認が必要なものも含む、ポートフォリオ内のすべての信用リスクの継続的なモニタリングと管理の責任を負っています。

ビジネス・ユニットとグループの与信プロセスについて、定期的な監査が内部監査部門により行われています。

ii. 信用の質に関する分析

再保険契約資産とFVTPLで測定される負債性金融商品の信用の質に関する情報は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
再保険契約資産		
格付機関Yの格付けに基づく		
AAA	221	275
AA-からAA+	2,672	2,619
A-からA+	6,206	5,993
内部格付けに基づく		
格付け1	281	331
格付け2	3,395	3,157
	12,775	12,375
金融投資 – 基礎となる項目		
格付機関Yの格付けに基づく		
AAA	13,596	12,402
AA-からAA+	14,882	14,030
A-からA+	14,298	13,940
BBB-からBBB+	6,536	5,651
内部格付けに基づく		
格付け1	2,340	2,308
格付け2	1,428	1,457
格付け3	566	143
	53,646	49,931
金融投資 – 基礎となる項目ではない		
格付機関Yの格付けに基づく		
AAA	14,898	13,674
AA-からAA+	21,041	19,188
A-からA+	16,742	14,167
BBB-からBBB+	10,120	9,297
内部格付けに基づく		
格付け1	1,553	1,346
格付け2	2,196	1,889
格付け3	1,748	1,395
	68,298	60,956

デリバティブ

当社グループは、格付機関Yによる信用格付けAA-からAA+を有する銀行などの金融機関とデリバティブ契約を結んでおります。

IFRS 7.34(a),
17.125(a), 131(b)

IFRS 7.34(a)

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

ii. 信用の質に関する分析（続き）

FVOCIまたは償却原価で測定される負債性金融商品への投資及びリース債権の信用の質に関する分析は以下のとおりです。明示されていない限り、表中の帳簿価額は総額で表示されています。^a

「12ヶ月のECL」「全期間のECL」及び「信用減損」に関する説明は、注記44(G)(iii)をご参照ください。

百万ユーロ	2021年 12ヶ月のECL	2020年 12ヶ月のECL
金融投資 – 基礎となる項目ではない		
金融機関への預金		
AAA	1,739	1,578
AA-からAA+	667	636
	2,406	2,214
損失評価引当金	(1)	(1)
償却原価	2,405	2,213
FVOCIで測定する国債		
AAA	27,256	28,181
AA-からAA+	31,298	29,489
A-からA+	4,728	5,023
	63,282	62,693
損失評価引当金	(380)	(369)
償却原価	62,902	62,324
帳簿価額 – 公正価値	63,439	61,249
償却原価で測定する国債		
AAA	1,683	1,741
AA-からAA+	2,337	2,416
	4,020	4,157
損失評価引当金	(31)	(31)
償却原価	3,989	4,126

IFRS 7.35K(a), 35M,
IG20C

IFRS 7.35M(b)(iii)-(c) ^a. 企業は、信用リスク・エクスポージャーに関する情報を、購入または組成した信用減損金融資産、及びIFRS第9号の5.5.15項に準拠して損失引当金が常に全期間のECLとして測定される営業債権または契約資産のそれぞれについて、区分して開示することが求められている。この企業グループは、報告日において対象の資産を保有していなかった。

連結財務諸表注記 (続き)

5. リスク管理及び資本管理 (続き)

E. 信用リスク (続き)

ii. 信用の質に関する分析 (続き)

百万ユーロ	2021年12月31日				2020年12月31日			
	12ヶ月の ECL	信用減損 していない 全期間 のECL	信用減損 している 全期間の ECL	合計	12ヶ月の ECL	信用減損 していない 全期間 のECL	信用減損 している 全期間の ECL	合計
金融投資 – 基礎となる項目ではない (続き)								
FVOCIで測定するその他の負債性金融商品								
格付機関Yの格付けに基づく								
AAA	12,272	-	-	12,272	12,102	-	-	12,102
AA-からAA+	14,622	102	-	14,724	14,799	126	-	14,925
A-からA+	14,341	326	-	14,667	14,215	339	-	14,554
BBB-からBBB+	7,850	656	-	8,506	8,278	393	-	8,671
BB-からBB+	67	653	-	720	45	495	-	540
B-からB+	-	2,051	-	2,051	-	2,089	-	2,089
CからCCC+	-	-	710	710	-	-	857	857
D	-	-	440	440	-	-	393	393
内部格付けに基づく								
格付け1	1,728	-	-	1,728	1,524	-	-	1,524
格付け2	2,059	20	-	2,079	1,863	22	-	1,885
格付け3	2,020	62	-	2,082	1,789	58	-	1,847
格付け4	1,106	125	-	1,231	1,042	67	-	1,109
格付け5	4,700	338	-	5,038	4,809	332	-	5,141
格付け6	-	930	-	930	-	899	-	899
格付け7	-	-	593	593	-	-	523	523
格付け8	-	-	290	290	-	-	279	279
	60,765	5,263	2,033	68,061	60,466	4,820	2,052	67,338
損失評価引当金	(873)	(658)	(1,380)	(2,911)	(878)	(624)	(1,371)	(2,873)
償却原価	59,892	4,605	653	65,150	59,588	4,196	681	64,465
帳簿価額 – 公正価値	58,588	6,270	2,503	67,361	58,000	5,340	3,175	66,515

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

ii. 信用の質に関する分析（続き）

百万ユーロ	2021		2020				
	12ヶ月のECL		12ヶ月のECL				
金融投資 – 基礎となる項目ではない（続き）							
償却原価で測定するその他の負債性金融商品							
格付機関Yの格付けに基づく							
AAA		270		273			
AA-からAA+		425		430			
A-からA+		837		849			
内部格付けに基づく							
格付け1		113		115			
格付け2		741		751			
		2,386		2,418			
損失評価引当金		(15)		(16)			
償却原価		2,371		2,402			
現金及び現金同等物							
格付け1		7,902		6,045			
格付け2		12,893		10,293			
		20,795		16,338			
損失評価引当金		(1)		(1)			
償却原価		20,794		16,337			
オペレーティング・リース債権以外の債権							
格付け1		228		255			
格付け2		1,133		1,269			
格付け3		1,591		1,774			
格付け4		4,621		5,162			
		7,573		8,460			
損失評価引当金		(147)		(168)			
償却原価		7,426		8,292			
オペレーティング・リース債権							
当社グループは、オペレーティング・リース債権のECLを測定するために、引当マトリックスを使用しています。信用リスク・エクスポージャーとオペレーティング・リース債権のECLに関する情報は以下のとおりです。							
	2021年12月31日			2020年12月31日			
百万ユーロ	帳簿価額 総額	加重平均 損失率	損失評価 引当金	帳簿価額 総額	加重平均 損失率	損失評価 引当金	信用減損
期日前	141	0.4%	(1)	134	0.4%	(1)	無
1-30日の期日経過	26	2.2%	(1)	28	2.1%	(1)	無
31-60日の期日経過	11	5.6%	(1)	11	5.4%	(1)	無
61-90日の期日経過	8	11.0%	(1)	7	10.8%	(1)	無
90日超の期日経過	3	56.0%	(2)	5	53.3%	(3)	有
	189		(6)	185		(7)	

 IFRS 7.35K(a),
 35M(b)(iii), 35N, B8f

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iii. 証券貸借取引及びレポ取引の担保及びデリバティブ

当社グループは、証券貸借取引、レポ取引、リバース・レポ取引ならびに特定のデリバティブ契約に関して担保を受け入れ、または差し入れています。担保は、容易に換金可能な証券（国債など）や現金の形態を取ることがあります。

IFRS 7.14(b), 15(c)

この担保は、必要に応じて、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のクレジット・サポート・アネックス契約を含む業界の標準的な条件に従っています。そのため、担保として受け入れまたは差し入れた有価証券は、取引期間中に担保として差し入れる、または、売却することができますが、取引の満期時には返却する必要があります。また、取引相手が担保を差し入れることができなかつた場合には、各当事者は取引を終了させる権利も有しています。

IFRS 7.13E, B50

デリバティブ取引は、取引所及び中央清算機関との取引、または、ISDAマスター・ネットティング契約のもとで行われます。このような契約の下では、一般的に、債務不履行などの信用事象が発生した場合などの特定の状況においては、契約に基づき取引相手とのすべての未決済取引は解約となり、解約価額が評価され、当該取引相手とのすべての取引が単一の純額で決済されます。上記のISDAマスター・ネットティング契約と併せ、当社グループはクレジット・サポート・アネックス契約を締結しています。これにより、当社グループと当社グループの取引相手は、契約相手の信用リスクを軽減するために担保を差し入れることが義務付けられています。また、取引所及び中央清算機関とのデリバティブ取引のうち、セトルメント・トゥー・マーケット方式によらない取引についても、日次で担保の差し入れを行っています。

当社グループの証券貸借取引、レポ取引及びリバース・レポ取引は、ISDAのマスター・ネットティング契約と同様の相殺条件が付与されているマスター契約の対象となっています。

受入担保

IFRS 7.35K(b)(i), 36(b), B8G

当社グループは、デリバティブ資産及びリバース・レポ取引の債権より生じる信用エクスポージャーに対して担保を受け入れております。

百万ユーロ	注記	担保要件の対象となる エクスポージャーの割合		受入担保の主な種類
		2021年	2020年	
デリバティブ資産	20(A)	100	100	現金
リバース・レポ取引債権	21	100	100	市場性のある有価証券

IFRS 9.3.2.23(d), B3.2.15, IAS 39.37(d), AG50]

担保として受け入れた市場性のある有価証券について、その法的権利は常に当社グループに移転されません。しかし、譲渡人が所有に係るすべてのリスクと経済的価値のほとんどすべてを保持しているため、譲渡人の債務不履行がない限り、これらの有価証券を資産として認識しません。代わりに、支払った対価の認識を中止し、譲渡人に対する債権を認識します（注記21を参照）。

IFRS 9.3.2.23(b), IAS 39.37(b)]

受け入れた有価証券を売却した場合は、売却代金を認識し、有価証券の返済義務について金融負債を公正価値で測定し認識します。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iii. 証券貸借取引及びレポ取引の担保及びデリバティブ（続き）

受入担保（続き）

IFRS 7.15(a)–(b)

2021年12月31日現在、担保として受け入れた金融資産のうち、債務不履行がなくとも当社グループが売却または再担保に付すことができる金融資産の公正価値は、6,793百万ユーロ（2020年：7,338百万ユーロ）です。売却または再担保に付された受入担保の金融資産はありません。

IFRS 7.38

2021年12月31日現在、当社グループは、リバース・レポ取引の取引相手に対する債権に対する担保として当期中に受け入れた市場性のある負債性証券は3百万ユーロ（2020年：2百万ユーロ）です。当社グループは、所定の手続きにより担保を適時に処分することを方針としております。通常、自社の業務において、現金以外を担保として使用しておりません。

IFRS 7.35K(b)(ii)

2021年と2020年において、担保の質や当社グループの担保方針に重大な変更はありませんでした。

差入担保

当社グループは、特定のデリバティブ負債、レポ取引及び証券貸借取引の取引相手に対する債務にも、担保を供しております。

IFRS 7.14(a),
42D(a)–(b), (e),
IFRS 9.3.2.23(a),
B3.2.16(a)–(c),
IAS 39.37(a),
AG51(a)–(c)]

2021年12月31日現在、証券貸借取引の当事者以外の第三者に貸し付けられた有価証券、または、取引相手が売却または担保に供する権利を取得するレポ取引の対象となった有価証券は、8,267百万ユーロ（2020年：8,205百万ユーロ）でした。これらの有価証券は、その他の資産とは別に「金融投資—証券貸借取引及びレポ取引」として分類されています。当社グループは、所有に係るリスクと経済的価値のほとんどすべてを保持しているため、譲渡した有価証券のすべてを引き続き認識しています。

IFRS 7.14(b), 42D(c)

当社グループは、契約の一環として有価証券のキャッシュフローに対する契約上の権利を移転しているため、契約期間中に譲渡した資産を使用することはできません。

IFRS 7.42D(c), (e),
IFRS 9.3.2.15,
IAS 39.29]

譲渡した際に受領した対価は、金融負債として認識しています。譲渡した有価証券に関する負債の帳簿価額は8,274百万ユーロ（2020年：8,214百万ユーロ）で、「債務」に含まれています（注記27を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iii. 証券貸借取引及びレポ取引の担保及びデリバティブ（続き）

金融資産及び金融負債の相殺

当社グループが締結しているISDA及び類似のマスター・ネットリング契約は、財政状態計算書における相殺表示の要件を満たしていません。なぜならば、これらの契約上、認識済みの金額を相殺する法的強制力のある権利は、当社グループまたは取引相手の債務不履行、支払不能または破産事象、あるいはその他の事前に決められた事象が発生した場合に限り、契約の当事者に対して発効することになっているからです。さらに、当社グループ及び取引相手は、資産の実現と負債の決済を同時に行う意図または純額決済する意図を有していません。

当社グループは、財政状態計算書において、その他の金融資産及び金融負債を相殺しておりません。

法的強制力のあるマスター・ネットリング契約または同様の金融商品をカバーする類似の契約の対象となる金融資産及び金融負債は、以下のとおりです。

百万ユーロ	財政状態計算書上 表示される金融 資産（負債）の 総額または純額	財政状態計算書上で相殺表示されない 関連する金額			純額
		認識済みの 金融商品	担保に 供している 受入現金	担保に 供している 受入有価証券	
2021年12月31日					
金融資産の種類					
デリバティブ資産	1,337	(734)	(603)	-	-
リバース・レポ取引債権	6,743	-	-	(6,739)	4
	8,080	(734)	(603)	(6,739)	4
金融負債の種類					
デリバティブ負債	(1,240)	734	506	-	-
レポ取引及び証券貸借取引債務	(8,274)	-	-	8,267	(7)
	(9,514)	734	506	8,267	(7)
2020年12月31日（修正再表示）					
金融資産の種類					
デリバティブ資産	1,568	(814)	(754)	-	-
リバース・レポ取引債権	7,322	-	-	(7,311)	11
	8,890	(814)	(754)	(7,311)	11
金融負債の種類					
デリバティブ負債	(1,286)	814	472	-	-
レポ取引及び証券貸借取引債務	(8,214)	-	-	8,205	(9)
	(9,500)	814	472	8,205	(9)

上表において、リバース・レポ取引債権とレポ取引及び証券貸借取引債務は償却原価で測定され、関連する担保有価証券は公正価値で測定されています。

IFRS 7.13A–13D

IFRS 7.B42

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iii. 証券貸借取引及びレポ取引の担保及びデリバティブ（続き）

金融資産及び金融負債の相殺（続き）

上表の「財政状態計算書に表示された金融資産（負債）の総額及び純額」と、財政状態計算書に表示されている項目の調整表は、以下のとおりです。

百万ユーロ	上表で開示された帳簿総額または純額	財政状態計算書上の表示科目	財政状態計算書の帳簿価額の表示科目	相殺開示の適用範囲外	注記
2021年12月31日					
金融資産の種類					
	1,337	金融投資 公正価値測定	412,526	411,189	20(A)
	6,743	債権	7,609	866	21
金融負債の種類					
	(1,240)	デリバティブ負債	(1,240)	-	20(A)
	(8,274)	債務	(10,401)	(2,127)	27
2020年12月31日（修正再表示）					
金融資産の種類					
	1,568	金融投資 公正価値測定	384,080	382,512	20(A)
	7,322	債権	8,470	1,148	21
金融負債の種類					
	(1,286)	デリバティブ負債	(1,286)	-	20(A)
	(8,214)	債務	(11,305)	(3,091)	27

IFRS 7.B46

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法

注記44(G)(iii)記載の会計方針をご参照ください。

信用リスクの著しい増大

当社グループは、金融商品の信用リスク（債務不履行リスク）が当初認識以降に著しく増大しているか否かを判定する際に、目的適合性があり過度のコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を検討します。これには、当社グループの過去の実績、専門家の信用評価、及び将来情報に基づく、定量的・定性的情報及び分析の両方が含まれます。

エクスポージャーについて、以下を比較することにより、信用リスクの著しい増大が生じているか否かを特定します。

- 報告日における残存する全期間のデフォルト確率（PD）
- エクスポージャーの当初認識時に見積られた、その時点での残存する全期間のPD

利用可能な場合は、公表された外部信用格付けを追跡することにより、信用リスクの変化をモニタリングしています。公表された格付けが最新のものであるか否かを判断するために、また、公表された格付けに反映されていない信用リスクの顕著な増大が報告日にあるか否かを評価するために、債券利回り、入手可能な場合はクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の価格と発行者に関する公表情報及び規制情報とをあわせて、レビューします。

外部信用格付けが利用できない場合は、債務不履行リスクの前兆であるとされるデータ（監査済み財務諸表、経営管理情報、資金計画、利用可能な借手に関する規制情報及び公表情報を含むがこれに限定されない）に基づき、また、経験に裏付けられた信用判定により、各エクスポージャーを信用リスク格付けに配分します。信用リスク格付けは、債務不履行リスクを示す定性的要因及び定量的要因を用いて定義され、[格付機関X及びY]からの外部信用格付けの定義と整合したものとなっています。

ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低い場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定しています。信用格付けが国際的に理解されている定義である「投資適格」に相当する場合、金融資産の信用リスクは低いと判断しています。これは、格付機関Yの格付けに基づくとBBB-以上であり、内部格付の4以下に相当します。

バックストップとして、当社グループは、資産が30日超の期日経過となる前に、信用リスクの著しい増大があったとみなします。期日経過の日数は、全額の支払いを受け取らなかった支払期日を経過した最初の日から数えます。支払期日は借手が利用できる可能性がある猶予期間を考慮に入れませんが^a。

当社グループは、定期的なレビューを通じて以下を確認することにより、信用リスクの著しい増大を特定する際に使用される基準の有効性をモニタリングしています。

- 基準によって、エクスポージャーが債務不履行となる前に信用リスクの著しい増大を特定することができること
- 基準は、資産が30日超の期日経過となる時点と整合しないこと
- 信用リスクの著しい増大を特定した時点と、債務不履行が合理的であることが分かった時点との平均期間
- 一般に、エクスポージャーが12ヶ月のECL測定から信用減損の対象へ変更されないこと
- 12ヶ月のECL測定から全期間のECL測定への変更について、損失評価引当金に根拠のない変動がないこと

IFRS 7.35B(b)

IFRS 7.35F(a),
B5G(a)(ii)

IFRS 7.35F(a)(i),
[IFRS 9.5.5.10,
B5.5.22–B5.5.24]

IFRS 7.35F(a)(ii)

IFRS 7.35F(a)(iii)

- a. 企業が、契約上の支払期日を30日以上経過すると金融資産の信用リスクは当初認識日以降大幅に増加しているというIFRS第9号第5.5.11項の仮定を反証する場合、仮定をどのように反証しているか説明すること。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

条件変更された金融資産

IFRS 7.35F(f), B8B

金融資産の契約条件は、市況の変更、現在及び今後の借手の信用悪化に関連しない他の要因を含む様々な理由によって変更される可能性があります。条件変更された既存の金融資産は認識が中止され、再交渉された資産は注記44(G)(iv)に記載されている会計方針に従って新たな金融資産として公正価値により認識されます。

金融資産の条件が変更されるのに認識の中止が行われない場合、当該資産の信用リスクの著しい増大があったか否かは次の両方を比較することによって決定します。

- 修正後の条件に基づく報告日における残存する全期間のPD
- 当初認識時のデータ及び当初の契約条件に基づいて見積られた残存する全期間のPD

債務不履行の定義

IFRS 7.35F(b), B8A

当社グループは、次のいずれかの場合に金融資産が債務不履行になっていると考えます。

- (担保を保有する場合に) 担保の処分等の手段に当社グループが依拠することなく、借手が信用債務について当社グループに全額の支払いを行う可能性が低い場合
- 金融資産が90日超の期日経過となっている場合

借手が債務不履行になっているか否かを評価する際に、当社グループは次のような指標を考慮します。

- 定性的な指標（例）財務制限条項への違反やその他の財務上困難であることを表す指標
- 定量的な指標（例）延滞状況や同一発行体の他の債務の当社グループへの未払い
- 内部で作成されたデータ及び外部から得たデータに基づく指標

金融商品が債務不履行になっているか否かを評価する際のインプット及びこれらのインプットの重要度は、状況の変化を反映させるため、時の経過に伴って変化する可能性があります。

将来情報の織込み

IFRS 7.35G(b)

当社グループは、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったか否かの評価、及びECLの測定の両方に将来情報を織込みます。当社グループのリスク管理委員会及び経済専門家の助言に基づき、また様々な現状及び将来に関する外部の情報を考慮して、関連する経済変数の将来の動向についてベース・ケースに対する見解及び他の予想しうるシナリオの代表的な範囲を構築しています。このプロセスは、2つ以上の追加的な経済シナリオを構築し、それぞれの結果の確率を検討することを伴います。外部の情報は、当社グループが事業を行う国の政府機関及び金融当局、OECD及び国際通貨基金等の国際組織、並びに特定の民間部門や大学の予測の専門家が公表した経済データや予測を含んでいます。

ベース・ケースは、最善の見積りを表しており、戦略計画や予算策定等の他の目的で当社グループが使用した情報と一致しています。他のシナリオは、より楽観的またはより悲観的な結果を表しています。また、当社グループは定期的に、このような他のシナリオの決定を調整する目的で、より極端なショックについてのストレス・テストも実施しています。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

将来情報の織込み（続き）

当社グループは、信用リスクの主な要因及び金融商品の各ポートフォリオのECLを特定し、文書化しています。また実績データの分析を通して、マクロ経済変数と信用リスク及び信用損失の間の関係を見積っています。2021年12月31日現在において使用した経済シナリオには、2022年及び2023年12月31日に終了する会計年度における[X国]の以下の主な指標の範囲が含まれていました。

	2022年	2023年
金利	ベース・ケース：1% 範囲：0.5から2%	ベース・ケース：2% 範囲：1から3%
GDP成長率	ベース・ケース：1.5% 範囲：0から2.5%	ベース・ケース：2% 範囲：0.5から3%
住宅価格	ベース・ケース：2%成長 範囲：15%の下落から18%の上昇	ベース・ケース：3%成長 範囲：10%の下落から12%の上昇

[ECLの見積りに重大な影響を及ぼす可能性のあるその他の期間及びその他の国に関する見積りの開示]

主な指標と債務不履行との間の予想される関係、及び金融資産の様々なポートフォリオにかかる損失率は、過去10年から15年の実績データの分析に基づいて決定されています。

ECLの測定

ECLを測定する際の主なインプットは以下の変数の期間構造です。

- デフォルト確率（PD）
- デフォルト時損失率（LGD）
- デフォルト時エクスポージャー（EAD）

当社グループは、全期間のPD及び12ヶ月のPDを算定するのに、[格付機関X]から提供された同じ格付けの債務者の債務不履行実績に基づくPDテーブルを使用します。格付けのない投資については、内部の信用格付けを同等の外部の信用格付けにマッピングすることにより、同じアプローチを採用しています（(ii)を参照）。PDは、現在の債券利回り及びCDS価格に基づいて再調整され、前述のように将来情報を反映するように調整されます。取引相手またはエクスポージャーの格付けに変更がある場合、関連するPDの見積りを変更します。

LGDは債務不履行となった場合に発生する可能性のある損失の程度を表します。当社グループは、債務不履行となった取引相手に対する債権の過去の回収率に基づいて、LGDパラメータを見積っています。LGDモデルでは、仕組み、担保、債権の優先順位、取引相手の産業及び金融資産と不可分の担保の回収費用を考慮します。住宅用不動産によって担保されている貸付金のLTV比率は、LGDを決定する際の主要なパラメータとなります。LGDの見積りは異なる経済シナリオに対して再調整されます。これらはディスカウント・ファクターとして実効金利を用いることにより、割引キャッシュフローベースで計算されています。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額（続き）

減損の見積りに使用したインプット、仮定及び手法（続き）

ECLの測定（続き）

EADはデフォルト時の予想されるエクスポージャーを表します。当社グループは、取引相手に対する現在のエクスポージャー、償却を含む契約で認められる現在の金額の将来的な変動、及び期限前償還を加味してEADを算定しています。金融資産のEADは帳簿価額総額です。

[IFRS 9.5.5.19,
B5.5.38]

前述のとおり、また、信用リスクが著しく増大していない金融資産に関して12ヶ月のPDの最長の期間を用いることになっているため、当社グループは信用リスクに晒される最長の契約期間（借手の延長オプションを含む）の債務不履行リスクを考慮してECLを見積ります。これは、たとえリスク管理目的上、当社グループがそれより長い期間を考慮する場合でも、その長い期間ではありません。

IFRS 7.35F(c)

パラメータのモデル化を集合的に実施する場合、以下を含む共通のリスクの特徴に基づいて金融商品をグループ化します。

- 商品の種類
- 信用リスクの格付
- 担保の種類
- 当初認識日
- 満期までの残存期間
- 産業
- 借手の地理的な位置

グループ化については、特定のグループ内のエクスポージャーの均一性が保たれていることを確認するために、定期的なレビューを行います。

集合的モデリングに基づくパラメータを使用してECLを測定する場合、ECLの測定のための重要なインプットは、当社グループがポートフォリオのPDを算出するために使用する外部ベンチマーク情報です。これには、[格付機関X]のデフォルト調査で提供されたPDと、[格付機関Y]の回収調査で提供されたLGDが含まれます。

オペレーティング・リース債権

オペレーティング・リース債権のECLは、引当マトリックスを使用して国レベルで決定されます。損失率は、過去5年間の延滞日数と実際の貸倒実績をもとに計算され、将来情報を織り込むためにスカラー係数を乗じられます。

IFRS 7.35B(a), 35F(c),
35G(a)(i), (b)

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額（続き）

損失評価引当金

以下の表は、金融商品の種類別の損失評価引当金の期首残高から期末残高までの調整表です。「12ヶ月のECL」、「全期間のECL」、「信用減損」の説明については注記44(G)(iii)^aをご参照ください。

百万ユーロ	2021年 12ヶ月のECL	2020年 - IFRS第9号 12ヶ月のECL	2020年 - IAS第39号 修正再表示
金融投資 – 基礎となる項目ではない			
金融機関への預金			
1月1日残高	1	1	-
損失評価引当金の純額の再測定	1	1	-
金融機関への預金の純減額	(1)	(1)	-
為替レートの変動の影響	-	-	-
12月31日残高	1	1	-
FVOCIで測定する国債			
1月1日残高	369	325	21
損失評価引当金の純額の再測定	8	9	1
新規に取得した金融資産	42	22	-
認識が中止された金融資産	(28)		(22)
為替レートの変動による影響	(11)	13	-
12月31日残高	380	369	-
償却原価で測定する国債			
1月1日残高	31	25	1
損失評価引当金の純額の再測定	1	2	-
新規に取得した金融商品	3	2	-
認識が中止された金融資産	(3)		(1)
為替レートの変動による影響	(1)	2	-
12月31日残高	31	31	-

IFRS 7.35H, IG20B

IFRS 7.35H(b)(iii)-(c) a. 企業は、購入又は組成した信用減損金融資産、IFRS第9号の第5.5.15項に従って常に損失評価引当金を全期間のECLとして測定するIFRS第15号の営業債権及び契約資産について、ECLより生じる金額に関する情報を区分して開示することが義務付けられている。当社グループは、報告日において当該資産を保有していなかった。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

百万ユーロ	2021年				2020年 – IFRS第9号				2020年 – IAS第39号
	12ヶ月の ECL	信用減損 していな い全期間 のECL	信用減損 している 全期間の ECL	合計	12ヶ月の ECL	信用減損 していな い全期間 のECL	信用減損 している 全期間の ECL	合計	修正再表示
金融投資 – 基礎となる項目ではない（続き）									
FVOCIで測定されるその他の負債性金融商品									
1月1日残高	878	624	1,371	2,873	821	607	1,154	2,582	101
12ヶ月のECLへの 分類変更	75	(75)	-	-	72	(72)	-	-	-
信用減損していな い全期間のECL への分類変更	(97)	193	(96)	-	(88)	163	(75)	-	-
信用減損している 全期間のECLへ の分類変更	(12)	(98)	110	-	(15)	(149)	164	-	-
損失評価引当金の 純額の再測定	21	68	114	203	25	66	106	197	40
新規に取得した金 融資産	62	-	-	62	49	-	-	49	-
認識が中止された 金融資産	(42)	(46)	(75)	(163)	-	-	-	-	(116)
直接償却	-	-	(26)	(26)	-	-	-	-	(25)
為替レートの変動 による影響	(12)	(8)	(18)	(38)	14	9	22	45	-
12月31日残高	873	658	1,380	2,911	878	624	1,371	2,873	-

連結財務諸表注記 (続き)

5. リスク管理及び資本管理 (続き)

E. 信用リスク (続き)

iv. ECLより生じる金額 (続き)

損失評価引当金 (続き)

百万ユーロ	2021年 12ヶ月のECL		2020年 - IFRS第9号 12ヶ月のECL		2020年 - IAS第39号 修正再表示		
金融投資 - 基礎となる項目ではない (続き)							
償却原価で測定するその他の負債性金融商品							
1月1日残高	16		14		1		
損失評価引当金の純額の再測定	(1)		(2)		-		
新規に取得した金融資産	4		2		-		
認識が中止された金融資産	(3)				(1)		
為替レートの変動による影響	(1)		2		-		
12月31日残高	15		16		-		
現金及び現金同等物							
1月1日残高	1		1		-		
損失評価引当金の純額の再測定	1		1		-		
現金及び現金同等物の純減額	(1)		(1)		-		
為替レートの変動による影響	-		-		-		
12月31日残高	1		1		-		
オペレーティング・リース債権以外の債権							
1月1日残高	168		101		2		
損失評価引当金の純額の再測定	(12)		19		1		
債権の純増減額	9		31		(3)		
為替レートの変動による影響	(18)		17		-		
12月31日残高	147		168		-		
オペレーティング・リース債権							
1月1日残高	4	3	7	5	-	5	1
信用減損への分類変更	(1)	1	-	(2)	2	-	
損失評価引当金の純額の再測定	-	1	1	(1)	-	(1)	1
オペレーティング・リース債権の純増額	2	-	2	1	-	1	-
直接償却	-	(2)	(2)				(2)
為替レートの変動による影響	(1)	(1)	(2)	1	1	2	-
12月31日残高	4	2	6	4	3	7	-

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

iv. ECLより生じる金額（続き）

損失評価引当金（続き）

IFRS 7.16A

FVOCIで測定する負債性金融商品の損失評価引当金3,291百万ユーロ（2020年：3,242百万ユーロ）は、（公正価値測定されている）これらの投資の帳簿価額を減額せず、OCIに同額の損失が計上されることとなります。

IFRS 7.35L

2021年12月31日に終了した会計年度中に直接償却し、依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高は11百万ユーロ（2020年：19百万ユーロ）です。

帳簿価額総額の著しい変動の影響

IFRS 7.35I, IG20B

以下の表は、当期中の金融商品の帳簿価額総額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのように寄与したのかを説明しています。

百万ユーロ	注記	帳簿価額 総額の増加 (減少)	損失評価引当金の増加（減少）		
			12ヶ月のECL	信用減損 していない 全期間の ECL	信用減損 している 全期間の ECL
2021年					
金融投資 - 基礎となる項目ではない					
FVOCIで測定する国債					
- クリムソン自動車保険会社（クリムソン自動車）の取得	35(A)	140	5		
- インディゴ保険会社の処分	35(B)	(989)	(15)		
FVOCIで測定するその他の負債性金融商品					
- クリムソン自動車の取得	35(A)	656	14		
- インディゴ保険会社の処分	35(B)	(605)	(20)	(14)	(34)
2020年					
金融投資 - 基礎となる項目ではない					
FVOCIで測定するその他の負債性金融商品					
- 地域市場の崩壊による証券のポートフォリオの直接償却		(35)			(35)

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

E. 信用リスク（続き）

v. 信用リスクの集中

IFRS 17.127

当社グループが事業を行っているすべての地域で再保険が行われます。当社グループは、単一の再保険者への信用リスクの重大な集中はありません。

IFRS 7.35B(c)

当社グループは、発行体の国・地域別及び業種別の負債性証券への投資から生じる信用リスクの集中をモニタリングしています。金融投資からの信用リスクの集中の分析は以下のとおりです。

	基礎となる項目		その他	
	2021年	2020年	2021年	2020年 修正再表示
百万ユーロ				
地域別集中				
[X国]	6,958	6,476	26,960	25,611
フランス	5,662	5,270	21,940	20,842
ドイツ	8,779	8,170	34,015	32,312
イギリス	7,233	6,732	28,028	26,624
その他の欧州諸国	2,866	2,668	11,106	10,551
シンガポール	4,772	4,441	18,489	17,564
その他のアジア諸国	2,436	2,268	9,437	8,967
米国	14,940	13,905	57,888	54,990
	53,646	49,931	207,863	197,461
業種別集中				
政府	23,741	22,473	92,104	88,993
銀行	10,467	9,742	40,557	38,528
その他の金融機関	5,383	5,010	20,859	19,815
不動産	3,289	3,062	12,746	12,108
製薬	2,093	1,948	8,110	7,704
製造	1,196	1,113	4,635	4,403
エネルギー	1,794	1,670	6,953	6,605
テクノロジー	3,395	3,160	13,155	12,497
その他	2,288	1,753	8,744	6,808
	53,646	49,931	207,863	197,461

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

F. 流動性リスク

IFRS 7.33(a), 17.124(a),
IFRS 7.A1

流動性リスクとは、当社グループが保険契約及び再保険契約に関連する義務、及び現金またはその他の金融資産の引渡しにより決済する金融負債に関連する義務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

i. 流動性リスクの管理

IFRS 7.33(b), 17.124(b)

当社グループの取締役会は、流動性リスクの管理に関する当社グループの戦略を策定しており、当該方針の適用を監督する責任をALCOに委譲しています。ALCOは、当社グループの流動性方針及び手続きを承認しています。グループの財務部門は、当社グループの本社及びアジア・米国の地域オフィスにあり、現地のビジネス・ユニットの流動性ポジションのモニタリングを含めて、当社グループの流動性ポジションを日次で管理しています。要約報告書（例外事項及び是正措置を含みます）は、定期的にALCOに提出されています。

IFRS 7.39(c), 17.132(a)

当社グループが流動性リスクを管理する目的は、通常時においてもストレス下においても、満期時に債務を履行するために、常時十分な流動性があることを可能な限り確実にすることです。当社グループの流動性戦略の主な要素は以下のとおりです。

- 多様な資金調達源の維持及び不測の事態に備えた流動性ファシリティーの適切な維持
- 予測できない短期間のキャッシュフローの不足に対して、容易に現金化することができる流動性の高い資産のポートフォリオを保有する
- 当社グループの金融資産のキャッシュフローを、保険契約、投資契約及びその他の金融負債のキャッシュフローと可能な限りマッチングさせること
- 流動比率をモニターし、当社グループの流動性ポジションに対してストレス・テストを実施する

各ビジネス・ユニットが流動性の短期的な変動をカバーし、当社グループ全体として十分な流動性を確保できるように、グループの財務部門は短期流動資産のプールを維持しています。長期的な資金調達は、構造的流動性の要件に対応するために行われます。

通常及びより厳しい市況の両方を含む様々なシナリオで、流動性に関するストレス・テストが定期的に行われています。シナリオは、当社グループ固有の事象（例：格下げ）及び市場に関連する事象（例：長期にわたる市場の流動性の低下、自然災害またはその他の災害）の両方を考慮して策定されています。

IFRS 7.B11F, IAS 7.50(a)

加えて、当社グループは、以下のような重要な未使用の銀行融資枠を維持しています。

- 2,000百万ユーロの未使用無担保当座借越枠。常時利用でき、年次で見直しされる。利息はEuriborプラス1.5%（2020年：Euriborプラス1.6%）で支払われます。
- 4,500百万ユーロの未使用融資枠。当社グループが十分な信用格付けを維持している限り、短期資金調達のために常時利用することができる。返済期日は30日後で、当社グループの選択によって自動的に更新されます。金利はEuriborプラス1.0%（2020年：Euriborプラス1.1%）で支払われます。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

F. 流動性リスク（続き）

ii. 満期分析

保険契約及び再保険契約

IFRS 17.132(b)

以下の表は、当社グループの保険契約及び再保険契約の満期分析で、キャッシュフローが発生すると予想される日を反映しています。PAAを適用して測定された残存カバに係る負債は、この分析から除外されています^a。

百万ユーロ	将来キャッシュフローの現在価値の見積り						合計
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	
2021年12月31日							
保険契約							
負債 - 直接連動有配当保険契約	15,388	13,851	13,449	11,695	10,169	106,583	171,135
負債 - その他	13,682	12,999	13,041	11,340	9,860	81,229	142,151
資産 - その他 ^b	(85)	(82)	(77)	(72)	(67)	(470)	(853)
	28,985	26,768	26,413	22,963	19,962	187,342	312,433
再保険契約							
資産 ^b	(747)	(713)	(672)	(629)	(587)	(4,101)	(7,449)
負債	93	88	83	78	73	509	924
	(654)	(625)	(589)	(551)	(514)	(3,592)	(6,525)
2020年12月31日（修正再表示）							
保険契約							
負債 - 直接連動有配当保険契約	14,510	13,060	12,681	11,028	9,589	99,867	160,735
負債 - その他	12,930	12,317	12,356	10,744	9,343	77,002	134,692
資産 - その他 ^b	(80)	(76)	(72)	(67)	(63)	(436)	(794)
	27,360	25,301	24,965	21,705	18,869	176,433	294,633
再保険契約							
資産 ^b	(728)	(695)	(655)	(613)	(572)	(3,997)	(7,260)
負債	87	84	79	74	69	480	873
	(641)	(611)	(576)	(539)	(503)	(3,517)	(6,387)

IFRS 17.132(c)

要求払に対応する保険契約負債の金額は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年12月31日		2020年12月31日	
	要求払 対応金額	帳簿価額	要求払 対応金額	帳簿価額
直接連動有配当保険契約	189,578	198,597	179,047	187,323
無配当終身契約（生命保険）	7,843	8,170	7,323	7,629
貯蓄性保険契約	71,541	74,911	67,549	70,604
	268,962	281,678	253,919	265,556

IFRS 17.132(b)

- a. IFRS第17号は、最低限、報告日後最初の5年間の各年の正味キャッシュフローと、それ以降の正味キャッシュフローの総額を、保険契約負債及び再保険契約負債のグループに区分して、満期分析を行うことを要求している。この企業グループは、将来のキャッシュフローの現在価値の見積りを、見積られた時期ごとに分析することを選択した。企業は、この他に、残っている契約上の割引前の正味キャッシュフローを見積られた時期ごとに分析することができる。
- b. 要求されていないが、当社グループでは保険契約資産と再保険契約資産について追加の開示を行っている。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

F. 流動性リスク（続き）

ii. 満期分析（続き）

金融商品

以下の表は、当社グループの金融負債の契約終了までの残存期間を示しています^a。

IFRS 7.39(a)–(b)

百万ユーロ	契約上の割引前キャッシュフロー						1年以内	帳簿価額
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超		
2021年12月31日								
非デリバティブ負債								
債務	9,807	608	-	-	-	-	10,415	10,401
投資契約負債	23,977	-	-	-	-	-	23,977	23,977
連結ファンドに対する第 三者持分	491	-	-	-	-	-	491	491
借入金等	443	485	1,245	1,660	2,075	5,466	11,374	7,405
	34,718	1,093	1,245	1,660	2,075	5,466	46,257	42,274

IFRS 7.39(a)

IFRS 7.39(b), B11B

デリバティブ負債								
アウトフロー	1,635	2,723	2,475	1,245	930	900	9,908	
インフロー	(1,417)	(2,360)	(2,145)	(1,079)	(806)	(780)	(8,587)	
	218	363	330	166	124	120	1,321	1,240

2020年12月31日（修正再表示）

IFRS 7.39(a)

非デリバティブ負債								
債務	10,491	835	-	-	-	-	11,326	11,305
投資契約負債	21,779	-	-	-	-	-	21,779	21,779
連結ファンドに対する第 三者持分	441	-	-	-	-	-	441	441
借入金等	534	571	816	1,088	1,360	6,084	10,453	6,850
	33,245	1,406	816	1,088	1,360	6,084	43,999	40,375

IFRS 7.39(b), B11B

デリバティブ負債								
アウトフロー	1,703	2,888	2,370	1,395	1,035	923	10,314	
インフロー	(1,476)	(2,503)	(2,054)	(1,209)	(897)	(800)	(8,939)	
	227	385	316	186	138	123	1,375	1,286

 Insights
 7A.10.650.80

^a IFRS第7号は、分析に使用される満期日ゾーンの数を決めていないため、企業グループは適切な満期日ゾーンの数を選択することになる。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

F. 流動性リスク（続き）

ii. 満期分析（続き）

金融商品（続き）

以下の表は、当社グループの金融資産の契約終了までの残存期間を示しています^a。

百万ユーロ	契約上の割引前キャッシュフロー						合計	帳簿価額
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 または 満期なし		
2021年12月31日								
非デリバティブ資産								
現金及び現金同等物	20,794	-	-	-	-	-	20,794	20,794
金融投資 – 基礎となる 項目	19,061	16,991	16,082	14,332	12,774	146,495	225,735	210,967
金融投資 – その他 債権	26,808	25,467	29,747	33,052	35,695	80,497	231,266	217,254
	7,594	16	-	-	-	-	7,610	7,609
	74,257	42,474	45,829	47,384	48,469	226,992	485,405	456,624
デリバティブ資産								
インフロー	1,698	2,827	2,671	1,373	1,148	957	10,674	
アウトフロー	(1,470)	(2,449)	(2,313)	(1,190)	(995)	(834)	(9,251)	
	228	378	358	183	153	123	1,423	1,337
2020年12月31日（修正再表示）								
非デリバティブ負債								
現金及び現金同等物	16,337	-	-	-	-	-	16,337	16,337
金融投資 – 基礎となる 項目	17,666	15,694	14,807	13,186	11,748	136,403	209,504	197,645
金融投資 – その他 債権	24,903	23,657	27,633	30,704	33,158	74,775	214,830	201,813
	8,454	17	-	-	-	-	8,471	8,470
	67,360	39,368	42,440	43,890	44,906	211,178	449,142	424,265
デリバティブ資産								
インフロー	1,972	3,347	3,144	1,598	1,282	1,206	12,549	
アウトフロー	(1,711)	(2,900)	(2,725)	(1,385)	(1,111)	(1,046)	(10,878)	
	261	447	419	213	171	160	1,671	1,568

IFRS 7.B11E

IFRS 7.39(a)-(b),
B11, B11E

a. 当社グループは、財務諸表の利用者が流動性リスクの内容と程度を評価するために必要な情報であるため、流動性リスク管理の一環として保有する金融資産の満期分析を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

F. 流動性リスク（続き）

ii. 満期分析（続き）

金融商品（続き）

前述の表の金額は以下のとおり測定されています。

非デリバティブ

IFRS 7.B11D

金額は、契約上の割引前キャッシュフローであり、見積支払利息を含んでいます。変動金利商品に対する利息は、報告日現在のフォワードレートを反映しており、市場金利の変動に伴い変動する可能性があります^{a, b}。

IFRS 7.B11C(e)

金融負債は、当社グループが支払うことを要求される可能性が最も早い時期に割り当てられます。各保有者は、常時、投資契約を解約したり、連結ファンドのユニットを償還したりすることができるため、投資契約負債及び連結ファンドに対する第三者持分は即時に支払われます。したがって、これらの金額は最も早い満期ゾーンに含まれています。原資産の大部分は、現金及び現金同等物か、短期間で現金化できる流動性のある投資です。

永久債の契約額面は「5年超」の欄に含まれています。利息は、報告日から15年以内の分析に含まれています。

デリバティブ

IFRS 7.B11D

開示された金額は、契約上の割引前のキャッシュフローを表しています。これは、同時に総額で決済（例：為替予約取引と通貨スワップ）が行われるデリバティブの名目のインフロー総額とアウトフロー総額で、また、純額で決済されるデリバティブの純額です。これらは、報告日現在の関連する市場金利に基づいて見積られています。

Insights
7A.10.650.70

a. この企業グループは、分析に利息及び元本キャッシュフローの両方を含めている。KPMGの見解では、これは、この企業グループが直面している流動性リスクを最もよく表している。

Insights
7A.10.650.110

b. 支払額が固定されていない場合、開示される金額は報告日時点の状況を反映して決定される。例えば、利息が3ヶ月Euriborに連動している変動利付債の場合、KPMGの見解では、開示される金額は、報告日における直物レートではなく先物レートに基づかなければならない。なぜなら、直物レートは将来支払われるキャッシュフローに基づいた指標の水準を表さないのに対して、先物レートは報告日時点で存在する状況に従って指標の水準をよりよく表すからである。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

G. オペレーショナル・リスク^a

オペレーショナル・リスクとは、当社グループのプロセス、人員、技術、インフラに関連した様々な要因や、商品の誤販売、モデリングのエラー、法規制や一般に妥当と認められる企業行動規範の違反から生じるようなもので、信用リスク、市場リスク及び流動性リスク以外の外的要因から生じる直接的または間接的な損失発生リスクをいいます。オペレーショナル・リスクは、当社グループの事業のすべてから発生します。

当社グループがオペレーショナル・リスクを管理する目的は、財務上の損失及び当社グループの評判へのダメージを回避することと、全体としての費用対効果及び新たな取り組みとの間のバランスを図ることです。すべての場合において、当社グループの方針は、適用される法規制の要件を遵守することを義務付けています。

取締役会は、当社グループのリスク管理委員会にオペレーショナル・リスクに関する責任を委譲しており、委員会はオペレーショナル・リスクに対応するためのコントロールの構築及び実施に対して責任を負っています。この責任は、以下の領域のオペレーショナル・リスク管理のために、当社グループ全体の基準を策定することによりサポートされています。

- 独立した取引承認を含む、適切な職務権限分掌に関する規定
- 取引の内容突合及びモニタリングに関する規定
- 当局からの規制及び他の法的規制への遵守
- コントロール及び手続きの文書化
- 直面しているオペレーショナル・リスクの定期的な評価、並びに識別したリスクに対処するためのコントロール及び手続きの妥当性についての定期的な評価に関する規定
- オペレーショナル損失及びその是正案の報告に関する規定
- 危機管理計画の作成
- 研修及び専門的能力の開発
- 倫理及び業務規定
- リスク軽減（実効性のある場合は保険を含む）

当社グループの基準への遵守は、内部監査部署による定期的なレビュー・プログラムによりサポートされています。内部監査レビューの結果は、当社グループのリスク管理委員会での討議を経て、当社グループの監査委員会及び上級経営者に要約報告書として提出されています。

H. 資本管理^b

i. 規制資本

当社グループの経営委員会は、グループの資本基盤を、規制資本比率を使用してモニタリングしています。当社グループの方針は、投資者、債権者、及び市場の信頼を維持し、事業の発展を持続する強固な資本基盤を維持することです。当社グループは、資本水準が株主利益に与える影響を認識し、また、より高水準のギアリングで可能となるより高い収益性と、より強固な資本ポジションによって得られる利点と安全性との均衡を維持する必要性を認識しております。

IAS 1.134

IAS 1.135(a)(iii)

a. オペレーショナル・リスクは保険リスクにも金融リスクにも該当せず、IFRS第17号でもIFRS第7号でもその開示が明確に義務付けられていない。ただし、金融機関においてオペレーショナル・リスクは、通常、保険リスク及び金融リスクと同様の正式なフレームワークで管理され内部的に報告されており、資本の配分及び規制の要因となる場合がある。

IFRS 17.126,
IAS 1.134-136

b. 保険者は、現地の特定の規制資本の要件に従う。この開示例は、特定の規制上のフレームワークに準拠するように作成されていない。

本冊子に記載されている開示例は、資本管理及び規制資本に係る要件について、主要な基礎が整理されていることを前提としているが、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

5. リスク管理及び資本管理（続き）

H. 資本管理（続き）

i. 規制資本（続き）

IAS 1.135(a)(i)

当社グループの規制資本は、非償還優先株式を含む株主資本と、発行済み適格劣後債の組み合わせによって調達されています。無形資産及びのれんは控除され、規制資本の計算上取り扱いが異なるその他の資産及び負債について調整が加わります。

IAS 1.135(b)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
普通株式資本	33	2,601	2,189
非償還優先株式	33	400	400
資本剰余金	33	20,290	16,425
利益剰余金		38,720	32,782
その他の積立金		6,033	5,434
非支配持分	34(C)	977	847
発行済劣後債	30	2,430	2,453
無形資産及びのれんの控除	25	(12,090)	(12,513)
その他の規制上の調整		(7,807)	(8,722)
規制資本合計		51,554	39,295

IFRS 17.126,
IAS 1.135(a)(ii)

当社グループの主要な規制当局〔規制機関名〕は、当社グループ全体の資本規制をモニターしています。当社及びその子会社は、現地の規制当局により直接監督されています。

当社グループは、主要な規制当局に、規制ベースで計算された保険契約負債を上回る資産を保有することを要求されています。この要求は、当社グループが、今後12ヶ月間に信頼区間99.5%の義務を確実に履行できるようにすることを目的としています。この要件（ソルベンシー資本要件（SCR））から逸脱すると、主要な規制当局による監督上の介入が生じ、SCRレベルの資本を回復させるための是正措置を取ることとなります。

IAS 1.135(d)

主要な規制当局の自己資本比率の測定へのアプローチは、主に、SCRと規制資本との関係をモニタリングすることに基づいています。当社及びその各子会社は、現地法人レベルでその国・地方の規制当局による監督介入の対象となることもあります。当社グループ及び各規制対象子会社は、2021年及び2020年において、外部の資本要件をすべて遵守しています。

ii. 資本の配分

IAS 1.135(a)

特定の業務及び活動に対する資本配分は、多くの場合、配分された資本により収益を最大化することを目指して決定されますが、現地の規制資本の最低要件の影響も受けます。特定の業務及び活動に対する資本配分のプロセスは、当社グループのリスク部門が責任を負う業務とは独立して実施されており、ALCOがレビューを行っています。

資本からの収益の最大化は、当社グループ内で特定の業務または活動に対する資本配分方法を決定するうえで使用される主要な基準ですが、意思決定に用いられる唯一の基準ではありません。他の業務及び活動とのシナジー、経営資源及びその他の資源の利用可能性、並びに当社グループの長期戦略目的と活動との一致も考慮に入れています。グループ全体の資本管理基準は、ガバナンスや経営情報の要件など、資本管理のための最低基準とガイドラインを定めています。資本管理方針は、取締役会により定期的にレビューされています。

連結財務諸表注記（続き）

6. 公正価値測定

当社グループの多くの会計方針及び開示は、金融資産及び金融負債、非金融資産及び非金融負債の両方について、公正価値を測定することを求めています。

A. 評価モデル

(IFRS 13.72)

当社グループは、公正価値測定を行ううえで使用するインプットの重要性を反映した、以下の公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値を測定しています。

- レベル1: 同一の金融商品の活発な市場における公表された市場価格（調整前の価格）であるインプット。
- レベル2: レベル1に含まれる市場価格以外のインプットのうち、直接的（すなわち価格として）または間接的に（すなわち価格から算出される形で）観察可能であるもの。この区分には、類似の金融商品の活発な市場における市場価格を用いて評価された金融商品、活発ではないとみなされる市場における同一または類似の金融商品の市場価格を用いて評価された金融商品、またはすべての重要なインプットが市場データから直接的または間接的に観察可能である場合に、これらのインプットを用いる評価技法を用いて評価された金融商品が含まれています。レベル3: 観察不能なインプット。この区分には、金融商品の評価に重要な影響を及ぼす観察不能なインプットを含む評価技法を用いるすべての金融商品が含まれます。この区分には、類似の金融商品の市場価格に対して、重要な観察不能な調整または仮定を加えて類似の金融商品との差異を反映するように評価された金融商品が含まれています。

(IFRS 13.93(c), (e)(iv), 95)

当社グループは公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えを、振替えが生じた報告期間の末日に認識しています。

(IFRS 13.93(d))

評価技法には、正味現在価値法、割引キャッシュフロー・モデル、観察可能な市場価格が存在する類似の金融商品との比較、ブラック・ショールズ・モデル、多項オプション価格算定モデル及びその他の評価モデルが含まれています。評価技法に用いられる仮定及びインプットには、リスクフリー金利及びベンチマーク金利、クレジット・スプレッド及び割引率の見積りに使用されるその他のプレミアム、為替レート、債券価格及び株価、予想価格ボラティリティ及び相関係数が含まれています。

(IFRS 13.42, 62)

評価技法は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払うであろう価格を反映した公正価値測定を行うことを目的としています。なお、負債の公正価値測定にあたり、不履行リスクによる影響を反映しています。

金融商品の評価モデルについて、詳細な情報は注記7(A)をご参照ください。

連結財務諸表注記（続き）

6. 公正価値測定（続き）

B. 評価フレームワーク

IFRS 13.93(g), IE65

当社グループは、公正価値の測定に関してコントロール・フレームワークを設定しています。当該フレームワークには、最高財務担当責任者に報告し、すべての重要な公正価値測定をモニタリング、独立評価することについて全責任を負う、評価チームが含まれます。これらのコントロールには、以下の事項が含まれます。

- 観察可能な価格の検証
- モデル評価の再実施
- 新たなモデルの導入及び使用するモデルの変更に係るレビュー並びに承認プロセス
- 半期ごとの実際に観察された市場取引との比較によるモデルの補正及びバックテスト
- 日次の評価額の重要な変動分析及び調査
- レベル3に区分される金融商品の公正価値について、重要な観察不能なインプット、評価額の調整及び、評価額の重要な変動に関する前月末比較レビュー

ブローカー価格や、価格提供機関または独立不動産鑑定人による価格などの第三者の情報を公正価値の測定に用いた場合、評価チームは、当該評価がIFRSの規定を満たしているという結論を裏付けるために、第三者から入手した価格の根拠を評価し、文書化しています。この評価には以下が含まれます。

- 関連する種類の資産または負債の価格算定のためにブローカー、価格提供機関または独立不動産鑑定人を利用することを、当社グループが承認していることの確認
- 公正価値の算定方法、及びそれが実際の市場取引をどの程度表しているか、並びにそれが同一の金融商品の活発な市場における公表価格を表しているか否かについての理解
- 類似の資産または負債の価格が公正価値測定に用いられる場合、測定対象の金融商品の特性を反映するために行われる、類似の資産または負債の価格に対する調整方法の理解
- 同一の金融商品について複数の公表価格が得られる場合、これら複数の公表価格を用いてどのように公正価値が決定されたかについての理解

重要な評価に関する論点は、当社グループの監査委員会に報告されています。

公正価値測定に用いられた仮定に関する詳細は、以下の注記に記載されています。

- 注記7：金融商品
- 注記17(B)：株式報酬契約^a
- 注記22(B)：投資不動産
- 注記24(A)(ii)：公正価値で測定される自己使用不動産
- 注記35(A)(iii)：子会社の取得^b

IFRS 13.6(a)

- a. IFRS第13号「公正価値測定」の測定および開示要件は株式報酬契約には適用されないが、この企業グループは株式報酬契約の公正価値測定に関する開示の参照箇所を上記リストに記載している。

IFRS 13.BC184

- b. IFRS第13号の開示要件は当初認識時の公正価値測定には適用されないが、この企業グループは企業結合で取得した資産と引き受けた負債の当初認識時の公正価値測定に関する情報を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値

当社グループの金融資産及び金融負債の帳簿価額は、以下のとおりです^a。

百万ユーロ	注記	2021年12月31日			
		公正価値 – ヘッジ手段	FVTPL – 強制	FVTPL – 指定	FVTPL – 自己株式
現金及び現金同等物	19	-	-	-	-
金融投資 – 基礎となる項目	20	-	151,418	59,940	465
金融投資 – 証券貸借取引及びレポ取引	20	-	-	-	-
国債		-	-	-	-
その他の負債性証券		-	-	-	-
資本性証券		-	1,630	-	-
金融投資 – その他	20	-	-	-	-
金融機関への預金		-	-	-	-
デリバティブ資産		71	410	-	-
国債		-	-	24,676	-
その他の負債性証券		-	-	43,622	-
資本性証券		-	7,761	-	-
債権	21	-	-	-	-
金融資産合計		71	161,219	128,238	465
債務	27	-	-	-	-
デリバティブ負債	20	68	1,172	-	-
投資契約負債	28	-	-	23,977	-
連結ファンドに対する第三者持分	28	-	-	491	-
借入金等	30	-	-	-	-
発行済優先債		-	-	-	-
発行済劣後債		-	-	-	-
銀行借入		-	-	-	-
償還可能優先株式		-	-	-	-
リース債務		-	-	-	-
金融負債合計		68	1,172	24,468	-

2021年12月31日			2020年12月31日 (修正再表示)						
FVOCI – 負債性証券	償却原価	帳簿価額 合計	公正価値 – ヘッジ手段	FVTPL – 強制	FVTPL – 指定	FVTPL – 自己株式	FVOCI – 負債性証券	償却原価	帳簿価額 合計
-	20,794	20,794	-	-	-	-	-	16,337	16,337
-	-	211,823	-	144,914	53,329	345	-	-	198,588
4,206	-	4,206	-	-	-	-	4,487	-	4,487
2,431	-	2,431	-	-	-	-	2,237	-	2,237
-	-	1,630	-	1,481	-	-	-	-	1,481
-	2,405	2,405	-	-	-	-	-	2,213	2,213
-	-	481	65	560	-	-	-	-	625
59,233	3,989	87,898	-	-	23,618	-	56,762	4,126	84,506
64,930	2,371	110,923	-	-	37,338	-	64,278	2,402	104,018
-	-	7,761	-	2,871	-	-	-	-	2,871
-	7,609	7,609	-	-	-	-	-	8,470	8,470
130,800	37,168	457,961	65	149,826	114,285	345	127,764	33,548	425,833
-	10,401	10,401	-	-	-	-	-	11,305	11,305
-	-	1,240	78	1,208	-	-	-	-	1,286
-	-	23,977	-	-	21,779	-	-	-	21,779
-	-	491	-	-	441	-	-	-	441
-	1,361	1,361	-	-	-	-	-	1,371	1,371
-	2,430	2,430	-	-	-	-	-	2,453	2,453
-	1,803	1,803	-	-	-	-	-	1,908	1,908
-	716	716	-	-	-	-	-	-	-
-	1,095	1,095	-	-	-	-	-	1,118	1,118
-	17,806	43,514	78	1,208	22,220	-	-	18,155	41,661

IFRS 7.6, B1–B3

- a. 企業は、開示情報の内容と適合するように、また金融商品の特性を考慮に入れて、金融商品进行分类する。IFRS第7号は「分類」について定義していないが、最低限、償却原価で測定される金融商品と公正価値で測定される金融商品は区別される。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

A. 評価モデル

IFRS 13.77, 79, A1

当社グループは、活発な市場における市場価格が入手可能な場合には、当該市場価格を用いて金融商品の公正価値を測定しています。資産または負債の取引が継続的に価格情報を提供するのに十分な頻度とボリュームで行われている場合には、その市場を活発であるとみなします。

IFRS 13.70–71]

公正価値で測定される資産または負債がビッド価格及びアスク価格を有する場合には、当社グループは資産及びロング・ポジションをビッド価格で、負債及びショート・ポジションをアスク価格で測定します。

IFRS 13.61–62]

活発な市場における公表価格がない場合には、関連する観察可能なインプットを最大限に使用し、観察不能なインプットの使用を最小限に抑えることができる評価技法を使用します。選択された評価技法には、市場参加者が取引の価格設定を行う際に考慮に入れるであろうすべての要素を取り入れます。

IFRS 7.28(a)

当初認識時点の金融商品の公正価値を裏付ける最善の根拠は、通常、取引価格（すなわち、支払対価または受取対価の公正価値）です。当社グループが、当初認識時の公正価値が取引価格とは異なると判断し、かつその公正価値を同一の資産または負債の活発な市場における公表価格では証明することができない場合は、観察可能な市場から得られるデータのみを使用する評価技法によって公正価値を算定することができない場合には、当該金融商品は当初認識時に公正価値で測定され、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整されます。その後、当該差額は金融商品の残存期間（ただし観察可能な市場データで完全に裏付けられる時点または取引の終了時までの期間）にわたり、適切な基準により純損益に認識されます。

当社グループは、一般的で単純な金融商品の公正価値を算定する際には、広く認められた評価モデルを使用しています。例えば、金利及び通貨スワップなどは、観察可能な市場データのみを用いており、経営者の判断及び見積りがほとんど求められません。観察可能な価格及びモデルのインプットは、上場負債性証券及び資本性証券、取引所で取引されるデリバティブ及び金利スワップなどの単純なOTCデリバティブの市場において通常入手可能です。観察可能な市場価格及びモデルのインプットが入手できることにより、経営者が判断及び見積りを行う必要性が軽減され、公正価値の算定に関連する不確実性も軽減されます。観察可能な市場価格及びインプットの入手可能性は、商品及び市場により異なっており、金融市場の特定の事象及び一般的な市況に基づき変化する傾向があります。

より複雑な金融商品については、当社グループは、通常、広く認められている評価モデルをもとに策定する独自の評価技法を使用しています。これらのモデルに対する重要なインプットの一部または全部は、市場において観察可能ではない場合があり、または市場価格または市場から入手可能なレートから算出されるか、あるいは仮定に基づいて見積られています。重要な観察不能なインプットを伴う金融商品の例として、活発な市場が存在しない特定の証券が挙げられます。重要な観察不能なインプットを用いる評価モデルは、公正価値の算定において経営者による高度な判断及び見積りが必要となります。使用する適切な評価モデルの選択、評価対象の金融商品の将来予想キャッシュフローの決定、取引相手のデフォルト確率及び期限前償還率の決定、予想価格ボラティリティ、相関係数の決定及び適切な割引率の選択において、通常、経営者の判断及び見積りが求められます。

評価モデルによって算定した公正価値に対して、第三者である市場参加者が取引価格を決定する際に考慮していると当社グループが考える範囲で、流動性リスクまたはモデルの不確実性等の他の要因による調整を行います。公正価値には金融商品の信用リスクを反映させます。さらに、必要に応じて、当社グループ及び取引相手の信用リスクを考慮した調整を行います。

評価モデルに投入するインプット及び値は、過去のデータ及び公表された予測、並びに可能な場合には、様々な金融商品の現在または直近の観察された取引及びブローカー価格と比較して補正されます。このプロセスは、本質的に主観的であり、インプット及び算定される公正価値に幅を生じさせ、その幅の中で最も適切な金額を選定するための経営者の判断を伴います。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

A. 評価モデル（続き）

i. 公正価値測定レベル2及びレベル3の評価技法

活発な市場における金融資産及び金融負債の公表価格がない場合には、一般に、次の評価技法が用いられます。

デリバティブ

当社グループが保有する為替デリバティブや株価指数先物等の市場デリバティブの市場は、通常、活発な市場です。店頭の為替予約取引の公正価値は、契約上の先物価格と契約の残存期間に係る現在の先物価格の差額を、信用調整後のリスクフリー金利（スワップレート（入手可能な場合）または国債に基づく）を用いて割り引くことによって決定されます。

金利スワップの公正価値は、通常、ブローカー価格に基づいています。ブローカー価格は、各契約の条件及び満期日に基づく見積将来キャッシュフローを測定日における類似の商品の市場金利を用いて割り引くことによって、その合理性が検証されます。

資産から負債に、または負債から資産に分類が変更される可能性のある金利スワップ等のデリバティブの公正価値を測定する際に、市場参加者が信用評価調整（CVA）及び債務評価調整（DVA）を考慮する場合、これらを考慮に入れて公正価値を測定します。

負債性証券及び資本性証券

割引キャッシュフロー法は、負債性証券を評価する際に最も一般的に使用されます。割引率は、信用の質、元本返済までの残存期間及び支払が行われる通貨の種類を含む、実質的に同じ条件及び特性を有する金融商品の観察可能な市場取引を参照して決定されます。

資本性証券について一般的に採用されている評価手法は、持続可能な利益または配当の水準を決定し、活発に株式が売買されている類似企業の公開されている情報に基づいて算定した倍率を乗じて（マルチプル法）評価額を決定します。

活発な市場のない資産担保証券

当期において、取引量が少なく、活発な市場を設定するのに取引量が不十分なため、当社グループがその他の評価技法を用いて公正価値を決定している特定の資産担保証券があります。これらの有価証券は、主に住宅ローン担保債権ポートフォリオの静的プールで担保されており、キャッシュフローに対して優先請求権を享受しています。

これらの資産担保証券の評価において当社グループが用いている手法は、引受時に適用する基準に基づくPDやデフォルト時の損失率、貸出年代別の借手（vintage borrower）の特性、ローン資産価値（LTV）比率、予想される住宅価格の変動及び期限前償還率を考慮する割引キャッシュフロー法です。これらの特性は期待キャッシュフローの見積りに用いられており、その後証券の優先・劣後の順位に応じて配分（ウォーターフォール）され、配分された期待キャッシュフローはリスク調整後割引率で割り引かれています。割引キャッシュフロー法は、多くの場合、市場参加者が資産担保証券の価格を決定する際に使用しています。ただし、この技法には適切なリスク調整後割引率の見積りが必要となるなどの固有の制約があり、異なる仮定及びインプットが異なる結果をもたらすことがあります。

集団投資スキーム

集団投資スキームの公正価値は、スキームのマネジャーから提供される価格に基づいています。スキームのマネジャーから提供される価格は、一般に、基礎となるファンドの純資産の公正価値に基づいています。

IFRS 13.93(d)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

A. 評価モデル（続き）

i. 公正価値測定レベル2及びレベル3の評価技法（続き）

投資契約負債及び連結ファンドに対する第三者持分

IFRS 13.47]

投資契約の保有者はいつでも投資契約を解約でき、また連結ファンドのユニットを償還することができません（注記5(F)(ii)を参照）。したがって、投資契約や連結ファンドのユニットの公正価値は、償還請求時に支払われる金額を下回ることはありません。公正価値は、基礎となる項目の公正価値から、未払報酬および解約手数料を控除した金額に基づいて算定しています。

債権、債務及びその他の非デリバティブ金融負債

IFRS 13.42]

公正価値は、報告日現在の市場金利で割り引かれた将来キャッシュフローの期待現在価値に基づいて決定されます。債務およびその他の非デリバティブ金融負債の公正価値には、不履行リスクが反映されています。

B. 公正価値で測定される金融商品

i. 公正価値ヒエラルキー

IFRS 7.25–26,
13.93(a)–(b), 94, 99

以下の表は、公正価値で測定された報告日時点の金融商品を、公正価値測定を区分する公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものです。公正価値が観察不能なインプットを用いた評価技法を基礎としている場合、その公正価値には、取引価格と当初認識時の公正価値との差額のうちの繰延額が含まれています。

2021年12月31日

百万ユーロ

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有配当契約及び基礎となる項目				
金融投資				
金融機関への預金	-	3,609	-	3,609
デリバティブ資産	285	571	-	856
国債	15,919	7,822	-	23,741
その他の負債性証券	7,398	18,663	235	26,296
資本性証券	62,202	7,689	136	70,027
集団投資スキーム	61,365	23,328	-	84,693
有配当ファンドが保有する関連会社	-	2,601	-	2,601
	147,169	64,283	371	211,823
デリバティブ負債	(191)	(555)	-	(746)
投資契約負債	-	(22,688)	(1,289)	(23,977)
連結ファンドに対する第三者持分	-	(491)	-	(491)
その他				
金融投資 – 証券貸借取引及びレポ取引				
国債	2,784	1,422	-	4,206
その他の負債性証券	2,254	177	-	2,431
資本性証券	1,572	58	-	1,630
	6,610	1,657	-	8,267
金融投資 – その他				
デリバティブ資産	271	210	-	481
国債	55,916	27,993	-	83,909
その他の負債性証券	21,036	78,341	9,175	108,552
資本性証券	7,088	119	554	7,761
	84,311	106,663	9,729	200,703
デリバティブ負債	(223)	(271)	-	(494)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

B. 金融商品 公正価値測定（続き）

i. 公正価値ヒエラルキー（続き）

2020年12月31日（修正再表示）

百万ユーロ

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有配当契約及び基礎となる項目				
金融投資				
金融機関への預金	-	3,320	-	3,320
デリバティブ資産	312	631	-	943
国債	15,013	7,460	-	22,473
その他の負債性証券	7,000	16,822	316	24,138
資本性証券	55,416	7,023	159	62,598
集団投資スキーム	58,076	24,528	-	82,604
有配当ファンドが保有する関連会社	-	2,512	-	2,512
	135,817	62,296	475	198,588
デリバティブ負債	(163)	(525)	-	(688)
投資契約負債	-	(20,571)	(1,208)	(21,779)
連結ファンドに対する第三者持分	-	(441)	-	(441)
その他				
金融投資 – 証券貸借取引及びレポ取引				
国債	3,089	1,398	-	4,487
その他の負債性証券	2,050	187	-	2,237
資本性証券	1,427	54	-	1,481
	6,566	1,639	-	8,205
金融投資 – その他				
デリバティブ資産	319	306	-	625
国債	53,534	26,846	-	80,380
その他の負債性証券	15,541	77,338	8,737	101,616
資本性証券	2,386	100	385	2,871
	71,780	104,590	9,122	185,492
デリバティブ負債	(152)	(446)	-	(598)

2021年度において、市場環境の変化により、帳簿価額2,483百万ユーロの負債性証券への投資について、活発な市場における公表価格が入手できなくなりました。しかし、これらの有価証券の公正価値を測定をするにあたり、評価技法に用いるすべての重要なインプットを観察可能なインプットとすることができただけの十分な情報を入手することができました。したがってこれらの有価証券は、2021年12月31日に公正価値ヒエラルキーのレベル1からレベル2に振り替えられました。

IFRS 13.93(c)

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

B. 金融商品 公正価値測定（続き）

ii. レベル3の公正価値測定

調整表

以下の表は、レベル3の公正価値測定に関する期首残高から期末残高への調整及び当期中に純損益またはOCIに認識された利得（損失）の総額の分析を開示しています。

2021 百万ユーロ	有配当契約及び基礎となる項目			その他		
	負債性証券	資本性証券	投資契約 負債	負債性証券	資本性証券	
IFRS 13.93(e)	1月1日残高	316	159	(1,208)	8,737	385
	利得（損失）合計					
IFRS 13.93(e)(i)	純損益で認識	14	(21)	(68)	42	25
IFRS 13.93(e)(ii)	OCIで認識	-	-	-	396	-
IFRS 13.93(e)(iii)	購入（発行）	29	-	(100)	292	212
IFRS 13.93(e)(iii)	決済	(121)	(1)	77	(175)	(58)
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3への振替え	-	-	-	-	-
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3からの振替え	-	-	-	(38)	(7)
	為替レートの変動の影響	(3)	(1)	10	(79)	(3)
IFRS 13.93(e)	12月31日残高	235	136	(1,289)	9,175	554
IFRS 13.93(e)(i)	純損益で認識された利得（損失）合計					
	その他の投資収益	14	(21)	-	42	25
	投資契約負債の変動	-	-	(68)	-	-
IFRS 13.93(f)	報告日に保有する資産及び負債に係る 純損益で認識された利得（損失）合計					
	その他の投資収益	6	(10)	-	34	18
	投資契約負債の変動	-	-	(56)	-	-
IFRS 13.93(e)(ii)	OCIで認識された利得（損失）合計					
	公正価値の変動（純額）	-	-	-	408	-
	純損益に振り替えられた金額（純額）	-	-	-	(12)	-

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

B. 金融商品 公正価値測定（続き）

ii. レベル3の公正価値測定（続き）

調整表（続き）

2020年（修正再表示） 百万ユーロ	有配当契約及び基礎となる項目			その他		
	負債性証券	資本性証券	投資契約 負債	負債性証券	資本性証券	
IFRS 13.93(e)	1月1日残高	292	149	(1,218)	8,664	362
	利得（損失）合計					
IFRS 13.93(e)(i)	純損益で認識	14	15	(36)	26	10
IFRS 13.93(e)(ii)	OCIで認識	-	-	-	202	-
IFRS 13.93(e)(iii)	購入（発行）	52	-	(84)	112	32
IFRS 13.93(e)(iii)	決済	(39)	(4)	120	(411)	(16)
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3への振替え	-	-	-	42	-
IFRS 13.93(e)(iv)	レベル3からの振替え	-	-	-	-	-
	為替レートの変動の影響	(3)	(1)	10	102	(3)
IFRS 13.93(e)	12月31日残高	316	159	(1,208)	8,737	385
IFRS 13.93(e)(i)	純損益で認識された利得（損失）合計					
	その他の投資収益	14	15	-	26	10
	投資契約負債の変動	-	-	(36)	-	-
IFRS 13.93(f)	報告日に保有する資産及び負債に係る 純損益で認識された利得（損失）合計					
	その他の投資収益	14	12	-	24	8
	投資契約負債の変動	-	-	(33)	-	-
IFRS 13.93(e)(ii)	OCIで認識された利得（損失）合計					
	公正価値の変動（純額）	-	-	-	196	-
	純損益に振り替えられた金額（純額）	-	-	-	6	-

IFRS 13.93(e)(iv)

これまで上場していなかった株式が2021年6月30日に香港証券取引所に上場され、活発な市場における市場価格が入手可能となったため、2021年12月31日に、7百万ユーロの資本性証券への投資をレベル3からレベル1へ振り替えました。

2020年度において、クレジット・スプレッドや長期のオプションのボラティリティなどの、特定の負債性証券に対する投資の公正価値の測定に使用された重要なインプットが観察不能となりましたが、2021年に、類似の資産の市場価格が入手できるようになりました。その結果、これらの有価証券は、2020年12月31日に公正価値ヒエラルキーのレベル2からレベル3に振り替えられ、2021年12月31日にレベル2に戻されました。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

B. 金融商品 公正価値測定（続き）

ii. レベル3の公正価値測定（続き）

公正価値測定に使用する観察不能なインプット

以下の表は、レベル3に区分されている金融商品の測定に用いた重要な観察不能なインプットに関する情報です^a。

金融商品の種類	公正価値 百万ユーロ	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能なインプットの 見積りの範囲 (加重平均)	観察不能なインプットに 対する公正価値測定の感 応度
負債性証券 (住宅ローン 担保証券)	2021年: 9,410	割引キャッ シュフロー	クレジット・ス プレッド	2021年: 1.35–1.50% (1.42%) 2020年: 1.42–1.55% (1.46%)	これらのインプットの いずれかが単独で大幅 に増加すると、公正価 値が減少する。 一般的に、PDに用いら れる仮定が一定の方向 に変化する場合、期限 前償還率に用いられる 仮定は反対方向へ変化 する。
	2020年: 9,053		全期間のPD	2021年: 8–12% (10%) 2020年: 10–14% (12%)	
			予想期限前償還 率	2021年: 3–6% (4.8%) 2020年: 3–8% (5.8%)	
資本性証券	2021年: 690 2020年: 544	市場比較法	市場性の欠如に よるディスカウ ント	2021年: 5–20% (10%) 2020年: 5–20% (17%)	市場性の欠如による ディスカウントが大幅 に増加すると、公正価 値が減少する。
投資契約負債	2021年: 1,289 2020年: 1,208	不動産評価額	調整後市場年利 回り	2021年: 5–8% (6.5%) 2020年: 5–9% (6.7%)	調整後市場利回りが大 幅に増加すると、公正 価値が減少する。

重要な観察不能なインプットは、以下のように算出されています。

負債性証券

クレジット・スプレッドは、CDS市場から情報が入手可能な場合は常にCDS市場から、また、直近の状況を反映するように調整された過去のデフォルト及び期限前償還の実績から算出されます。PDは、過去のデフォルト及びデフォルトからの復帰の状況に関する情報から算出され、直近の状況を反映するように調整されます。予想期限前償還率は、直近の状況を反映するように調整された過去の期限前償還の実績から算定されます。

資本性証券

市場性の欠如によるディスカウントは、現在及び将来の経営成績、資本性証券の流動性及び現在の市況によって決定されます。

投資契約負債

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分された投資契約負債は、投資ファンドが所有する投資不動産の価値を参照して測定されます。投資ファンドが所有する投資不動産のテナントの質とリース条件を反映して、類似の不動産に対する観察可能な市場利回りが調整されます。公正価値評価には、予想賃貸成長率、使用されない期間、入居率、及びリース・インセンティブのコストも反映される場合があります。

IFRS 13.91(a), 93(d),
(h)(i), 99, IE63, IE66

IFRS 13.IE65(e)

IFRS 13.93(d), IE63,
Insights 2.4.530.50

^a IFRS第13号「公正価値測定」は、例えば、資産または負債の各クラスで用いられる観察不能なインプットの価値の範囲または加重平均に関する情報を含めるか否かについてなど、資産または負債の各クラスの観察不能なインプットに関する情報の要約方法を明らかにしていない。企業は、開示目的を満たすために必要な詳細さのレベルを検討しなければならない。例えば、企業が用いる観察不能なインプットの値の幅が広い場合、この冊子に開示されるとおり、企業は値の範囲及び加重平均の両方を開示しなければならない可能性がある。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

B. 金融商品 公正価値測定（続き）

ii. レベル3の公正価値測定（続き）

公正価値測定に対する観察不能なインプットの影響

当社グループは、公正価値の見積りは適切であると考えていますが、異なる仮定の使用により、異なる公正価値の測定がもたらされる可能性があります。レベル3の公正価値測定については、1つの仮定を合理的に代替可能な仮定に変更し、その他のインプットを一定とすることにより、以下の影響が生じることとなります。

IFRS 13.93(h)(iii)

百万ユーロ	純損益		OCI	
	有利	(不利)	有利	(不利)
2021年12月31日				
有配当契約及び基礎となる項目				
負債性証券	2	(2)	-	-
資本性証券	28	(32)	-	-
投資契約負債	60	(58)	-	-
その他				
負債性証券	5	(4)	386	(372)
資本性証券	43	(40)	-	-
2020年12月31日（修正再表示）				
有配当契約及び基礎となる項目				
負債性証券	1	(1)	-	-
資本性証券	34	(36)	-	-
投資契約負債	48	(45)	-	-
その他				
負債性証券	7	(5)	417	(401)
資本性証券	35	(33)	-	-

合理的に代替可能な仮定を使用することによる有利及び不利な影響は、当社グループの見積り可能な範囲における上位四分位数と下位四分位数に基づく観察不能なインプットを用いてモデルに投入する値を調整することによって算定されています。

連結財務諸表注記（続き）

7. 金融商品 – 分類及び公正価値（続き）

C. 公正価値で測定されていない金融商品

i. 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定されていない金融商品の公正価値を、公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものです。帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である現金及び現金同等物、債権、債務及びリース負債の公正価値情報は含まれていません。

百万ユーロ	公正価値			合計	帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3		
2021年12月31日 – その他					
金融投資					
金融機関への預金	-	2,410	-	2,410	2,405
国債	2,705	1,458	-	4,163	3,989
その他の負債性証券	626	1,730	148	2,504	2,371
	3,331	5,598	148	9,077	8,765
借入金等					
発行済優先債	-	1,402	-	1,402	1,361
発行済劣後債	-	2,525	-	2,525	2,430
銀行借入	-	1,893	-	1,893	1,803
償還可能優先株式	720	-	-	720	716
	720	5,820	-	6,540	6,310
2020年12月31日（修正再表示） – その他					
金融投資					
金融機関への預金	-	2,216	-	2,216	2,213
国債	3,110	1,433	-	4,543	4,126
その他の負債性証券	607	1,776	105	2,488	2,402
	3,717	5,425	105	9,247	8,741
借入金等					
発行済優先債	-	1,392	-	1,392	1,371
発行済劣後債	-	2,477	-	2,477	2,453
銀行借入	-	1,859	-	1,859	1,908
	-	5,728	-	5,728	5,732

公正価値で測定されていない金融商品の公正価値は、入手可能な場合には活発な市場価格に基づいています。市場価格が入手できない場合、公正価値は割引キャッシュフロー法などの評価モデルを用いて見積りを行います。評価技法へのインプットには、金融商品の残存期間における予測信用損失、金利、期限前償還率及び発行市場または流通市場のスプレッドが含まれています。

IFRS 7.25–26, 29, 13.97, 99

IFRS 13.97

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント^a

会計方針については、注記44(C)をご参照ください。

A. セグメント区分の基礎

当社グループは以下の4つの戦略的事業単位を有しており、これら4つの区分を報告セグメントとしています。これらの戦略的事業単位は異なる商品やサービスを提供しており、異なる事業運営管理、リスク管理、マーケティング戦略が必要なため、それぞれ別個に運営されています。当社グループの経営委員会は、最低でも6か月に一度は各部門の内部管理報告書をレビューします。

各報告セグメントが提供する商品及びサービスの概要は、以下のとおりです。

報告セグメント ^b	商品及びサービス
生命保険	生命保険契約は、早期死亡、障害または重大疾病となるリスクに対して保障を提供し、年金契約の場合は長寿に対して保障を提供します。生命保険契約には、定期保険、重大疾病保険、無配当終身保険契約、および固定保障条件が付された即時年金などがあります。固定保障条件が付された即時年金はイギリスのみで販売されています。
貯蓄性保険	貯蓄性保険契約は、貯蓄と保障の両方を提供します。固定保障条件付き据置年金は、欧州と米国で販売されています。アジアおよび米国では、死亡時に支払われる一時給付金と契約者勘定の引き出しの両方を提供するユニバーサル生命保険が提供されています。
有配当契約	有配当契約は、保険契約者が多種にわたる基礎となる項目の成果に対する参加権を有し、契約者が配当を得ることを可能にする柔軟な貯蓄商品です。契約には、ヨーロッパとアジアで販売している伝統的な有配当生命保険契約、米国で販売している変額年金、ヨーロッパで販売しているユニットリンク契約および集団投資スキーム、アジアで販売している投資連動契約などがあります。
損害保険	当社グループは、法人および個人顧客に対して損害保険契約を発行しています。中規模および大規模企業向けに発行された契約は、一般損害賠償責任保険、雇用者賠償責任保険および航空特別保険、海上保険、エネルギー保険などの損害リスクに対して補償を提供します。個人および小企業向けに発行された契約は、主に自動車および家庭向け保険契約の形態で、損害リスクに対する補償を提供しています。

IFRS 8.20-22

IFRS 8.IN13

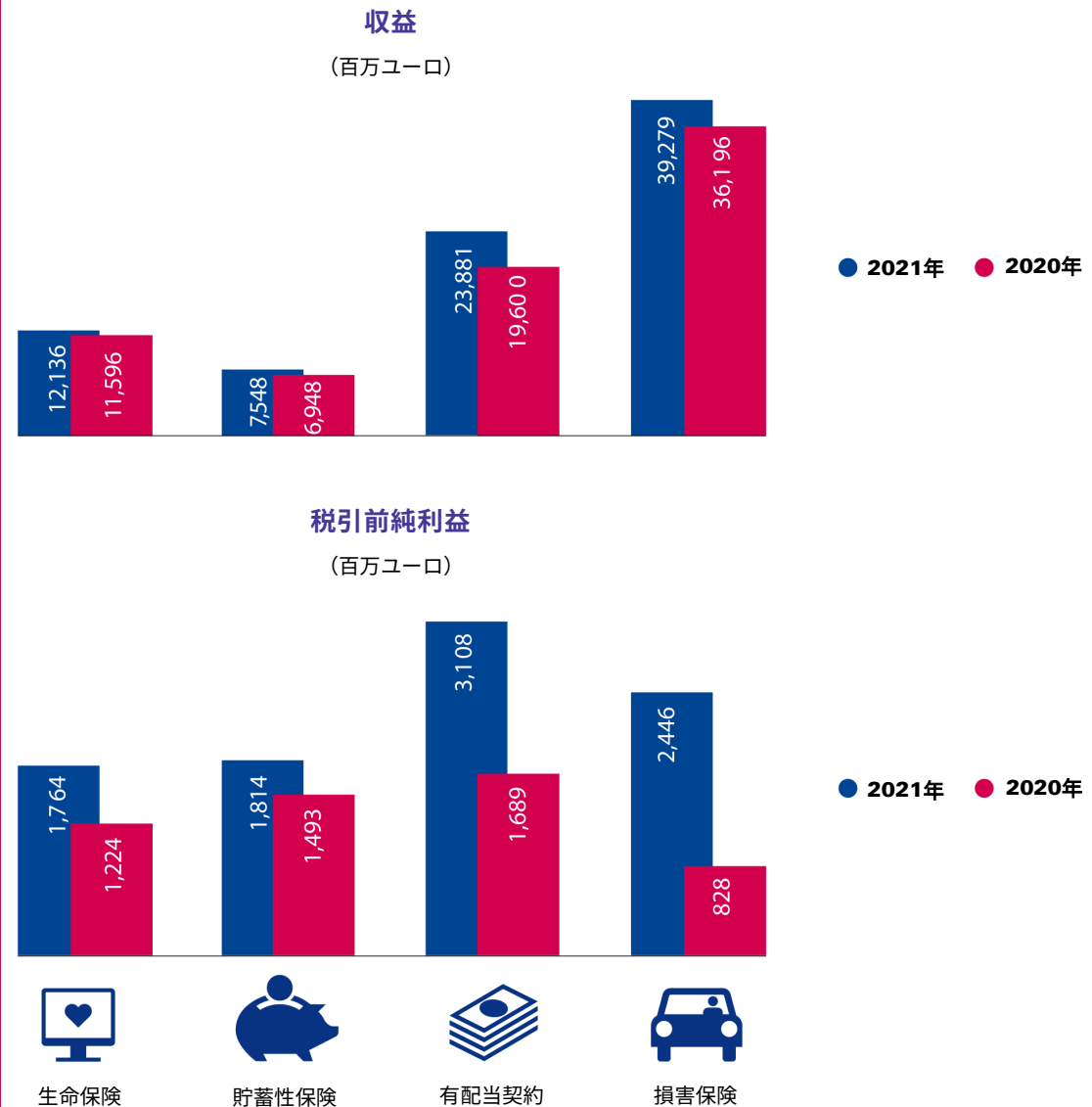
a. 事業セグメントの開示は、最高経営意思決定者（CODM）がレビューする情報と一致したものである。当該情報は企業ごとに異なり、またIFRSに準拠したものではない場合もある。

IFRS 8.12, 22(aa)

b. 2つ以上の事業セグメントを1つの事業セグメントに統合する場合に、統合の基準の適用において経営者が行った判断が開示される。これには、この方法で統合される事業セグメントの簡潔な説明及び統合された事業セグメントが類似する経済的特性をそれぞれ共有していると判断するに際して評価した経済指標が含まれる。この冊子では、この企業グループは事業セグメントを統合していないものと仮定している。

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

B. 報告セグメントに関する情報^a

IFRS 8.27

各報告セグメントに関連する情報は以下のとおりです。セグメント収益及び損益は、当社グループ本社の決定に関連する項目について対応するIFRSに基づく金額を調整することによって決定されるため、セグメントの管理外にあるとみなされます。セグメント資産および負債の測定基準は、対応するIFRSに基づく金額と同じです。

経営委員会に報告されるセグメント業績には、セグメントに直接帰属する項目と合理的に配分することができる項目が含まれています。各セグメントに配分されていない項目は、主に当社グループの本社に関連するものです。

IFRS 8.27–28

- a. この企業グループは、表示されたセグメント情報を利用者が理解するのに役立つように、報告セグメント情報に用いられた測定値と財務諸表に用いられた測定値の差異の性質及びその影響、報告セグメントに対する非対称的配分の性質及びその影響などの採用された測定基準についての情報、並びにIFRSに基づく財務諸表の金額とセグメント情報の調整表を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

B. 報告セグメントに関する情報（続き）

	百万ユーロ	生命保険	貯蓄性保険	有配当契約	損害保険	報告セグメント合計
2021年						
IFRS 8.23(a)	セグメント収益					
IFRS 8.23(f)	保険収益	8,655	2,491	7,227	35,896	54,269
IFRS 8.23(c)	FVTPLで測定されない金融資産からの					
	利息収益	3,359	4,888	34	62	8,343
IFRS 8.23(f)	その他の投資収益	122	169	16,188	3,321	19,800
IFRS 8.23(f)	投資管理サービス収益	-	-	432	-	432
		12,136	7,548	23,881	39,279	82,844
IFRS 8.23	セグメント税引前純利益 ^a	1,764	1,814	3,108	2,446	9,132
IFRS 8.23(f)	保険サービス費用	(7,728)	(1,027)	(2,481)	(31,868)	(43,104)
IFRS 8.23(f)	保険サービス損益	914	1,464	4,696	2,861	9,935
IFRS 8.23(f)	保険金融収益または費用	(2,508)	(3,774)	(14,768)	(1,409)	(22,459)
IFRS 8.23(d)	利息費用（その他の金融費用に含まれる）	(22)	(104)	(169)	(21)	(316)
IFRS 8.23(e)	減価償却費及び償却費	(58)	(179)	(252)	(146)	(635)
IFRS 8.23(i), IAS 36.129(a)	無形資産及びのれんの減損損失	-	-	(337)	-	(337)
IFRS 8.23	セグメント資産	63,667	89,134	254,668	76,401	483,870
IFRS 8.23	セグメント負債	(56,009)	(78,412)	(224,034)	(67,210)	(425,665)
IFRS 8.24(b)	非流動資産の増加額	113	131	285	295	824
2020年（修正再表示）						
IFRS 8.23(a)	セグメント収益					
IFRS 8.23(f)	保険収益	8,266	2,141	6,478	34,005	50,890
IFRS 8.23(c)	FVTPLで測定されない金融資産からの					
	利息収益	3,195	4,648	32	70	7,945
IFRS 8.23(f)	その他の投資収益	135	159	12,683	2,121	15,098
IFRS 8.23(f)	投資管理サービス収益	-	-	407	-	407
		11,596	6,948	19,600	36,196	74,340
IFRS 8.23	セグメント税引前純利益 ^a	1,224	1,493	1,689	828	5,234
IFRS 8.23(f)	保険サービス費用	(7,398)	(937)	(2,385)	(31,739)	(42,459)
IFRS 8.23(f)	保険サービス損益	854	1,204	4,064	1,184	7,306
IFRS 8.23(f)	保険金融収益または費用	(2,414)	(3,489)	(11,949)	(1,331)	(19,183)
IFRS 8.23(d)	利息費用（その他の金融費用に含まれる）	(30)	(114)	(153)	(31)	(328)
IFRS 8.23(e)	減価償却費及び償却費	(52)	(226)	(160)	(131)	(569)
IFRS 8.23	セグメント資産	59,377	83,127	237,506	71,252	451,262
IFRS 8.23	セグメント負債	(53,265)	(74,571)	(213,060)	(63,918)	(404,814)
IFRS 8.24(b)	非流動資産の増加額	108	132	232	115	587
IFRS 8.23(b)	収益はすべて外部顧客との取引によるものです。事業セグメント間の取引より生じる収益はありません。 この分析において、非流動資産の増加額は、投資不動産、有形固定資産、無形資産及びのれんの追加で構成されます。					

IFRS 8.23-24

a. IFRS第8号は、報告セグメントごとに損益を開示することを要求している。この企業グループは、定期的にCODMに提供される情報である、各報告セグメントの損益以外の金額も表中に開示している。

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

C. 報告セグメントに関する情報からIFRSに基づく測定値への調整表^a

	百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
IFRS 8.28(a)	収益			
	報告セグメントの収益合計額		82,844	74,340
	FVTPLで測定されない金融資産の認識の中止による純利益	10(C)	1,067	898
	デリバティブに係る純利益	10(C)	228	191
	未配分利息収益		55	42
	連結収益		84,194	75,471
	内訳：			
	保険収益	9	54,269	50,890
	FVTPLで測定されない金融資産からの利息収益	10(B)	8,398	7,987
	その他の投資収益	10(C)	21,095	16,187
	投資管理サービス収益	11	432	407
			84,194	75,471
IFRS 8.28(b)	税引前純利益			
	報告セグメントの税引前純利益合計		9,132	5,234
	収益への調整額		1,350	1,131
	金融資産に係る減損損失（純額）	5(E)	(324)	(374)
	未分配金額			
	持分法による投資損益（税引後）	23	233	186
	有形固定資産の減価償却		(48)	(72)
	のれんの減損損失	25(A)	(237)	-
	その他の事業費用		(104)	(144)
	利息費用（その他の金融費用に含まれる）		(263)	(236)
	連結税引前純利益		9,739	5,725
IFRS 8.28(c)	資産			
	報告セグメント資産の合計額		483,870	451,262
	未分配金額			
	持分法投資	23	2,588	2,585
	有形固定資産		123	110
	のれん	25(A)	11,969	12,188
	その他		705	632
	連結資産合計		499,255	466,777
IFRS 8.28(d)	負債			
	報告セグメント負債の合計額		425,665	404,814
	未分配金額			
	借入金等		4,530	3,830
	その他		39	56
	連結負債合計		430,234	408,700

IFRS 8.27–28

- a. この企業グループは、表示されたセグメント情報を利用者が理解するのに役立つように、報告セグメント情報に用いられた測定値と財務諸表に用いられた測定値の差異の性質及びその影響、報告セグメントに対する非対称的配分の性質及びその影響などの採用された測定基準についての情報、並びにIFRSに基づく財務諸表の金額とセグメント情報の調整表を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

C. 報告セグメントに関する情報からIFRSに基づく測定値への調整表（続き）

百万ユーロ	報告 セグメント 合計	調整額	連結合計
その他の重要な項目			
2021年			
保険サービス費用	(43,104)	-	(43,104)
保険サービス損益	9,935	-	9,935
保険金融収益または費用	(22,459)	-	(22,459)
利息費用（その他の金融費用に含まれる）	(316)	(263)	(579)
減価償却費及び償却費	(635)	(48)	(683)
無形資産及びのれんの減損損失	(337)	-	(337)
非流動資産の増加額	824	17	841
2020年（修正再表示）			
保険サービス費用	(42,459)	-	(42,459)
保険サービス損益	7,306	-	7,306
保険金融収益または費用	(19,183)	-	(19,183)
利息費用（その他の金融費用に含まれる）	(328)	(236)	(564)
減価償却費及び償却費	(569)	(72)	(641)
非流動資産の増加額	587	22	609

D. 商品及びサービス

以下の表は、当社グループの収益を商品及びサービスごとに分析したものです。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
生命保険契約		
即時払込額年金	6,865	6,463
その他	1,790	1,803
貯蓄性保険契約		
定額据置年金	501	407
ユニバーサル生命保険	1,990	1,734
有配当保険契約		
伝統的な有配当生命保険	3,162	2,664
変額年金	1,518	1,360
ユニットリンク契約及びその他の投資リンク契約	2,547	2,454
損害保険契約		
自動車	5,785	5,480
財物	17,191	16,285
一般損害賠償責任	7,259	6,876
雇用者賠償責任保険	3,836	3,634
その他	1,825	1,730
金融投資及びデリバティブ		
投資管理サービス	432	407
連結収益	84,194	75,471

IFRS 8.28(e)

IFRS 8.32

連結財務諸表注記（続き）

8. 事業セグメント（続き）

E. 地域別情報^a

当社グループは、ヨーロッパ、アジア及び米国で事業を営んでおり、各戦略的事業単位はこれらのすべての地域において事業活動を行っています。

以下の地域別情報は、当社グループの収益と非流動資産を、当社の所在国及びその他の国別に分析しています。地域別情報の表示上、保険収益及び投資管理サービス収益は顧客の所在地に、投資収益とセグメント資産は資産の所在地に基づいています。

百万ユーロ	収益		非流動資産	
	2021年	2020年 修正再表示	2021年	2020年 修正再表示
[X国]	10,988	9,198	3,164	3,213
フランス	8,920	9,094	2,622	2,693
ドイツ	13,800	12,071	3,933	3,962
イギリス	11,360	10,214	3,277	3,328
その他の欧州諸国	4,459	3,547	972	987
シンガポール	7,489	6,636	1,786	1,813
その他のアジア諸国	3,785	2,860	791	804
US	23,393	21,851	6,057	6,150
	84,194	75,471	22,602	22,950

この分析において、非流動資産は投資不動産、有形固定資産、無形資産及びのれんから構成されます。

IFRS 8.33

Insights 5.2.220.20 a. KPMGの見解では、企業全体に関して地域別に（例えばヨーロッパ、アジアなど）開示を行っても、国ごとの開示に重要性がある場合（例えばフランス、シンガポールなど）には情報開示要件を満たすことにはならない。

連結財務諸表注記（続き）

9. 保険収益

	百万ユーロ	生命保険	貯蓄性保険	有配当契約	損害保険	合計
	2021年					
	PAAを適用して測定されない契約					
	残存カバーに係る負債の変動額					
IFRS 17.106	– 提供したサービスについて認識したCSM	662	1,437	4,753	28	6,880
IFRS 17.106(a)	– 消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動	250	12	20	14	296
IFRS 17.106(a)(iii)	– 予想発生保険金及びその他の保険サービス費用	7,055	346	645	287	8,333
IFRS 17.106(a)(ii)	– 新契約獲得キャッシュフローの回収	688	696	1,809	-	3,193
IFRS 17.106(b)		8,655	2,491	7,227	329	18,702
	PAAを適用して測定する保険契約	-	-	-	35,567	35,567
	保険収益合計（注記29(A)参照）	8,655	2,491	7,227	35,896	54,269
	2020年					
	PAAを適用して測定されない契約					
	残存カバーに係る負債の変動額					
IFRS 17.106	– 提供したサービスについて認識したCSM	650	1,263	4,160	32	6,105
IFRS 17.106(a)	– 消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動	245	9	18	11	283
IFRS 17.106(a)(iii)	– 予想発生保険金及びその他の保険サービス費用	6,762	236	582	221	7,801
IFRS 17.106(a)(ii)	– 新契約獲得キャッシュフローの回収	609	633	1,718	-	2,960
IFRS 17.106(b)		8,266	2,141	6,478	264	17,149
	PAAを適用して測定する保険契約	-	-	-	33,741	33,741
	保険収益合計（注記29(A)参照）	8,266	2,141	6,478	34,005	50,890

連結財務諸表注記（続き）

10. 投資損益（純額）

以下の表は、当社グループの純損益及びOCIで認識された投資損益（純額）を分析したものです。

百万ユーロ	注記	2021年	
		生命保険	貯蓄性保険
投資収益^a			
FVTPLで測定されない金融資産からの利息収益	(B)	3,359	4,888
その他の投資収益	(C)	505	618
金融資産に係る減損損失（純額）	5(E)	(130)	(188)
OCIで認識された金額	(D)	1,223	1,354
投資収益合計		4,957	6,672
保険金融費用（純額）			
直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の公正価値の変動		-	-
基礎となる項目の公正価値に対するグループ持分の変動または CSMで調整されない履行キャッシュフローの変動	29(E)(ii)	-	-
発生利息		(2,193)	(3,553)
金利及びその他の財務上の仮定の影響		(881)	(828)
見積りの変動を当期レートで測定することによる影響及び 当初認識時のレートでCSMを調整することによる影響		8	5
為替差損（純額）		(25)	(35)
保険金融費用合計（純額）	(A), 29(A)	(3,091)	(4,411)
再保険金融収益			
発生利息		9	-
その他		5	-
注記29(A)の再保険金融収益		14	-
再保険者の不履行リスクの変化の影響	29(A)	6	-
純損益及びその他の包括利益計算書上の再保険金融収益合計 （純額）	(A)	20	-
投資契約負債の変動	28	-	-
連結ファンドに対する第三者持分の変動	28	-	-
		1,886	2,261
内訳：			
純損益で認識された金額		1,226	1,544
OCIで認識された金額		660	717
		1,886	2,261
A. 保険金融収益または費用			
保険金融費用（純額）			
純損益で認識された金額		(2,521)	(3,774)
OCIで認識された金額		(570)	(637)
		(3,091)	(4,411)
再保険金融収益			
純損益で認識された金額		13	-
OCIで認識された金額		7	-
		20	-

IFRS 17.110

IFRS 17.112

2021年				2020					
有配当	損害保険	その他	合計	生命保険	貯蓄性保険	Participating	損害保険	Other	Total
34	62	55	8,398	3,195	4,648	32	70	42	7,987
16,409	3,563	-	21,095	439	536	12,868	2,344	-	16,187
(2)	(4)	-	(324)	(157)	(209)	(2)	(6)	-	(374)
11	15	-	2,603	812	904	4	7	-	1,727
16,452	3,636	55	31,772	4,289	5,879	12,902	2,415	42	25,527
(14,948)	-	-	(14,948)	-	-	(12,064)	-	-	(12,064)
45	-	-	45	-	-	22	-	-	22
-	(1,637)	-	(7,383)	(2,136)	(3,335)	-	(1,543)	-	(7,014)
-	(5)	-	(1,714)	(806)	(680)	-	(5)	-	(1,491)
-	-	-	13	(6)	(5)	-	-	-	(11)
-	(15)	-	(75)	(25)	(53)	-	(21)	-	(99)
(14,903)	(1,657)	-	(24,062)	(2,973)	(4,073)	(12,042)	(1,569)	-	(20,657)
100	264	-	373	8	-	83	246	-	337
18	6	-	29	4	-	24	9	-	37
118	270	-	402	12	-	107	255	-	374
17	(22)	-	1	(2)	-	(14)	(17)	-	(33)
135	248	-	403	10	-	93	238	-	341
(1,311)	-	-	(1,311)	-	-	(641)	-	-	(641)
(62)	-	-	(62)	-	-	(59)	-	-	(59)
311	2,227	55	6,740	1,319	1,806	260	1,084	42	4,511
300	2,212	55	5,337	1,056	1,486	256	1,077	42	3,917
11	15	-	1,403	263	320	4	7	-	594
311	2,227	55	6,740	1,319	1,806	260	1,084	42	4,511
(14,903)	(1,657)	-	(22,855)	(2,419)	(3,489)	(12,042)	(1,569)	-	(19,519)
-	-	-	(1,207)	(554)	(584)	-	-	-	(1,138)
(14,903)	(1,657)	-	(24,062)	(2,973)	(4,073)	(12,042)	(1,569)	-	(20,657)
135	248	-	396	5	-	93	238	-	336
-	-	-	7	5	-	-	-	-	5
135	248	-	403	10	-	93	238	-	341

IFRS 17.110

- a. IFRS第17号は、財務諸表の利用者が金融収益または費用の源泉を評価できるように、報告期間における保険金融収益または費用の総額を開示、説明し、特に保険金融収益または費用と資産に係る投資収益の関係性を説明することを要求している。この企業グループは、要求されていないが、財務諸表項目ごとに投資収益を分解している。

連結財務諸表注記（続き）

10. 投資損益（純額）（続き）

B. FVTPLで測定されない金融資産からの利息収益^a

	2021年	2020年 修正再表示
<i>百万ユーロ</i>		
FVOCIで測定される負債性金融商品		
国債	3,616	3,280
その他の負債性証券	3,907	3,422
	7,523	6,702
売却可能金融資産		
国債		232
その他の負債性証券		211
		443
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	312	286
金融機関への預金	53	49
国債	227	212
その他の負債性証券	138	144
リバース・レポ取引債権	145	151
	875	842
	8,398	7,987

IFRS 7.20(b)

IFRS 7.20(b)

IFRS 7.20(b),
IAS 1.97

- a. この企業グループは、FVTPLで測定されない金融資産からの利息収益を種類ごとに分解している。この分解の水準は任意であるが、企業は金融資産および金融負債から生じる収益および費用ならびに損益の重要な項目を別個に開示することが要求されている。

連結財務諸表注記（続き）

10. 投資損益（純額）（続き）

C. その他の投資収益

	百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
	基礎となる項目			
IFRS 7.20(a)(i)	FVTPLで強制的に測定される金融商品に係る純益 ^a			
	金融機関への預金		24	16
	デリバティブ		203	169
	資本性証券への投資		7,307	5,161
	集団投資スキームへの投資		7,792	6,368
	有配当ファンドが保有する関連会社		239	194
			15,565	11,908
IFRS 7.20(a)(i)	FVTPLで測定される自己株式に係る純利得 ^a			
IFRS 16.90(b)-91, IAS 40.75(f)(i)	投資不動産から生じるリース収益	22	487	474
	投資不動産の公正価値の変動（純額）	22	140	59
	公正価値で測定される自己使用不動産の公正価値の変動（純額）	24	60	42
			16,270	12,520
	その他			
IFRS 7.20(a)(i)	FVTPLでの測定を指定した金融資産に係る純利得 ^a			
	国債		1,268	889
	その他の負債性証券		2,242	1,406
			3,510	2,295
IFRS 7.20(a)(i)	デリバティブに係る純利得 ^a			
IFRS 7.20(a)(viii), IAS 1.98(d)	FVOCIで測定する負債性金融商品 - 認識の中止に係る純利得		1,067	191
IFRS 1.98(d)	売却可能金融資産			
	認識の中止に係る純利得			898
	配当			21
	FVTPLで測定されない金融資産 - 為替差益（純額）		20	262
			4,825	3,667
			21,095	16,187
IAS 21.52(a)	当社グループは2021年に、FVTPLで測定される金融商品に係る為替差額を除き、為替純差損52百万ユーロ（2020年：136百万ユーロ）を純損益として認識しました。保険契約及び再保険契約に係る為替差額は、保険金融収益および費用に含まれています（(A)を参照）。金融負債に係る為替差額は、その他の金融費用に含まれています（注記14を参照）。			

 IFRS 7.20(a)(i),
IAS 1.97

- a. この企業グループは、強制的にFVTPLで測定される金融商品およびFVTPLでの測定を指定された金融資産に係る純利得を種類ごとに分解している。この分解の水準は任意だが、企業は金融資産および金融負債から生じる収益および費用ならびに損益の重要な項目を別個に開示することが要求されている。

連結財務諸表注記（続き）

10. 投資損益（純額）（続き）

D. OCIで認識される投資収益 – 修正遡及アプローチで測定される契約

当社グループは、IFRS第17号への移行時に、生命保険及び貯蓄性保険セグメントにおける特定の契約のグループについて、2020年1月1日にOCIで認識された累積保険金融収益または費用を、修正遡及アプローチを用いて算定しました（注記44(E)(ix)）。FVOCIで測定する負債性金融商品及び売却可能金融資産の公正価値評価差額の変動は、以下のとおりです^a。

百万ユーロ	2021年	2020年	
	FVOCI	FVOCI	売却可能
1月1日残高	2,738	1,353	566
公正価値の変動（純額）	2,967	1,963	45
純損益への振替え（純額）	(1,265)	-	(854)
関連する法人所得税	(510)	(578)	243
12月31日残高	3,930	2,738	-

IFRS 17.116

IFRS 17.116

- a. 企業がIFRS第17号への移行時に、保険金融収益または費用を純損益とOCIに分解し、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチに基づきOCIに認識された累積額を算定する場合、FVOCIで測定される金融資産に関して、OCIに含まれる累積金額の期首残高と期末残高の調整表を開示する。この冊子では、この企業グループはIFRS第17号への移行にあたり、公正価値アプローチを契約グループに適用していないと仮定している。

連結財務諸表注記（続き）

11. 投資管理サービス収益^a

IFRS 15.114, B89(a)–(b)

百万ユーロ	注記	2021年			2020年			
		投資契約	集団投資 スキーム	合計	投資契約	集団投資 スキーム	合計	
顧客の所在地								
[X国]		78	10	88	74	9	83	
イギリス		187	29	216	179	27	206	
その他の欧州諸国		54	12	66	52	12	64	
シンガポール		52	-	52	44	-	44	
その他のアジア諸国		10	-	10	10	-	10	
		28, 32(A)	381	51	432	359	48	407

IFRS 15.115, 119(c)

当社グループの有配当契約セグメント（注記8(A)を参照）は、投資契約保有者及びグループ子会社が管理する集団投資スキームのユニットの保有者に、投資管理サービスを提供しています。

IFRS 15.119(a)–(b),
124(a)–(b), 126

当社グループは、投資管理サービスについて定期的に手数料を請求します（注記28を参照）。加えて、特定の投資契約の保有者に対して、払戻しをしないアップフロント・フィーを請求します（注記32(A)を参照）。

IFRS 15.56–57(a)

定期的な手数料 定期的な手数料は、管理対象の資産価値に対して一定の割合で請求されます。この割合は、特定の地域における市場金利および管理対象資産の種類を参照して、契約開始時に設定されます。一部の契約では、既存の契約に適用される割合が定期的に見直される場合がありますが、当社グループが発行する契約の大半は契約期間中固定されています。2021年に課された年率は0.5%–2.4%（2020年：0.4%–2.2%）の範囲内でした。

収益は、サービスの提供に伴い日々認識されます。日次で計算され、特にその日に提供されたサービスに関連して認識されます。報酬は、投資契約の顧客の契約者勘定および集団投資スキームの基礎となる資産から控除されます。

IFRS 15.25, B40, B49

払戻しをしないアップフロント・フィー 払戻しをしないアップフロント・フィーは、将来の運用管理サービスに対して重要な権利が生じ、顧客が投資管理サービスを継続して受けると予想される期間にわたって収益として認識されます。加重平均予想期間は、英国で発行された投資契約の場合は16.5年（2020年：16.2年）、その他の投資契約の場合は8.5年（2020年：8.5年）です。

IFRS 15.119(b),
IFRS 15.11, 62(a)

契約には定められた最低期間はありません。顧客は、契約締結後いつでも投資契約を解約でき、また、集団投資スキームのユニットを償還することができます。解約手数料がかかりますが、通常多額ではありません。顧客は、契約の終了時期について裁量を有するため、契約には重要な財務要素はありません。

IFRS 15.116(c)

2021年及び2020年に認識された投資管理サービス収益のうち、過年度に満たされた履行義務に関するものはありません。

IFRS 15.114, B87–
B88, IE210–IE211

- a. 本開示の目的を満たすために、企業の収益がどの程度分解されるかは、顧客との契約の事実および状況の影響を受ける。一部の企業は、収益の分解について、IFRS第15号の第114項の目的を達成するために複数の区分を用いる必要がある場合がある。他の企業では、1つのカテゴリーのみを使用して目的を達成することができる。この企業グループは、この目的を達成するために、国別及び商品の種類別に分析を行うことが適切であると判断している。

連結財務諸表注記（続き）

IAS 1.97

12. その他の収入

IFRS 3.B64(p)(ii)

IFRS 12.19, IAS 1.98(d)

IAS 1.98(c)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
取得子会社に対する既存持分の再測定益	35(A)	32	-
子会社の処分益	35(B)	681	-
有形固定資産の処分益	24(B)	22	7
		735	7

IAS 1.97, 104

13. 費用

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
保険金及び給付金	29(A)	36,328	36,017
報酬及び手数料		7,060	6,448
不利な保険契約に係る損失	29(A)	12	157
従業員給付	(A)	4,083	3,772
減価償却費及び償却費	24(B), 25, 37(A)	683	641
無形資産及びのれんの減損損失	25	337	-
契約コストの償却及び減損損失	26	163	162
リース	37(A)	219	217
広告宣伝費		222	193
専門家報酬及び顧問料		102	146
その他		206	157
		49,415	47,910
新契約獲得キャッシュフローに帰属する金額	29(A)	(6,757)	(6,259)
新契約獲得キャッシュフローの償却	29(A)	6,764	6,285
		49,422	47,936
内訳：			
保険サービス費用	29(A)	43,104	42,459
その他の事業費用		6,318	5,477
		49,422	47,936

A. 従業員給付費用

IAS 19.53

IAS 1.98(b)

IFRS 2.51(a)

IFRS 2.51(a)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
賃金及び給与		2,796	2,470
社会保険料拠出額		698	620
確定拠出制度への拠出額		102	98
解雇給付	31(A)	-	102
確定給付制度に係る費用	16(B)	374	434
長期勤続休暇に係る費用		3	2
株式決済型の株式に基づく報酬	17	66	25
現金決済型の株式に基づく報酬 ^a	17	44	21
		4,083	3,772

IFRS 2.BC252-
BC255, Insights
4.5.970.20

- a. この企業グループは、現金決済型の株式に基づく報酬に関連する負債の再測定を「従業員給付費用」に含めている。あるいは、KPMGの見解では、企業は金額を「金融収益」または「金融費用」に含めることができる。

連結財務諸表注記（続き）

14. その他の金融費用

		2021年	2020年
	注記		修正再表示
		百万ユーロ	
IFRS 7.20(b)		償却原価で測定される金融負債に係る利息費用^a	
		77	78
		160	158
		52	50
		102	104
		26	-
		62	75
		479	465
IFRS 16.49, 53(b)	37(A)	100	99
		7	41
IFRS 7.24(b)(ii)		1	-
		18	4
	31	10	12
		615	621

 IFRS 7.20(b),
 IAS 1.97

a. この企業グループは、償却原価で測定される金融負債について、種類別に利息費用を分解している。この分解の水準は任意だが、企業は金融資産および金融負債から生じる収益および費用ならびに損益の重要な項目を別個に開示することが要求されている。

IAS 32.40

b. この企業グループは、費用として分類された配当を、その他の負債に対する利息と共に扱っているが、別個の項目として表示することもできる。税額控除などの事項に関して利息と配当に違いがある場合、IAS第32号「金融商品：表示」は、それらを個別に開示することが望ましいと述べている。

連結財務諸表注記（続き）

15. 1株当たり利益

会計方針については、注記44(J)をご参照ください。

A. 基本的1株当たり利益

基本的1株当たり利益は、普通株主に帰属する利益及び加重平均普通株式数に基づき、以下のように計算しています。

IAS 33.70(a)

i. 普通株主に帰属する利益（基本）

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
親会社株主持分に帰属する当期純利益		7,014	4,069
非償還優先株式に係る配当	33(C)	(22)	(22)
普通株主に帰属する当期純利益		6,992	4,047

IAS 33.70(b)

ii. 加重平均普通株式数（基本）

百万株	注記	2021年	2020年 修正再表示
1月1日現在の発行済普通株式	33(A)(i)	2,189	2,185
2021年2月に発行された株式による影響	33(A)(i)	337	-
企業結合に関連して発行された株式による影響	33(A)(i)	15	-
ストック・オプションの行使による影響	33(A)(i)	4	3
保有自己株式の影響 ^a	33(B)(v)	(10)	(8)
期中加重平均普通株式数		2,535	2,180

B. 希薄化後1株当たり利益

希薄化後1株当たり利益は、上述の普通株主に帰属する利益及びすべての希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響を調整した加重平均普通株式数に基づき、以下のように計算しています。

IAS 33.70(b)

i. 加重平均普通株式数（希薄化後）

百万株		2021年	2020年 修正再表示
加重平均普通株式数（基本）		2,535	2,180
ストック・オプションの付与による影響		5	2
期中加重平均普通株式数（希薄化後）		2,540	2,182

ストック・オプションの希薄化効果の計算に用いた当社の株式の平均市場価格は、オプションが発行されていた期間の公表市場価格に基づいています^b。

IAS 32.33A

- a. この企業グループは、IAS第32号の第33A項のオプションを適用し、直接連動有配当保険契約の基礎となる項目として保有されている当社の普通株式の一部を、金融資産であるかのように認識している。これらの株式は、発行済株式（すなわち自己株式ではない株式）として扱われるため、発行済株式数から控除されない。

Insights 5.3.90.20

同様に、企業の普通株式が、従業員給付制度が保有する適格年金資産であり、IAS第19号に従って従業員給付債務と相殺される場合、これらの株式は企業の自己株式ではない。したがって、KPMGの見解では、これらの株式はEPS計算時に発行済株式とみなすべきである。

Insights 5.3.270.80

- b. KPMGの見解では、普通株式の平均市場価格を決定するために使用された方法は、財務諸表注記に開示されるべきである。

連結財務諸表注記（続き）

16. 従業員給付資産及び負債

注記44(K)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
確定給付資産の純額		(768)	(736)
従業員給付資産合計	26	(768)	(736)
確定給付負債の純額		285	280
社会保障拠出に係る債務		3	2
長期勤続休暇に係る債務		12	8
現金決済型の株式に基づく報酬債務	17(A)(iv)	44	38
従業員給付負債合計	32	344	328

IFRS 2.51(b)(i)

IAS 1.61

上記の合計のうち、従業員給付資産648百万ユーロ（2020年：650百万ユーロ）は報告日後12ヶ月より後に回収される見通しであり、従業員給付負債323百万ユーロ（2020年：315百万ユーロ）は報告日後12ヶ月より後に決済される見通しです。

当社グループは、複数の確定給付及び確定拠出制度に拠出しています。関連する従業員給付費用の詳細は、注記13(A)を参照。

IAS 19.139(a)

当社グループの退職後確定給付制度は、退職した従業員に勤続年数及び年金受給対象所得に相当する年金支給及び特定の医療費の払戻しを受ける権利を付与する制度です。当社グループの最大の確定給付制度は、プランA[X国]及びプランB[Y国]です。

- プランAは退職した従業員に60歳から67歳までの間に年金受給を開始する権利を付与する制度です。取締役及び役員は60歳で退職し、65歳まで年間支払額が退職時の給与の70%に相当する給付を受ける資格を与えられます（注記40(B)(ii)を参照）。支払額は、65歳以降は、退職時の給与の50%に低下します。その他の退職した従業員は、最終給与の60分の1に勤続年数を乗じた金額を毎年受け取る権利を与えられます。
- プランBは退職した従業員に65歳から70歳までの間に年金支給を開始し、最終給与の50分の1に勤続年数を乗じた金額を毎年受け取る権利を付与する制度です。

確定給付制度は、当社グループから法的に分離された年金基金によって管理されています。それぞれの年金基金の理事会は、従業員3名、雇用者の代表2名及び独立の者1名で構成されています。それぞれの年金基金の理事会は、法律により、制度の加入者の利益を最優先にして行動することが求められており、基金の特定の方針（例：投資、拠出及び指数に関する方針）を定める責任を負います。

IAS 19.139(b)

これらの確定給付制度により、当社グループは数理計算上のリスク（例：長寿リスク、為替リスク、金利リスク、市場（投資）リスク）に晒されています。

A. 積立て

IAS 19.147(a)

プランA及びプランBは、事業主（それぞれのケースにおける各グループ会社）と従業員の両者によって積み立てられています。事業主の積立要件は、各制度の積立ての方針に記載されている年金基金の数理計算測定フレームワークに基づいています。それぞれの積立ての方針は、積立てを目的とした独立した数理計算上の評価に基づいており、そこで用いられる仮定は、(D)に記載した仮定と異なる場合があります。

確定給付制度の条項に従って、また各管轄地域における制度に関する法令上の規定（プランAに関する最低積立要件を含む）に従って、当社グループは、将来の拠出の払戻しまたは将来の拠出額の減少による経済的便益の現在価値は、制度資産の公正価値合計から債務の現在価値合計を差し引いた残高を下回っていないと判断しています。この判断は制度ごとに行っています。その結果、2021年12月31日または2020年12月31日において、確定給付資産の減額は不要でした。

IAS 19.147(b)

当社グループは、2022年に確定給付制度へ350百万ユーロの拠出を見込んでいます。

連結財務諸表注記（続き）

16. 従業員給付資産及び負債（続き）

B. 確定給付（資産）負債の純額の推移

以下の表は、確定給付負債（資産）の純額及びその構成要素の期首及び期末残高の調整表です^a。

百万ユーロ	確定給付制度債務		制度資産の公正価値		確定給付（資産）負債の純額	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
IAS 19.140	7,103	6,718	(7,559)	(7,162)	(456)	(444)
	純損益に含まれる金額^b					
IAS 19.141(a)	497	456	-	-	497	456
IAS 19.141(d)	(100)	-	-	-	(100)	-
IAS 19.141(b)	360	322	(383)	(344)	(23)	(22)
	757	778	(383)	(344)	374	434
	その他の包括利益に含まれる金額^b					
IAS 19.141(c)	再測定（収益）損失					
	- 以下により生じた数理計算上の（利益）損失：					
IAS 19.141(c)(iii)	(31)	4	-	-	(31)	4
IAS 19.141(c)(iii)	(21)	8	-	-	(21)	8
	(30)	6	-	-	(30)	6
IAS 19.141(c)(i)	- 制度資産に係る収益（利息収益を除く）					
	-	-	10	(3)	10	(3)
IAS 19.141(e)	為替レートの変動の影響 ^c					
	(36)	45	41	(52)	5	(7)
	(118)	63	51	(55)	(67)	8
	その他					
IAS 19.141(f)	事業主による制度への拠出					
	-	-	(216)	(300)	(216)	(300)
IAS 19.141(f)	加入者による制度への拠出					
	-	-	(109)	(103)	(109)	(103)
IAS 19.141(g)	制度から支払われた給付					
	(433)	(456)	424	405	(9)	(51)
	(433)	(456)	99	2	(334)	(454)
IAS 19.140	7,309	7,103	(7,792)	(7,559)	(483)	(456)
	表示金額：					
	確定給付資産の純額（プランA）				(768)	(736)
	確定給付負債の純額（プランB及びその他の制度）				285	280
					(483)	(456)

2021年に [X国] において新たな法規制を反映して、多数の従業員に対する年金制度の定年が変更されました。この年金制度の変更により、当社グループの確定給付制度債務は100百万ユーロ減少しました（2020年：なし）。同額の過去勤務費用（貸方残）が2021年中に純損益に認識されました。

- IAS 19.138
- a. この企業グループは複数の確定給付制度を有し、これらの制度がさらされているリスクに重要な差異はないという前提に基づき、これらの制度を概ね集約して開示している。制度がさらされているリスクに重要な差異（例：地域の相違、特徴の相違）がある場合、開示の一部またはすべてをさらに分解することが要求される。
- b. IAS第19号「従業員給付」で要求されていないが、この企業グループは純損益及びOCIで認識されている項目の小計を開示している。
- IAS 21.39, Insights 4.4.1010
- c. 確定給付制度のもとでの純債務が、スポンサーの財務諸表の見地から外国通貨に換算される場合がある。KPMGの見解では、そのような場合、まず確定給付負債（資産）の純額を算定した後、その純額をスポンサーの機能通貨に換算しなければならない。その結果、換算によって生じる為替差損益は、IAS第19号の再測定には含まれず、他の為替差損益に含めて認識することになる。これは上述の開示例と相違する。上記の場合、制度のスポンサーは国外の子会社であり、したがって換算差額は通常どおりOCIで認識している。

連結財務諸表注記（続き）

16. 従業員給付資産及び負債（続き）

IAS 19.142

C. 制度資産

百万ユーロ	2021年	2020年
資本性証券		
消費者市場	1,825	1,942
薬品産業	602	555
石油及びガス産業	218	239
電気通信及び情報通信技術産業	343	260
金融機関	213	561
	3,201	3,357
負債性証券		
欧州及び米国債	2,030	2,134
その他の国債	152	158
社債	1,391	1,113
	3,573	3,405
デリバティブ		
金利スワップ	29	37
先物為替取引	185	70
長寿スワップ	97	39
	311	146
当社グループが占有する不動産	525	497
当社の普通株式	182	154
	7,792	7,559

IAS 19.142(c)

IAS 19.142(e)

IAS 19.143

IAS 19.143

IAS 19.142

IAS 19.146

資本性証券及び負債性証券はすべて、活発な市場における相場価格があります。国債はすべて、[格付機関Y] からAAAまたはAAの格付けを付与されています。

各報告日において、各年金基金の資産運用マネージャーが、戦略的投資方針の成果を分析する資産・負債マッチング（ALM）調査を実施しています。金利リスクは負債性金融商品及び金利スワップを用いて管理され、為替リスクは先物為替取引を用いて管理され、長寿リスクは長寿スワップを用いて管理されています。プランA及びプランBの年金基金の戦略的資産構成の概要は以下のとおりです。

	プランA	プランB
資本性証券	40-50%	45-55%
負債性証券	40-50%	35-45%
その他の投資	0-15%	0-15%

連結財務諸表注記 (続き)

16. 従業員給付資産及び負債 (続き)

D. 確定給付制度債務

i. 数理計算上の仮定

報告日現在のプランA及びBの主要な数理計算上の仮定は以下のとおりです (加重平均で表示していません)。

	プランA		プランB	
	2021年	2020年	2021年	2020年
割引率	5.1%	4.8%	4.9%	4.7%
予想昇給率	2.5%	2.5%	2.0%	2.0%
将来年金増加率	3.0%	2.0%	2.4%	2.3%

将来の寿命に関する仮定は、公表された統計値及び死亡率表に基づいています。報告日の確定給付制度債務の価値の基礎となる現在の寿命は以下のとおりです。

年数	プランA		プランB	
	2021年	2020年	2021年	2020年
現在の年金受給者の65歳時点の寿命				
男性	18.5	18.3	18.2	18.0
女性	21.0	21.0	19.0	18.8
現在の45歳の加入者の65歳時点の寿命				
男性	19.2	19.0	19.0	18.7
女性	22.9	22.9	20.5	20.0

2021年12月31日における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは17.1年です (2020年:17.5年)。

ii. 感応度分析

他の仮定に変更がないとして、数理計算上の仮定の1つが報告日において合理的に可能性のある範囲で変動した場合に、確定給付制度債務に与える影響は以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年12月31日		2020年12月31日	
	増加	減少	増加	減少
割引率 (1%の変動)	(338)	354	(335)	350
予想昇給率 (1%の変動)	187	(176)	180	(172)
将来年金増加率 (1%の変動)	181	(173)	175	(168)
予想死亡率 (1%の変動)	(73)	69	(70)	67

この分析は、制度のもとで予測されるキャッシュフローの分配を網羅的に考慮したものではありませんが、示された仮定の感応度の概要を提供するものです。

IAS 1.125, 19.144

IAS 19.147(c)

IAS 1.125, 129, 19.145

連結財務諸表注記（続き）

17. 株式に基づく報酬契約

注記44(K)(vi)の会計方針を参照。

A. 株式に基づく報酬契約の概要

2021年12月31日現在で、当社グループは以下の株式に基づく報酬契約を有しています。

i. ストック・オプション・プログラム（持分決済型）

2017年1月1日及び2020年1月1日に当社グループは、経営幹部に対して当社株式を購入する権利を付与するストック・オプション・プログラムを導入しました。2021年1月1日に、経営幹部及び上級従業員に対して、類似した条項の権利がさらに付与されました。これらのプログラムでは、確定したオプションの保有者は権利付与日の市場価格で株式を購入することができます。現在、これらのプログラムは経営幹部及び上級従業員にのみ限定されています。

これらのプログラムの付与に関する契約条項は以下のとおりです。すべてのストック・オプションは株式で決済されます。

付与日、付与された従業員	付与数 (百万)	権利確定条件	オプション契約 の権利確定日か らの有効期間
経営幹部に付与されたオプション			
2017年1月1日	40	付与日から3年間の勤務及びその期間 の各年度における営業利益の5%増加	7年
2020年1月1日	20	同上	10年
2021年1月1日	23	同上	10年
上級従業員に付与されたオプション			
2021年1月1日	10	付与日から3年間の勤務	10年
ストック・オプション合計	93		

ii. 代替報酬（持分決済型）

Crimson Auto社の取得に伴い、当社グループはCrimson Auto社の従業員が保有する持分決済型の株式に基づく報酬と、有効期間が権利確定日から9年間である当社の持分決済型の株式に基づく報酬（代替報酬）16百万とを交換しました（注記33(A)(i)を参照）。

iii. 株式購入制度（持分決済型）

2021年1月1日に当社グループは、従業員のうち652名に対し、従業員株式購入制度に加入する機会を与えました。この制度に加入するためには、従業員は36ヶ月間にわたって、月額500ユーロを上限として月給総額の5%に相当する金額を積み立てなければなりません。この制度の契約条項に従い、36ヶ月経過時に従業員は、付与日の市場価格より20%低い価格でその積立金で株式を購入する権利を得ます。36ヶ月間継続して月給総額の規定額を積み立てた在籍中の従業員のみが、株式を購入する権利を与えられます。36ヶ月間が経過する前に勤務を中止した従業員、規定額を積み立てなかった従業員、または株式購入オプションを行使しないことを選択した従業員は、積立額の返還を受けることとなります。

IFRS 2.44–45(a), 50

連結財務諸表注記（続き）

17. 株式に基づく報酬契約（続き）

A. 株式に基づく報酬契約の概要（続き）

iv. 株式増価受益権（現金決済型）

当社グループは、3年間勤務した従業員に対して、現金の支払いを受ける権利を付与する株式増価受益権（SARs）を2017年1月1日に10百万、2021年1月1日に30百万付与しました。SARsは付与日より5年経過後に失効します。現金支払額は、付与日と権利確定日の間の当社の株価の上昇に基づいて算定されます。

SARsから生じる負債は以下のとおりです。

	百万ユーロ	注記	2021年	2020年
IFRS 2.51(b)(i)	SARsに係る負債の帳簿価額の総額	16	44	38
IFRS 2.51(b)(ii)	権利が確定した負債の本源的価値の合計		-	38

2020年12月31日現在の負債は2021年に決済されました。

B. 公正価値の測定

i. 株式決済型の株式に基づく報酬制度

IFRS 2.46, 47(a)(i), (iii)

従業員株式購入制度（(A)(iii)を参照）の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションに基づいて測定しています。従業員ストック・オプション（(A)(i)及び(A)(ii)を参照）の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルに基づいて測定しています。これらの契約に関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件は、公正価値の算定において考慮されません。

IFRS 2.47(a)(iii)

株式購入制度において従業員が株式を購入するためには積立条件を満たす必要がありますが、この条件は割引評価する方法を適用して、付与日における公正価値に反映しています。この割引は、過去の経験に基づき、従業員が積立を中止する可能性を見積り、算定しています。

2021年及び2020年中に付与した報酬に関する株式決済型の株式に基づく報酬制度の付与日の公正価値測定に用いたインプットは以下のとおりです。

	ストック・オプション・プログラム					
	経営幹部 ((A)(i)を参照)		上級従業員 ((A)(i)を参照)	代替報酬 ((A)(ii)を参照)	株式購入制度 ((A)(iii)を参照)	
	2021年	2020年	2021年	2021年	2021年	
IFRS 2.47(a)	付与日の公正価値	€3.54	€3.75	€3.14	€3.88	€4.02
IFRS 2.47(a)(i)	付与日の株価	€10.10	€10.50	€10.10	€10.30	€10.10
IFRS 2.47(a)(i)	行使価格	€10.10	€10.50	€10.10	€10.30	€8.08
IFRS 2.47(a)(i)	予想ボラティリティ（加重平均）	40.1%	40.9%	40.1%	42.4%	43.3%
IFRS 2.47(a)(i)	見積期間（加重平均）	8.6年	8.8年	5.4年	5.9年	4.0年
IFRS 2.47(a)(i)	見積配当額	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
IFRS 2.47(a)(i)	リスクフリー金利（国債に基づく）	3.9%	3.8%	3.9%	3.9%	3.9%

IFRS 2.47(a)(ii)

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する期間の当社の株価の実績ボラティリティに基づいています。金融商品の予想期間は、過去の実績及び一般的なオプション保有者の行動に基づくものです。

2021年12月31日現在、株式購入制度の加入者によって、総額2百万ユーロが払い込まれており（注記40(B)(ii)を参照）、その金額は「営業債務及びその他の債務」に含まれています（注記27を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

17. 株式に基づく報酬契約（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

ii. 現金決済型の株式に基づく報酬契約^a

IFRS 2.52

SARs ((A)(iv)を参照)の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて測定しています。公正価値を測定する際に、SARsに付された勤務条件及び市場条件以外の業績条件は考慮していません。

SARsの付与日及び測定日の公正価値測定に用いたインプットは、以下のとおりです。

	付与日 2021年1月1日	測定日 2021年12月31日
公正価値	€2.82	€4.40
株価	€10.10	€12.70
行使価格	€10.10	€10.10
予想ボラティリティ（加重平均）	43.3%	43.1%
見積期間（加重平均）	4.0年	2.8年
見積配当額	3.2%	3.3%
リスクフリー金利（国債に基づく）	3.9%	4.0%

予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する期間の当社の株価の実績ボラティリティに基づいています。金融商品の予想期間は、過去の実績及び一般的なオプション保有者の行動に基づくものです。

C. 未行使のストック・オプションの調整表

IFRS 2.45(b)

ストック・オプション・プログラム ((A)(i)を参照)及び代替報酬 ((A)(ii)を参照)におけるストック・オプション、並びに株式購入制度のもとで発行される株式の数量及び加重平均行使価格は以下のとおりです。

	2021年		2020年	
	数量 百万	加重平均行使価格	数量 百万	加重平均行使価格
1月1日現在の未行使残高	54	€10.08	40	€9.84
当会計年度中の権利失効数	(3)	€9.84	(2)	€9.84
当会計年度中の権利行使数	(7)	€9.84	(4)	€9.84
当会計年度中の権利付与数	49	€10.17	20	€10.50
12月31日現在の未行使残高	93	€10.15	54	€10.08
12月31日現在の行使可能残高	18	€9.84	23	€9.84

IFRS 2.45(b)(i)

IFRS 2.45(b)(iii)

IFRS 2.45(b)(iv)

IFRS 2.45(b)(ii)

IFRS 2.45(b)(vi)

IFRS 2.45(b)(vii)

IFRS 2.45(d)

2021年12月31日現在で未行使のストック・オプションの行使価格は9.84ユーロから10.50ユーロ（2020年：9.84ユーロから10.50ユーロ）であり、契約有効期間の加重平均は6.4年（2020年：5.2年）です。

IFRS 2.45(c)

2021年に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は10.45ユーロ（2020年：10.39ユーロ）でした。

D. 純損益に認識された費用

従業員給付費用に関するより詳細な情報は、注記13(A)を参照。

Insights
4.5.1000.10

- a. IFRS第2号では特に求められていないが、この企業グループはSARsの公正価値測定に関する情報を開示している。KPMGの見解では、これらの開示を現金決済型の株式に基づく報酬契約について提供しなければならない。当期中に付与された報酬については、付与日及び報告日の公正価値測定を、過去の期間に付与されたが報告日時点で未行使である報酬については、報告日における公正価値測定を、それぞれ開示しなければならない。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税^a

注記44(L)の会計方針を参照。

A. 純損益で認識される法人所得税^b

	2021年	2020年 修正再表示
	百万ユーロ	
	当期税金費用	
IAS 12.80(a)		
	当会計年度	2,553
IAS 12.80(b)	過年度調整	1,685
	(18)	(137)
	2,535	1,548
	繰延税金費用	
IAS 12.80(c)		
	一時差異の発生及び解消	194
IAS 12.80(d)	税率の変更	273
IAS 12.80(f)	過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識 ((G)を参照)	-
	(70)	(218)
	109	55
	法人所得税費用合計	2,644
	2,644	1,603

法人所得税費用には、持分法投資の法人所得税に対する持分94百万ユーロ（2020年：74百万ユーロ）は含まれておらず、これは「持分法による投資損益（税引後）」に含まれています。^c

IAS 12.81(d) 2021年12月に新たな法人税法がフランスで制定され、2022年7月1日時点でフランスにおける法人税率は28%から27%に引き下げられる予定です。この変更により、当社グループの在仏子会社であるIndigo Insurance France S.A.の繰延税金資産及び繰延税金負債の再測定に関連して15百万ユーロの利益が生じ、2021年12月31日に終了する会計年度に認識されています。

IAS 10.22(h), 12.88 2022年1月にオランダで法人税率の25%から30%への引き上げが2018年3月23日に実質的に制定され、2023年1月1日から発効します。この法人税率の引き上げは2021年12月31日に認識した当期税金及び繰延税金の金額に影響を及ぼしません。ただし、この変更により、当社グループに将来課される当期税金は増加する予定です。2021年12月31日時点で認識した一時差異及び税金損失の算定に新たな税率を適用した場合の影響は、繰延税金資産の純額が7百万ユーロ増加することになります。

- Insights 3.13.580.20-80
- a. 税金影響額を算定するために本冊子で開示または適用されている税率は、例示目的のみで記載しており、個々の管轄地域の法人税率を反映したものではない。実務においては個々の企業の適用すべき税率を用いることが必要である。
 - b. この企業グループは、退職後給付制度への現金拠出に関連する当期法人所得税の全額を純損益に配分している。これは、この現金拠出が主に勤務費用に関連するためである。KPMGの見解では、拠出が関連するコストが、純損益とOCIのいずれに影響するのかを識別するのが実務上容易でない場合を除き、当期法人所得税の税効果を、その現金拠出の性質を反映するように純損益とOCIに配分しなければならない。現金拠出の性質が不明確である場合、複数の配分のアプローチが容認されるとKPMGは考えている。
 - c. 特に義務付けられてはいないが、この企業グループは持分法投資の法人所得税に対する持分を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

B. その他の包括利益で認識される法人所得税

IAS 1.90, 12.81(ab)

百万ユーロ	2021年			2020年（修正再表示）		
	税金 (費用) 税引前	税金 (費用) 収益	税金 (費用) 税引後	税金 (費用) 税引前	税金 (費用) 収益	税金 (費用) 税引後
純損益に振り替えられることのない項目						
確定給付負債（資産）－ 再測定	72	(22)	50	(15)	5	(10)
持分法投資－その他の包括利益に対する持分	4	-	4	3	-	3
	76	(22)	54	(12)	5	(7)
純損益に振り替えられる、または振り替えられる可能性のある項目						
在外営業活動体						
為替換算差額	(406)	-	(406)	589	-	589
純損益への振替え	(13)	-	(13)	-	-	-
純投資ヘッジ－純利得（損失）	45	-	45	(48)	-	(48)
ヘッジコスト						
公正価値の変動の純額	(30)	-	(30)	(10)	-	(10)
純損益への振替え	18	-	18	4	-	4
FVOCIで測定する負債性金融商品						
公正価値の変動の純額	4,127	(1,238)	2,889	2,943	(883)	2,060
純損益への振替え	(1,524)	457	(1,067)			
売却可能金融資産						
公正価値の変動の純額				67	(20)	47
純損益への振替え				(1,283)	385	(898)
保険金融費用（純額）	(1,207)	362	(845)	(1,138)	341	(797)
保険金融収益（純額）	7	(2)	5	5	(2)	3
持分法投資						
その他の包括利益に対する持分	20	-	20	13	-	13
純損益への振替え	(12)	-	(12)	-	-	-
	1,025	(421)	604	1,142	(179)	963
	1,101	(443)	658	1,130	(174)	956

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

C. 実効税率の調整表^{a, b}

百万ユーロ	2021年	2021年	2020年 修正再表示	2020年 修正再表示
税引前純利益		9,739		5,725
当社の国内税率を用いた法人所得税	30.00%	2,922	30.00%	1,718
保険契約者の投資リターンに係る税効果*	2.79%	272	4.49%	257
在外管轄地域における税率の影響	(2.76%)	(269)	(0.68%)	(39)
税率の変更	(0.15%)	(15)	-	-
税効果：				
税引後で報告される持分法投資利益	(0.72%)	(70)	(0.98%)	(56)
損金不算入費用	0.60%	58	0.72%	41
課税免除利益	(1.86%)	(181)	(1.01%)	(58)
過去に認識されていなかった税務上の欠損金の認識 ((G)を参照)	(0.72%)	(70)	(3.81%)	(218)
繰延税金資産が認識されない当会計年度の損失	0.15%	15	1.66%	95
過年度に関連する見積りの変更	(0.18%)	(18)	(2.39%)	(137)
法人所得税費用合計	27.15%	2,644	28.00%	1,603

* [X国]及び英国で発行した一部の契約について、当社グループは基礎となる項目から生じる投資リターンに係る法人所得税を支払い、税引後の投資リターンを保険契約者の契約者勘定に分配しなければならない。このような契約に係る総額での投資リターンと保険契約者の契約者勘定に分配した税引後の投資リターンとの差額は、税引前の純利益に含まれている。保険契約者の投資リターンに係る税効果は、税引前の純利益の当社の国内税率である30%部分と、このような基礎となる項目から生じる投資リターンに係る税金費用の合計額との差額を表している。

IAS 12.85

a. この企業グループの実効税率の調整表は、自国の国内税率を基準とし、他の管轄地域のグループ企業で適用される税率を調整項目としている。実効税率の調整表は、財務諸表の利用者に最も有用な情報を提供する適用税率に基づいて作成する。場合によっては、各国の税率を基準として作成した調整表を合算する方が、より有用な場合もある。

IAS 12.81(c)

b. この企業グループは、法人所得税費用合計額と会計上の利益に適用税率を乗じた額との間の数値調整と、平均実効税率と適用税率との間の数値調整とのいずれかを表示するのではなく、それらの両方を選択している。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

 D. 繰延税金残高の増減^{a, b, c}

2021年 百万ユーロ	1月1日現在の 残高 (純額)	純損益で認 識された額 (A)を参照)	その他の包 括利益で認 識された額 (B)を参照)	その他 (注記35を 参照)	12月31日現在の残高		
					純額	繰延税金 資産	繰延税金 負債
金融投資及びデリバ ティブ	4,547	168	781	(122)	5,374	(108)	5,482
投資不動産	316	15	-	-	331	-	331
有形固定資産	73	7	-	2	82	(6)	88
無形資産	165	(28)	-	1	138	(148)	286
保険契約及び再保険 契約	(1,539)	84	(360)	20	(1,795)	(1,915)	120
従業員給付	83	(19)	22	-	86	-	6
株式決済型の株式に 基づく報酬	(233)	(42)	-	-	(275)	(275)	-
その他	(43)	(6)	-	(2)	(51)	(58)	7
税務上の繰越欠損金	(1,028)	(70)	-	-	(1,098)	(1,098)	-
相殺前繰延税金負債 (資産)	2,341	109	443	(101)	2,792	(3,608)	6,400
資産・負債の相殺					-	3,348	(3,348)
繰延税金負債（資 産）の純額					2,792	(260)	3,052

IAS 12.81(g)

 IAS 12.81(g),
 Insights 3.13.640.60

a. IAS第12号「法人所得税」では、認識された繰延税金資産・負債の金額を、一時差異のそれぞれの「種類」ごとに開示しなければならない。IFRSは、一時差異の種類としてどのようなものがあるかについては明確にしていない。この企業グループは、一時差異に関連する資産及び負債のクラスに基づいて開示している。別の解釈として、一時差異の発生原因（例：減価償却）を基礎とした開示も考えられる。

 Insights
 3.13.640.70

b. KPMGの見解では、認識した繰延税金資産と未認識の繰延税金資産に係る税効果を単一の金額として開示すること（例えば、米国会計基準に基づく「総額」アプローチに類似）は適切ではない。なぜなら、IFRS上で開示が求められているのは、認識した繰延税金資産だからである。

Insights 3.13.300

c. この企業グループは予測可能な将来にわたって関連会社への投資を処分することを予定していないため、これらの投資に関連する繰延税金を配当に適用される税率を用いて測定している。ただし、関連会社から生じる配当は非課税のためゼロとなる。したがって、繰延税金は認識していない。

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

D. 繰延税金残高の増減（続き）

2020年（修正再表示） 百万ユーロ	1月1日現在の残高 （純額）	純損益で認識された額 （(A)を参照）	その他の包括利益で認識された額 （(B)を参照）	12月31日現在の残高		
				純額	繰延税金資産	繰延税金負債
金融投資及びデリバティブ	3,703	326	518	4,547	(176)	4,723
投資不動産	304	12	-	316	-	316
有形固定資産	77	(4)	-	73	(5)	78
無形資産	237	(72)	-	165	(154)	319
保険契約及び再保険契約	(1,247)	47	(339)	(1,539)	(1,742)	203
従業員給付	111	(23)	(5)	83	-	83
株式決済型の株式に基づく報酬	(215)	(18)	-	(233)	(233)	-
その他	(48)	5	-	(43)	(52)	9
税務上の繰越欠損金	(810)	(218)	-	(1,028)	(1,028)	-
相殺前繰延税金負債（資産）	2,112	55	174	2,341	(3,390)	5,731
資産・負債の相殺				-	3,143	(3,143)
繰延税金負債（資産）の純額				2,341	(247)	2,588

連結財務諸表注記（続き）

18. 法人所得税（続き）

E. 未認識の繰延税金負債^a

IAS 12.81(f), 87

2021年12月31日現在、当社グループは子会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る一時差異20百万ユーロ（2020年：17百万ユーロ）に係る繰延税金負債6百万ユーロ（2020年：5百万ユーロ）を認識していません。これは、当社グループは子会社の配当方針を支配しており、また、ジョイント・ベンチャーの配当支払いについても拒否権を行使することができ（すなわち、当社グループは関連する一時差異の戻入れの時期をコントロールしており）、予測可能な将来にこれらの戻入れが生じないことについて、経営陣が同意しているためです。^b

IAS 12.82A

当社グループが事業を展開している一部の国においては、現地の税法によって、特定の資産の処分による利益を配当しない場合には、その利益を益金不算入とすることが認められています。2021年12月31日現在の非課税利益剰余金の総額は60百万ユーロ（2020年：60百万ユーロ）であり、仮にこの剰余金から子会社が配当を支払うとすると、その結果生じる税金負債は18百万ユーロ（2020年：18百万ユーロ）となります。

F. 未認識の繰延税金資産

IAS 12.81(e)

当社グループがその便益を利用するために必要となる将来の課税所得を稼得する可能性が高くないため、以下の項目については繰延税金資産を認識していません。^c

百万ユーロ	2021年		2020年（修正再表示）	
	総額	税効果	総額	税効果
将来減算一時差異	18	6	16	5
税務上の欠損金	107	32	289	87
	125	38	305	92

G. 税務上の繰越欠損金

IAS 12.81(e)

繰延税金資産を認識していない税務上の欠損金の失効の状況は以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年		2020年	
	失効日	失効日	失効日	失効日
失効する欠損金	107	2026–2028年	57	2026–2027年
失効しない欠損金	-	-	232	-

IAS 1.125, 129, 12.82

2021年、当社グループは過去に認識していなかった税務上の欠損金232百万ユーロに対する繰延税金資産70百万ユーロを認識しました。この税務上の欠損金は当社グループのシンガポールの損害保険事業（2017年設立）の設立段階で発生したものです。この事業では、2019年に少額の課税所得が発生し、2020年にその課税所得が大幅に増加しました。経営陣は、この傾向は予見可能な将来においても継続し、将来この税務上の欠損金を活用できるほどの課税所得が発生する可能性が高いと判断しました。

2020年、当社グループの貯蓄性生命保険セグメントの英国子会社のうちの1社が新たな市場に参入し、経営陣が将来の課税所得の見積りを変更したため、当社グループは過去に認識していなかった税務上の欠損金728百万ユーロに対する繰延税金資産218百万ユーロを認識しました。経営陣は、将来この税務上の欠損金を活用できるほどの課税所得が発生する可能性が高いと判断しました。2021年、その子会社は自らの利益計画を達成したため、経営陣は引き続き、将来この税務上の欠損金を活用できるほどの課税所得が発生し、それに関連する繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断しました。

IAS 12.81(f), 87

a. 繰延税金負債が認識されていない子会社、支店及び関連会社に対する投資、並びに共同支配の取決めへの関与に係る「一時差異」の総合計額に加えて、この企業グループはIFRSで開示が強制されていないが奨励されている、未認識の繰延税金負債の金額も開示している。

Insights 3.13.310.10

b. KPMGの見解では、ジョイント・ベンチャーへの投資者が配当支払に反対することができる能力は、繰延税金を認識するか否かの判定におけるコントロールを保有する十分な証拠となる。

IAS 12.81(e)

c. IAS第12号では、繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の金額の開示のみを要求しているが、この企業グループはそれぞれの税効果も開示している。

連結財務諸表注記（続き）

19. 現金及び現金同等物

注記44(G)(v)の会計方針を参照。

	2021年	2020年 修正再表示
百万ユーロ		
現金及び銀行預金	16,923	13,236
要求払預金	3,871	3,101
	20,794	16,337

現金及び現金同等物には、当社グループの有配当契約の基礎となる項目6,965百万ユーロ（2020年：6,740百万ユーロ）が含まれています（注記5(B)(ii)を参照）。

20. 金融投資及びデリバティブ

注記44(G)の会計方針を参照。

2021年 百万ユーロ	基礎となる項目 ^a						合計
	注記	直接連動 有配当保険 契約	投資契約及び 連結ファンド	合計	証券貸借取引 及びレポ取引	その他	
金融投資							
金融機関への預金		2,959	650	3,609	-	2,405	6,014
デリバティブ資産	(A)	715	141	856	-	481	1,337
国債	(B)	20,991	2,750	23,741	4,206	87,898	115,845
その他の負債性証券	(B)	23,345	2,951	26,296	2,431	110,923	139,650
資本性証券		58,695	11,332	70,027	1,630	7,761	79,418
集団投資スキーム 有配当ファンドが 保有する関連会社	36	78,000	6,693	84,693	-	-	84,693
		2,601	-	2,601	-	-	2,601
		187,306	24,517	211,823	8,267	209,468	429,558
デリバティブ負債	(A)	718	28	746		494	1,240

IAS 7.45

IFRS 17.111

IFRS 17.111

- a. IFRS第17号は、企業に直接連動有配当保険契約の基礎となる項目の構成を記述し、それらの公正価値を開示するよう要求している。また規定はないものの、この企業グループは投資契約及び連結ファンドの各種類の基礎となる項目の公正価値及びその基礎となる項目に関する情報も開示している。

連結財務諸表注記（続き）

20. 金融投資及びデリバティブ（続き）

IFRS 17.111

2020年（修正再表示） 百万ユーロ	注記	基礎となる項目			証券貸借取引及びレポ取引	その他	合計
		直接連動有配当保険契約	投資契約及び連結ファンド	合計			
金融投資							
金融機関への預金		2,775	545	3,320	-	2,213	5,533
デリバティブ資産	(A)	842	101	943	-	625	1,568
国債	(B)	19,788	2,685	22,473	4,487	84,506	111,466
その他の負債性証券	(B)	21,395	2,743	24,138	2,237	104,018	130,393
資本性証券		51,859	10,739	62,598	1,481	2,871	66,950
集団投資スキーム	36	77,153	5,451	82,604	-	-	82,604
有配当ファンドが保有する関連会社		2,512	-	2,512	-	-	2,512
		176,324	22,264	198,588	8,205	194,233	401,026
デリバティブ負債	(A)	661	27	688		598	1,286

IAS 1.61

以下の表は、報告日後12ヶ月より後に回収または決済される見込みの金融投資及びデリバティブの帳簿価額を示したものです。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
金融投資		
公正価値で測定	369,080	343,817
償却原価で測定	7,651	7,611
証券貸借取引及びレポ取引	7,288	7,233
デリバティブ負債	1,025	1,062

連結財務諸表注記（続き）

20. 金融投資及びデリバティブ（続き）

A. デリバティブ

当社グループは、資産・負債マッチング（ALM）活動の一環として、経済的ヘッジを提供する目的でデリバティブを用いています。以下の表は、当社グループの金融商品の種類別のデリバティブを分析したものです。

百万ユーロ	2021年12月31日		2020年12月31日	
	資産	負債	資産	負債
基礎となる項目				
ヘッジ手段として指定していないもの				
株価指数先物	523	346	642	281
金利スワップ	199	229	173	243
為替スワップ	134	171	128	164
	856	746	943	688
その他				
純投資ヘッジのヘッジ手段として指定しているもの				
為替予約取引	71	70	65	78
ヘッジ手段として指定していないもの				
金利スワップ	188	240	260	383
為替スワップ	222	184	300	137
	481	494	625	598
	1,337	1,240	1,568	1,286

IFRS 7.24(a)

当社グループの市場リスクの管理方法についての情報の詳細は、注記5(D)を参照。

B. FVTPLに指定した金融資産

IFRS 7.9(a)-(b)

一部の負債性金融商品については、FVTPLに指定しています（注記44(G)(ii)を参照）。2021年12月31日現在のこれらの金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、それらの帳簿価額である128,238百万ユーロ（2020年：114,285百万ユーロ）です。これらの金融資産の信用リスクについては、クレジット・デリバティブまたは類似の金融商品の利用によるヘッジを行っていません。

IFRS 7.9(c)

以下の公正価値の変動は、これらの投資について認識したものです。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
当期中の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動	191	195
12月31日時点で保有する資産の信用リスクの変化に起因する公正価値の変動の累計	129	(60)

IFRS 7.11(a)

信用リスクの変化に起因する公正価値の変動は、同一の債務者の類似の債務について参照されるCDS価格（当該価格が観察可能な場合）の変動を基礎として算定しています。なぜなら、このようなCDS価格は、特定の金融資産の信用リスクについて市場での評価を最もよく反映しているためです。このような価格が観察不能な場合には、信用リスクの変化に起因する公正価値の変動は、観察されるベンチマーク金利またはその他の市場金利の変動に起因しない公正価値の変動の合計額として算定しています。このアプローチはその金融資産について市場で要求される可能性のあるベンチマークを上回るマージンの変動を見積る手法であるため、具体的かつ観察可能なデータがない場合には、このアプローチによって信用リスクに起因する変動の合理的な近似値を提供しています。

連結財務諸表注記（続き）

21. 債権

注記44(G)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
リバース・レポ取引債権		6,743	7,322
デリバティブ負債の取引相手に差し入れた現金担保		506	472
未収配当金		124	394
オペレーティング・リース債権		183	178
役員に対する貸付金	40(B)(i)	2	1
その他		51	103
		7,609	8,470

債権合計額のうち、15百万ユーロ（2020年：16百万ユーロ）は報告日後12ヶ月より後に回収される見通しです。

未収配当金には、当社グループの有配当契約の基礎となる項目18百万ユーロ（2020年：28百万ユーロ）が含まれています（注記5(B)(ii)を参照）。

IAS 1.61

連結財務諸表注記（続き）

22. 投資不動産^a

注記44(M)の会計方針を参照。

IFRS 16.92(a)

当社グループは、有配当契約の基礎となる項目として投資不動産を保有しています。投資不動産は、当社グループが所有し、オペレーティング・リースに基づき第三者に賃貸している商業用不動産で構成されています。これらのリースにはそれぞれ、当初10年間の解約不能リース期間があり、年間賃料は消費者物価指数に連動しています。一部のリースには、リース期間の終了日を延長するオプションが含まれており、過去の平均更新期間は4年間です。

A. 帳簿価額の調整表

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
1月1日現在の残高		5,829	5,649
取得		68	49
公正価値の変動（純額）	10(C)	140	59
処分		(102)	(24)
為替レートの変動の影響		(65)	96
12月31日現在の残高		5,870	5,829

IAS 40.76,

IFRS 13.93(e)

IAS 40.76(a),

IFRS 13.93(e)(iii)

IAS 40.76(d),

IFRS 13.93(e)(i)

IAS 40.76(c),

IFRS 13.93(e)(iii)

IAS 40.76(e)

IAS 40.76,

IFRS 13.93(e)

IAS 1.61

投資不動産の合計額のうち、5,695百万ユーロ（2020年：5,720百万ユーロ）は、報告日後12ヶ月より後に回収される見通しです。

IFRS 13.93(e)(i), (f)

公正価値の変動は、利得として純損益に認識されており、「その他の投資収益」に含まれています。そのうち、135百万ユーロ（2020年：57百万ユーロ）は、報告日現在保有している投資不動産に起因するものです。

B. 公正価値の測定

i. 公正価値ヒエラルキー

IAS 40.75(e)

投資不動産の公正価値は、適切な公認の専門資格を有し、評価対象の投資不動産と同種の立地・種類の物件について最近鑑定した実績を有する独立した鑑定人により評価されました。この独立した鑑定人は、当社グループの投資不動産ポートフォリオの公正価値を6ヶ月ごとに評価しています。

IFRS 13.93(b)

すべての投資不動産の公正価値測定は、評価に用いたインプットに基づき、レベル3の公正価値に区分されます（注記6(A)を参照）。

Insights 3.4.260.40

- a. IAS第40号「投資不動産」は投資不動産の種類ごとの開示について何も言及していないため、投資不動産のポートフォリオ全体について合算ベースで開示することが最低限必要であると考えられる。ただし、投資不動産が資産のうちの相当部分を占める場合には、例えば、投資不動産の種類ごとのポートフォリオのような追加的な分析情報を開示することが適切となることがある。

連結財務諸表注記（続き）

22. 投資不動産（続き）

B. 公正価値の測定（続き）

ii. 評価技法及び重要な観察不能なインプット

以下の表は、投資不動産の公正価値の測定に用いられる評価技法、及び評価モデルで用いられる重要な観察不能なインプットを示しています。

評価技法	重要な不能なインプット	重要な観察不能なインプットと公正価値測定との相互関係
<p>割引キャッシュフロー： この評価モデルでは、投資不動産により創出されると見込まれる正味キャッシュフローの現在価値を、予想賃料上昇率、空室期間、稼働率、無賃料期間等のリース・インセンティブ・コスト、及び借手によって支払われないその他のコストを考慮して検討します。正味キャッシュフローの見積額は、リスクを調整した割引率を用いて割引しています。割引率を見積る際には、建物の質、立地（一等地か否か）、借手の信用度及びリース契約条件等を考慮します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 予想市場賃料成長率（2021年：2%から3%、加重平均2.6%、2020年：2%から3%、加重平均2.5%） - 空室期間（2021年及び2020年：各リース期間末日後平均6ヶ月） - 稼働率（2021年：90%から95%、加重平均92.5%、2020年：91%から95%、加重平均92.8%） - 無賃料期間（2021年及び2020年：新規リース契約につき1年間） - リスク調整割引率（2021年：5%から6%、加重平均5.8%、2020年：6%から7%、加重平均6.1%） 	<p>以下の場合に、公正価値の見積りが増加（減少）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予想市場賃料成長率の上昇（下落） - 空室期間の短縮（延長） - 稼働率の上昇（下落） - 無賃料期間の短縮（延長） - リスク調整割引率の下落（上昇）

C. リース料の満期分析

以下の表は、リース料の満期分析を示したものであり、報告日後に受け取る割引前のリース料を示しています。^a

百万ユーロ	2021年	2020年
1年未満	980	974
1年から2年	961	954
2年から3年	941	935
3年から4年	922	915
4年から5年	902	896
5年超	2,549	2,531
割引前のリース料の合計	7,255	7,205

IFRS 13.93(d),
(h)(i), 99

IFRS 16.97

IFRS 16.97

- a. オペレーティング・リースの対象となっている資産について、IFRS第16号は、リース料の満期分析を要求している。最低限、貸手は割引前のリース料を、最初の5年間については各年度に受け取る金額、残りの年数についてはその合計金額で開示する。

連結財務諸表注記（続き）

23. 持分法投資^{a, b}

注記44(A)(v)、(vi)及び(P)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
ジョイント・ベンチャーへの関与	(A)	2,276	2,117
関連会社への関与	(B)	312	468
12月31日現在の残高		2,588	2,585

A. ジョイント・ベンチャー^c

IFRS 12.20(a),
21(a), (b)(iii)

Azure-Indigo保険会社（Azure-Indigo社）は、当社グループが共同支配しており、49%の持分を保有するジョイント・ベンチャーです。Azure-Indigo社は、主に中国で貯蓄性生命保険及び有配当契約の販売を行っています。Azure-Indigo社は上場していません。

IFRS 12.7(c), IAS 1.122

Azure-Indigo社は、別個の実体として組成されており、当社グループはAzure-Indigo社の純資産の残余持分への権利を有しています。したがって、当社グループは、Azure-Indigo社への関与を、持分法を適用して会計処理するジョイント・ベンチャーに分類しています。

IFRS 12.20(b), 23(a),
B18

Azure-Indigo社が設立された際の取決めに従い、当社グループ及びAzure-Indigo社に対する他のジョイント・ベンチャー投資家は、必要な場合には、損失を補填するためにそれぞれの持分割合に応じ最大で2,000百万ユーロの追加的な拠出を行うことに合意しています。このコミットメントは、連結財務諸表には認識されていません。

IFRS 12.21(b),
B12-B14

以下の表は、Azure-Indigo社の財務諸表に含まれる財務情報に、取得時の公正価値調整及び会計方針の相違を調整したものの要約です。この表は、要約財務情報と、Azure-Indigo社に対する当社グループの持分の帳簿価額との調整表でもあります。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
所有持分割合	49%	49%
非流動資産	30,802	30,500
流動資産（現金及び現金同等物－ 2021年：978百万ユーロ、2020年：929百万ユーロを含む）	5,269	5,227
非流動負債（営業債務ではない非流動金融負債－ 2021年：3,395百万ユーロ、2020年：3,406百万ユーロを含む）	27,029	27,036
流動負債（営業債務ではない流動金融負債－ 2021年：1,395百万ユーロ、2020年：1,406百万ユーロを含む）	4,793	4,771
純資産（100%）	4,249	3,920
純資産の当社グループの持分（49%） のれん	2,082 194	1,921 196
ジョイント・ベンチャーへの持分の帳簿価額	2,276	2,117
収益	4,614	4,382
減価償却費及び償却費	(13)	(12)
利息費用	(29)	(30)
その他の費用	(4,013)	(3,931)
法人所得税費用	(145)	(106)
継続事業に係る純利益	414	303
その他の包括利益	37	24
包括利益合計(100%)	451	327
包括利益合計の当社グループの持分（49%）	221	160
当社グループが受け取った配当金	35	-

IFRS 12.21(b)(v)

IFRS 12.213(d)

IFRS 12.213(f)

IFRS 12.213(g)

IFRS 12.212(b)(vi)

IFRS 12.212(b)(viii)

IFRS 12.212(b)(ix)

IFRS 12.212(a)

IFRS 12.21

IFRS 12.21–23,
B12–B13

- a. IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の追加的な開示例及び注記については、KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイドーIFRS第12号に関する開示例の補足資料（2014年12月版）](#)」¹を参照。
- b. IFRS第12号では、個々に重要性のある共同支配の取決め及び関連会社への関与に関して要求される開示の程度は、個々に重要性のない持分とは相違する。例えば、個々には重要性のない関連会社については合計して要求される財務情報を開示することができる。
- c. IFRS第12号では、個々に重要性のあるジョイント・ベンチャーとジョイント・オペレーションとで、要求される開示の程度が相違する。例えば、とジョイント・オペレーションについては、要約財務情報、公正価値（公表された市場価格がある場合）及びコミットメントに関する開示は要求されない。

¹（訳者注）本冊子については日本語訳を作成しておりません。

連結財務諸表注記（続き）

23. 持分法投資（続き）

B. 関連会社

IFRS 12.20,
21(a), (b)(iii)

2021年3月31日、重要な関連会社であるCrimson Auto社への当社グループの持分は25%から90%に増加し、Crimson Auto社は同日に子会社となりました（注記35(A)を参照）。Crimson Auto社は、主にイタリアで自動車保険契約の販売を行っています。Crimson Auto社は上場していません。

IFRS 12.21(b),
B12-B14

以下の表は、Crimson Auto社の財務諸表に含まれる情報に、取得時の公正価値及び会計方針の相違を調整したものの要約です。この表は、要約財務情報と、Crimson Auto社に対する当社グループの持分の帳簿価額との調整表でもあります。以下の表の2020年の情報には、2020年1月1日から12月31日の期間に係るCrimson Auto社の業績が含まれています。Crimson Auto社は2021年3月31日に子会社となったため、2021年の情報には、2021年1月1日から3月31日の期間に係るCrimson Auto社の業績のみが含まれています。

IFRS 12.21(a)(iv)

IFRS 12.B12(b)(ii)

IFRS 12.B12(b)(i)

IFRS 12.B12(b)(iv)

IFRS 12.B12(b)(iii)

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
所有持分割合	25%	25%
非流動資産	-	1,006
流動資産	-	227
非流動負債	-	(497)
流動負債	-	(88)
純資産(100%)	-	648
純資産に対する当社グループの持分(25%) のれん	-	162 26
関連会社に対する持分の帳簿価額	-	188
収益	238	1,620
継続事業に係る純利益	26	83
その他の包括利益	9	45
包括利益合計(100%)	35	128
包括利益合計の当社グループの持分(25%)	9	32
当社グループが受け取った配当金	10	11

IFRS 12.B12(b)(v)

IFRS 12.B12(b)(vi)

IFRS 12.B12(b)(viii)

IFRS 12.B12(b)(ix)

IFRS 12.B12(a)

IFRS 12.21(c)(iii), B16

当社グループは、持分法を適用して会計処理する個々に重要性のない複数の関連会社への持分を有しています。以下の表は、これらの関連会社の帳簿価額、並びに純利益及びOCIに対する持分について総額ベースで分析したものです。

百万ユーロ	2021年	2020年 修正再表示
関連会社への持分の帳簿価額	312	279
当社グループの持分：		
継続事業に係る純利益	23	17
その他の包括利益	4	(7)
包括利益合計	27	10

IFRS 12.22(c)

関連会社への持分に係る損失（当期1百万ユーロ（2020年：2百万ユーロ）、累計4百万ユーロ（2020年：3百万ユーロ））について、当社グループはこれらの損失に関連する債務を負わないため、損失を認識していません。

当社グループの個々に重要性のない複数の関連会社への投資は、有配当ファンドで保有しています。これらの投資はFVTPLで測定しています。詳細については、注記20を参照。

連結財務諸表注記（続き）

24. 有形固定資産

注記44(N)、(P)及び(S)(i)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
公正価値で測定される自己使用不動産	(A)	492	399
その他の有形固定資産	(B)	2,939	3,029
リース資産	37(A)	1,211	1,180
		4,642	4,608

A. 公正価値で測定される自己使用不動産

i. 帳簿価額の調整表

百万ユーロ	注記	2021年	2020年 修正再表示
1月1日現在の残高		399	340
取得		40	17
公正価値の変動（純額）	10(C)	60	42
処分		(4)	(5)
為替レートの変動の影響		(3)	5
12月31日現在の残高		492	399

当社グループの直接連動有配当保険契約の基礎となる項目である自己使用不動産は、公正価値で測定しています。公正価値の変動は、純損益に認識しており、「その他の投資収益」に含めています。そのうち、58百万ユーロ（2020年：40百万ユーロ）は、報告日現在保有している自己使用不動産に起因するものです。

ii. 公正価値の変動

報告日現在の自己使用不動産の公正価値は、適切な公認の専門資格を有し、評価対象の不動産と同種の立地・種類の物件について最近鑑定を行った経験を有する外部の独立した不動産鑑定人が算定したものです。この独立した鑑定人は、当社グループの自己使用不動産ポートフォリオの公正価値を6ヶ月ごとに評価しています。

自己使用不動産の公正価値測定は、用いた評価技法に対するインプットを基礎とするレベル3の公正価値に区分されています（注記6(A)を参照）。自己使用不動産の公正価値を測定する際に用いる評価技法及び重要な観察不能なインプットは、報告日現在の投資不動産に適用しているものと一致しています（注記22(B)を参照）。

IAS 16.73(d),
IFRS 13.93(e)
IAS 16.73(e)(i),
IFRS 13.93(e)(iii)
IAS 16.73(e)(ix),
IFRS 13.93(e)(i)
IAS 16.73(e)(ii),
IFRS 13.93(e)(iii)

IAS 16.73(e)(viii)
IAS 16.73(d),
IFRS 13.93(e)

IFRS 13.93(e)(i), (f)

IAS 16.77

IFRS 13.93(b), (d),
(h)(i)

連結財務諸表注記（続き）

24. 有形固定資産（続き）

 B. その他の有形固定資産^a

百万ユーロ	注記	土地及び 建物*	IT設備	器具及び 備品	合計*
取得原価					
IAS 16.73(d)					
IAS 16.73(e)(i)					
IAS 16.73(e)(ii)					
IAS 16.73(e)(viii)					
IAS 16.73(d)					
IAS 16.73(d)					
IAS 16.73(e)(iii)	35(A)				
IAS 16.73(e)(i)					
IAS 16.73(e)(ii)					
IAS 16.73(e)(viii)					
IAS 16.73(d)					
減価償却累計額及び減損損失					
IAS 16.73(d)					
IAS 16.73(e)(vii)	13				
IAS 16.73(e)(ii)					
IAS 16.73(e)(viii)					
IAS 16.73(d)					
IAS 16.73(d)					
IAS 16.73(e)(vii)	13				
IAS 16.73(e)(ii)					
IAS 16.73(e)(viii)					
IAS 16.73(d)					
帳簿価額					
IAS 1.78(a)					

* 修正再表示（注記43を参照）。

IAS 16.73(d)–(e)

- a. IAS第16号「有形固定資産」では、期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを要求しているが、この企業グループは、減価償却累計額控除前の帳簿価額と減価償却累計額の調整表も提供している。これらの追加的な調整表は要求されておらず、別の様式を用いることもできる。

連結財務諸表注記（続き）

25. 無形資産及びのれん

注記44(O)及び(P)の会計方針を参照。

A. 帳簿価額の調整表^a

	百万ユーロ	注記	のれん	ソフトウェア	顧客との関係	合計
取得原価						
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)	2020年1月1日現在の残高		12,603	250	318	13,171
IAS 38.118(e)(i)	取得一個別の取得		-	12	-	12
IAS 38.118(e)(i)	取得一内部開発		-	10	-	10
IFRS 3.B67(d)(vi), IAS 38.118(e)(vii)	為替レートの変動の影響		176	4	5	185
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)	2020年12月31日現在の残高		12,779	276	323	13,378
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)	2021年1月1日現在の残高		12,779	276	323	13,378
IAS 38.118(e)(i)	取得一内部開発		-	5	-	5
IFRS 3.B67(d)(ii), IAS 38.118(e)(i)	企業結合による取得	35(A)	130	-	12	142
IFRS 3.B67(d)(vi), IAS 38.118(e)(vii)	為替レートの変動の影響		(119)	(2)	(2)	(123)
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)	2021年12月31日現在の残高		12,790	279	333	13,402
償却累計額及び減損損失						
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)	2020年1月1日現在の残高		583	102	58	743
IAS 38.118(e)(vi)	償却	13	-	68	44	112
IFRS 3.B67(d)(vi), IAS 38.118(e)(vii)	為替レートの変動の影響		8	1	1	10
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)	2020年12月31日現在の残高		591	171	103	865
IFRS 3.B67(d)(i), IAS 38.118(c)	2021年1月1日現在の残高		591	171	103	865
IAS 38.118(e)(vi)	償却	13	-	75	46	121
IFRS 3.B67(d)(v), IAS 38.118(e)(iv)	減損損失	13	237	-	100	337
IFRS 3.B67(d)(vi), IAS 38.118(e)(vii)	為替レートの変動の影響		(7)	(2)	(2)	(11)
IFRS 3.B67(d)(viii), IAS 38.118(c)	2021年12月31日現在の残高		821	244	247	1,312
帳簿価額						
	2020年1月1日現在		12,020	148	260	12,428
	2020年12月31日現在		12,188	105	220	12,513
	2021年12月31日現在		11,969	35	86	12,090

IFRS 3.B67(d),
IAS 38.118(c), (e)

a. IFRS第3号「企業結合」及びIAS第38号「無形資産」では、期首及び期末の帳簿価額の調整表のみを要求しているが、この企業グループは、減価償却累計額控除前の帳簿価額と償却累計額及び減損損失の調整表も提供している。これらの追加的な調整表は要求されておらず、別の様式を用いることもできる。

連結財務諸表注記（続き）

25. 無形資産及びのれん（続き）

B. のれんを含む資金生成単位（CGU）の減損テスト^a

IAS 36.134(a)

減損テストの目的上、のれんは以下の当社グループのCGU（事業部門）に配分しています。CGUは原則として、国レベル及び各国内の生命保険及び有配当契約事業、及び損害保険事業の別で決定しています。

百万ユーロ	2021年	2020年
欧州		
フランス—生命保険及び有配当契約	2,261	2,498
ドイツ—損害保険	1,355	1,355
英国—生命保険及び有配当契約	1,390	1,408
英国—損害保険	672	680
イタリア—損害保険	130	-
アジア		
シンガポール—生命保険及び有配当契約	465	483
タイ—生命保険及び有配当契約	250	255
米国		
米国—生命保険及び有配当契約	4,600	4,653
米国—損害保険	846	856
のれん合計	11,969	12,188

IAS 36.130(e), 134(c)

各CGUの回収可能価額は、その使用価値に基づいて算定しています。

i. 生命保険及び有配当契約事業

IAS 36.134(d)(iii)

生命保険及び有配当契約事業の場合、各CGUの使用価値は、そのCGUの継続的使用によって生成される期待将来キャッシュフローを割り引くことによって算定しています。

既存の契約から生じる将来キャッシュフローの現在価値は、CGUの純資産価値を経済価値に調整することによって算定しています。そこで行われる主な調整は、のれんの控除、償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値での再測定、保険契約及び再保険契約のCSMの控除、及び既存の契約が失効すれば発生するであろうその他の事業費用の現在価値の見積りです。

IAS 36.134(d)(ii)-(iii)

既存の契約から生じる将来キャッシュフローの現在価値がCGUの帳簿価額を下回る場合には、そのCGUが永続的に生成すると見込まれる将来の新規契約の利益の現在価値も検討します。新規契約の利益の見積りは、経営陣が承認した最近の3年間の事業計画から入手します。この最初の3年間以降の期間における新規契約の利益は、その3年間の計画の最終年度から推定しています。ただし、この最終年度の状況がそのCGUの推移における定常的な状況を表していない場合は、この限りではありません。この場合には調整を行っています。保険契約及び再保険契約から生じる新規契約の利益は、新規契約について認識されるCSMの予測から算出しています。投資契約から生じる新規契約の利益は、類似の基礎に基づき算定しています。永続的なその他の事業費用の現在価値を含めるように調整を行っています。

3年目より後の期間に適用される成長率は、関連する現地市場における過去の成長率と将来の傾向の予測の両方に基づく経営陣の予想を表しています。予想される新規契約の利益は、リスクフリー金利に実際の利益が新規契約の利益の見積りと相違するリスクを考慮したマージンを加算した利率を用いて割り引いています。

IAS 36.134

- a. この企業グループは、のれんを含むそれぞれのCGUについて、独立した開示を提供している。CGUに配分されたのれんまたは耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、この企業グループ全体のそれらの帳簿価額に比して重要である場合に、当該各CGU（またはCGUグループ）についてこのような独立した開示が義務付けられている。

連結財務諸表注記（続き）

25. 無形資産及びのれん（続き）

B. のれんを含む資金生成単位（CGU）の減損テスト（続き）

ii. 損害保険事業

IAS 36.134(d)(ii)–(iii)

損害保険CGUの使用価値は、そのCGUから永続的に稼得することが見込まれる利益をリスク調整後の割引率で割り引いた利益を基礎としています。最初の3年間にわたって稼得することが見込まれる利益は、経営陣が承認した最近の3年間の事業計画を基礎としています。この最初の3年間以降の期間のキャッシュフローの予測は、その3年間の計画の最終年度から推定しています。ただし、この最終年度の状況がそのCGUの推移における定常的な状況を表していない場合には調整を行っております。3年目より後の期間に適用される成長率は、関連する業種における過去の成長率と将来の傾向の予測の両方に基づく経営陣の予想を表しています。予想される利益は、リスクフリー金利に実際の利益が見積利益と相違するリスクを考慮したマージンを加算した利率を用いて割り引いています。

iii. キャッシュフローの予測に用いた主要な仮定

IAS 36.134(d)(i), (iv)–(v)

既存契約の将来キャッシュフローの現在価値を算定するのに用いた主要な仮定は、保険契約及び再保険契約の履行キャッシュフローを算定するために用いた仮定です。

既存契約の将来キャッシュフローの現在価値は英国及びシンガポールの生命保険及び有配当契約CGUに配分したのれんの回収可能性を立証するのに十分な金額であり、将来の新規契約から生じる将来キャッシュフローの現在価値を見積る必要はありません。

使用価値の見積りに用いた主要な仮定は、経営陣が承認した最近の事業計画の対象である最初の3年間以降の期間における将来キャッシュフローに対して設定した以下の割引率及び成長率です。^a

	2021年		2020年	
	成長率	割引率	成長率	割引率
欧州				
フランスー生命保険及び有配当契約	-	8.5%	-	8.5%
ドイツー損害保険	2.5%	8.3%	2.5%	8.2%
英国ー損害保険	2.5%	9.3%	2.5%	9.2%
イタリアー損害保険	3.0%	9.3%		
アジア				
タイー生命保険及び有配当契約	3.5%	12.5%	3.5%	12.5%
米国				
米国ー生命保険及び有配当契約	2.5%	8.0%	2.5%	8.2%
米国ー損害保険	2.5%	10.5%	2.0%	10.3%

IAS 36.130(g)

IAS 36.134(f)(ii)

IAS 36.134(d)(iv)–(v), a. IAS第36号「資産の減損」は、キャッシュフロー予測の推定に用いた割引率及び成長率に関する定量的な開示（すなわち、値の開示）を義務付けているが、その他の仮定については記述的な開示で十分である。ただし、合理的に生じ得る仮定の変更により減損が生じる場合には、仮定に割り当てた値を開示する。

連結財務諸表注記（続き）

25. 無形資産及びのれん（続き）

B. のれんを含む資金生成単位（CGU）の減損テスト（続き）

iv. フランスの生命保険及び有配当契約事業

IAS 36.126(a),
130(a)–(b), (d)(ii)

2021年、フランスの生命保険及び有配当契約事業CGUに関連する減損損失337百万ユーロを認識しました。その減損損失は、有配当契約セグメントの戦略的見直しに伴い、2021年9月にIndigo Insurance France SA（フランスを所在地とする有配当契約セグメントでのみ事業を行う子会社）を閉鎖し、新しい事業を設立することを決定したことと関連しています。その結果、この2018年に当該事業を取得した際に当初認識しているCGUののれん及び顧客との関係に減損が生じました。

2021年に認識した減損損失は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年
顧客関係	100
のれん	237
	337

IAS 36.130(e), (g)

顧客関係の回収可能価額は、その使用価値を基礎として見積っており、税引前の割引率8.5%を用いて算定しています。^aその帳簿価額は回収可能価額25百万ユーロを上回る金額で算定されており、減損損失100百万ユーロを認識しました。

IAS 36.130(e), 134(f)

顧客関係についてその回収可能価額まで減損した後に、CGUの帳簿価額（のれんを含む）がその回収可能価額3,815百万ユーロを上回っていたため、のれんについて減損損失237百万ユーロを認識しました。CGUについてその減損損失を認識した後の帳簿価額は、その回収可能価額と同額です。したがって、主要な仮定に不利な変化が生じた場合には、さらに減損損失が発生することとなります。

IAS 36.126(a)

その減損損失は、「その他の事業費用」に含めています（注記13を参照）。

v. タイの生命保険及び有配当契約事業

IAS 36.134(f)(i)

タイの生命保険及び有配当契約事業CGUの見積回収可能価額は、その帳簿価額を15百万ユーロ（2020年：13百万ユーロ）上回っています。経営陣は、合理的に生じ得る割引率または成長率の変動によって、その帳簿価額がその回収可能価額を上回る可能性があることを認識しています。以下の表は、これらの2つの仮定について、見積回収可能価額が帳簿価額と同額になるために必要なそれぞれの変化率を示しています。

IAS 36.134(f)(iii)

IAS 36.134(f)(iii)

	2021年	2020年 修正再表示
割引率	0.4%	0.2%
成長率	(1.2%)	(0.8%)

26. その他の資産

注記44(F)及び(K)の会計方針を参照。

IFRS 15.128(a)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
投資運用サービスに関する契約コスト		468	461
従業員給付資産	16	768	736
前払金		325	304
		1,561	1,501

IFRS 15.128(b)

2021年の投資運用サービスに関する契約コストの償却費は163百万ユーロ（2020年：160百万ユーロ）であり、当期中に認識した減損損失はありません（2020年：2百万ユーロ）（注記13を参照）。

IAS 36.55, A20,
Insights 3.10.310.10

^a IAS第36号は表面上、使用価値の算定に税引前のキャッシュフロー及び税引前の割引率を用いることを要求している。ただし、KPMGの経験上、税引後のキャッシュフロー及び加重平均資本コスト等の税引後の割引率を用いる方が一般的である。税引後の割引率を用いるアプローチを、算定される使用価値が税引前の数値を用いる原則と整合するように適切に補正することは容易ではない。

連結財務諸表注記（続き）

27. 債務

注記44(G)の会計方針を参照。

	2021年	2020年 修正再表示
百万ユーロ		
レポ取引及び債券貸借取引債務	8,274	8,214
デリバティブ資産の取引相手から受け入れた現金担保	603	754
未払費用	1,099	1,906
その他	425	431
	10,401	11,305

IFRS 7.42D(e)

IAS 1.61

未払勘定合計額のうち、594百万ユーロ（2020年：814百万ユーロ）は、報告日後12ヶ月より後に決済される見通しです。

28. 投資契約負債及び連結ファンドに対する第三者持分

注記44(F)及び(G)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	投資契約負債		連結ファンドに対する 第三者持分	
		2021年	2020年	2021年	2020年
1月1日現在の残高		21,779	21,220	441	457
純損益に認識した金額					
基礎となる項目に係る投資リターン	10	1,311	641	62	59
控除される経常的投資運用手数料	11	(353)	(333)	(5)	(5)
		958	308	57	54
その他の包括利益に認識した金額					
為替レートの変動の影響		(206)	308	(10)	15
キャッシュフロー					
抛出の受取額		3,304	2,491	43	32
給付の支払額		(1,858)	(2,548)	(40)	(117)
		1,446	(57)	3	(85)
12月31日現在の残高		23,977	21,779	491	441

IAS 1.61

上記の合計額のうち、投資契約負債21,812百万ユーロ（2020年：19,813百万ユーロ）及び連結ファンドに対する第三者持分425百万ユーロ（2020年：381百万ユーロ）は、報告日後12ヶ月より後に決済される見通しです。

IFRS 7.10(a)

これらの負債には契約上の満期がなく、その保有者はいつでもファンドから払戻しを受けることができます。これらの負債の公正価値は要求払金額であり、これらの負債の信用リスクの変化によりその公正価値に影響が及ぶことはありません。

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約

注記44(E)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年		2020年（修正再表示）	
		資産	負債	資産	負債
保険契約					
	(A)(i)	(717)	54,468	(668)	50,857
	(A)(ii)	-	74,911	-	70,604
	(A)(iii)	-	198,597	-	187,323
	(A)(iv)	-	51,975	-	52,045
		(717)	379,951	(668)	360,829
IAS 1.61	報告日後12ヶ月より後に回収又は 決済される予定の金額	(670)	345,334	(614)	327,865
再保険契約					
	(A)(i)	(1,197)	884	(1,131)	834
	(A)(iii)	(2,343)	-	(2,271)	-
	(A)(iv)	(9,235)	-	(8,973)	-
		(12,775)	884	(12,375)	834
IAS 1.61	報告日後12ヶ月より後に回収又は 決済される予定の金額	(11,929)	787	(11,552)	747
A. 帳簿価額の変動^a					
IFRS 17.98-105, 114	以下の調整表は、純損益及びその他の包括利益計算書に認識したキャッシュフロー及び金額により、当期に各セグメントの保険契約及び再保険契約の帳簿価額の純額がどのように変動したのかを示すものです。				
	各セグメント別に、当社グループは残存カバーに係る負債の変動及び発生保険金に係る負債の変動を別個に分析し、これらの変動を純損益及びその他の包括利益計算書上の表示科目に調整する表を表示しています。				
	2番目の調整表は、PAAを適用して測定しない契約に関する調整表を表しており、将来キャッシュフローの現在価値の見積り、非金融リスクに係るリスク調整及びCSMの変動を別個に分析しています。				
IFRS 17.131(a)	保険契約及び再保険契約資産から生じる将来キャッシュフローの現在価値の見積りは、これらの資産から生じる信用リスクに対する当社グループの最大エクスポージャーを表しています。				

IFRS 17.114 a. 企業がIFRS第17号への移行時に修正適及アプローチまたは公正価値アプローチを適用している場合には、企業は、各アプローチを適用する契約とその他の契約別に、IFRS第17号第101(c)項に基づくCSMの調整表及び第103(a)項に基づく保険収益を開示する。

この企業グループは、IFRS第17号への移行時に、生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当保険セグメントにおける一部の契約グループに修正適及アプローチを適用した。この企業グループは、他の契約グループには公正価値アプローチを適用していない。

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

i. 生命保険

保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

IFRS 17.100

百万ユーロ

注記

IFRS 17.99(b)

期首の資産

IFRS 17.99(b)

期首の負債

IFRS 17.99(b)

期首残高の純額

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.103(a)

保険収益

IFRS 17.114(a)

修正遡及アプローチを適用する契約

44(E)(ix)

IFRS 17.114(c)

その他の契約

9

IFRS 17.103(b)

保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(i)

発生保険金及びその他の保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(ii)

保険獲得キャッシュフローの償却

IFRS 17.103(b)(iv)

不利な契約に係る損失及び損失の戻入れ

IFRS 17.103(b)(iii)

発生保険金に係る負債の調整

IFRS 17.103(c)

投資要素

IFRS 17.105(c)

保険サービス損益

保険金融費用（純額）

10

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー

IFRS 17.105(a)(i)

保険料の受取額

IFRS 17.105(a)(iii)

保険金及びその他の保険サービス費用の支払額（投資要素を含む）

IFRS 17.105(a)(ii)

保険獲得キャッシュフロー

キャッシュフロー合計

IFRS 17.99(b)

期末残高の純額

IFRS 17.99(b)

期末の資産

IFRS 17.99(b)

期末の負債

期末残高の純額

2021年				2020年			
残存カバーに係る負債				残存カバーに係る負債			
ロス・コンポー ネット以外	ロス・コンポー ネット	発生保険金に 係る負債	合計	ロス・コンポー ネット以外	ロス・コンポー ネット	発生保険金に 係る負債	合計
(711)	31	12	(668)	(672)	36	14	(622)
48,143	1,998	716	50,857	43,443	1,933	724	46,100
47,432	2,029	728	50,189	42,771	1,969	738	45,478
(5,256)	-	-	(5,256)	(5,608)	-	-	(5,608)
(3,399)	-	-	(3,399)	(2,658)	-	-	(2,658)
(8,655)	-	-	(8,655)	(8,266)	-	-	(8,266)
-	(168)	7,247	7,079	-	(158)	6,900	6,742
688	-	-	688	609	-	-	609
-	(48)	-	(48)	-	58	-	58
-	-	9	9	-	-	(11)	(11)
688	(216)	7,256	7,728	609	(100)	6,889	7,398
(903)	-	903	-	(881)	-	881	-
(8,870)	(216)	8,159	(927)	(8,538)	(100)	7,770	(868)
2,909	133	49	3,091	2,803	124	46	2,973
(417)	(17)	(7)	(441)	859	36	10	905
(6,378)	(100)	8,201	1,723	(4,876)	60	7,826	3,010
10,665	-	-	10,665	10,157	-	-	10,157
-	-	(8,163)	(8,163)	-	-	(7,836)	(7,836)
(663)	-	-	(663)	(620)	-	-	(620)
10,002	-	(8,163)	1,839	9,537	-	(7,836)	1,701
51,056	1,929	766	53,751	47,432	2,029	728	50,189
(765)	34	14	(717)	(711)	31	12	(668)
51,821	1,895	752	54,468	48,143	1,998	716	50,857
51,056	1,929	766	53,751	47,432	2,029	728	50,189

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

i. 生命保険（続き）

保険契約（続き）

測定要素別の分析 – PAAを適用して測定しない契約

IFRS 17.101

IFRS 17.114(a), (c)

百万ユーロ

注記

IFRS 17.99(b)

期首の資産

IFRS 17.99(b)

期首の負債

IFRS 17.99(b)

期首残高の純額

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.104(b)

現在のサービスに関する変動

IFRS 17.104(b)(i)

提供したサービスについて認識したCSM

9

IFRS 17.104(b)(ii)

消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動

9

IFRS 17.104(b)(iii)

実績調整

IFRS 17.104(a)

将来のサービスに関する変動

IFRS 17.104(a)(iii)

当期に当初認識した契約

(B)(i)

IFRS 17.104(a)(i)

CSMを修正する見積りの変更

IFRS 17.104(a)(ii)

不利な契約に係る損失及び損失の戻入れを伴う見積りの変更

IFRS 17.104(c)

過去のサービスに関する変動

発生保険金に係る負債の調整

保険サービス損益

IFRS 17.105(c)

保険金融費用（純額）

10

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー*

IFRS 17.99(b)

期末残高の純額

IFRS 17.99(b)

期末の資産

IFRS 17.99(b)

期末の負債

期末残高の純額

* キャッシュフローの分析は、128及び129頁に記載している。

2021年					2020年				
将来キャ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リス クに係るリス ク調整	CSM ((C)を参照)		合計	将来キャ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リス クに係るリス ク調整	CSM ((C)を参照)		合計
		修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約				修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約	
(794)	21	69	36	(668)	(834)	20	125	67	(622)
43,357	1,190	3,979	2,331	50,857	38,692	1,160	4,125	2,123	46,100
42,563	1,211	4,048	2,367	50,189	37,858	1,180	4,250	2,190	45,478
-	-	(402)	(260)	(662)	-	-	(441)	(209)	(650)
-	(250)	-	-	(250)	-	(245)	-	-	(245)
24	-	-	-	24	(20)	-	-	-	(20)
(504)	235	-	300	31	(504)	231	-	292	19
(275)	(10)	56	229	-	211	17	(131)	(97)	-
(65)	(14)	-	-	(79)	32	7	-	-	39
12	(3)	-	-	9	(9)	(2)	-	-	(11)
(808)	(42)	(346)	269	(927)	(290)	8	(572)	(14)	(868)
2,686	-	255	150	3,091	2,541	-	285	147	2,973
(374)	(11)	(36)	(20)	(441)	753	23	85	44	905
1,504	(53)	(127)	399	1,723	3,004	31	(202)	177	3,010
1,839	-	-	-	1,839	1,701	-	-	-	1,701
45,906	1,158	3,921	2,766	53,751	42,563	1,211	4,048	2,367	50,189
(853)	20	71	45	(717)	(794)	21	69	36	(668)
46,759	1,138	3,850	2,721	54,468	43,357	1,190	3,979	2,331	50,857
45,906	1,158	3,921	2,766	53,751	42,563	1,211	4,048	2,367	50,189

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

i. 生命保険（続き）

再保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

百万ユーロ

IFRS 17.100

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.98

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.103(c)

IFRS 17.105(c)

IFRS 17.105(b)

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.98, 105(a)

IFRS 17.105(a)(i)

IFRS 17.105(a)(iii)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.99(b)

期首の資産

期首の負債

期首残高の純額

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

再保険損益

投資要素

再保険契約から生じる金融収益の純額

再保険者の不履行のリスクの変化の影響

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

キャッシュフロー

保険料の支払額

受取額

キャッシュフロー合計

期末残高の純額

期末の資産

期末の負債

期末残高の純額

注記	2021年			2020年		
	残存カバー要素	発生保険金要素	合計	残存カバー要素	発生保険金要素	合計
	1,116	15	1,131	1,052	17	1,069
	(840)	6	(834)	(832)	9	(823)
	276	21	297	220	26	246
	(309)	296	(13)	(268)	254	(14)
	(25)	25	-	(18)	18	-
10	13	1	14	11	1	12
10	5	1	6	(1)	(1)	(2)
	(9)	(3)	(12)	10	7	17
	(325)	320	(5)	(266)	279	13
	302	-	302	322	-	322
	-	(281)	(281)	-	(284)	(284)
	302	(281)	21	322	(284)	38
	253	60	313	276	21	297
	1,150	47	1,197	1,116	15	1,131
	(897)	13	(884)	(840)	6	(834)
	253	60	313	276	21	297

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

i. 生命保険（続き）

再保険契約（続き）

測定要素別の分析 – PAAを適用して測定しない契約

IFRS 17.101

IFRS 17.114(a), (c)

百万ユーロ

注記

IFRS 17.99(b)

期首の資産

IFRS 17.99(b)

期首の負債

IFRS 17.99(b)

期首残高の純額

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.104(b)

現在のサービスに関する変動

IFRS 17.104(b)(i)

受け取ったサービスについて認識したCSM

IFRS 17.104(b)(ii)

消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動

IFRS 17.104(b)(iii)

実績調整

IFRS 17.104(a)

将来のサービスに関する変動

IFRS 17.104(a)(iii)

当期に当初認識した契約

(B)(i)

IFRS 17.104(a)(i)

CSMを修正する見積りの変更

IFRS 17.104(a)(ii)

基礎となる不利な契約に係る損失及び損失の戻入れに関する見積りの変更

IFRS 17.104(c)

過去のサービスに関する変動

発生保険金要素の変動

再保険損益

IFRS 17.105(c)

再保険契約から生じる金融収益の純額

10

IFRS 17.105(b)

再保険者の不履行リスクの変化の影響

10

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー*

IFRS 17.99(b)

期末残高の純額

IFRS 17.99(b)

期末の資産

IFRS 17.99(b)

期末の負債

期末残高の純額

* キャッシュフローの分析は、132及び133頁に記載している。

2021年					2020年				
将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リスク に係るリスク 調整	CSM ((C)を参照)		合計	将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リスク に係るリスク 調整	CSM ((C)を参照)		合計
		修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約				修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約	
1,047	20	35	29	1,131	991	18	40	20	1,069
(873)	10	16	13	(834)	(857)	8	17	9	(823)
174	30	51	42	297	134	26	57	29	246
-	-	(5)	(4)	(9)	-	-	(5)	(2)	(7)
-	(3)	-	-	(3)	-	(2)	-	-	(2)
7	-	-	-	7	(5)	-	-	-	(5)
(18)	3	-	15	-	(17)	3	-	14	-
(6)	(2)	5	3	-	5	2	(5)	(2)	-
(7)	(2)	-	-	(9)	3	2	-	-	5
3	(2)	-	-	1	(3)	(2)	-	-	(5)
(21)	(6)	-	14	(13)	(17)	3	(10)	10	(14)
9	-	3	2	14	7	-	3	2	12
6	-	-	-	6	(2)	-	-	-	(2)
(9)	(1)	(1)	(1)	(12)	14	1	1	1	17
(15)	(7)	2	15	(5)	2	4	(6)	13	13
21	-	-	-	21	38	-	-	-	38
180	23	53	57	313	174	30	51	42	297
1,104	16	37	40	1,197	1,047	20	35	29	1,131
(924)	7	16	17	(884)	(873)	10	16	13	(834)
180	23	53	57	313	174	30	51	42	297

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

ii. 貯蓄性生命保険

保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

IFRS 17.100

百万ユーロ

注記

IFRS 17.99(b)

期首の負債

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.103(a)

保険収益

IFRS 17.114(a)

修正遡及アプローチを適用した契約

44(E)(ix)

IFRS 17.114(c)

その他の契約

9

IFRS 17.103(b)

保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(i)

発生保険金及びその他の保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(ii)

保険獲得キャッシュフローの償却

IFRS 17.103(b)(iv)

不利な契約に係る損失及び損失の戻入れ

IFRS 17.103(b)(iii)

発生保険金に係る負債の調整

IFRS 17.103(c)

投資要素

IFRS 17.105(c)

保険サービス損益

IFRS 17.105(d)

保険金融費用（純額）

10

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー

IFRS 17.105(a)(i)

保険料の受取額

IFRS 17.105(a)(iii)

保険金及びその他の保険サービス費用の支払額（投資要素を含む）

IFRS 17.105(a)(ii)

保険獲得キャッシュフロー

キャッシュフロー合計

IFRS 17.99(b)

期末の負債

2021年				2020年			
残存カバーに係る負債				残存カバーに係る負債			
ロス・コンポー ネント以外	ロス・コンポー ネント	発生保険金に 係る負債	合計	ロス・コンポー ネント以外	ロス・コンポー ネント	発生保険金に 係る負債	合計
67,699	2,571	334	70,604	63,590	2,424	338	66,352
(1,895)	-	-	(1,895)	(1,717)	-	-	(1,717)
(596)	-	-	(596)	(424)	-	-	(424)
(2,491)	-	-	(2,491)	(2,141)	-	-	(2,141)
-	(40)	371	331	-	(75)	323	248
696	-	-	696	633	-	-	633
-	8	-	8	-	44	-	44
-	-	(8)	(8)	-	-	12	12
696	(32)	363	1,027	633	(31)	335	937
(7,374)	-	7,374	-	(6,230)	-	6,230	-
(9,169)	(32)	7,737	(1,464)	(7,738)	(31)	6,565	(1,204)
4,221	166	24	4,411	3,893	159	21	4,073
(267)	(11)	(12)	(290)	377	19	4	400
(5,215)	123	7,749	2,657	(3,468)	147	6,590	3,269
10,073	-	-	10,073	8,181	-	-	8,181
-	-	(7,737)	(7,737)	-	-	(6,594)	(6,594)
(686)	-	-	(686)	(604)	-	-	(604)
9,387	-	(7,737)	1,650	7,577	-	(6,594)	983
71,871	2,694	346	74,911	67,699	2,571	334	70,604

連結財務諸表注記 (続き)

29. 保険契約及び再保険契約 (続き)

A. 帳簿価額の変動 (続き)

ii. 貯蓄性生命保険 (続き)

保険契約 (続き)

測定要素別の分析 – PAAを適用して測定しない契約

IFRS 17.101

IFRS 17.114(a), (c)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.98

IFRS 17.104(b)

IFRS 17.104(b)(i)

IFRS 17.104(b)(ii)

IFRS 17.104(b)(iii)

IFRS 17.104(a)

IFRS 17.104(a)(iii)

IFRS 17.104(a)(i)

IFRS 17.104(a)(ii)

IFRS 17.104(c)

IFRS 17.105(c)

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.98, 105(a)

IFRS 17.99(b)

百万ユーロ	注記
期首の負債	
純損益及びその他の包括利益計算書における変動	
現在のサービスに関する変動	
提供したサービスについて認識したCSM	9
消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動	9
実績調整	
将来のサービスに関する変動	
当期に当初認識した契約	(B)(ii)
CSMを修正する見積りの変更	
不利な契約に係る損失及び損失の戻入れを伴う見積りの変更	
過去のサービスに関する変動	
発生保険金に係る負債の調整	
保険サービス損益	
保険金融費用 (純額)	10
為替レートの変動の影響	
純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計	
キャッシュフロー*	
期末の負債	

* キャッシュフローの分析は、136及び137頁に記載している。

2021年					2020年				
将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リスク に係るリスク 調整	CSM ((C)を参照)		合計	将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リスク に係るリスク 調整	CSM ((C)を参照)		合計
		修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約				修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約	
58,795	132	8,730	2,947	70,604	54,692	122	9,250	2,288	66,352
-	-	(1,093)	(344)	(1,437)	-	-	(1,013)	(250)	(1,263)
-	(12)	-	-	(12)	-	(9)	-	-	(9)
(15)	-	-	-	(15)	12	-	-	-	12
(793)	13	-	797	17	(789)	14	-	790	15
(156)	(6)	12	150	-	161	6	(132)	(35)	-
(8)	(1)	-	-	(9)	28	1	-	-	29
(7)	(1)	-	-	(8)	15	(3)	-	-	12
(979)	(7)	(1,081)	603	(1,464)	(573)	9	(1,145)	505	(1,204)
3,680	-	546	185	4,411	3,363	-	569	141	4,073
(241)	(1)	(36)	(12)	(290)	330	1	56	13	400
2,460	(8)	(571)	776	2,657	3,120	10	(520)	659	3,269
1,650	-	-	-	1,650	983	-	-	-	983
62,905	124	8,159	3,723	74,911	58,795	132	8,730	2,947	70,604

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

iii. 有配当保険

保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

IFRS 17.100

百万ユーロ

注記

IFRS 17.99(b)

期首の負債

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.103(a)

保険収益

IFRS 17.114(a)

修正遡及アプローチを適用した契約

44(E)(ix)

IFRS 17.114(c)

その他の契約

9

IFRS 17.103(b)

保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(i)

発生保険金及びその他の保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(ii)

保険獲得キャッシュフローの償却

IFRS 17.103(b)(iv)

不利な契約に係る損失及び損失の戻入れ

IFRS 17.103(b)(iii)

発生保険金に係る負債の調整

IFRS 17.103(c)

投資要素

IFRS 17.105(c)

保険サービス損益

保険金融費用（純額）

10

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー

IFRS 17.105(a)(i)

保険料の受取額

IFRS 17.105(a)(iii)

保険金及びその他の保険サービス費用の支払額（投資要素を含む）

IFRS 17.105(a)(ii)

保険獲得キャッシュフロー

キャッシュフロー合計

IFRS 17.99(b)

期末の負債

2021年				2020年			
残存カバーに係る負債				残存カバーに係る負債			
ロス・コンポー ネット以外	ロス・コンポー ネット	発生保険金に 係る負債	合計	ロス・コンポー ネット以外	ロス・コンポー ネット	発生保険金に 係る負債	合計
184,108	1,849	1,366	187,323	171,820	1,626	1,138	174,584
(5,576)	-	-	(5,576)	(5,190)	-	-	(5,190)
(1,651)	-	-	(1,651)	(1,288)	-	-	(1,288)
(7,227)	-	-	(7,227)	(6,478)	-	-	(6,478)
-	(58)	676	618	-	(44)	659	615
1,809	-	-	1,809	1,718	-	-	1,718
-	52	-	52	-	55	-	55
-	-	2	2	-	-	(3)	(3)
1,809	(6)	678	2,481	1,718	11	656	2,385
(12,448)	-	12,448	-	(12,210)	-	12,210	-
(17,866)	(6)	13,126	(4,746)	(16,970)	11	12,866	(4,093)
14,744	159	-	14,903	11,852	190	-	12,042
(1,762)	(16)	(11)	(1,789)	2,566	22	15	2,603
(4,884)	137	13,115	8,368	(2,552)	223	12,881	10,552
17,683	-	-	17,683	16,550	-	-	16,550
-	-	(12,940)	(12,940)	-	-	(12,653)	(12,653)
(1,837)	-	-	(1,837)	(1,710)	-	-	(1,710)
15,846	-	(12,940)	2,906	14,840	-	(12,653)	2,187
195,070	1,986	1,541	198,597	184,108	1,849	1,366	187,323

連結財務諸表注記 (続き)

29. 保険契約及び再保険契約 (続き)

A. 帳簿価額の変動 (続き)

iii. 有配当保険 (続き)

保険契約 (続き)

測定要素別の分析 – PAAを適用して測定しない契約

IFRS 17.101

IFRS 17.114(a), (c)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.98

IFRS 17.104(b)

IFRS 17.104(b)(i)

IFRS 17.104(b)(ii)

IFRS 17.104(b)(iii)

IFRS 17.104(a)

IFRS 17.104(a)(iii)

IFRS 17.104(a)(i)

IFRS 17.104(a)(ii)

IFRS 17.104(c)

IFRS 17.105(c)

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.98, 105(a)

IFRS 17.99(b)

百万ユーロ	注記
期首の負債	
純損益及びその他の包括利益計算書における変動	
現在のサービスに関する変動	
提供したサービスについて認識したCSM	9
消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動	9
実績調整	
将来のサービスに関する変動	
当期に当初認識した契約	(B)(iii)
CSMを修正する見積りの変更	
不利な契約に係る損失及び損失の戻入れを伴う見積りの変更	
過去のサービスに関する変動	
発生保険金に係る負債の調整	
保険サービス損益	
保険金融費用 (純額)	10
為替レートの変動の影響	
純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計	
キャッシュフロー*	
期末の負債	

* キャッシュフローの分析は、140及び141頁に記載している。

2021年					2020年				
将来キャ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リス クに係るリス ク調整	CSM ((C)を参照)		合計	将来キャ シュフローの 現在価値の 見積り	非金融リス クに係るリス ク調整	CSM ((C)を参照)		合計
		修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約				修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約	
160,735	313	16,957	9,318	187,323	149,148	309	19,563	5,564	174,584
-	-	(3,667)	(1,086)	(4,753)	-	-	(3,333)	(827)	(4,160)
-	(20)	-	-	(20)	-	(18)	-	-	(18)
(27)	-	-	-	(27)	33	-	-	-	33
(2,976)	36	-	2,974	34	(2,634)	34	-	2,616	16
(2,890)	(23)	1,376	1,537	-	(2,299)	(19)	435	1,883	-
16	2	-	-	18	36	3	-	-	39
3	(1)	-	-	2	(2)	(1)	-	-	(3)
(5,874)	(6)	(2,291)	3,425	(4,746)	(4,866)	(1)	(2,898)	3,672	(4,093)
14,903	-	-	-	14,903	12,042	-	-	-	12,042
(1,535)	(3)	(162)	(89)	(1,789)	2,224	5	292	82	2,603
7,494	(9)	(2,453)	3,336	8,368	9,400	4	(2,606)	3,754	10,552
2,906	-	-	-	2,906	2,187	-	-	-	2,187
171,135	304	14,504	12,654	198,597	160,735	313	16,957	9,318	187,323

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

iii. 有配当保険（続き）

再保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

百万ユーロ

期首の資産

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

再保険損益

投資要素

再保険契約から生じる金融収益の純額

再保険者の不履行リスクの変化の影響

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

キャッシュフロー

保険料の支払額

受取額

キャッシュフロー合計

期末の資産

測定要素別の分析 – PAAを適用して測定しない契約

百万ユーロ

注記

期首の資産

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

現在のサービスに関する変動

受け取ったサービスについて認識したCSM

消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動

実績調整

将来のサービスに関する変動

当期に当初認識した契約

CSMを修正する見積りの変更

基礎となる不利な契約に係る損失及び損失の戻入れに関する見積りの変更

過去のサービスに関する変動

発生保険金要素の変動

再保険損益

再保険契約から生じる金融収益の純額

再保険者の不履行リスクの変化の影響

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

キャッシュフロー（上記を参照）

期末の資産

IFRS 17.100

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.98

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.103(c)

IFRS 17.105(c)

IFRS 17.105(b)

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.98, 105(a)

IFRS 17.105(a)(i)

IFRS 17.105(a)(iii)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.101

IFRS 17.114(a), (c)

IFRS 17.99(b)

IFRS 17.98

IFRS 17.104(b)

IFRS 17.104(b)(i)

IFRS 17.104(b)(ii)

IFRS 17.104(b)(iii)

IFRS 17.104(a)

IFRS 17.104(a)(iii)

IFRS 17.104(a)(i)

IFRS 17.104(a)(ii)

IFRS 17.104(c)

IFRS 17.105(c)

IFRS 17.105(b)

IFRS 17.105(d)

IFRS 17.98, 105(a)

IFRS 17.99(b)

(B)(iii)

10

10

注記	2021年			2020年		
	残存カバー要素	発生保険金要素	合計	残存カバー要素	発生保険金要素	合計
	2,256	15	2,271	2,143	18	2,161
	(68)	18	(50)	(40)	11	(29)
	(149)	149	-	(136)	136	-
10	117	1	118	106	1	107
10	14	3	17	(13)	(1)	(14)
	(18)	(6)	(24)	27	1	28
	(104)	165	61	(56)	148	92
	176	-	176	169	-	169
	-	(165)	(165)	-	(151)	(151)
	176	(165)	11	169	(151)	18
	2,328	15	2,343	2,256	15	2,271

将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り	2021年				合計	将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り	2020年				合計
	非金融リスク に係るリスク 調整	CSM ((C)を参照)		その他の 契約			非金融リスク に係るリスク 調整	CSM ((C)を参照)		その他の 契約	
		修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約	合計			修正遡及 アプローチを 適用した契約	その他の 契約	合計		
2,030	11	148	82	2,271	1,941	10	151	59	2,161		
-	-	(33)	(11)	(44)	-	-	(28)	(8)	(36)		
-	(1)	-	-	(1)	-	(1)	-	-	(1)		
(7)	-	-	-	(7)	5	-	-	-	5		
(15)	1	-	14	-	(13)	1	-	12	-		
(42)	(1)	19	24	-	(30)	(1)	16	15	-		
1	1	-	-	2	3	2	-	-	5		
1	(1)	-	-	-	(1)	(1)	-	-	(2)		
(62)	(1)	(14)	27	(50)	(36)	-	(12)	19	(29)		
106	-	8	4	118	96	-	8	3	107		
17	-	-	-	17	(14)	-	-	-	(14)		
(21)	(1)	(1)	(1)	(24)	25	1	1	1	28		
40	(2)	(7)	30	61	71	1	(3)	23	92		
11	-	-	-	11	18	-	-	-	18		
2,081	9	141	112	2,343	2,030	11	148	82	2,271		

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

A. 帳簿価額の変動（続き）

iv. 損害保険

保険契約

残存カバー及び発生保険金別の分析

IFRS 17.100

百万ユーロ

注記

IFRS 17.99(b)

期首の負債

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.103(a)

保険収益

9

IFRS 17.103(b)

保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(i)

発生保険金及びその他の保険サービス費用

IFRS 17.103(b)(ii)

保険獲得キャッシュフローの償却

IFRS 17.103(b)(iv)

不利な契約に係る損失及び損失の戻入れ

IFRS 17.103(b)(iii)

発生保険金に係る負債の調整

保険サービス損益

IFRS 17.105(c)

保険契約金融費用（純額）

10

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー

IFRS 17.105(a)(i)

保険料の受取額

IFRS 17.105(a)(iii)

保険金及びその他の保険サービス費用の支払額

IFRS 17.105(a)(ii)

保険獲得キャッシュフロー

キャッシュフロー合計

IFRS 17.105(d)

子会社の処分時に移転した契約

35(B)(i)

IFRS 17.99(b)

期末の負債

2021年					2020年				
発生保険金に係る負債 (D)を参照)					発生保険金に係る負債 (D)を参照)				
PAAを適用した契約					PAAを適用した契約				
残存カバー に係る負債	PAAを適用 しない契約	将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り		合計	残存カバー に係る負債	PAAを適用 しない契約	将来キャッ シュフローの 現在価値の 見積り		合計
		非金融リスク に係るリスク 調整					非金融リスク に係るリスク 調整		
17,833	26	32,252	1,934	52,045	16,367	35	31,070	1,801	49,273
(35,896)	-	-	-	(35,896)	(34,005)	-	-	-	(34,005)
-	290	28,864	1,307	30,461	-	225	28,986	1,783	30,994
3,571	-	-	-	3,571	3,325	-	-	-	3,325
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	(1,019)	(1,145)	(2,164)	-	-	(907)	(1,673)	(2,580)
3,571	290	27,845	162	31,868	3,325	225	28,079	110	31,739
(32,325)	290	27,845	162	(4,028)	(30,680)	225	28,079	110	(2,266)
18	1	1,638	-	1,657	19	1	1,549	-	1,569
(157)	(1)	(250)	(15)	(423)	228	1	411	23	663
(32,464)	290	29,233	147	(2,794)	(30,433)	227	30,039	133	(34)
36,119	-	-	-	36,119	35,224	-	-	-	35,224
-	(300)	(28,518)	-	(28,818)	-	(236)	(28,857)	-	(29,093)
(3,571)	-	-	-	(3,571)	(3,325)	-	-	-	(3,325)
32,548	(300)	(28,518)	-	3,730	31,899	(236)	(28,857)	-	2,806
(362)	-	(603)	(41)	(1,006)	-	-	-	-	-
17,555	16	32,364	2,040	51,975	17,833	26	32,252	1,934	52,045

連結財務諸表注記 (続き)

29. 保険契約及び再保険契約 (続き)

A. 帳簿価額の調整表 (続き)

iv. 損害保険 (続き)

保険契約 (続き)

測定要素別の分析 – PAAを適用して測定しない契約

IFRS 17.101

百万ユーロ 注記

IFRS 17.99(b)

期首の負債

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.104(b)

現在のサービスに関する変動

IFRS 17.104(b)(i)

提供したサービスについて認識したCSM 9

IFRS 17.104(b)(ii)

消滅したリスクに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動 9

IFRS 17.104(b)(iii)

実績調整

IFRS 17.104(a)

将来のサービスに関する変動

IFRS 17.104(a)(iii)

当期に当初認識した契約 (B)(iv)

IFRS 17.104(a)(i)

CSMを修正する見積りの変更

IFRS 17.105(c)

保険サービス損益

保険金融費用 (純額)

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー

IFRS 17.105(a)(i)

保険料の受取額

IFRS 17.105(a)(iii)

保険金及びその他の保険サービス費用の支払額

キャッシュフロー合計

IFRS 17.99(b)

期末の負債

再保険契約

IFRS 17.100

残存カバー及び発生保険金別の分析

百万ユーロ 注記

IFRS 17.99(b)

期首の資産

IFRS 17.98

純損益及びその他の包括利益計算書における変動

IFRS 17.105(d)

再保険損益

IFRS 17.105(c)

再保険契約から生じる金融収益の純額 10

IFRS 17.105(b)

再保険者の不履行リスクの変化の影響 10

IFRS 17.105(d)

為替レートの変動の影響

純損益及びその他の包括利益計算書における変動合計

IFRS 17.98, 105(a)

キャッシュフロー

IFRS 17.105(a)(i)

保険料の支払額

IFRS 17.105(a)(iii)

受取額

キャッシュフロー合計

IFRS 17.105(d)

子会社の処分時に移転した契約 35(B)(i)

IFRS 17.99(b)

期末の資産

2021年				2020年			
将来キャッシュ フローの現在 価値の見積り	非金融リスクに 係るリスク調整	CSM (IC)を参照)	合計	将来キャッシュ フローの現在 価値の見積り	非金融リスクに 係るリスク調整	CSM (IC)を参照)	合計
288	22	33	343	490	30	70	590
-	-	(28)	(28)	-	-	(32)	(32)
-	(14)	-	(14)	-	(11)	-	(11)
3	-	-	3	4	-	-	4
(23)	7	16	-	-	-	-	-
8	2	(10)	-	8	2	(10)	-
(12)	(5)	(22)	(39)	12	(9)	(42)	(39)
15	-	4	19	16	-	4	20
(2)	(1)	(1)	(4)	6	1	1	8
1	(6)	(19)	(24)	34	(8)	(37)	(11)
134	-	-	134	-	-	-	-
(300)	-	-	(300)	(236)	-	-	(236)
(166)	-	-	(166)	(236)	-	-	(236)
123	16	14	153	288	22	33	343

2021年				2020年			
残存カバー要素	発生保険金要素 (D)を参照)			残存カバー要素	発生保険金要素 (D)を参照)		
	将来キャッシュ フローの現在 価値の見積り	非金融リスクに 係るリスク調整	合計		将来キャッシュ フローの現在 価値の見積り	非金融リスクに 係るリスク調整	合計
3,609	5,056	308	8,973	3,126	4,979	289	8,394
(5,730)	4,531	32	(1,167)	(5,493)	4,397	14	(1,082)
-	270	-	270	-	255	-	255
-	(22)	-	(22)	-	(17)	-	(17)
(26)	(47)	(2)	(75)	40	64	5	109
(5,756)	4,732	30	(994)	(5,453)	4,699	19	(735)
5,912	-	-	5,912	5,936	-	-	5,936
-	(4,519)	-	(4,519)	-	(4,622)	-	(4,622)
5,912	(4,519)	-	1,393	5,936	(4,622)	-	1,314
(51)	(81)	(5)	(137)	-	-	-	-
3,714	5,188	333	9,235	3,609	5,056	308	8,973

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

B. 当期に当初認識した契約の影響

以下の表は、当期に当初認識したPAAを適用して測定しない保険契約及び再保険契約の当初認識から生じる測定要素に対する影響を要約したものです。

i. 生命保険

保険契約

	百万ユーロ	発行した 有利な契約	発行した 不利な契約	合計
	2021年			
IFRS 17.107(a)	保険獲得キャッシュフロー	637	26	663
	未払保険金及びその他の保険サービス費用	8,959	410	9,369
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	9,596	436	10,032
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(10,109)	(427)	(10,536)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	213	22	235
IFRS 17.107(d)	CSM	300	-	300
	当初認識時に認識した損失	-	31	31
	2020年			
IFRS 17.107(a)	保険獲得キャッシュフロー	598	22	620
	未払い保険金及びその他の保険サービス費用	8,618	400	9,018
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	9,216	422	9,638
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(9,715)	(427)	(10,142)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	207	24	231
IFRS 17.107(d)	CSM	292	-	292
	当初認識時に認識した損失	-	19	19
	再保険契約			
	百万ユーロ		2021年	2020年
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り		299	269
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り		(317)	(286)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整		3	3
IFRS 17.107(d)	CSM		15	14
			-	-

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

B. 当期に当初認識した契約の影響（続き）

ii. 貯蓄性生命保険

保険契約

IFRS 17.108(b)	百万ユーロ	発行した 有利な契約	発行した 不利な契約	合計
2021年				
IFRS 17.107(a)	保険獲得キャッシュフロー	669	17	686
	未払保険金及びその他の保険サービス費用	8,303	270	8,573
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	8,972	287	9,259
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(9,780)	(272)	(10,052)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	11	2	13
IFRS 17.107(d)	CSM	797	-	797
	当初認識時に認識した損失	-	17	17
2020年				
IFRS 17.107(a)	保険獲得キャッシュフロー	586	18	604
	未払保険金及びその他の保険サービス費用	6,536	214	6,750
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	7,122	232	7,354
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(7,924)	(219)	(8,143)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	12	2	14
IFRS 17.107(d)	CSM	790	-	790
	当初認識時に認識した損失	-	15	15

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

B. 当期に当初認識した契約の影響（続き）

iii. 有配当保険

保険契約

IFRS 17.108(b)	百万ユーロ	発行した 有利な契約	発行した 不利な契約	合計
	2021年			
IFRS 17.107(a)	保険獲得キャッシュフロー	1,781	56	1,837
	未払保険金及びその他の保険サービス費用	12,372	498	12,870
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	14,153	554	14,707
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(17,156)	(527)	(17,683)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	29	7	36
IFRS 17.107(d)	CSM	2,974	-	2,974
	当初認識時に認識した損失	-	34	34
	2020年			
IFRS 17.107(a)	保険獲得キャッシュフロー	1,673	37	1,710
	支払うべき保険金及びその他の保険サービス費用	11,864	342	12,206
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	13,537	379	13,916
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	(16,180)	(370)	(16,550)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	27	7	34
IFRS 17.107(d)	CSM	2,616	-	2,616
	当初認識時に認識した損失	-	16	16

再保険契約

	百万ユーロ	2021年	2020年
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	161	156
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り	(176)	(169)
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整	1	1
IFRS 17.107(d)	CSM	14	12
		-	-

iv. 損害保険

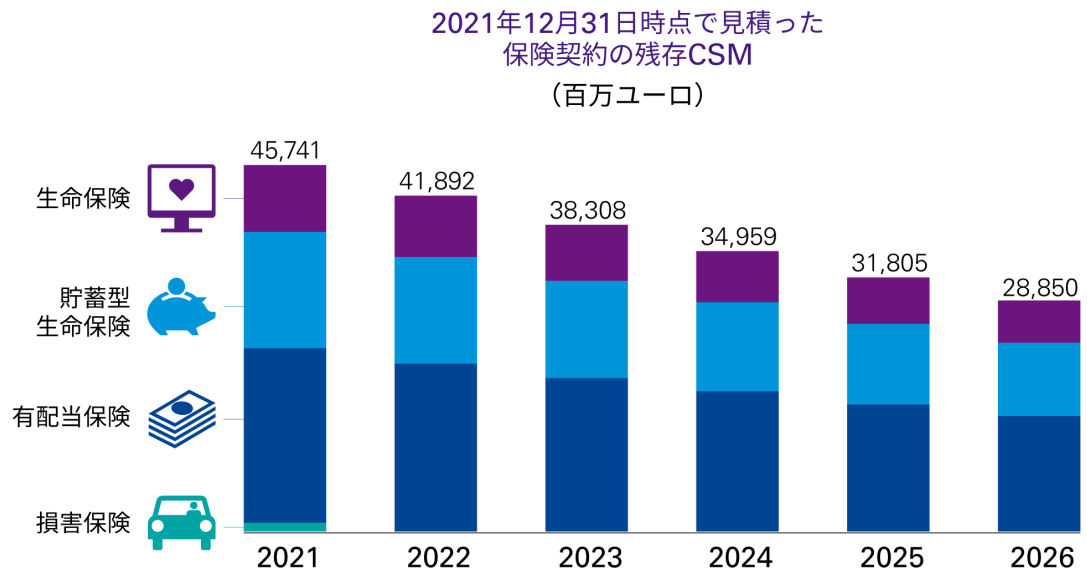
保険契約

IFRS 17.108(a)	百万ユーロ	注記	2021年 取得した 有利な契約	2020年 取得した 有利な契約
IFRS 17.107(a)	キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積り - 未払保険金及びその他の保険サービス費用		111	-
IFRS 17.107(b)	キャッシュ・インフローの現在価値の見積り	35(A)(iii)	(134)	-
IFRS 17.107(c)	非金融リスクに係るリスク調整		7	-
IFRS 17.107(d)	CSM		16	-
			-	-

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

C. 契約上のサービス・マージン



IFRS 17.109

以下の表は、PAAを適用して測定しない保険契約について当社グループが残存CSMを保険収益として認識することを見込む時期を示したものです。^a

百万ユーロ	1年未満	1-2年	2-3年	3-4年	4-5年	5-10年	10年超	合計
2021年12月31日								
保険契約								
生命保険	538	479	426	376	329	1,076	3,463	6,687
貯蓄性生命保険	987	939	891	862	823	3,785	3,595	11,882
有配当保険	2,311	2,165	2,032	1,916	1,803	9,314	7,617	27,158
損害保険	13	1	-	-	-	-	-	14
	3,849	3,584	3,349	3,154	2,955	14,175	14,675	45,741
再保険契約								
生命保険	(8)	(7)	(7)	(7)	(6)	(17)	(58)	(110)
有配当保険	(24)	(22)	(21)	(19)	(18)	(81)	(68)	(253)
	(32)	(29)	(28)	(26)	(24)	(98)	(126)	(363)
2020年12月31日								
保険契約								
生命保険	502	441	378	339	295	1,035	3,425	6,415
貯蓄性生命保険	958	910	863	834	793	3,755	3,564	11,677
有配当保険	2,238	2,082	1,958	1,833	1,725	8,931	7,508	26,275
損害保険	20	12	1	-	-	-	-	33
	3,718	3,445	3,200	3,006	2,813	13,721	14,497	44,400
再保険契約								
生命保険	(7)	(7)	(6)	(6)	(6)	(14)	(47)	(93)
有配当保険	(28)	(23)	(20)	(17)	(16)	(84)	(42)	(230)
	(35)	(30)	(26)	(23)	(22)	(98)	(89)	(323)

IFRS 17.109

a. IFRS第17号は分析に用いるべき期間区分の数を規定していないため、当社グループは、判断を適用してCSMが解放されると見込まれる適切な期間区分を決定している。これに代えて、企業は定性的な情報を提供してもよい。

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

D. 損害保険のクレーム・ディベロップメント

以下の表は、当社グループの損害保険セグメントの保険金累計額の見積りが期間の経過とともにどのように推移したかを再保険控除前の総額及び再保険控除後の純額で示したものです。各表では、各事故発生年度における当社グループの保険金合計の見積りが期間の経過とともにどのように推移したかを示し、その保険金累計額と財政状態計算書に含まれる金額との間の調整を行っています。残高は、報告日現在の実勢為替レートで換算しています。a, b

2021年12月31日

百万ユーロ

	2012年	2013年
再保険控除前の総額		
割引前の保険金累計額の総額の見積り		
事故発生年度の末日現在	35,885	36,614
1年後	35,505	36,083
2年後	35,071	35,789
3年後	34,614	35,012
4年後	34,097	34,656
5年後	34,074	34,534
6年後	33,656	36,572
7年後	33,298	34,063
8年後	32,875	33,855
9年後	32,682	
保険金累計額の総額の支払額	(32,457)	(33,348)
負債の総額 – 2012年から2021年までの事故発生年度	225	507
負債の総額 – 2012年よりも前の事故発生年度		
割引の影響		
財政状態計算書に含まれる発生保険金に係る負債の総額 ((A)(iv)を参照)		
再保険控除後の純額		
割引前の保険金累計額の純額の見積り		
事故発生年度の末日現在	30,126	30,736
1年後	29,809	30,293
2年後	29,444	30,047
3年後	29,059	29,394
4年後	28,626	29,093
5年後	28,606	28,993
6年後	28,254	30,702
7年後	27,953	28,595
8年後	27,599	28,395
9年後	27,410	
保険金累計額の純額の支払額	(27,251)	(27,995)
負債の純額 – 2012年から2021年までの事故発生年度	159	400
負債の純額 – 2012年よりも前の事故発生年度		
割引の影響		
財政状態計算書に含まれる発生保険金に係る負債の純額 ((A)(iv)を参照)		

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計
37,096	39,080	39,864	40,691	38,623	39,131	38,708	41,001	
36,781	38,134	38,944	38,015	38,244	37,694	37,582		
36,123	37,705	38,480	37,514	37,446	37,063			
35,912	37,285	37,850	36,983	36,952				
35,593	36,765	37,296	36,781					
34,191	36,301	36,807						
34,614	36,057							
34,440								
(33,247)	(34,086)	(34,816)	(35,148)	(33,784)	(33,401)	(30,356)	(25,707)	
1,193	1,971	1,991	1,633	3,168	3,662	7,226	15,294	36,870
								3,543
								(5,993)
								34,420
31,143	32,808	33,467	34,160	32,423	32,852	32,401	34,087	
30,878	32,014	32,695	31,915	32,108	31,563	31,497		
30,326	31,655	32,304	31,496	31,435	31,114			
30,150	31,299	31,774	31,048	31,103				
29,882	30,865	31,310	30,850					
28,703	30,474	30,900						
29,059	30,230							
28,884								
(27,912)	(28,615)	(29,229)	(29,508)	(28,362)	(28,041)	(25,485)	(21,124)	
972	1,615	1,671	1,342	2,741	3,073	6,012	12,963	30,948
								2,341
								(4,390)
								28,899

IFRS 17.130

- a. IFRS第17号は、保険金の支払額及び支払時期に関する不確実性が通常1年以内に解消するようなクレーム・ディベロップメントの情報の開示を要求していない。したがって、この企業グループは、生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当保険セグメントにおける保険金に関する情報を開示していない。ただし、上表の損害保険セグメントには、当該保険金の情報を自主的に含めている。

IFRS 17.C28

- b. 企業がIFRS第17号の適用を開始した会計年度の末日よりも5年以上前に発生したクレーム・ディベロップメントに関する情報を過去に公表したことがない場合には、この情報を開示する必要はないが、この場合、企業はこの情報を開示しない旨を開示する。本開示例では、この企業グループが2017年よりも前の事故発生年度におけるクレーム・ディベロップメントに関する情報を過去に公表したことがあるものと仮定している。

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

E. 重要な判断及び見積り

i. 履行キャッシュフロー

履行キャッシュフローは、以下で構成されています。

- 将来キャッシュフローの見積り
- 貨幣の時間価値及び将来キャッシュフローに係る金融リスク（当該金融リスクが将来キャッシュフローの見積りに反映されていない範囲で）を反映するための調整
- 非金融リスクに係るリスク調整

当社グループの将来キャッシュフローの見積りの目的は、生じ得るすべての範囲の結果を反映する一定範囲のシナリオの期待値を算定することです。各シナリオから生じるキャッシュフローは、期待現在価値を算出するために、割り引いて当該結果の見積確率で加重平均しています。市場変数に基づいて変動するキャッシュフローと他のキャッシュフローとの間に重大な相互依存関係がある場合には、当社グループは確率論的なモデル化技法を用いてその期待現在価値を見積っています。確率論的なモデル化には、金利や株式配当等の市場変数について生じ得る多数の経済シナリオに基づく将来キャッシュフローの予測が含まれます。

将来キャッシュフローの見積り

将来キャッシュフローを見積る際に、当社グループは報告日現在で過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を偏りのない方法で織り込んでいます。この情報は保険金及びその他の実績に関する内部及び外部の過去データを含み、将来の事象についての現在の予想を反映するように更新されます。

将来キャッシュフローの見積りは、関連する市場変数の見積りが観察可能な市場価格と整合的であることを条件として、報告日現在の状況に関する当社グループの見解を反映しています。

将来キャッシュフローを見積る際に、当社グループは将来キャッシュフローに影響を与える可能性のある将来の事象についての現在の予想を考慮に入れていますが、ただし、既存の契約における現在の義務を変更または免除するか、若しくは新たな義務を創出することとなる将来の法制の変更についての予想は、その法制の変更が実質的に制定されるまでは、考慮に入れていません。当社グループは、名目金利と物価連動国債利回りの差異からコスト・インフレーションの仮定を算出しています。

保険契約の境界線内のキャッシュフローは、契約の履行に直接関連するキャッシュフロー（当社グループが金額または時期に対する裁量を有しているキャッシュフローを含む）です。これには、保険契約者に対する（または保険契約者のための）支払い、保険獲得キャッシュフロー、保険契約を履行する際に発生するその他のコストが含まれます。

保険獲得キャッシュフローは、保険契約グループの販売、引受け及び開始の活動により生じるキャッシュフローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものです。保険契約を履行する際に発生するその他のコストには、保険金請求処理、維持及び管理のコスト、保険契約の境界線内の受け取るべき分割保険料に対して支払うべき継続的な手数料が含まれます。

保険獲得キャッシュフロー及び保険契約を履行する際に発生するその他のコストは、直接費と固定間接費及び変動間接費の配分額で構成されています。

キャッシュフローは、活動基準原価計算の技法を用いて、現地法人レベルでの保険獲得活動、他の履行活動及びその他の活動に起因するものに分類しています。保険獲得活動及び他の履行活動に起因するキャッシュフローは、規則的かつ合理的で、類似の特徴を有するすべてのコストに首尾一貫して適用される方法を用いて契約グループに配分しています。〔保険獲得キャッシュフロー及び他の履行キャッシュフローを契約グループに配分するのに採用している方法についての説明〕その他のコストは発生時に純損益に認識しています。

IFRS 17.117, IAS 1.125

IFRS 17.32

IFRS 17.33(a), B37-B39

IFRS 17.33(a), B41

IFRS 17.33(b)

IFRS 17.B60

IFRS 17.B65

IFRS 17.A, B65(f), (h)

IFRS 17.B65(i)

IFRS 17.B65(i), B66(d)

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

E. 重要な判断及び見積り（続き）

i. 履行キャッシュフロー（続き）

将来キャッシュフローの見積り（続き）

生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当保険

将来キャッシュフローを見積りの際に用いる死亡率（長寿率）、罹患率及び保険契約者の行動に関する仮定は、現地法人レベルで商品の種類別に策定し、最近の実績及び保険契約グループ内の保険契約者の特性を反映しています。

死亡率（長寿率）及び罹患率の仮定は通常、国民生命表のデータ、業界の傾向及び現地法人の最近の実績を組み合わせることで用いることによって策定しています。実績は定期的な調査を通じて観測しており、その調査の結果は新商品の料率設定と既存の保険契約の測定の両方に反映しています。

死亡率（長寿率）は、英国で発行している即時定額年金を測定する際の主要な仮定です。継続死亡率調査（CMI）（英国アクチュアリー会が後援している調査）で作成される表は、以下のように、予想される死亡率の改善状況を反映するように利用し調整しています。

	死亡率の予測モデル	利用する死亡率表及び調整	長期の死亡率の改善に関する調整
2021年			
男性	CMI_2020	2000年を基準年度とする PCMA00の99.0%	1.75%
女性	CMI_2020	2000年を基準年度とする PCFA00の92.5%	1.50%
2020年			
男性	CMI_2019	2000年を基準年度とする PCMA00の102.0%	1.75%
女性	CMI_2019	2000年を基準年度とする PCFA00の97.5%	1.50%

[将来キャッシュフローに重要な影響を及ぼす可能性のある他の国の死亡率（長寿率）の仮定の開示]

連結財務諸表注記 (続き)

29. 保険契約及び再保険契約 (続き)

E. 重要な判断及び見積り (続き)

i. 履行キャッシュフロー (続き)

将来キャッシュフローの見積り (続き)

生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当保険 (続き)

保険契約者の行動は、貯蓄性生命保険及び有配当保険を測定する際の主要な仮定です。それぞれの種類の保険契約者の行動は、最近の実績における傾向に基づき、保険商品の種類別に見積っています。以下の表は、年金保険以外の貯蓄性生命保険及び有配当保険の契約期間別の解約率（加重平均で表示）に関する仮定を示したものです。

	2021年					2020年				
	1年	5年	10年	15年	20年	1年	5年	10年	15年	20年
貯蓄性生命保険										
ユニバーサル生命保険	7.5%	5.2%	4.0%	3.9%	3.8%	7.5%	5.2%	4.0%	3.9%	3.8%
有配当保険										
伝統的有配当保険	6.8%	6.0%	5.5%	5.2%	5.0%	6.8%	6.0%	5.5%	5.2%	5.0%
ユニットリンク契約	8.0%	6.8%	6.0%	5.5%	5.2%	8.0%	6.8%	6.0%	5.5%	5.2%
その他の投資連動型	14.5%	10.2%	7.5%	5.5%	5.0%	14.5%	10.2%	7.5%	5.5%	5.2%

据置定額年金及びユニバーサル生命保険の場合には予定利率及び割引率（下記参照）、有配当保険の場合には配当率が最低配当率を上回る程度が、それらの保険契約を測定する際の主要な仮定です。見積り予定利率及び配当率の仮定は通常、当会計年度に適用される実績率を基礎としています。適用される予定利率は、保険商品及び当社グループの企業によって様々です。現在の経済環境では、予定利率により保証される金額は、多くの場合、金利保証によって決定されます。2021年及び2020年に適用される配当率は、最低配当率です（注記5(B)(ii)を参照）。

これらの保険契約の裁量的なキャッシュフローの変動を識別する方法を決定するために、当社グループは原則として、契約に基づくコミットメントを当初認識時の履行キャッシュフローの見積りに内在するリターン（現在の金融リスクの仮定を反映するように更新）とみなしています。

損害保険

当社グループは、報告日現在において既発生未払となっている保険金請求の最終損害額、残存物の価値及びその他予想される回収額について、既報告の個々の保険金請求を調査すること並びに既発生未報告の保険金請求に関する引当をすることにより見積っています。保険金請求の最終損害額は、様々な損害見積り技法（例：チェーンラダー法、ボーンヒュッター・ファーガソン法）を用いることにより見積られています。これらの技法は、当社グループ自身の保険金支払実績が将来の保険金のディベロップメント・パターン、ひいては最終損害額を示すものと仮定しています。保険金請求の最終損害額は各地域別、各保険種目別に見積っています。ただし、大口の保険金請求についてはこの限りでなく、他の保険金請求と区分して個別に見積っています。

使用している仮定（損害率及び将来の保険金請求額の上昇率を含む）は、その予測の基礎としている過去のクレーム・ディベロップメントのデータから推計していますが、将来において過去の傾向が適用できない程度及び新たな将来の傾向が出現する程度について判断を適用しています。

IFRS 17.117(c)(i),
IFRS 17.B98-B100)

連結財務諸表注記 (続き)

29. 保険契約及び再保険契約 (続き)

E. 重要な判断及び見積り (続き)

i. 履行キャッシュフロー (続き)

割引率

IFRS 17.117(c)(iii),
IFRS 17.36, B74,
B79–B80]

すべてのキャッシュフローは、当該キャッシュフロー特性と保険契約の流動性特性を反映するように調整したリスクフリーのイールド・カーブを用いて割り引いています。当社グループは原則として、AA-格付けの銀行について観察可能な（その銀行の信用リスクについて調整した）スワップ・イールド・カーブの仲値を用いてリスクフリーのイールド・カーブを算定しています。当該イールド・カーブは、長期の実質金利とインフレ予想を考慮して、利用可能な最新の市場データと終局フォワードレートとで補間計算することにより算出しています。信頼性のあるスワップ・イールド・カーブがない市場の場合には、国債利回りを用いています。終局フォワードレートは、見直されることになっているものの、安定的であることが予想されており、かつ、長期の予想に著しい変化がある場合にのみ変動するものです。保険契約の流動性特性を反映するために、リスクフリーのイールド・カーブは非流動性プレミアムによって調整しています。非流動性プレミアムは原則として、社債のスプレッドとその同一の発行者と重要な条件で一致するクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) のスプレッドとを比較することによって算定しています。

IFRS 17.120

以下の表は、主要通貨別の保険契約のキャッシュフローを割り引くのに用いたイールド・カーブを示したものです。

	1年		5年		10年		15年		20年	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
据置定額年金、ユニバーサル生命保険及び伝統的有配当保険										
EUR	0.38%	0.32%	0.55%	0.50%	1.16%	1.11%	1.71%	1.66%	1.81%	1.77%
SGD	1.29%	1.15%	2.16%	2.02%	2.62%	2.54%	2.85%	2.80%	3.02%	2.98%
USD	1.69%	1.55%	2.48%	2.37%	2.83%	2.74%	3.01%	2.96%	3.13%	3.10%
即時定額年金及び損害保険契約										
EUR	0.96%	0.86%	1.13%	1.02%	1.70%	1.63%	2.29%	2.18%	2.39%	2.28%
GBP	2.01%	1.88%	2.95%	2.79%	3.38%	3.17%	3.58%	3.33%	3.63%	3.45%
SGD	2.18%	2.07%	3.05%	2.96%	3.51%	3.46%	3.74%	3.71%	3.91%	3.89%
USD	2.67%	2.46%	3.46%	3.28%	3.81%	3.64%	3.99%	3.84%	4.11%	3.96%
その他のすべての保険契約										
EUR	0.09%	0.06%	0.26%	0.24%	0.87%	0.85%	1.42%	1.40%	1.52%	1.50%
GBP	0.67%	0.62%	1.61%	1.53%	2.04%	1.91%	2.24%	2.06%	2.29%	2.18%
SGD	0.92%	0.81%	1.79%	1.68%	2.25%	2.20%	2.48%	2.45%	2.65%	2.63%
USD	1.04%	0.96%	1.83%	1.78%	2.18%	2.14%	2.36%	2.34%	2.48%	2.46%

IFRS 17.B74(b)(iii)

基礎となる金融商品項目に係るリターンに基づいて変動するキャッシュフローは、リスク中立的な測定技法を用いてその変動可能性についての調整を行い、非流動性について調整したリスクフリー金利を用いて割り引いています。

IFRS 17.117(c)(iii)

将来キャッシュフローの現在価値を確率論的なモデル化によって見積っている場合には、そのキャッシュフローは、（概して）非流動性について調整したリスクフリー金利となるように調整したシナリオ特有の金利で割り引いています。

金利のボラティリティは、アット・ザ・マネーのスワップションに基づいてモデル化しています。以下の表は、各主要通貨別のスワップションのインプライド・ボラティリティをオプションの年限別に（年率換算した標準偏差で）示したものです。

	1年		5年		10年	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
EUR	34.9%	35.3%	34.5%	34.8%	36.7%	33.4%
GBP	31.2%	26.6%	30.4%	26.0%	30.1%	24.5%
USD	24.4%	24.7%	24.2%	24.4%	25.7%	23.4%
SGD	27.9%	28.2%	27.6%	27.8%	29.4%	26.7%

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

E. 重要な判断及び見積り（続き）

i. 履行キャッシュフロー（続き）

割引率（続き）

株価のボラティリティは、アット・ザ・マネーの株式オプションに基づいてモデル化しています。以下の表は、各主要通貨別の株式オプションのインプライド・ボラティリティをオプションの年限別に（年率換算した標準偏差で）示したものです。

	1年		5年		10年	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
EUR – DAX指数	23.5%	25.9%	24.3%	26.7%	26.4%	29.0%
EUR – CAC指数	22.1%	23.4%	23.9%	25.3%	25.1%	26.6%
USD – SAP 500指数	16.5%	18.1%	17.0%	18.7%	18.5%	20.3%
SGD – SGX指数	18.8%	20.7%	19.4%	21.4%	21.1%	23.2%

非金融リスクに係るリスク調整

非金融リスクに係るリスク調整は原則として、非金融リスクの管理方法と整合的に、国レベルで各セグメントにおける保険契約から生じる期待キャッシュフローを考慮することによって算定し、^a規則的かつ合理的な方法を用いて契約グループに配分しています。[非金融リスクに係るリスク調整を契約グループに配分するのに採用したアプローチの説明] 非金融リスクに係るリスク調整は、以下の技法を用いて、将来キャッシュフローの現在価値の見積りとは区別して算定しています。

- 欧州の生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当保険セグメント：資本コスト法
- その他のセグメント：信頼水準法

信頼水準法を適用することによって、当社グループは各報告日現在の保険契約から生じる将来キャッシュフローの期待現在価値の確率分布を見積り、75パーセンタイルにおけるVaR（目標信頼水準）が将来キャッシュフローの期待現在価値を上回る値として非金融リスクに係るリスク調整を計算しています。

資本コスト法を適用することによって、当社グループは各報告日現在の保険契約から生じる将来キャッシュフローの現在価値の確率分布を見積り、90%信頼水準にて保険契約期間にわたって生じる保険金支払に関する契約上の義務の履行に要するであろうエコノミック・キャピタルを計算しています。資本コスト率（投資家が非金融リスクに対するエクスポージャーに対して要求するであろう追加的な報酬を表している）を每期必要なエコノミック・キャピタルの金額に乗じて、その結果を非流動性について調整したリスクフリー金利を用いて割り引くことによって、各保険契約グループの非金融リスクに係るリスク調整を算定しています。当社グループの加重平均資本コスト率は、4.5%（2020年：4.5%）です。

欧州で発行した生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当保険契約の非金融リスクに係るリスク調整は、以下の信頼水準に対応しています。

	2021年	2020年
フランス	75.4%	75.9%
ドイツ	78.3%	78.6%
英国	76.7%	76.9%

IFRS 17.117(c)(iii),
IFRS 17.33(d), B90]

IFRS 17.119

IFRS 17.119

IFRS 17.119

IFRS 17.B88(a),
BC213(b)–BC214

- a. IFRS第17号は、非金融リスクに係るリスク調整を算定するための集約レベルを具体的に定めていない。この企業グループは、非金融リスクを管理するレベルで非金融リスクに係るリスク調整を算定している。なぜなら、これによって、この企業グループが非金融リスクの負担に対して要求する報酬を決定する際に考慮する非金融リスクの経済的負担及び分散効果の程度についてのこの企業グループの見解が反映されるからである。

連結財務諸表注記（続き）

29. 保険契約及び再保険契約（続き）

E. 重要な判断及び見積り（続き）

ii. 契約上のサービス・マージン

IFRS 17.B119]

保険契約グループのCSMは、当該期間に提供したカバー単位の数に基づき、各期間の保険収益として認識しています（注記44(E)(viii)を参照）。この金額は、各契約に基づいて提供される給付の量及びカバーの予想存続期間を考慮することによって算定しています。

[商品別に提供される給付の量を算定するための基礎の開示]^a

CSMを純損益に配分することが見込まれる時期の分析は、(C)で開示しています。

リスク軽減

IFRS 17.B116]

当社グループは、伝統的有配当保険における利率の保証及び変額年金契約における持分の保証から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用しています。保険契約とデリバティブの間には経済的相殺が存在し、信用リスクはその経済的相殺を左右しません。

IFRS 17.112,
IFRS 17.B115]

当社グループは、基礎となる項目の公正価値に対する持分の変動及び金融リスクの影響の変動から生じる履行キャッシュフローの変動のうちデリバティブの使用によってリスク軽減されている部分を純損益に認識し、CSMを調整しないことを選択しました。このような選択をしなかった場合に2021年に行われたであろうCSMの調整は、45百万ユーロの増加（2020年：22百万ユーロの増加）です（注記10を参照）。

iii. 投資要素

IFRS 17.117(c)(iv),
IFRS 17.85, A]

当社グループは、保険商品のガバナンス・プロセスの一環として、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても保険契約者に返済することが要求される金額を算定することによって、保険契約の投資要素を識別しています。投資要素は、保険収益及び保険サービス費用から除外しています。

a. IFRS第17号は、各保険契約に基づき提供される給付の量を算定するための方法を規定していない。したがって、それぞれの保険契約にとって適切な基礎を識別するために、経営者の判断が必要とされる。生命保険契約の種類によっては、保険金額が適切な指標となる可能性がある。他の種類の契約の場合、適切な指標を容易に選択できるとは限らない。

連結財務諸表注記（続き）

30. 借入金等

注記44(G)及び(S)(i)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
発行済シニア債	(A)	1,361	1,371
発行済劣後債	(B)	2,430	2,453
銀行借入金	(C)	1,803	1,908
償還可能優先株式	(D)	716	-
リース債務	37(A)	1,095	1,118
		7,405	6,850

IAS 1.61

借入金等合計のうち、6,973百万ユーロ（2020年：6,329百万ユーロ）は、報告日後12ヶ月より後に決済される見通しです。

IFRS 7.18-19

2021年及び2020年12月31日に終了する会計年度中に、当社グループでは、借入金等について元本または利息の延滞も他の契約違反も生じていません。

IFRS 7.7

A. 発行済シニア債

額面金額	名目金利	満期	帳簿価額 (百万ユーロ)	
			2021年	2020年
250百万ユーロ	6.38%	2022年	248	247
450百万英ポンド	4.75%	2024年	541	554
580百万ユーロ	6.52%	2025年	572	570
			1,361	1,371

IFRS 7.7, IAS 16.74(a)

これらの債券は、自己使用不動産（帳簿価額1,146百万ユーロ（2020年：1,138百万ユーロ））を担保としています。

IFRS 7.7

B. 発行済劣後債

額面金額	名目金利	満期	帳簿価額 (百万ユーロ)	
			2021年	2020年
350百万英ポンド	LIBOR + 4.5%	2025年	440	452
350百万英ポンド	LIBOR + 4.0%	2030年	420	430
400百万ユーロ	6.85%	2033年	397	397
800百万米ドル	6.25%	2045年	578	602
120百万英ポンド	7.63%	2065年	145	122
450百万ユーロ	7.13%	無期限	450	450
			2,430	2,453

これらの債券は、発行者の清算時には、保険契約者及び発行者の他のすべての債権者の債権に劣後します。

C. 銀行借入金

IFRS 7.7, IAS 40.75(g)

銀行借入金は、当社グループが支配持分を有するリミテッド・パートナーシップに対して融資されているものです。これらの借入金は、そのリミテッド・パートナーシップが保有する投資不動産1,925百万ユーロ（2020年：1,895百万ユーロ）を担保としています。これらの借入金は通常5年で満期を迎え、LIBORに4.85%から5.95%を加算した利息を負担しています。

D. 償還可能優先株式

IFRS 7.7

2021年に、1株当たり額面金額を1ユーロとする償還可能優先株式を700百万ユーロ（2020年：なし）発行し、全額払込みを受けました。これらの株式を発行する際に、取引コスト10百万ユーロが発生しています。

償還可能優先株式は2024年3月31日に額面金額で強制的に償還され、当社グループは満期まで毎年3月31日（満期日を含む）に額面金額の5%の年次配当をこれらの株式の保有者に支払う義務を有しています。償還可能優先株式には議決権がありません。

連結財務諸表注記（続き）

30. 借入金等（続き）

 E. 財務活動から生じるキャッシュフローに係る負債の変動の調整表^a

IAS 7.44A–44D

IAS 7.44B(a)

IAS 7.44B(c)

IAS 7.44B(e)

IAS 7.44B(a)

IAS 7.44B(b)

IAS 7.44B(c)

IAS 7.44B(e)

百万ユーロ	発行済債券 及び借入金	償還可能 優先株式	リース債務	合計
2020年1月1日現在の残高	5,769	-	1,148	6,917
財務活動によるキャッシュフローの変動				
借入金等による収入	397	-	-	397
借入金等の返済による支出	(456)	-	-	(456)
リース債務の返済による支出	-	-	(353)	(353)
利息の支払額	(396)	-	-	(396)
	(455)	-	(353)	(808)
為替レートの変動の影響	28	-	13	41
その他の変動				
新規リース及び再評価	-	-	211	211
利息費用	390	-	99	489
	390	-	310	700
2020年12月31日現在の残高	5,732	-	1,118	6,850
2021年1月1日現在の残高	5,732	-	1,118	6,850
財務活動によるキャッシュフローの変動				
償還可能優先株式の発行による収入	-	700	-	700
借入金等による収入	145	-	-	145
償還可能優先株式に関連する取引コスト	-	(10)	-	(10)
借入金等の返済による支出	(122)	-	-	(122)
リース債務の返済による支出	-	-	(363)	(363)
利息の支払額	(427)	-	-	(427)
	(404)	690	(363)	(77)
子会社または他の事業の支配の獲得または 喪失により生じた変動				
	(108)	-	-	(108)
為替レートの変動の影響	(17)	-	(10)	(27)
その他の変動				
新規リース及び再評価	-	-	250	250
利息費用	391	26	100	517
	391	26	350	767
2021年12月31日現在の残高	5,594	716	1,095	7,405

IAS 7.44D

- a. IAS第7号第44A項の開示規定を満たすために考え得る1つの形式が、財務活動から生じた負債の期首残高と期末残高との間の調整表である。他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

31. 引当金

注記44(Q)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	リストラクチャリング チャリング (A)を参照	法的引当金 (B)を参照	その他	合計
IAS 37.84(a)					
IAS 37.84(b)					
IAS 37.84(c)					
IAS 37.84(d)					
IAS 37.84(e)					
IAS 37.84(a)					
IAS 1.61					
IAS 1.98(b), 125, 37.85(a)–(b)					
IAS 37.86(a)–(b)					

引当金合計のうち、55百万ユーロ（2020年：72百万ユーロ）は、報告日後12ヶ月より後に決済される見通しです。

A. リストラクチャリング

2020年9月、当社グループは英国の保険事業のリストラクチャリング計画を公表しました。この計画により、事業合理化のための現地の販売センター及び支店の閉鎖、従業員の解雇及びその他の転換コストが生じることとなります。計画の公表に伴い、当社グループは予想されるリストラクチャリング費用に対する引当金212百万ユーロを認識しました。これには、契約終了に係る費用、コンサルティング料及び従業員の解雇給付が含まれています（注記13(A)を参照）。費用の見積りは、関連する契約の条項に基づいています。2021年、引当金増加額28百万ユーロを認識し、引当金137百万ユーロを使用しました。残りの引当金は主に従業員の解雇給付に関する引当金であり、経営陣と従業員の代表者との間で合意された詳細な計画に基づいています。このリストラクチャリングは、2022年6月までに完了する見込みです。

B. 法的引当金

Crimson Auto社を買収した結果、当社グループは、暫定的に測定した21百万ユーロの偶発負債を引き受けました（注記35(A)(iii)を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

32. その他の負債

注記44(F)及び(K)の会計方針を参照。

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
繰延収益 – 投資運用サービスに対する前受手数料 ^a	(A)	308	284
従業員給付負債	16	344	328
		652	612

A. 繰延収益 – 投資運用サービスに対する前受手数料^b

百万ユーロ	2021年	2020年
1月1日現在の残高	284	272
当期中に受け取った前受手数料	52	38
認識した収益（注記11を参照）		
1月1日現在の残高に含まれていたもの	(25)	(24)
当期中に受け取った前受手数料に関するもの	(3)	(2)
12月31日現在の残高	308	284

以下の表は、当社グループが上記の残高を収益として認識することを見込んでいる時期を示したものです。^c

百万ユーロ	2021年	2020年
1年以内	24	23
1年超5年以内	85	79
5年超10年以内	90	83
10年超	109	99
	308	284

IFRS 15.116(a)

IFRS 15.118

IFRS 15.116(b), 118

IFRS 15.118

IFRS 15.116(a)

IFRS 15.120

IFRS 15.105, 109,
BC320–BC321

a. IFRS第15号は、「契約資産」及び「契約負債」という用語を用いているが、企業が代替的な名称を用いることを禁止していない。また、IFRS第15号は、契約資産及び契約負債を財政状態計算書において区分した科目として表示することを企業が要求されるか否かを規定していない。本ガイドでは、契約負債を「繰延収益－投資運用サービスに対する前受手数料」と呼称し、「その他の負債」に含めている。ただし、他の表示も可能である。

IFRS 15.118,
BC346

b. IFRS第15号は、合算した契約残高の調整表を要求していないものの、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動を定性的及び定量的情報を含めて説明することを要求している。

IFRS 15.120(b)(i)

c. この企業グループは、判断を適用して残存履行義務の残存期間に最も適しているであろう期間区分を決定している。

連結財務諸表注記（続き）

33. 払込資本及びその他の資本

注記44(B)、(E)(viii)、(G)(ii)、(iii)、(K)(vi)及び(R)の会計方針を参照。

A. 資本金及び資本剰余金

IAS 1.79(a)(iv)	百万株	注記	普通株式		非償還優先株式	
			2021年	2020年	2021年	2020年
	1月1日現在の発行済株式数		2,189	2,185	400	400
	現金による発行		385	-	-	-
	企業結合による発行	35(A)(i)	20	-	-	-
	ストック・オプションの行使	17(C)	7	4	-	-
IAS 1.79(a)(ii)	12月31日現在の発行済株式数 - 全額払込済み		2,601	2,189	400	400
IAS 1.79(a)(i), (iii)	授權株式数 - 額面金額1ユーロ		2,800	2,800	400	400

すべての普通株式は、当社の残余資産に対する権利に関して同等と位置付けられています。優先株主は、その株式の額面金額に未払配当金を加算した額の範囲内でのみ権利を有しています。

i. 普通株式

IAS 1.79(a)(v)

普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を1株につき1単位有しています。当社の自己株式に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

普通株式の発行

2021年2月の株主総会で、1株当たり10.35ユーロの価格で385百万株の普通株を発行することが承認されました（2020年：なし）。

IAS 7.43

2021年3月、Crimson Auto社を買収した結果として、普通株式20百万株が発行されました（2020年：なし）。

2021年、経営幹部に付与された2017年のストック・オプションのうち権利が確定したオプションの行使により、普通株式7.3百万株（2020年：4.2百万株）が発行されました。オプションの1株当たり平均行使価格は、9.84ユーロ（2020年：9.84ユーロ）でした。

ii. 非償還優先株式

IAS 1.79(a)(v)

非償還優先株式の株主は、当社の裁量によって、または普通株主への配当が確定されるたびに、1株当たり5.5セントの非累積配当を受け取ります。非償還優先株式の株主には、普通株主への追加的な配当に対する権利は与えられていません。非償還優先株式には議決権はありません。

連結財務諸表注記（続き）

33. 払込資本及びその他の資本（続き）

B. その他の資本の内容及び目的

i. 為替換算調整勘定

為替換算調整勘定は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額及び純投資ヘッジから生じる為替換算差額の有効部分で構成されています（注記44(B)を参照）。

ii. ヘッジコスト積立金

ヘッジコスト積立金は、純投資ヘッジにおけるヘッジ手段としての指定から除外された為替予約取引のフォワードポイントの公正価値の変動で構成されています（注記44(B)(iii)を参照）。

iii. 公正価値評価差額

公正価値評価差額は、FVOCIで測定する金融資産の認識を中止するまでに生じた、純損益に認識した関連損失の引当金控除後の金融資産の公正価値の純変動額の累計額が含まれています。2021年1月1日時点ですでに認識の中止が行われた売却可能金融資産の場合、その資産の認識の中止または減損が生じるまでの公正価値の正味の変動の累計額も、公正価値評価差額に含まれています（注記44(G)(ii)及び(iii)参照）。

iv. 保険金融費用積立金

保険金融費用積立金は、OCIで認識した保険金融収益及び費用の累計額で構成されています（注記44(E)(viii)を参照）。

v. 自己株式

自己株式は、当社グループが保有する当社株式の取得原価で構成されています。ただし、直接連動有配当保険契約の基礎となる項目または当社グループの従業員給付制度で保有する適格制度資産である自己株式は含まれません（注記44(R)(ii)を参照）。2021年12月31日現在、当社グループは9.6百万株の自己株式を保有しています（2020年：10.0百万株）。^a

C. 配当

当社は以下の配当を公表し支払いました。

百万ユーロ	2021年	2020年
適格普通株式1株当たり55.2セント（2020年：43.8セント）	1,209	957
非償還優先株式1株当たり5.5セント（2020年：5.5セント）	22	22
	1,231	979

報告日後に、以下の配当が取締役会から提案されました。これらの配当は負債に認識されておらず、法人所得税上の影響はありません。

百万ユーロ	2021年	2020年
適格普通株式1株当たり62.1セント（2020年：55.2セント）	1,615	1,209
非償還優先株式1株当たり5.5セント（2020年：5.5セント）	22	22
	1,637	1,231

IAS 1.79(b)

IAS 1.79(a)(vi), 32.34

IAS 1.107

IAS 1.137(a), 10.13, 12.81(i)

IAS 1.79(a)(vi), 32.34 ^a. この企業グループは、保有する自己株式の数を注記で開示することを選択している。この情報は財政状態計算書または持分変動計算書上で開示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

33. 払込資本及びその他の資本（続き）

D. その他の資本におけるその他の包括利益累計額（税効果考慮後）^a

百万ユーロ

2021年

純損益に振り替えられることのない項目

確定給付負債（資産）の再測定
 持分法投資—その他の包括利益に対する持分

純損益に振り替えられる、または振り替えられる可能性のある項目

在外営業活動体
 為替換算差額
 純損益への振替え（純額）
 純投資ヘッジ—純利得
 ヘッジコスト
 公正価値の変動（純額）
 純損益への振替え（純額）
 FVOCIで測定する負債性金融商品
 公正価値の変動（純額）
 純損益への振替え（純額）
 保険金融費用
 再保険金融収益
 持分法投資
 その他の包括利益に対する持分
 純損益への振替え（純額）

IAS 1.106(d)(ii), 106A

IAS 21.52(b)

IAS 21.52(b)

IAS 21.52(b)

IFRS 7.20(a)(viii)

IFRS 7.20(a)(viii)

2020年（修正再表示）

純損益に振り替えられることのない項目

確定給付負債（資産）の再測定
 持分法投資—その他の包括利益に対する持分

純損益に振り替えられる、または振り替えられる可能性のある項目

在外営業活動体に係る為替換算差額
 純投資ヘッジ—純損失
 ヘッジコスト
 公正価値の変動（純額）
 純損益への振替え（純額）
 FVOCIで測定する負債性金融商品—公正価値の変動（純額）
 売却可能金融資産
 公正価値の変動（純額）
 純損益への振替え
 保険金融費用
 再保険金融収益
 持分法投資—その他の包括利益に対する持分

IAS 21.52(b)

IAS 21.52(b)

IFRS 7.20(a)(viii)

親会社株主に帰属する持分						合計	非支配持分 (注記34(C)を 参照)	その他の 包括利益合計
為替換算調整 勘定 (B)(i)を参照)	ヘッジコスト 積立金 (B)(ii)を参照)	公正価値 評価差額 (B)(iii)を参照)	保険金融費用 積立金 (B)(iv)を参照)	利益剰余金				
-	-	-	-	49	49	1	50	
-	-	-	-	4	4	-	4	
(397)	-	-	-	-	(397)	(9)	(406)	
(13)	-	-	-	-	(13)	-	(13)	
45	-	-	-	-	45	-	45	
-	(30)	-	-	-	(30)	-	(30)	
-	18	-	-	-	18	-	18	
-	-	2,800	-	-	2,800	89	2,889	
-	-	(1,009)	-	-	(1,009)	(58)	(1,067)	
-	-	-	(830)	-	(830)	(15)	(845)	
-	-	-	4	-	4	1	5	
-	-	20	-	-	20	-	20	
-	-	(12)	-	-	(12)	-	(12)	
(365)	(12)	1,799	(826)	53	649	9	658	
-	-	-	-	(9)	(9)	(1)	(10)	
-	-	-	-	3	3	-	3	
584	-	-	-	-	584	5	589	
(48)	-	-	-	-	(48)	-	(48)	
-	(10)	-	-	-	(10)	-	(10)	
-	4	-	-	-	4	-	4	
-	-	2,004	-	-	2,004	56	2,060	
-	-	44	-	-	44	3	47	
-	-	(861)	-	-	(861)	(37)	(898)	
-	-	-	(781)	-	(781)	(16)	(797)	
-	-	-	2	-	2	1	3	
-	-	13	-	-	13	-	13	
536	(6)	1,200	(779)	(6)	945	11	956	

IAS 1.106A

- a. この企業グループは、OCIで認識した取引から生じた資本の各内訳項目の変動を、注記で表示することを選択している。この情報は持分変動計算書で表示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社及び非支配持分^a

注記44(A)の会計方針を参照。

A. 重要な子会社のリスト

以下の表は、当社グループの重要な子会社の明細を示しています。

	主要な事業場所	所有持分	
		2021年	2020年
Indigo Insurance Limited	[X国]	100%	100%
Indigo Insurance France SA	フランス	100%	100%
Indigo Insurance Germany GmbH	ドイツ	100%	100%
Indigo Insurance (UK) Limited	英国	100%	100%
Crimson Auto Insurance SA	イタリア	90%	25%
Indigo Insurance Singapore (Pte) Limited	シンガポール	70%	70%
Indigo Insurance (Thailand) Company Limited	タイ	100%	100%
Indigo Insurance Company	米国	-	100%
California Insurance Company Inc	米国	48%	48%

当社グループはCalifornia Insurance Company Incの半分未満を所有し、その議決権は半数未満であるものの、経営陣は当社グループが事実上支配権を有していると判断しました。なぜなら、残りの議決権は幅広く分散しており、他のすべての株主がその議決権を集約して行使する兆候がないためです。

B. 重大な制限

当社グループは、当社グループの資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力について、当社及び子会社の事業を規制する監督当局の枠組みに起因する制限を除いては、重大な制限を有していません。その監督当局の枠組みにより、保険及びファンド運用子会社は、規制上の自己資本を一定水準に維持することを要求されています。本連結財務諸表に含まれているこれらの子会社の資産及び負債の帳簿価額は、それぞれ332,680百万ユーロ及び326,150百万ユーロ（2020年：それぞれ332,083百万ユーロ及び325,705百万ユーロ）です。

IFRS 12.10(a)(i),
12(a)-(b)

IFRS 12.7(a), 9(b)

IFRS 12.13

^a IFRS第12号の追加的な開示例及び解説については、KPMGの刊行物「IFRS年次財務諸表ガイドーIFRS第12号に関する開示例の補足資料（2014年12月版）」²を参照。

²（訳者注）本冊子については日本語訳を作成しておりません。

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社及び非支配持分（続き）

C. 子会社の非支配持分

以下の表は、重要な非支配持分がある当社グループの各子会社の情報（連結会社間の消去前）を要約したものです。^a

 IFRS 12.10(a)(iii), 12(g),
 B10(b)-B11

IFRS 12.12(c)

IFRS 12.12(f)

IFRS 12.12(e)

IFRS 12.B10(a)

2021年12月31日 百万ユーロ	Indigo Insurance Singapore (Pte) Ltd	California Insurance Company Inc	Crimson Auto	その他個別に は重要性のない 子会社	合計
非支配持分の割合	30%	52%	10%		
現金及び現金同等物	603	146	105		
金融投資	22,807	7,394	823		
無形資産	1,115	325	15		
その他の資産	1,623	442	141		
保険契約負債	(21,125)	(7,068)	(343)		
借入金等	(420)	(85)	(12)		
その他の負債	(2,542)	(743)	(52)		
純資産	2,061	411	677		
非支配持分の帳簿価額	618	214	68	77	977
収益	3,150	648	720		
純利益	190	34	34		
その他の包括利益	21	5	1		
包括利益合計	211	39	35		
非支配持分に配分された利益	57	18	4	2	81
非支配持分に配分されたその他の包括利益	6	3	-	-	9
営業活動によるキャッシュフロー	77	13	3		
投資活動によるキャッシュフロー	(2)	(1)	-		
非支配持分に支払った配当	(18)	(6)	-		
その他の財務活動によるキャッシュフロー	(76)	(12)	(1)		
現金及び現金同等物の純増加（減少）額	(19)	(6)	2		

2021年3月31日、当社グループのCrimson Auto社への持分は25%から90%に増加し、Crimson Auto社は同日に子会社となりました（注記35(A)を参照）。したがって、Crimson Auto社に関する情報は、2021年4月1日から12月31日までの期間に関する情報のみが含まれています。

a. IFRS第12号では要求されていないが、この企業グループは、重要性のある非支配持分がある子会社に関する要約財務情報と連結財務諸表に含まれている金額との調整表を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

34. 子会社及び非支配持分（続き）

C. 子会社の非支配持分（続き）

	2020年12月31日（修正再表示） 百万ユーロ	Indigo Insurance Singapore (Pte) Ltd	California Insurance Company Inc	その他個別に は重要性のない 子会社	合計
<i>IFRS 12.12(c)</i>	非支配持分の割合	30%	52%		
	現金及び現金同等物	622	152		
	金融投資	22,783	7,385		
	無形資産	1,123	334		
	その他の資産	1,530	436		
	保険契約負債	(21,112)	(7,059)		
	借入金等	(435)	(85)		
	その他の負債	(2,601)	(779)		
	純資産	1,910	384		
<i>IFRS 12.12(f)</i>	非支配持分の帳簿価額	573	200	74	847
	収益	2,864	596		
	純利益	136	21		
	その他の包括利益	28	5		
	包括利益合計	164	26		
<i>IFRS 12.12(e)</i>	非支配持分に配分された利益	41	11	1	53
	非支配持分に配分されたその他の包括利益	8	3	-	11
	営業活動によるキャッシュフロー	72	12		
	投資活動によるキャッシュフロー	2	(1)		
<i>IFRS 12.B10(a)</i>	非支配持分に支払った配当	(16)	(5)		
	その他の財務活動によるキャッシュフロー	(53)	(10)		
	現金及び現金同等物の純増加（減少）額	5	(4)		

連結財務諸表注記（続き）

35. 子会社の取得及び処分

注記44(A)(i)-(iv)の会計方針を参照。

A. 子会社の取得

IFRS 3.B64(a)-(c)

2021年3月31日に、当社グループはCrimson Auto社（イタリアを所在地とする自動車保険会社）の株式及び議決権持分の65%を取得することにより、同社への支配を獲得しました。この結果、当社グループのCrimson Auto社に対する出資持分は25%から90%に増加しました（注記23(B)を参照）。

IFRS 3.B64(d)

Crimson Auto社への支配を獲得したことにより、当社グループは欧州南部の自動車保険事業の拡大が可能となります。この取得により、当社グループは、既存の顧客リストの獲得とCrimson Auto社の顧客基盤に対して当社の他の子会社が発行した商品を販売する機会の両方を通じて、市場シェアを伸ばすことが期待されます。

IFRS 3.B64(q)(i)

2021年12月31日までの9ヶ月間において、Crimson Auto社は当社グループの経営成績に対して収益720百万ユーロ、利益34百万ユーロの貢献をしました。

IFRS 3.B64(q)(ii)

2021年1月1日に取得が行われていた場合には、当会計年度の連結収益は84,432百万ユーロ、連結当期純利益は7,114百万ユーロとなっていたことでしょうか。これらの金額を算定する際に、経営陣は、取得が2021年1月1日に行われた場合にも、その取得日に暫定的に算定する公正価値の調整額は同じであるものと仮定しています。

IFRS 3.B64(f),
IAS 7.40(a)

i. 譲渡対価

以下の表は、取得日における主な種類ごとの譲渡対価の公正価値の要約です。

百万ユーロ	注記	2021年
現金		270
資本性金融商品（普通株式20百万株）	33(A)(i)	218
代替の株式に基づく報酬		12
譲渡対価の合計		500

発行した資本性金融商品

IFRS 3.B64(f)(iv)

発行した普通株式の公正価値は、2021年3月31日における当社の上場株式の株価（1株当たり10.88ユーロ）に基づいています。

代替の株式に基づく報酬

IFRS 3.B64(l)

企業結合の契約条項に従い、当社グループはCrimson Auto社の従業員が保有する持分決済型の株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）と、当社の持分決済型の株式に基づく報酬（代替報酬）とを交換しました。被取得企業の報酬及び代替報酬の内容は、以下のとおりです。

	被取得企業の報酬	代替報酬
契約条件	付与日：2020年4月1日 権利確定日：2024年3月31日 勤務条件	権利確定日：2024年3月31日 勤務条件
取得日時点の公正価値	59百万ユーロ	62百万ユーロ

16%の予想失効率を考慮した代替報酬の価値は52百万ユーロです。企業結合の譲渡対価は、被取得企業の株式に基づく報酬が代替報酬に交換された際に、Crimson Auto社の従業員に対して譲渡された過去の勤務に関連する12百万ユーロを含んでいます。残額である40百万ユーロは、取得後の報酬コストとして認識する予定です。この代替報酬の詳細については、注記17(A)(ii)を参照。

連結財務諸表注記（続き）

35. 子会社の取得及び処分（続き）

A. 子会社の取得（続き）

ii. 取得関連コスト

IFRS 3.B64(l)–(m)

取得関連コストとして法務関係の手数料及びデューデリジェンス関連のコスト15百万ユーロが当社グループに発生しました。これらのコストは「その他の事業費用」に含まれています。

IFRS 3.B64(i),
IAS 7.40(d)

iii. 識別可能な取得資産及び引受負債

以下の表は、取得日時点の取得資産及び引受負債の認識額を要約したものです。

	百万ユーロ	注記	2021年
現金及び現金同等物			95
金融投資			877
債権			32
有形固定資産		24(B)	31
無形資産		25(A)	12
債務			(25)
保険契約負債（PAAを適用して測定しないもの134百万ユーロ及びPAAに基づく測定をするもの200百万ユーロで構成）			(334)
借入金等			(12)
偶発負債		31	(21)
繰延税金負債		18(D)	(13)
識別可能な取得資産の合計（純額）			642

IFRS 3.61

公正価値の測定^a

重要な取得資産及び引受負債の公正価値測定に用いられた評価技法は以下のとおりです。

取得資産及び引受負債	評価技法
金融投資	活発な市場における相場価格： 当社グループは、活発な市場における相場価格を用いて取得した投資の公正価値を測定しました。買呼値及び売呼値のある投資の場合には、当社グループは買呼値でその投資を測定しました。
有形固定資産	市場比較法及び取得原価法： この評価モデルでは、入手可能である場合には類似する項目の市場価格を、また適切である場合は償却後の再調達コストを検討しました。償却後の再調達コストは、機能的または経済的陳腐化及び物理的な劣化に関する調整を反映しました。
無形資産	複数期間超過収益法： この技法では、拠出資産に関連するキャッシュフローを減額した、顧客との関係から創出されると見込まれる正味キャッシュフローを検討しました。
保険契約及び再保険契約	割引キャッシュフロー法： この評価モデルでは、保険契約及び再保険契約から生じると見込まれる正味キャッシュフローの現在価値を検討しました。そのキャッシュフローに内在する不確実性に対する補償として市場参加者が要求するであろう金額を反映するために、リスク・プレミアムを公正価値測定に含めています。

IFRS 3.B64(h)(ii)–(iii)

債権は、契約上受け取るべき金額の総額である33百万ユーロで構成されており、そのうち1百万ユーロについては取得日に回収できないことが見込まれます。

IFRS 13.BC184

- a. 資産及び負債を当初認識後に公正価値で測定しない場合、それらの資産及び負債の公正価値にIFRS第13号の開示規定は適用されないが、この企業グループは、企業結合で取得した資産及び引き受けた負債の公正価値測定に関する情報を開示している。

連結財務諸表注記（続き）

35. 子会社の取得及び処分（続き）

A. 子会社の取得（続き）

iii. 識別可能な取得資産及び引受負債（続き）

公正価値の測定（続き）

暫定的に測定された公正価値

以下の金額は、暫定的に測定されています。

- Crimson Auto社の無形資産（顧客との関係）の公正価値は、独立鑑定人による評価が未了であるため暫定的に測定しています。
- 引き受けた偶発負債は、自動車保険を引き受けた際の違法行為を申し立てるCrimson Auto社の顧客を代表する消費者組合が提起した集団代表訴訟に関連する義務を表しています。この訴訟は、2022年4月に裁判にかけられる見通しです。取得日時点において、経営陣はCrimson Auto社に不利な判決が下る可能性は高くないと判断しました。法的プロセスにより起こり得る結果を考慮して経営陣が評価したこの偶発負債の公正価値は、21百万ユーロです（注記39を参照）。

取得日に存在していた事実及び状況について取得日から1年以内に新たな情報が生じ、上記の金額に修正または追加がある場合には、取得時の会計処理を修正することとなります。

iv. のれん

取得の結果として、のれんが以下のように認識されています。

百万ユーロ	注記	2021年
譲渡対価	(i)	500
Crimson Auto社の資産及び負債の認識額に対する 比例持分に基づく非支配持分		64
Crimson Auto社に対する既存持分の公正価値		208
識別可能な純資産の認識額	(iii)	(642)
のれん	25(A)	130

当社グループが保有していたCrimson Auto社に対する25%の既存持分を公正価値で再測定したことにより、（208百万ユーロから持分法適用会社の取得日における帳簿価額188百万ユーロを控除し、純損益に振り替えられたFVOCIで測定する負債性金融商品に係る公正価値評価益12百万ユーロを加算した）32百万ユーロの利益が生じました。この利益は「その他の収益」に含まれています（注記12を参照）。

のれんは主に、Crimson Auto社を当社グループのイタリアにおける既存事業と統合することによって実現することが見込まれるシナジー効果によるものです。認識されたのれんのうち、税務上損金計上が見込まれるものはありません。

IFRS 3.B67(a),
IAS 1.125

IFRS 3.B64(j), B67(c),
IAS 37.86

IFRS 3.B64(o)(i)

IFRS 3.B64(p)(i)

IFRS 3.B64(p)(iii)

IFRS 3.B64(e), (k)

連結財務諸表注記（続き）

35. 子会社の取得及び処分（続き）

B. 子会社の処分

IFRS 12.10(b)(iv), 19

2021年6月30日、当社グループは、完全子会社であるIndigo Insurance Company（米国を所在地とする損害保険セグメントの保険会社）を現金対価1,741百万ユーロで売却した結果、利得681百万ユーロ（純損益に振り替えられた為替差益13百万ユーロを含み、処分コスト12百万ユーロを控除している）が発生しました。その利得は、「その他の収益」に含まれています（注記12を参照）。

IAS 7.40(d)

i. 処分による当社グループの財政状態への影響

IAS 7.40(c)

百万ユーロ	注記	2021年
現金及び現金同等物		(430)
金融投資		(1,646)
債権		(80)
再保険契約資産	29(A)(iv)	(137)
その他の資産		(162)
債務		48
未払法人所得税等		106
保険契約負債	29(A)(iv)	1,006
借入金等		120
繰延税金負債	18(D)	114
純資産		(1,061)
受取対価（現金により充足）		1,741
処分された現金及び現金同等物		(430)
処分コスト		(12)
正味キャッシュフロー		1,299

IAS 7.40(a)-(b)

連結財務諸表注記（続き）

36. 非連結の組成された企業

以下の表は、当社グループに連結されていないが当社グループが関与を有している組成された企業の種類を記載しています。

組成された企業の種類	内容及び目的	当社グループが有する 関与	総資産 百万ユーロ	
			2021年	2020年
集団投資スキーム	分散された資産（例：債券、株式及び不動産）のプールに投資すること これらのビークルは、投資家にユニットを発行することによって資金調達をしています。 一部のスキームは当社グループの企業が管理しており、第三者の投資家のために資産を管理することによって手数料を得ています。	- ファンドが発行したユニットへの投資 - マネジメント・フィー	9,628,359	9,655,706
資産担保証券の発行者	債券の発行を通じて資金調達すること。これらの債券は、特定の前資産（例：不動産）を担保としています。	- ビークルが発行したシニア債への投資	128,501	131,615

以下の表は、当社グループが保有する非連結の組成された企業への関与の帳簿価額の分析を示しており、これらの帳簿価額は「公正価値で測定する金融投資」に含まれています（注記20を参照）。損失に対する最大エクスポージャーは、保有資産の帳簿価額です。

百万ユーロ	2021年	2020年
集団投資スキーム	84,693	82,604
資産担保証券の発行者	12,483	11,965
	97,176	94,569

当社グループは、2021年も2020年も非連結の組成された企業に対して契約によらない財務的支援や他の支援を提供しておらず、将来において財務的支援や他の支援を行う意図も現在有していません。

IFRS 12.24(a), 26

IFRS 12.24(b), 29

IFRS 12.24(b), 30-31

連結財務諸表注記（続き）

37. リース

注記44(S)の会計方針を参照。

A. 借手としてのリース

IFRS 16.59

当社グループは、自社利用の目的で土地及び建物をリースしています。これらのリースには、少なくとも10年間の解約不能期間があり、リース期間の末日にリースを延長するオプションがあります。リースによっては、5年ごとに家賃相場の見直しが行われます。また、家賃が消費者物価指数に連動するリースもあります。

当社グループは、IT設備、器具及び備品もリースしています。これらのリース期間は通常1年から3年であり、更新オプションも変動リース料もありません。

IFRS 16.53–54

当社グループが借手であるリースに関する情報は、以下のとおりです。

使用権資産

百万ユーロ	注記	土地及び建物	IT設備	器具及び備品	合計
2020年					
増加					182
減価償却費	13	114	75	32	221
12月31日現在の残高	24	1,072	76	32	1,180
2021年					
増加					220
減価償却費	13	123	59	25	207
12月31日現在の残高	24	1,128	58	25	1,211

IFRS 16.53(h)

IFRS 16.53(a)

IFRS 16.53(j)

IFRS 16.53(h)

IFRS 16.53(a)

IFRS 16.53(j)

百万ユーロ	注記	2021年	2020年
-------	----	-------	-------

リース負債

IFRS 7.39(a), B11, 16.58

満期分析 – 契約上の割引前キャッシュフロー^a

1年未満	319	360
1年以上5年以内	761	746
5年超	355	348
12月31日現在の割引前リース負債合計	1,435	1,454
12月31日現在の財政状態計算書に含まれるリース負債	30	1,095

純損益に認識された金額

IFRS 16.53(b)

IFRS 16.53(c)

IFRS 16.53(d)

リース負債に係る金利費用	14	100	99
短期リースに係る費用	13	161	165
少額資産のリースにかかる費用（少額資産の短期リースを除く）	13	58	52

キャッシュフロー計算書で認識された金額

IFRS 16.53(g)

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	582	570
------------------------	-----	-----

B. 貸手としてのリース

当社グループは、オペレーティング・リースによって投資不動産をリースしています。注記22では、これらのリースに関する情報を掲載しています。投資不動産から生じるリース収益は、「その他の投資収益」に含めています（注記10(C)を参照）。

IFRS 7.39(a), B11, 16.58, BC221, Insights 7A.10.650.80

a. IFRS第16号は、他の金融負債の満期分析とは別に、IFRS第7号第39項及びB11項を適用してリース負債の満期分析を開示するよう借手に要求している。IFRS第7号もIFRS第16号もその分析で用いるべき期間帯の数を規定していないため、この企業グループは、その判断に基づき、適切な期間区分の数を決定している。

連結財務諸表注記（続き）

38. コミットメント

当社グループは、報告日後12ヶ月以内に以下の資産を購入する契約を締結しています。

	百万ユーロ	2021年	2020年
IAS 40.75(h)	投資不動産	26	22
IAS 16.74(c)	有形固定資産	87	81
IAS 38.122(e)	無形資産	15	83

当社グループのジョイント・ベンチャーは、14百万ユーロの設備支出を伴う契約を締結しており（2020年：10百万ユーロ）、このうち当社グループの持分相当額は7百万ユーロです（2020年：5百万ユーロ）。これらの契約は、報告日後12ヶ月以内に決済される見通しです。

IAS 40.75(h)

当社グループは、第三者にリースしている投資不動産の一部の管理及び修繕に関する契約を締結しました。これらの契約により、今後5年間で毎年12百万ユーロの費用が発生する予定です。

39. 偶発事象

IAS 1.125, 37.86

当社グループの米国子会社の1社は、米国の他の保険会社とともに、生命保険及び投資商品を販売した際の違法行為を申し立てる集団代表訴訟に対して異議を申し立てています。負債は認識していませんが、異議の申立てが却下された場合には、罰金及び法的費用の総額は16百万ユーロとなる可能性があります。弁護士の助言に基づき、経営陣は、この異議が認められると考えています。

当社グループは、Crimson Auto社取得の一環として、自動車保険を引き受けた際の違法行為を申し立てる集団代表訴訟に関連して21百万ユーロの偶発債務を認識しています（注記35(A)(iii)を参照）。

連結財務諸表注記（続き）

40. 関連当事者

A. 親会社及び最終的な支配当事者

IAS 1.138(c), 24.13

2021年に、Indigo Insurance Group plcが当社の株式の過半数をBlue Insurance Company Limitedから取得しました。その結果、当社グループの新たな最終的な支配当事者は、PJ Robertson氏となりました。従前の最終的な支配当事者は、Blue Investment Holdings Limitedでした。^a

B. 経営幹部との取引

IAS 24.18

i. 取締役に対する貸付金^b

2021年に取締役提供された無担保貸付金は3百万ユーロでした（2020年：2百万ユーロ）。これらは無利子の貸付けであり、貸付金は貸付日から12ヶ月後に全額現金で返済されます。2021年12月31日現在の未決済残高は2百万ユーロであり（2020年：1百万ユーロ）、これらは「債権」に含まれています（注記21を参照）。

ii. 経営幹部への報酬

経営幹部への報酬の内訳は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年	2020年
IAS 24.17(a)		
短期従業員給付	62	52
IAS 19.151(b), 24.17(b)		
退職後給付	18	17
IAS 24.17(c)		
その他の長期給付	2	1
IAS 24.17(d)		
解雇給付	1	-
IAS 24.17(e)		
株式に基づく報酬	45	25
	128	95

当社グループの経営幹部の報酬には、給与、金銭以外の報酬、及び退職後確定給付制度への拠出が含まれています。その制度の条件に基づき、取締役及び役員は60歳で退職し、65歳まで年間支払額が退職時の給与の70%に相当する給付を受ける資格を与えられます。支払額は、65歳以降は、退職時の給与の50%に低下します（注記16を参照）。

役員は、当社グループのストック・オプション制度にも加入しています（注記17(A)(i)を参照）。さらに、当社の従業員は、36ヶ月間にわたって、月給の一定割合を積み立てるという要件を満たしている場合には、株式購入制度に加入する権利を有しています（注記17(A)(iii)を参照）。その結果、当社グループは経営幹部の給与から2百万ユーロ（2020年：1百万ユーロ）を控除しています。この控除金額は「債務」に含まれています（注記27を参照）。

IAS 24.13

- a. この企業の親会社は公表用の連結財務諸表を作成している。この企業の親会社もその最終的な支配当事者も、公表用の連結財務諸表を作成しない場合には、この企業は連結財務諸表を作成する次に上位の親会社の名称を開示する。最終的な支配当事者も中間の支配当事者も、公表用の連結財務諸表を作成しない場合には、その旨を開示する。

IAS 24.24

- b. この企業グループは取締役に対する貸付金を総額で開示している。関連当事者取引が企業の財務諸表に与える影響を理解するために必要な場合は、別個に開示することが求められる。

連結財務諸表注記（続き）

40. 関連当事者（続き）

B. 経営幹部との取引（続き）

iii. 経営幹部との取引

IAS 24.18(a)–(b)

数名の経営幹部は、当社グループが発行した保険及び投資商品の当事者です。これらの取引の金額及び報告日現在の投資契約の価値の残高は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年	2020年
生命保険及び損害保険契約		
保険料の受取額	1	1
保険金の支払額	-	(1)
貯蓄性生命保険及び有配当契約		
抛出の受取額	5	4
給付の支払額	(1)	(1)
12月31日現在の契約価値	12	8

IAS 24.18(b)(ii), 23

これらの取引は、他の顧客に適用される契約条件に相当する契約条件で行われました。

IAS 24.18

C. 関連当事者とのその他の取引^a

IAS 24.18(a)–(b), 19(e)

当社グループは、ジョイント・ベンチャーから投資運用サービスを受けています。2021年に当社グループが負担した手数料費用の合計は、12百万ユーロ（2020年：10百万ユーロ）でした。2021年12月31日現在のジョイント・ベンチャーに対する債務の残高は、1百万ユーロ（2020年：1百万ユーロ）でした。

41. 後発事象

IAS 10.21–22(a)

2022年3月12日、当社グループは、Green Insurance Brazil SAのすべての株式を160百万ユーロで取得する申入れを行いました。この取引は、まだ当社グループの株主及び規制当局による承認が必要な状況です。承認は2022年の下旬までに行われる見通しです。その取引は初期の段階にあるため、この取得案の財務的影響を合理的に見積ることはできません。

Insights 5.5.120.30 a. KPMGの見解では、企業は、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社との取引のうち、連結財務諸表上で持分法を適用する際に相殺消去されないものを開示すべきである。

連結財務諸表注記（続き）

42. 測定の基礎

IAS 1.112(a), 117(a)

連結財務諸表は取得原価を基礎として作成されています。ただし、以下の項目は各報告日において別の基礎に基づいて測定されています。

項目	測定の基礎
FVTPLで測定する金融商品（ヘッジ手段を含む）	公正価値
FVOCIで測定する金融資産	公正価値
(2021年1月1日より前に認識の中止を行った) 売却可能金融資産	公正価値
保険契約及び再保険契約	履行キャッシュフロー及び（もしあれば）CSM
公正価値で測定される自己使用不動産	公正価値
投資不動産	公正価値
現金決済型の株式に基づく報酬契約に係る負債	公正価値
確定給付負債（資産）の純額	制度資産の公正価値から確定給付制度債務の現在価値を控除（注記44(K)(ii)で説明されているものに限定）
その他の減損した非金融資産	処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうち いずれか高い方

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更^a

以下の変更を除き、当社グループは、本連結財務諸表に表示しているすべての会計期間に対して、注記44に定める会計方針を毎期継続して適用しています。

当社グループは、2021年1月1日を適用開始日として、以下の新しい基準（他の基準の付随的改訂を含む）を適用しています。

- A. IFRS第17号「保険契約」
- B. IFRS第9号「金融商品」

IFRS第17号及びIFRS第9号の適用に伴う当社グループの会計方針の主な変更の内容及び影響は、以下に要約しています。

A. IFRS第17号「保険契約」^b

i. 保険契約の認識、測定及び表示

IFRS第17号は、保険契約、再保険契約及び裁量権のある有配当投資契約の認識、測定、表示及び開示の原則を確立した基準です。^cIFRS第17号では、当社グループが契約を履行する際に発生すると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値、非金融リスクに係る明示的なリスク調整及びCSMについての当社グループの見積りに基づいて契約グループを測定するモデルが導入されています。

IFRS第17号では、各報告期間における保険収益は、当社グループが対価を受け取ることを見込むサービスに関する残存カバーに係る負債の変動額及び保険獲得キャッシュフローの回収に関する保険料の配分額を表しています。また、投資要素はもはや保険収益及び保険サービス費用に含まれていません。

当社グループは、保険関連資産及び負債に対して、もはやシャドウ・アカウンティングを適用していません。

保険金融収益及び費用は、一部の生命保険及び貯蓄性生命保険契約については純損益とOCIに分解し、保険収益及び保険サービス費用とは別個に表示しています。

当社グループは、損害保険セグメントの契約の測定を単純化するためにPAAを適用していますが、一部の獲得した契約グループについては、PAAの要件を満たしていないため、PAAを適用していません。残存カバーに係る負債を測定する場合、PAAは当社グループの従前の会計処理に類似しています。ただし、発生保険金に係る負債を測定する場合、当社グループは現在、保険金が発生した日から1年より後に発生することが見込まれるキャッシュフローは割り引き、非金融リスクに係る明示的なリスク調整に含めています。

IFRS第17号では、保険獲得キャッシュフローは、原則として保険契約の将来キャッシュフローの現在価値の見積りに含まれます。適格な場合、当社グループはPAAを適用して、保険獲得キャッシュフローを発生時に純損益に認識することを選択しています。従来、獲得コストはすべて、関連する保険契約とは別の資産（「繰延新契約費」）として認識していました。

再保険契約から生じる保険金融収益及び費用以外の収益及び費用は、現在単一の純額項目として純損益に表示しています。従来、再保険者から回収した金額及び再保険費用は、別個に表示していました。

IAS 8.28

IAS 8.28

- a. 表示している会計方針の変更の内容及び影響の説明は、この企業グループの事業が反映された一例に過ぎず、その他の企業にとっての当該変更の内容及び影響を表しているとは限らない。

IFRS 17.C1

- b. IFRS第17号の適用日は2021年1月1日であり、IFRS第17号の適用開始日以前にIFRS第9号及びIFRS第15号を適用する企業の場合には、早期適用も認められる。企業は、IFRS第17号を早期適用する場合には、その旨を開示する。

- c. 本ガイドは、この企業グループが裁量権のある有配当投資契約を発行していないことを前提としている。

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

A. IFRS第17号「保険契約」（続き）

i. 保険契約の認識、測定及び表示（続き）

当社グループは現在、直接連動有配当保険契約の基礎となる項目である自己使用不動産及び保有する当社の自己株式をFVTPLで測定する資産として測定することによって、関連する契約の測定との会計上のミスマッチを低減しています（注記44(N)(i)及び(R)(ii)を参照）。従来、自己使用不動産は減価償却及び減損損失累計額控除後の取得原価で測定し、自己株式の購入コストは資本の部の自己株式の累計額に計上していました。

IFRS第17号に基づく当社グループの保険契約及び再保険契約の会計処理方法の説明は、注記44(E)を参照してください。

ii. 移行措置

IFRS第17号の適用に伴う会計方針の変更は、実務上可能な限り遡及適用しています。2020年1月1日現在、当社グループは以下の処理を行っています。

- 各契約グループを、IFRS第17号が過年度より適用されていたかのように、識別し、認識して測定しました。
- IFRS第17号が過年度より適用されていたならば存在しなかったであろう過去の報告残高の認識の中止を行いました。これには、保険契約に係る繰延新契約費、保険契約に関する無形資産（従来「獲得した保険契約の価値」と呼称していました）、保険受取勘定及び未払勘定、並びに既存の保険契約に帰属する賦課金に対する引当金が含まれます。IFRS第17号では、これらは保険契約の測定に含まれています。
- 直接連動有配当保険契約の基礎となる項目である自己使用不動産及び保有する当社の自己株式を公正価値で測定しました（(i)を参照）。
- 結果として生じる正味差額を資本に認識しました。過去の企業結合によるのれんの帳簿価額は修正していません。

上記にかかわらず、以下の項目には遡及適用をしていません。

- 当社グループが伝統的有配当契約における利率の保証及び変額年金契約における持分の保証から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用している場合、その金融リスクの影響の変動をCSMから除外するオプションは、2021年1月1日より前の期間には適用していません（注記29(E)(ii)を参照）。
- 生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当契約セグメントにおける一部の契約グループについては、遡及適用が可能な方法でデータが収集されていなかったため、当社グループがIFRS第17号を遡及適用することは実務上不可能です。このような場合、当社グループは、2020年1月1日時点でIFRS第17号の修正遡及アプローチを適用しました（注記44(E)(ix)を参照）。これらの契約グループがCSM、保険収益並びに保険金融収益及び費用に及ぼす影響を示すために、当社グループは注記10(D)及び29(A)の開示を追加しました。

当社グループは、IFRS第17号の移行措置を適用しており、IFRS第17号の適用による各財務諸表項目及び一株当たり利益への影響を開示していません。IFRS第17号の適用による2020年1月1日現在の連結財務諸表への影響は、持分変動計算書に表示しています。

[[IFRS 17.C3-C4]

[[IFRS 17.B115, C3(b)]

IAS 8.28(b), (d)-(e),
(h), [[IFRS 17.C5-C19,
IAS 8.50]

[[IFRS 17.C3(a)]

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」^a

i. 金融資産及び金融負債の分類

IFRS第9号では、金融資産を3つの主要な区分に分類します。その区分とは、償却原価、FVOCI及びFVTPLで測定する区分です。IFRS第9号に基づく金融資産の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュフローの特性に基づいて行われます。IFRS第9号では、従前のIAS第39号の区分である満期保有目的投資、貸付金及び債権及び売却可能金融資産が廃止されています。IFRS第9号では、主契約がIFRS第9号の適用範囲に含まれる金融資産である契約に組み込まれているデリバティブが分離されることはありません。その代わりに、混合金融商品全体が分類上の評価対象となります。^b

当社グループがIFRS第9号に基づいてどのように金融資産を分類及び測定し、関連する利得及び損失を会計処理しているかについての説明は、注記44(G)(ii)を参照してください。

IFRS第9号によって、当社グループの金融負債に関する会計方針に重要な影響が及ぶことはありません。

ii. 金融資産の減損

IFRS第9号では、IAS第39号の「発生損失」モデルが将来予測的な「ECL」モデルに差し替えられています。新しい減損モデルは、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定する負債性金融商品及びリース債権に適用されます。^bIFRS第9号では、信用損失はIAS第39号の場合よりも早期に認識されます（注記44(G)(iii)を参照）。

iii. ヘッジ会計

当社グループは、IFRS第9号の新しい一般的なヘッジ会計モデルを適用することを選択しました。このモデルによって、当社グループは、ヘッジ関係が当社グループのリスク管理目的及び戦略と整合的であることと、より定性的で将来予測的なアプローチを適用してヘッジの有効性を評価することが求められます。^c

当社グループは、先物為替取引の直物要素の公正価値の変動のみを純投資ヘッジにおけるヘッジ手段として指定しています。IAS第39号では、フォワードポイントの公正価値の変動はただちに純損益に認識されていました。しかし、IFRS第9号では、フォワードポイントの公正価値の変動は区分してOCIに認識され、ヘッジコスト積立金の累計額に計上されます。

当社グループがIFRS第9号に基づきヘッジ会計をどのように適用しているかについての説明は、注記44(B)(iii)を参照してください。

- IFRS 9.7.1.1–7.1.2 a. IFRS第9号の適用日は2018年1月1日であり、早期適用も認められる。2018年1月1日より前に開始する会計年度について、企業は、FVTPLでの測定を指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する規定のみを、IFRS第9号の他の規定を適用せずに早期適用することを選択できる。
- IFRS 9.7.1.7 2017年10月、IASBは、「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の改訂）」を公表した。この改訂の適用日は2019年1月1日であり、早期適用も認められる。
- IFRS 4.20A–20B 過去にIFRS第9号のどの版も適用したことがなく（ただし、FVTPLでの測定を指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する規定のみを適用した場合は除く）、かつ2016年4月1日の直前の年次報告日（またはIFRS第4号第20G項で定めているその後の日）において活動が支配的に保険に関連している保険者は、2021年1月1日より前に開始する会計年度について、IFRS第9号ではなくIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用することができる（IFRS第9号の一時的免除）。
- この企業グループは、2021年1月1日より前に開始する会計年度において、IFRS第9号の一時的免除を適用しており、過去にFVTPLでの測定を指定した金融負債に係る利得及び損失の表示に関する規定を含むIFRS第9号のどの版も適用したことがない。したがって、この企業グループにとってのIFRS第9号全体の適用開始日は、2021年1月1日のみである。その適用開始日は、IFRS第9号の適用に必要な複数の評価に関連している。
- IFRS 9.5.5.1 b. IFRS第9号の減損モデル及びIFRS第7号の関連する開示規定は、FVTPLで測定しないローン・コミットメント、IFRS第9号が適用される金融保証及びIFRS第15号が適用される契約資産にも適用される。ただし、この企業グループはこのような項目を有していない。
- IFRS 9.7.2.21 c. 企業がIFRS第9号を最初に適用する際には、会計方針として、マクロヘッジ会計に関するIASBの別個のプロジェクトによる基準書が発効するまで新しい一般的なヘッジ会計モデルの適用を延期し、IAS第39号のヘッジ会計規定全体を引き続き適用することを選択できる。
- KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイドーIFRS第9号開示例：銀行業](#)」（2016年3月）では、IAS第39号のヘッジ会計規定の適用を選択した企業についての開示例及び説明を提供している。

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

iv. 移行措置

IFRS第9号の適用による会計方針の変更は、下記の例外を除き、遡及適用されています。

- 比較期間の修正再表示を行っています。ただし、2021年1月1日時点ですでに認識の中止を行った金融商品に関する情報については、引き続きIAS第39号に基づいて比較期間の報告を行っています。^a
- ヘッジの会計方針の変更は、将来に向かって適用しています。ただし、フォワードポイントのヘッジコストのアプローチの場合はこの限りではなく、この場合、2020年1月1日以降に存在するヘッジ関係に対してその変更を遡及適用しています。2020年12月31日時点のIAS第39号に基づく指定をしたすべてのヘッジ関係については、2021年1月1日現在IFRS第9号のヘッジ会計の要件を満たしていたため、ヘッジ関係が継続しているものとみなしています。
- 以下の評価は、2021年1月1日現在の事実及び状況に基づいて行われています。
 - 金融資産が保有されている事業モデルの判定
 - FVTPLで測定する特定の金融資産及び金融負債の指定及び従前の指定の取消し
- 2021年1月1日において、負債性証券への投資の信用リスクが低い場合には、当社グループは、その資産の信用リスクが当初認識以降著しく増大していないものと判断しています。

IFRS第7号で認められているとおり、当社グループは、2020年のIFRS第9号の分類及び測定（減損を含む）規定に従って報告される表示項目の金額に関する情報及び2021年のIAS第39号の分類及び測定規定に従えば報告されたであろう表示項目の金額に関する情報を開示していません。

IFRS第9号の適用によって、2021年及び2020年12月31日に終了する会計年度における当社グループの基本的及び希薄化後一株当たり利益に重要な影響が及ぶことはありません。

IFRS第9号の適用に伴う変動及び影響の詳細は、(v)に表示しています。

v. 適用開始の影響

金融資産及び金融負債の分類

以下の表は、2021年1月1日現在のIAS第39号に基づく当初の測定区分及び帳簿価額とIFRS第9号に基づく新たな測定区分及び帳簿価額を当社グループの金融資産及び金融負債のクラス別に示したものです。

IFRS 9.7.2.1–7.2.26,
7.2.29–7.2.30]

IFRS 7.42Q,
IAS 8.28(b), (d)

IAS 8.28(f)(iii)

IFRS 7.6, 42I

IFRS 9.7.2.15,
BC7.34M, Insights
7A.11.30

a. IFRS第9号には、分類及び測定（減損を含む）規定の完全遡及適用を免除する規定が含まれている。これには、比較情報の修正再表示を要求する規定の例外措置も含まれる。企業が過去の期間の修正再表示を行うことができるのは、事後的判断（hindsight）を用いずその修正再表示ができる場合のみである。企業は、過去の期間の修正再表示を行うか否かにかかわらず、IFRS第7号第42L-42P項で定められている移行時の開示を提供する。

KPMGの刊行物「[年次財務諸表ガイド—IFRS第9号開示例：銀行業](#)」（2016年3月版）では、IFRS第9号の適用時に過去の期間の修正再表示をしない企業についての開示例及び説明を提供している。

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産及び金融負債の分類（続き）

百万ユーロ	注記	IAS第39号に基づく 当初の分類	IFRS第9号に基づく 新たな分類	IAS第39号に 基づく当初 の帳簿価額	IFRS第9号に 基づく新た な帳簿価額
金融資産					
現金及び現金同等物	19	貸付金及び債権	償却原価	16,338	16,337
金融投資 – 基礎となる項目	20				
デリバティブ資産		FVTPL (売買目的保有)	FVTPL (強制)	943	943
有配当ファンドが保有する 関連会社		FVTPL (強制)	FVTPL (強制)	2,512	2,512
当社の自己株式 ^a		該当なし	FVTPL (強制)	-	345
その他 ^b		FVTPL (指定)	FVTPL (強制)	141,459	141,459
その他		FVTPL (指定)	FVTPL (指定)	53,329	53,329
金融投資 – 証券貸借取引 及びレボ取引	20				
国債 ^c		売却可能	FVOCI	4,487	4,487
その他の負債性証券 ^c		売却可能	FVOCI	2,237	2,237
資本性証券 ^d		売却可能	FVTPL (強制)	1,481	1,481
金融投資 – その他	20				
金融機関への預金		貸付金及び債権	償却原価	2,214	2,213
デリバティブ資産		公正価値 (ヘッジ手段)	公正価値 (ヘッジ手段)	65	65
デリバティブ資産		FVTPL (売買目的保有)	FVTPL (強制)	560	560
国債		FVTPL (指定)	FVTPL (指定)	23,618	23,618
国債 ^c		売却可能	FVOCI	56,762	56,762
国債		満期保有目的投資	償却原価	4,156	4,126
その他の負債性証券		FVTPL (指定)	FVTPL (指定)	37,338	37,338
その他の負債性証券 ^c		売却可能	FVOCI	64,278	64,278
その他の負債性証券 ^e		FVTPL (指定)	償却原価	39	48
その他の負債性証券		貸付金及び債権	償却原価	2,376	2,354
資本性証券 ^d		売却可能	FVTPL (強制)	2,871	2,871
オペレーティング・リース 債権以外の債権	21	貸付金及び債権	償却原価	8,449	8,295
金融資産合計				425,512	425,658

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産及び金融負債の分類（続き）

百万ユーロ	注記	IAS第39号に基づく 当初の分類	IFRS第9号に基づく 新たな分類	IAS第39号に 基づく当初 の帳簿価額	IFRS第9号に 基づく新た な帳簿価額
金融負債					
債務	27	償却原価	償却原価	11,305	11,305
デリバティブ負債	20	公正価値 (ヘッジ手段)	公正価値 (ヘッジ手段)	78	78
デリバティブ負債	20	FVTPL (売買目的保有)	FVTPL (強制)	1,208	1,208
投資契約負債	28	FVTPL (指定)	FVTPL (指定)	21,779	21,779
連結ファンドに対する 第三者持分	28	FVTPL (指定)	FVTPL (指定)	441	441
リース負債以外の借入金等	30	償却原価	償却原価	5,732	5,732
金融負債合計				40,543	40,543

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産及び金融負債の分類（続き）

IFRS 7.42I-42J

IFRS第9号に基づく金融商品の分類についての当社グループの会計方針は、注記44(G)(ii)に記載しています。上記の表はこれらの会計方針の適用による分類変更を示したものであり、以下にその説明を記載しています。

- a. IFRS第17号への移行時には、当社グループは、有配当契約の基礎となる項目として保有する当社の自己株式を、あたかも金融資産であるかのように認識することを選択しました。これらの株式は、強制的にFVTPLで測定されます。従来、これらの株式は自己株式として扱っていました。
- b. IAS第39号では、有配当契約の一部の基礎となる項目については、当社グループが文書化した投資戦略に従って公正価値ベースで管理し業績評価していたため、FVTPLで測定するものとして指定していました。IFRS第9号では、これらの資産は、契約上のキャッシュフローを回収するために保有しているわけでもなければ、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方を目的として保有しているわけでもないため、強制的にFVTPLで測定されます。
- c. 一部の負債性証券は、日々の流動性ニーズを満たすために保有しています。当社グループの財務部は、このような流動性ニーズを管理するコストの最小化を図るため、そのポートフォリオに係るリターンを積極的に管理しています。そのリターンは、契約上の支払いの回収額と金融資産の売却による利得及び損失で構成されています。その投資戦略の結果、多くの場合、売却活動の価値に重要性が生じています。当社グループは、IFRS第9号に基づき、これらの証券は契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されているとみなしています。これらの金融資産の契約条件によって、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが所定の日に生じています。したがって、これらの資産は、IFRS第9号に基づき、FVOCIで測定する金融資産に分類されています。
- d. IAS第39号では、FVTPLでの測定を指定した資本性金融商品は、売却可能金融資産に分類されていました。IFRS第9号では、これらの資産は、元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローを生成せず、当社グループはFVOCIでの測定を選択していないため、強制的にFVTPLで測定されます。
- e. 一部の負債性証券については、IAS第39号に基づき、FVTPLでの測定を指定していました。なぜなら、当社グループはそれに関連して保有していたデリバティブをFVTPLで測定しており、この指定によって、当該指定がなければ生じたであろう会計上のミスマッチが解消または大幅に低減したからです。2021年1月1日、当社グループは、これらの証券の一部について、IAS第39号に基づき行った従前の指定を取り消しました。なぜなら、その証券に関連するデリバティブ・ポジションが決済され、その証券についてもはや重要な会計上のミスマッチが生じなくなったためです。

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産及び金融負債の分類（続き）

以下の表は、IAS第39号に基づく金融資産の帳簿価額と、IFRS第9号の適用開始日である2021年1月1日のIFRS第9号に基づく帳簿価額の調整表です。

百万ユーロ	2020年 12月31日 IAS第39号	分類変更	再測定	2021年 1月1日 IFRS第9号
公正価値 - ヘッジ手段	65	-	-	65
FVTPL				
金融投資 - 基礎となる項目				
前期繰越額	198,243	-		
IFRS第17号への移行時の認識額			345	
次期繰越額				198,588
金融投資 - 証券貸借取引及びレポ取引				
資本性証券				
売却可能区分からの分類変更		1,481	-	
次期繰越額				1,481
金融投資 - その他				
デリバティブ資産	560	-	-	560
国債	23,618	-	-	23,618
その他の負債性証券				
前期繰越額	37,377			
償却原価区分への分類変更		(39)	-	
次期繰越額				37,338
資本性証券				
売却可能区分からの分類変更		2,871	-	
次期繰越額				2,871
FVTPL合計	259,798	4,313	345	264,456

IFRS 7.42K-42L, 42O,
9.7.2.15

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産及び金融負債の分類（続き）

百万ユーロ	2020年 12月31日 IAS第39号	分類変更	再測定	2021年 1月1日 IFRS第9号
FVOCI				
金融投資 – 証券貸借取引及びレポ取引				
国債				
売却可能区分からの分類変更	4,487		-	
次期繰越額				4,487
その他の負債性証券				
売却可能区分からの分類変更	2,237		-	
次期繰越額				2,237
金融投資 – その他				
国債				
売却可能区分からの分類変更	56,762		-	
次期繰越額				56,762
その他の負債性証券				
売却可能区分からの分類変更	64,278		-	
次期繰越額				64,278
FVOCI合計	-	127,764	-	127,764
売却可能				
前期繰越額	132,116			
FVTPLへの分類変更		(4,352)		
FVOCIへの分類変更		(127,764)		

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産及び金融負債の分類（続き）

百万ユーロ	2020年 12月31日 IAS第39号	分類変更	再測定	2021年 1月1日 IFRS第9号
償却原価				
現金及び現金同等物				
前期繰越額：貸付金及び債権	16,338	-		
再測定			(1)	
次期繰越額				16,337
金融投資 - その他				
金融機関への預金				
前期繰越額：貸付金及び債権	2,214	-		
再測定			(1)	
次期繰越額				2,213
国債				
前期繰越額：満期保有目的投資	4,156	-		
再測定			(30)	
次期繰越額				4,126
その他の負債性証券				
前期繰越額：貸付金及び債権	2,376			
FVTPLからの分類変更		39		
再測定*			(13)	
次期繰越額				2,402
オペレーティング・リース債権以外の債権				
前期繰越額：貸付金及び債権	8,449	-		
再測定			(154)	
次期繰越額				8,295
償却原価合計	33,533	39	(199)	33,373

* IAS第39号に基づき、一部の負債性金融商品をFVTPLで測定する区分から当時の公正価値で貸付金及び債権に振り替えている。IFRS第9号への移行時には、その資産の帳簿価額は、その資産が当初からIFRS第9号に基づき償却原価で会計処理されていたかのような償却原価となるように調整されている。^a

以下の表は、IFRS第9号への移行の結果、金融資産がFVTPLから償却原価区分に分類変更したことによる影響を要約した表です。

百万ユーロ	2021年
12月31日現在の公正価値	42
金融資産の分類変更がなければ当期中に純損益に認識されたであろう公正価値評価差額	3
1月1日時点で算定した実効金利	5.2%
認識した受取利息	2

IFRS 7.42K, 42M-42O

Insights 7A.11.180 a. IAS第39号では、企業は従来、金融資産を満期保有目的投資、売却可能区分、公正価値で測定する区分から貸付金及び債権、償却原価で測定する区分に振り替えることができた。IFRS第9号への移行時には、企業は原則として、IFRS第9号に基づく新たな分類がずっと適用されていたかのように分類及び測定規定を遡及適用することが要求される。したがって、過去に振り替えた金融資産がIFRS第9号に基づく償却原価またはFVOCIで測定する区分に分類されている場合には、その総額での帳簿価額は、IAS第39号に基づく測定を引き継ぐのではなく、その資産がずっと償却原価またはFVOCIで測定する区分であったかのような金額に再計算しなければならないと考えられる。

連結財務諸表注記（続き）

43. 会計方針の変更（続き）

B. IFRS第9号「金融商品」（続き）

v. 適用開始の影響（続き）

金融資産の減損

以下の表は、2020年12月31日現在のIAS第39号に従った期末の減損引当金と2021年1月1日現在のIFRS第9号に従って算定した期首の損失評価引当金との調整を行った表です。

百万ユーロ	2020年 12月31日 IAS第39号	分類変更	再測定	2021年 1月1日 IFRS第9号
IFRS第9号に基づくFVOCIで測定する				
負債性金融商品：				
IAS第39号に基づく売却可能区分から	-	-	3,242	3,242
IFRS第9号に基づく償却原価で測定する金融資産：				
IAS第39号に基づくFVTPLから	-	-	3	3
IAS第39号に基づく満期保有目的投資から	1	-	30	31
IAS第39号に基づく貸付金及び債権から	4	-	182	186
オペレーティング・リース債権	3	-	4	7
	8	-	3,461	3,469

ヘッジ会計

ヘッジコストのアプローチの遡及適用により2021年及び2020年の表示金額に及んだ影響は、以下のとおりです。

百万ユーロ	2021年	2020年
12月31日現在の連結財政状態計算書		
利益剰余金	27	15
その他の準備金	(27)	(15)
連結純損益計算書		
その他の金融費用	12	6
連結純損益及びその他の包括利益計算書		
ヘッジコスト積立金 - 公正価値の変動	(30)	(10)
ヘッジコスト積立金 - 純損益に振り替えられた純額	18	4

IFRS 7.42P

IAS 8.28(f)-(g)

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針^a

注記43で説明した会計方針の変更を除き、当社グループは以下の会計方針を、これらの連結財務諸表において表示されているすべての会計期間について継続して適用しています。

重要な会計方針に関する説明は、それぞれ以下の頁をご参照ください。

	頁
A. 連結の基礎	195
B. 外貨	196
C. セグメント報告	198
D. 保険契約、再保険契約及び投資契約 – 分類	198
E. 保険契約及び再保険契約	199
i. 保険契約及び再保険契約からの構成要素の分離	199
ii. 集約のレベル	200
iii. 認識	200
iv. 契約の境界線	201
v. 測定 – PAAを適用して測定しない契約	201
vi. 測定 – PAAを適用して測定する契約	204
vii. 認識の中止及び契約の条件変更	205
viii. 表示	206
ix. 修正遡及アプローチを適用して測定する契約	208
F. 投資契約及び集団投資スキーム	210
G. 金融資産及び金融負債	211
i. 認識及び当初測定	211
ii. 分類及び事後測定	211
iii. 減損	217
iv. 認識の中止及び契約の条件変更	219
v. 現金及び現金同等物	221
vi. 資本性商品	221
vii. 発行済金融保証	221
viii. 相殺	221
H. 収益	222
I. その他の金融費用	222
J. 一株当たり利益	222
K. 従業員給付	222
L. 法人所得税	224
M. 投資不動産	225
N. 有形固定資産	225
O. 無形資産及びのれん	226
P. 非金融資産の減損	227
Q. 引当金	227
R. 資本金	227
S. リース	228

a. 例示している会計方針は、本連結財務諸表の作成の基礎となる当社グループの状況を反映しており、当社グループの連結財務諸表を理解する上で、関連する特定の会計方針のみを記載している。例えば、優先株式に関する会計方針（注記44(G)(vi)及び(R)(i)を参照）はそれらの株式の分類に関する一般的な記述を網羅することを意図したものではない。本財務諸表の例示における会計方針は、IFRSを網羅的に理解するためのものではなく、また、基準書そのものへの参照の代用として利用すべきではない。会計方針の基礎となるIFRSの規定を特定するのに役立つように、特定の会計方針に関連する場合にはIFRSの認識及び測定に係る基準上の規定の参照番号を角括弧で示している（例：IFRS 3.19）。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

A. 連結の基礎

i. 企業結合

[IFRS 3.4, 32, 34, 53]

当社グループは、支配が当社グループに移転した時点で取得法を用いて企業結合を会計処理しています（(ii)を参照）。通常、取得における譲渡対価は、識別可能な純資産と同様に公正価値で測定しています。発生したのれんについては毎年減損テストを実施しています（(P)を参照）。割安購入による利得は、即時に純損益で認識しています。負債性証券または資本性証券の発行に関連するものを除き、取引コストは発生時に費用処理しています（(G)(i)及び(R)(i)を参照）。

[IFRS 3.B52]

譲渡対価は、既存の関係の清算に関連する金額を含みません。このような金額は、通常、純損益で認識しています。

[IFRS 3.40, 58]

条件付対価は取得日に公正価値で測定しています。金融商品の定義を満たす条件付対価を支払うべき債務が資本に区分された場合には、再測定せず、決済は資本の中で会計処理しています。その他の条件付対価は、報告日ごとに公正価値で再測定し、その後の公正価値の変動は純損益で認識しています。

[IFRS 3.30, B57–B61]

被取得企業の従業員が保有する株式に基づく報酬（被取得企業の株式に基づく報酬）を、取得企業の株式に基づく報酬（代替報酬）に交換することが求められる場合は、代替報酬のすべてまたは一部を企業結合における譲渡対価の測定に含めています。この譲渡対価の測定に含めるべき金額は、代替報酬の市場を基礎とした価値と被取得企業の株式に基づく報酬の市場を基礎とした価値とを比較し、被取得企業の株式に基づく報酬のうち企業結合前の役務に関連する割合に基づいて決定しています。

ii. 子会社

[IFRS 10.6, 20]

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが、企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、企業に対するパワーによりそのリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、当社グループはその企業を支配しています。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含めています。

集団投資スキーム

[IFRS 12.7(a), 9(c)]

当社グループは、複数の集団投資スキームのスキーム・マネジャーとして活動しています。当社グループがスキームを支配しているか否かの判定は通常、当社グループがそのスキームにおいて有する経済的持分の総量（保有する持分及び予想されるマネジメント・フィーで構成）と、そのスキーム・マネジャーを排除する投資者の権利を重点的に評価することによって行われます。当社グループが運営する一部のスキームについては、投資者はマネジャーとしての当社グループを理由なく単純多数決で排除することができ、当社グループの経済的持分の総量はそれぞれのスキームにおいて15%未満です。したがって、当社グループは、このような場合には自らは投資者の代理人として活動していると判断し、これらのスキームを連結していません。

iii. 非支配持分

[IFRS 3.19]

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能な純資産に対する比例的持分で当初測定しています。^a

[IFRS 10.23, B96]

支配の喪失を伴わない子会社に対する当社グループの持分の変動は、資本取引として会計処理しています。

iv. 支配の喪失

[IFRS 10.25, B98–B99]

当社グループが子会社への支配を喪失した場合、子会社の資産及び負債、関連する非支配持分及び資本のその他の構成要素の認識を中止します。その結果生じた利得または損失は、純損益で認識しています。以前は子会社であった企業に対する留保持分は支配喪失日の公正価値で測定しています。

[IFRS 3.19]

- a. 企業は被取得企業の非支配持分について、被取得企業の識別可能な純資産に対する比例持分または公正価値のいずれかで測定するかを、企業結合ごとに選択することができる。当社グループは前者のアプローチを選択している。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

A. 連結の基礎（続き）

v. 持分法適用会社に対する持分^a

当社グループの持分法適用会社に対する持分は、有配当契約の基礎となる項目ではないジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する持分で構成されています。

IFRS 11.15–16,
IAS 28.3]

ジョイント・ベンチャーとは、当社グループが共同支配を行う取決めであり、それにより当社グループがその取決めにおける資産に対する権利及び負債に対する義務ではなく、純資産に対する権利を有するものをいいます。関連会社とは、当社グループがその財務及び営業方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配を有していない企業をいいます。

IFRS 28.10, 22]

有配当契約の基礎となる項目ではないジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する持分は、持分法を用いて会計処理しています。これらは、当初認識時に取引コストを含む取得原価で認識しています。当初認識後、当社グループの共同支配が終了する日または重要な影響力を有さなくなる日まで、持分法適用会社の純損益及びOCIに対する持分を連結財務諸表に含めています。

IFRS 28.38–39]

持分法適用会社の損失に対する当社グループの持分が持分法適用会社に対する持分を上回る場合には、その投資の帳簿価額（その投資の一部を構成する長期の持分を含む）をゼロまで減額します。追加的な損失の計上は、当社グループに法的債務または推定的債務が生じている範囲または当社グループが持分法適用会社に代わって支払う金額の範囲でのみ行われます。

IFRS 28.18]

当社グループは、有配当契約の基礎となる項目である関連会社に対する持分を当初認識時にFVTPLで測定することを選択しています（(G)(ii)を参照）。

vi. 連結上消去される取引

IFRS 10.B86(c),
IAS 28.28]

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現収益及び費用は消去しています。持分法適用会社との取引から発生した未実現利得は、投資先に対する当社グループの持分を上限として投資から控除しています。^b未実現損失は、減損が生じている証拠がない場合に限り、未実現利得と同様の方法で控除しています。

B. 外貨

i. 外貨建取引

IFRS 21.21]

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

IFRS 17.30,
IAS 21.23(a)]

外貨建貨幣性資産及び負債は、報告日の直物為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建てのキャッシュフロー（CSMを含む）を生成する保険契約及び再保険契約グループは、貨幣性項目として扱っています。

IFRS 21.23(b)–(c)]

外貨建ての公正価値で測定する非貨幣性資産及び負債は、その公正価値が算定される日における直物為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建ての取得原価に基づいて測定している非貨幣性項目は、取引日の直物為替レートを用いて換算しています。

Insights
5.10.140.150

a. 本冊子には例示されていないが、企業の持分法適用会社とその投資者には該当のない項目に対して会計方針を有している場合がある。KPMGの見解では、持分法による投資損益及び持分法適用会社の帳簿価額を理解するために必要である場合は、持分法適用会社に関する会計方針の注記にこの情報を含めなければならない。

Insights 3.5.430.30

b. IFRSには具体的なガイダンスがないため、この企業グループは、持分法適用会社との取引から発生する未実現損益を、投資先に対する持分から控除することを選択している。代わりに、この消去を原資産（例：有形固定資産）の控除として表示することもできる。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

B. 外貨（続き）

i. 外貨建取引（続き）

為替換算差額は、原則として、純損益で認識しています。ただし、以下の項目の換算から生じる為替換算差額は、OCIで認識しています。

- 保険契約及び再保険契約グループの換算から生じる為替換算差額は、そのグループの帳簿価額の変動に関連している場合に、OCIに認識しています（(E)(viii)を参照）。OCIに含まれる金額は、為替換算差額の合計額と純損益に含まれる金額との差額です。純損益に含まれる金額は、当期の純損益における保険金融収益及び費用を算定するのに用いる当期首現在の外貨建てのそのグループの（当期中に発生した利息及び支払いについて調整した）測定額と、当期末現在の直物為替レートで換算した外貨建ての同じグループの測定額との差額です。
- 2021年1月1日時点で認識の中止を行ったFVOCIでの測定を指定した資本性金融商品^a及び売却可能資本性金融商品（ただし、減損した場合を除きます。この場合、OCIに認識した為替換算差額は純損益に振り替えられます。）
- 純投資ヘッジにおけるヘッジ手段のうち、ヘッジの有効部分（(B)(iii)を参照）。

2021年1月1日より前に認識の中止を行ったFVOCIで測定する負債性金融商品、償却原価で測定する金融商品及び売却可能負債性金融商品に係る為替差損益は、期首現在の機能通貨で換算した（当期中の実効金利及び支払いについて調整した）償却原価と、当期末現在の直物為替レートで換算した外貨建ての償却原価との差額です。

ii. 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートでユーロに換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、取引日の為替レートでユーロに換算しています。

為替換算差額はOCIで認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、為替換算調整勘定に累積しています。

在外営業活動体の一部または全てを処分し、当社グループが子会社の支配を喪失するか、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社に対する持分の一部を処分した後に共同支配する能力も重要な影響力も保持していない場合には、その在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累計額を、処分に係る利得または損失の一部として純損益に振り替えています。当社グループが子会社持分の一部を処分するものの支配は保持する場合には、その累計額のうち割合相当部分を非支配持分に再配分しています。当社グループがジョイント・ベンチャーまたは関連会社の一部を処分するものの共同支配する能力または重要な影響力を保持する場合には、その累計額のうち割合相当部分を純損益に振り替えています。

[IFRS 9.6.5.13(a),
B5.7.3, 17.92,
IAS 39.102(a), AG83]

[IFRS 9.B5.7.2–B5.7.2A,
IG.E.3.2, IG.E.3.4,
IAS 39.AG83, IG.E.3.2,
IG.E.3.4]

[IAS 21.39]

[IFRS 10.B94,
IAS 21.41]

[IAS 21.48–48D]

a. この企業グループは、資本性金融商品をFVOCIで測定するものとして指定していない。この開示は、例示の目的でのみ提供している。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

B. 外貨（続き）

iii. 純投資ヘッジ

当社グループは、一部の為替予約取引の直物要素をヘッジ手段として指定し、在外営業活動体の機能通貨と当社の機能通貨（ユーロ）の直物為替レートの変動から生じる為替リスクに対するエクスポージャーのうちの指定した要素に対してヘッジ会計を適用しています。

[[IFRS 9.6.4.1(b),
IAS 39.88(a)]

ヘッジの当初指定時に、当社グループは、そのヘッジの実行に関するリスク管理目的及び戦略を公式に文書化しています。当社グループはまた、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的關係（ヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動が相互に相殺される見込みがあるか否かを含む）も文書化しています。

[[IFRS 9.6.5.13–6.5.14,
IAS 39.102]

ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は、OCIとして認識し、資本において為替換算調整勘定として表示しています。ヘッジ手段の公正価値の変動のうち非有効部分は、ただちに純損益として認識しています。OCIとして認識した金額は、在外営業活動体の処分時に、組替調整額として純損益に振り替えています。

[[IFRS 9.6.5.16,
7.2.26(b)]

為替予約取引の先物要素は、ヘッジ手段の指定から除外しています。2020年1月1日時点で存在したヘッジ関係及びその後指定したヘッジ関係については、そのフォワードポイントの公正価値の変動は、ヘッジコストとしてOCIで認識すると共に、ヘッジコスト積立金に累積計上し、そのヘッジの期間にわたって償却額を純損益に計上しています。2020年1月1日以前のヘッジ関係については、そのフォワードポイントの公正価値の変動は、ただちに純損益で認識していました。

C. セグメント報告

[[IFRS 8.5]

事業セグメントとは、当社グループの構成単位であって、収益を稼得し費用が発生し得る（当社グループの他の構成単位のうちのいずれかとの取引に関連する収益及び費用を含む）事業活動を行っており、当該構成単位についての分離した財務情報を入手できるものをいいます。当社グループの経営委員会（当社グループの最高経営意思決定機関）は、各事業セグメントに配分する資源に関する意思決定を行い、その業績を評価するために、その経営成績を定期的にレビューしています。

[[IFRS 8.29]

当社グループがセグメント報告の構成を変更する場合には、当期に報告されるセグメント情報と対応するように比較セグメント情報を修正再表示します。

D. 保険契約、再保険契約及び投資契約 – 分類

[[IFRS 17.A, B7, B19]

当社グループが重要な保険リスクを引き受けている契約は、保険契約として分類しています。また、当社グループが、保険契約に係る重要な保険リスクを移転している契約については、再保険契約として分類しています。当社グループは、保険契約及び再保険契約により財務リスクにもさらされています。

当社グループは、他の保険者から保険リスクを引き受けていません。

保険契約及び再保険契約は、当社グループがそれぞれ発行及び開始する場合もあれば、企業結合や事業の形態をとらない契約移転で取得する場合もあります。本会計方針における「保険契約」及び「再保険契約」という用語はすべて、別段の記載がない限り、当社グループによる発行、開始または取得した契約を含みます。

当社グループが締結した契約の中には、保険契約の法的形式を有していながら、重要な保険リスクが移転しないものもあります。このような契約は、金融負債に分類され、「投資契約」という用語を用いています（(F)を参照）。^a

[[IFRS 17.3(c)]

- a. 当社グループは、IFRS第17号に従って会計処理される裁量権のある有配当性を有する投資契約を発行していない。当社グループは、再保険契約の法的形式を有していながら、重要な保険リスクが移転しない契約を保有していない。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

D. 保険契約、再保険契約及び投資契約 – 分類（続き）

[IFRS 17.A, B101–B102]

保険契約は、直接連動有配当保険契約か直接連動有配当保険契約以外の契約に分類しています。直接連動有配当保険契約は、当初認識時に以下の要件を満たす契約です。

- 契約条件で、基礎となる項目の明確に識別されたプールに対する持分に保険契約者が参加する旨を定めている。
- 当社グループが、保険契約者に基礎となる項目に対する公正価値リターンの相当な持分に等しい金額を支払うと予想している。
- 保険契約者に支払う金額の変動の相当な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動に応じて変動すると当社グループが予想している。

[IFRS 17.B109]

その他のすべての保険契約及びすべての再保険契約は、直接連動有配当保険契約以外の契約に分類しています。これらの契約の一部には、PAAを適用して測定しています（(E)(vi)を参照）。

E. 保険契約及び再保険契約

i. 保険契約及び再保険契約からの構成要素の分離

[IFRS 17.11, B31–B32, 9.2.1(e), 4.3.3]

当初認識時に、当社グループは、保険契約または再保険契約から以下の構成要素を分離し、それらが別個の金融商品であるかのように会計処理しています（(G)を参照）。

- 契約に組み込まれているデリバティブで、その経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連しておらず、かつその契約条件が別個の商品として保険契約または再保険契約の定義を満たしていないもの
- 投資要素として区別できるもの（すなわち、保険要素との相互関連性が高くなく、同等の条件を有する契約が同一の市場または同一の法域で別個に販売されているか、または販売できる投資要素）

[IFRS 17.12, B33–B35]

金融商品の構成要素の分離後、当社グループは、別個の財または非保険サービスを保険契約者に移転する約束を分離し、それらを顧客との別個の契約として（すなわち、保険契約としてではなく）会計処理しています。保険契約者がそれ単独で、または保険契約者が容易に利用可能な他の資源と組み合わせるその便益を得ることができる場合に、その財またはサービスは別個のものとなります。財またはサービスは、その財またはサービスに係るキャッシュフロー及びリスクが保険要素に係るキャッシュフロー及びリスクと相互関連性が高く、かつ当社グループがその財またはサービスを保険要素と統合することで重要なサービスを提供している場合には、別個のものとはならず、保険要素と一体として会計処理しています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

ii. 集約のレベル

IFRS 17.14, 16, A1

当社グループは、保険契約のポートフォリオを識別しています。各ポートフォリオは、類似したリスクに晒されていて一括して管理されている契約で構成されており、以下の3つのグループに分類しています。

- 当初認識時に不利な契約
- 当初認識時において、その後不利となる可能性が低い契約
- ポートフォリオ内の残りの契約

IFRS 17.126,
IFRS 17.201

特性の異なる保険契約者に対して異なる価格または給付水準を設定する当社グループの実務上の能力が、法令または規制により具体的に制限されていることのみが理由で、異なるグループに分類されしう可能性があるポートフォリオ内の契約については、同一のグループに含めています。これは、規制により男女同一の料率設定が要求される欧州で発行された契約に適用しています。

IFRS 17.22, 241

保険契約の各グループは、さらに発行年度によって分割しています。その結果、各グループは認識及び測定に関する会計方針が適用されるレベルを表しています。当初認識時に各グループを設定しており、その後グループの構成の再評価は行っていません。

再保険契約の各グループは、単一の契約で構成されています。

iii. 認識

IFRS 17.25–26, A1

当社グループは、発行した保険契約グループを以下のうちの最も早い日から認識しています。

- 契約グループのカバー期間の開始時。カバー期間とは、保険契約の境界線内のすべての保険料に関して、当社グループが保険事故に対するカバーを提供する期間です。
- 契約グループ内の保険契約者に対する初回支払期日。契約上の支払期日がない場合には、保険契約者から最初の支払いを受けた日をその支払期日とみなしています。
- 事実及び状況が保険契約の属するグループが不利であることを示している日

IFRS 17.621

当社グループは、比例的なカバーを提供する再保険契約グループについては、その再保険契約グループのカバー期間の開始時と原契約の当初認識時のいずれか遅い時点で認識しています。一方、その他のすべての再保険契約グループについては、その再保険契約グループのカバー期間の開始時に認識しています。再保険契約グループのカバー期間は、当社グループが原保険契約のうちの再保険に出再した部分から生じる保険金請求に対するカバーを受け取る期間です。

IFRS 17.22, 281

その後、新契約を発行する、または開始する際には、グループ内のすべての契約が同一年度内に発行または開始されたものとなるのであれば、新契約はその契約グループに追加しています。

当社グループは、取得した契約グループをその取得日に認識しています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

iv. 契約の境界線

[[FRS 17.33–34]

契約グループの測定には、そのグループ内の各契約に係る境界線内のすべての将来キャッシュフローを含めています。、当社グループが保険契約者に保険料の支払いを強制できる報告期間中、または当社グループがサービスを提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じるキャッシュフローは、契約の境界線内にあります。

[[FRS 17.34]

サービスを提供する実質的な義務は、以下のいずれかの場合に終了します。

- 当社グループが、特定の保険契約者のリスクを再評価する実務上の能力を有していて、その再評価したリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定できる場合
- 当社グループが、当該契約を含むポートフォリオのリスクを再評価する実務上の能力を有していて、そのポートフォリオのリスクを完全に反映する価格または給付水準を設定でき、かつ、その再評価日までのカバーに対する保険料の価格にその再評価日後の期間に係るリスクを考慮していない場合

[[FRS 17.B64]

契約の境界線は、報告日ごとに再評価されるため、時の経過に伴い変更する可能性があります。

v. 測定 – PAAを適用して測定しない契約

保険契約 – 当初測定

[[FRS 17.32]

当初認識時に、当社グループは保険契約グループを、(a)履行キャッシュフロー（見積将来キャッシュフロー（貨幣の時間価値及び関連する金融リスクを反映するように調整）及び非金融リスクに係るリスク調整で構成される）及び(b) CSMの合計額で測定しています。

[[FRS 17.31]

保険契約グループの履行キャッシュフローの測定は、不履行リスクを反映していません。

[[FRS 17.27, 38(b), 79]

当社グループが関連する契約グループを認識する前に支払った保険獲得キャッシュフローは、保険契約資産として表示しています。その契約グループを認識する際には、このようなキャッシュフローをそのグループの測定に含め、過去に認識した資産の認識の中止を行います。

[[FRS 17.37]

保険契約グループの非金融リスクに係るリスク調整は、キャッシュフローの金額及び時期に関して非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求する対価です。

[[FRS 17.38]

保険契約グループのCSMは、当社グループがその契約に基づきサービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表しています。保険契約グループの当初認識時に、履行キャッシュフロー、保険獲得キャッシュフローについて認識の中止を行った資産、及び当初認識時に発生するキャッシュフローの合計が正味のインフローである場合には、そのグループは不利ではありません。この場合、CSMはその正味のインフローと同額で正負が逆の金額として測定します。その結果、当初認識時に発生する損益はありません。

[[FRS 17.B94–B95]

取得した契約グループについては、その契約に対して受け取った対価は、取得日時点で受け取った保険料の代わりとして履行キャッシュフローに含めています。企業結合の際に受け取った対価は、取得日時点の契約の公正価値です。

[[FRS 17.47, B95]

その合計が正味のアウトフローの場合には、そのグループは不利な契約グループとなります。この場合、その正味のアウトフローは、損失として純損益で認識するか、または企業結合で取得した契約の場合にはのれんの調整または割安購入益として認識しています ((A)(i)を参照)。ロス・コンポーネントは、純損益で認識した損失を表すものとして発生し、その後は、不利なグループに係る損失の戻入れとして純損益に表示される金額を決定するものです ((viii)を参照)。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

v. 測定 – PAAを適用して測定しない契約（続き）

保険契約 – 事後測定

[IFRS 17.40, A]

各報告日現在の保険契約グループの帳簿価額は、残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の合計です。残存カバーに係る負債は、(a)将来の期間において契約に基づき提供されることとなるサービスに係る履行キャッシュフロー及び(b)報告日の残存CSMで構成されています。発生保険金に係る負債は、まだ支払われていない発生保険金（発生しているがまだ報告されていない保険金を含む）及び費用に係る履行キャッシュフローで構成されています。

[IFRS 17.33(c), B72(a), B137]

保険契約グループの履行キャッシュフローは、報告日時点で、将来キャッシュフローに関する現在の見積り、現在の割引率及び非金融リスクに係るリスク調整に関する現在の見積りを用いて測定されます。当初認識後の各契約グループのCSMは、6月30日と12月31日に、6ヶ月ごとに計算されます。^a

直接連動有配当保険契約以外の保険契約

[IFRS 17.44, B72(b)]

各6ヶ月間の末日のCSMの帳簿価額は、その6ヶ月間の期首の帳簿価額に以下のものを調整した金額です。

- 当期間にグループに加えられた新契約のCSM
- 当期間中にCSMの帳簿価額に対して発生し、計上した利息（基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない名目キャッシュフローに対して、当初認識時に決定した割引率で測定）
- 将来のサービスに係る履行キャッシュフローの変動（ただし、以下の場合を除く）
 - 履行キャッシュフローの増加がCSMの帳簿価額を上回る場合。この場合、その超過額は損失として純損益で認識し、ロス・コンポーネントが発生します（(viii)を参照）。
 - 履行キャッシュフローの減少がロス・コンポーネントに配分される場合。これにより、過去に純損益で認識した損失の戻入れが発生します（(viii)を参照）。
- CSMに係る為替換算差額の影響
- 当期間にサービスを提供したことにより、保険収益として認識した金額（(viii)を参照）

[IFRS 17.B72(c), B96]

将来のサービスに係る履行キャッシュフローの変動は、以下で構成されています。

- 将来のサービスに関して当期間に受け取った保険料から生じた実績調整及び関連するキャッシュフロー（当初認識時に決定した割引率で測定）
- 残存カバーに係る負債の将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変動（当初認識時に決定した割引率で測定）（ただし、貨幣の時間価値、金融リスク及びそれらの変動に伴う影響を除く）
- 当期間に支払われると見込まれた投資要素と、当期間に支払われることとなった実際の投資要素との差額（当初認識時に決定した割引率で測定）
- 将来のサービスに関連する、非金融リスクに係るリスク調整の変動

[IFRS 17.B98]

裁量的なキャッシュフローの変動は、将来のサービスに関連するものとみなし、CSMを調整していません（注記29(E)(i)を参照）。

[IFRS 17.B137, BC236]

- a. この企業グループは、6月30日現在の期中財務諸表を作成しているため、12月31日と同様に6月30日現在の契約グループのCSMを計算している。企業は、IFRS第17号をその後の期中財務諸表または年次財務諸表に適用する際には、過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りの取扱いを変更してはならない。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

v. 測定 – PAAを適用して測定しない契約（続き）

保険契約 – 事後測定（続き）

直接連動有配当保険契約

[IFRS 17.B104]

直接連動有配当保険契約（(D)を参照）は、当社グループの保険契約者に対する義務が以下の差額となる契約です。

- 基礎となる項目の公正価値と同額を保険契約者に支払う義務
- 契約に従い、提供される将来のサービスと交換に差し引く変動手数料。これは、基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分から、基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない履行キャッシュフローを控除して算定します。

[IFRS 17.B111–B112]

直接連動有配当保険契約グループを測定する際に、当社グループは基礎となる項目の公正価値と同額を保険契約者に支払うという義務の変動全体を、履行キャッシュフローで調整しています。このような変動は、将来のサービスに関連せず、純損益で認識します。当社グループは、基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動は将来のサービスに関連するため、CSMを調整しています。その変動は、以下で説明するように、将来のサービスに関連しています。

[IFRS 17.45, B115–B118]

各6ヶ月間の末日のCSMの帳簿価額は、その6ヶ月間の期首の帳簿価額に以下のものを調整した金額です。

- 当期間にグループに加えられた新契約のCSM
- 基礎となる項目の公正価値の変動に対する当社グループの持分及び将来のサービスに係る履行キャッシュフローの変動（ただし、以下の場合を除く）
 - 基礎となる項目の当社グループの持分に係る金融リスクの影響をCSMの変動から除外することを当社グループが選択した場合（注記29(E)(ii)を参照）
 - 基礎となる項目の公正価値の減少または将来のサービスに係る履行キャッシュフローの増加に対する当社グループの持分がCSMの帳簿価額を上回り、純損益で損失（保険サービス費用に含まれる）を認識し、ロス・コンポーネントが発生する場合（(viii)を参照）
 - 基礎となる項目の公正価値の増加または将来のサービスに係る履行キャッシュフローの減少に対する当社グループの持分がロス・コンポーネントに配分され、過去に純損益で認識した損失（保険サービス費用に含まれる）の戻入れが生じる場合（(viii)を参照）
- CSMに係る為替換算差額の影響
- 当期間にサービスを提供したことにより、保険収益として認識した金額（(viii)を参照）

[IFRS 17.B113]

直接連動有配当保険契約以外の契約について前述したように、将来のサービスに係る履行キャッシュフローの変動は、将来のサービスに関連する変動（現在の割引率で測定）と、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響（例：金融保証の影響）を含んでいます。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

v. 測定 – PAAを適用して測定しない契約（続き）

再保険契約

当社グループは、同じ会計方針を適用して再保険契約グループを測定していますが、以下の修正を加えています。

各報告日の再保険契約グループの帳簿価額は、残存カバー要素と発生保険金要素の合計です。残存カバー要素は、(a)契約に基づき、将来の期間に受け取ることとなるサービスに係る履行キャッシュフロー及び(b)報告日の残存CSMで構成されています。

IFRS 17.63, 67,
BC309]

当社グループは、原保険契約の将来キャッシュフローの現在価値の見積りを測定するのに用いた仮定と整合的な仮定を用いて、再保険者の不履行リスクに関する調整を加えて将来キャッシュフローの現在価値の見積りを測定しています。再保険者の不履行リスクの影響は報告日ごとに評価し、その不履行リスクの変動の影響は純損益で認識しています。

IFRS 17.64]

非金融リスクに係るリスク調整は、当社グループから再保険者に移転したリスクの金額です。

IFRS 17.65]

当初認識時の再保険契約グループのCSMは、再保険の購入に係る正味のコストまたは正味の利得を表しています。当該CSMは、履行キャッシュフロー、グループの認識前に発生したキャッシュフローについて認識の中止を行った資産、及び当初認識時に生じたキャッシュフローの合計と、同額で正負が逆の金額として測定します。ただし、再保険カバーの購入に係る正味のコストが、そのグループの購入前に発生した保険事故に関連するものである場合には、当社グループはそのコストを費用としてただちに純損益で認識しています。

IFRS 17.66, B72(b)]

各6ヶ月間の末日現在のCSMの帳簿価額は、その6ヶ月間の期首の帳簿価額に以下のものを調整した金額です。

- 当期間にグループに加えられた新契約のCSM
- 当期間中にCSMの帳簿価額に対して発生し、計上した利息（基礎となる項目に対するリターンに基づいて変動しない名目キャッシュフローに対して、当初認識時に決定した割引率で測定）
- 将来のサービスに係る履行キャッシュフローの変動（ただし、原保険契約グループに配分された履行キャッシュフローの変動から生じていて、その変動がその原契約グループのCSMを調整修正しない場合を除く。この場合、その変動は純損益で認識しています。）
- CSMに係る為替換算差額の影響
- 当期間にサービスを提供されたことにより、純損益として認識した金額（(viii)を参照）

IFRS 17.68]

再保険契約は、不利になることはありません。

vi. 測定 – PAAを適用して測定する契約

IFRS 17.97(a),
IFRS 17.53, 69]

損害保険セグメントでは、当社グループは以下を根拠に、原則としてPAAを用い、契約グループの測定を簡素化しています。

- 保険契約：契約グループ内の各契約のカバー期間は、1年以内です。
- 再保険契約：PAAを適用した測定結果が、(v)の会計方針を適用した結果と重要な相違がないと当社グループは合理的に予想しています。

ただし、一部の保険契約グループについては、その保険金の決済期間に取得しています。このようなグループの一部から生じる保険金請求は、1年超にわたって続くことが見込まれます。当社グループは、このようなグループについては(v)の会計方針に基づいて測定しています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

vi. 測定 – PAAを適用して測定する契約（続き）

保険契約

IFRS 17.97(c),
IFRS 17.55(a), 59(a)]

各契約グループの当初認識時の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、当初認識時に受け取った保険料で測定しています。保険獲得キャッシュフローは、発生時に費用として認識しています。^a

IFRS 17.97(b),
IFRS 17.55(b)–56]

その後の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、受け取った保険料だけ増加し、提供したカバーについて保険収益として認識した金額だけ減少します（(viii)を参照）。各契約グループの当初認識時に、当社グループは、カバーの各部分の提供時点とそれに関連した保険料の支払期日との間の期間が1年以内であると予想しています。したがって、当社グループは、残存カバーに係る負債について貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映するような調整をしないことを選択しています。

IFRS 17.97(b),
IFRS 17.57–58]

カバー期間中のいずれかの時点で、契約グループが不利であることを事実及び状況が示している場合には、当社グループは、残存カバーに係る履行キャッシュフローの現在の見積り（非金融リスクに係るリスク調整を含む）が残存カバーに係る負債の帳簿価額を上回る範囲で、損失を純損益で認識し、残存カバーに係る負債を増額しています。発生保険金に係る負債が貨幣の時間価値及び金融リスクの影響について調整されている場合には、履行キャッシュフローも（現在の見積りを用いて）貨幣の時間価値及び金融リスクの影響について調整しています（以下を参照）。

IFRS 17.97(b),
IFRS 17.59(b), B72(a)]

当社グループは、保険契約グループの発生保険金に係る負債について、発生保険金に関連する履行キャッシュフローの金額で認識しています。その履行キャッシュフローは、保険金請求の発生日から1年以内に支払われる見込みがない場合には、（現在の割引率で）割引計算をしています。

再保険契約

IFRS 17.69]

当社グループは、同じ会計方針を適用して再保険契約グループを測定していますが、必要な場合には、保険契約と異なる特徴を反映するように調整を行っています。

vii. 認識の中止及び契約の条件変更

IFRS 17.74(a)]

当社グループは、契約が消滅する場合（すなわち、契約で定められた義務の失効、免責または取消しがあった場合）に、契約の認識の中止を行っています。

IFRS 17.72–73, 74(b)]

当社グループは、契約の条件変更について、変更後の契約条件が以前から存在していたとすれば、その契約の会計処理が著しく異なっていたであろう程度のものである場合にも、契約の認識の中止を行っています。この場合、変更後の条件に基づいて新しい契約が認識されます。契約の条件変更によって認識の中止が行われない場合には、当社グループは、その条件変更により生じたキャッシュフローの変動を、履行キャッシュフローの見積りの変更として扱っています。

IFRS 17.76]

契約グループ内で契約の認識の中止が行われる場合には、以下のように処理しています。

- そのグループに配分される履行キャッシュフローは、認識の中止が行われた権利及び義務に係る履行キャッシュフローを除去するように修正しています。
- そのグループのCSMは、履行キャッシュフローの変動について修正しています。ただし、その変動がロス・コンポーネントに配分される場合を除きます。
- 見込まれる残存カバーに係るカバー単位の数は、そのグループから認識の中止が行われるカバー単位を反映するように修正しています（(viii)を参照）。

IFRS 17.77]

契約を第三者に移転することにより契約の認識の中止を行う場合には、CSMも第三者が課した保険料について修正していますが、そのグループが不利な場合は、この限りではありません。

IFRS 17.59(a)

- a. PAAを適用して測定する契約の場合、発行した各契約のカバー期間は1年以内であり、この企業グループは保険獲得キャッシュフローを発生時に費用として認識することを選択している。その代わりに、企業は、保険獲得キャッシュフローを残存カバーに係る負債の測定に含めることを決定してもよい。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

vii. 認識の中止及び契約の条件変更（続き）

IFRS 17.77]

契約の条件変更により契約の認識の中止が行われる場合には、その条件変更日に当社グループが新しい契約条件を有する契約を締結した場合に課したであろう保険料から、その条件変更について課される追加の保険料を差し引いた額についてCSMも修正しています。認識した新しい契約は、その条件変更日に発行者が課したであろう保険料から、その条件変更について課される追加の保険料を差し引いた額を受け取ったと仮定して測定しています。

viii. 表示

IFRS 17.78]

資産である保険契約グループ及び負債である保険契約グループ、並びに資産である再保険契約グループ及び負債である再保険契約グループは、財政状態計算書において区分して表示しています。

IFRS 17.80]

当社グループは、純損益及びその他の包括利益計算書に認識した金額を、(a)保険サービスの成果（保険収益と保険サービス費用で構成）及び(b)保険金融収益または費用に分解しています。

IFRS 17.82, 86]

再保険契約からの収益及び費用は、保険契約からの収益及び費用と区分して表示しています。再保険契約からの収益及び費用は、保険金融収益または費用を除いて、保険サービスの成果の「再保険損益」として純額ベースで表示しています。

IFRS 17.117(c)(ii),
IFRS 17.81]

当社グループは、非金融リスクに係るリスク調整の変動を、保険サービスの成果と保険金融収益または費用とに分解していません。非金融リスクに係るリスク調整の変動全体は、保険サービスの成果に含めています。

IFRS 17.85]

保険収益は、投資要素を除外し、以下のように測定しています。

保険収益 – PAAを適用して測定しない契約

IFRS 17.83, B121–
B124]

当社グループは、履行義務を充足するにつれて（すなわち、保険契約グループに基づいてカバーその他のサービスを提供するにつれて）保険収益を認識しています。PAAを適用して測定しない契約の場合、各期間における提供したサービスに係る保険収益は、当社グループが対価を受け取ることを見込むサービスに関連する残存カバーに係る負債の変動の合計を表しています。

IFRS 17.83, B121,
B125]

また、当社グループは、保険料のうちの保険獲得キャッシュフローの回収に関連する部分を、時の経過に基づいて規則的な方法で各期間に配分しています。当社グループは、配分した金額を保険収益として認識し、同額を保険サービス費用として認識しています。

IFRS 17.B119]

各6ヶ月間において保険収益として認識している保険契約グループのCSMの金額は、グループのカバー単位を識別し、各6ヶ月間の末日に残存するCSM（配分前）を当期間に提供した各カバー単位と将来の期間に提供することが見込まれる各カバー単位に均等に配分し、当期間に提供したカバー単位に配分したCSMの金額を純損益に認識することによって決定しています。カバー単位の数は、グループ内の契約によって提供されたカバーの量であり、各契約について提供した給付の量（注記29(E)(ii)を参照）及びカバーの予想存続期間を考慮して決定しています。

保険収益 – PAAを適用して測定する契約

IFRS 17.B126]

PAAを適用して測定する契約の場合、各期間の保険収益は、当期間のカバーの提供に対して予想される保険料の受取額です。当社グループは、以下を基礎として、予想される保険料の受取額を各期間に配分しています。

- 特定の不動産を対象とする契約：保険サービス費用の発生が予想される時期
- その他の契約：時の経過

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

viii. 表示（続き）

ロス・コンポーネント

[IFRS 17.49]

PAAを適用して測定しない契約の場合、当社グループは、不利な保険契約グループの残存カバーに係る負債のロス・コンポーネントを設定しています。ロス・コンポーネントは、発生時に保険収益から事後的に除外される履行キャッシュフローの金額を決定するものです。その履行キャッシュフローが発生する場合は、ロス・コンポーネントとロス・コンポーネントを除く残存カバーに係る負債とに規則的な方法で配分しています。

[IFRS 17.IE93, IE96]

規則的な方法とは、各期間の期首現在（または、当期に契約グループを当初認識している場合には、当初認識時）の将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積りに、非金融リスクに係るリスク調整を加算した合計に対するロス・コンポーネントの割合によって決定することを指します。

[IFRS 17.50–51]

将来のサービスに係るキャッシュフローの見積りの変動及び基礎となる項目の公正価値に対する当社グループの持分の変動は、ロス・コンポーネントのみに配分しています。ロス・コンポーネントをゼロまで減額している場合には、ロス・コンポーネントに配分した金額を超過する額によって、契約グループの新たなCSMが生じます。

再保険損益

[IFRS 17.86]

再保険損益は、再保険サービス費用から、再保険者から回収した金額を差し引いて構成されています。

当社グループは、再保険契約グループに基づくカバーまたはその他のサービスを受け取る際に、再保険サービス費用を認識しています。PAAを適用して測定しない契約の場合、各報告期間に受け取ったサービスに関連する再保険サービス費用は、当社グループが対価を支払うことを見込んでいるサービスに関連する残存カバー要素の変動の合計を表しています。

PAAを適用して測定する契約の場合、各期間の再保険サービス費用は、当期間のカバーの受取りに対して予想される保険料の支払額です。

保険金融収益及び費用

[IFRS 17.87]

保険金融収益及び費用は、貨幣の時間価値及び金融リスク並びにこれらの変動の影響から生じた、保険契約グループ及び再保険契約グループの帳簿価額の変動で構成されています。ただし、直接連動有配当保険契約グループについての当該変動のうち、ロス・コンポーネントに配分され、保険サービス費用に含まれているものは除きます（(v)を参照）。

[IFRS 17.118,
[IFRS 17.88(b)]

生命保険契約及び貯蓄性保険契約の場合、当社グループは、保険金融収益及び費用を純損益とOCIとに分解することを選択しています。^a純損益に含める金額は、見込まれる保険金融収益及び費用の合計額を契約グループの存続期間にわたり規則的に配分することによって算定しています。規則的な配分額は、以下の割引率を使用して算定しています。

[IFRS 17.B131]

– 生命保険契約：契約グループの当初認識時に決定した割引率

[IFRS 17.B132(a)(i),
(c)(i)]

– 据置定額年金契約及びユニバーサル生命保険契約：見積将来キャッシュフローから生じる保険金融収益及び費用については、残存する改定後の予想される金融収益または費用を契約グループの残存期間にわたり一定の率で配分する利率（すなわち、実効金利）。CSMから生じる金融収益または費用については、契約グループの当初認識時に決定した割引率

[IFRS 17.B129,
IAS 8.13]

- a. 保険金融収益及び費用を純損益とOCIとに分解するか否かについての会計方針の選択は、保険契約または再保険契約の各ポートフォリオで行う。この企業グループは、類似の契約ポートフォリオには首尾一貫した会計方針を選択し適用している。契約ポートフォリオが類似か否かを評価する際に、この企業グループは、保有している資産及びその資産をどのように会計処理するかをポートフォリオごとに検討している。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

viii. 表示（続き）

保険金融収益及び費用（続き）

IFRS 17.91(a)

OCIに表示されている金額は、保険金融費用積立金に累積しています。当社グループが第三者への移転または契約の条件変更により直接連動有配当保険契約以外の契約の認識の中止を行う場合には、その契約に係るその他の包括利益累計額の残額は、組替調整額として純損益に振り替えています。^a

IFRS 17.88(a), 89(a)

当社グループは、その他のすべての契約に係る保険金融収益及び費用を純損益で表示しています。

IFRS 17.115

ix. 修正遡及アプローチを適用して測定する契約^b

IFRS 17.C5–C8)

IFRS第17号への移行時に、当社グループは、2020年1月1日現在の生命保険、貯蓄性生命保険及び有配当契約セグメントにおける一部の契約グループを識別し測定する際に、修正遡及アプローチを適用しています。このアプローチの目的は、過大なコストまたは労力を掛けずに、合理的かつ裏付けのある利用可能な情報を用いて、可能な範囲で遡及適用に最も近い結果を達成することです。当社グループは、IFRS第17号を遡及適用するための合理的かつ裏付けのある情報を有していない範囲でのみ、以下の各修正を行っています。

当社グループは、2016年1月1日以降に発行または取得したすべての契約について、IFRS第17号を遡及適用しています。

契約開始時または当初認識時の評価

IFRS 17.C9(c)

2008年1月1日以前に発行した据置定額年金契約及びユニバーサル生命保険契約グループの場合、当社グループは、2020年1月1日現在で利用可能な情報を用いて裁量的なキャッシュフロー（注記29(E)(i)を参照）を識別する方法を決定しました。これらの契約は、据置定額年金契約及びユニバーサル生命保険契約の2020年1月1日現在の契約件数の12%を占めています。

IFRS 17.C10, C18(a)

2006年9月30日以前に発行した即時払定額年金契約グループには、発行時点が1年超離れた契約が含まれています。このようなグループに適用する2020年1月1日現在の割引率は、当初認識時の割引率ではなく、その後の測定に用いる割引率です。このような契約は、即時払定額年金契約の2020年1月1日現在の契約件数の8%を占めています。

直接連動有配当保険契約以外の契約

当社グループは、一部の契約グループに対して以下の修正を行っています。

IFRS 17.C12)

- 2016年1月1日以前に発行または取得した契約グループの場合、当初認識時の将来キャッシュフローは、2016年1月1日またはそれ以前の日（遡及的に決定）現在の金額に、当該日以前に発生したことが判明しているキャッシュフローを修正することによって見積っています。契約グループに係る将来キャッシュフローを遡及的に決定できる、最も早い日は、2012年1月1日です。

IFRS 17.91(b)

- a. この企業グループは、直接連動有配当保険契約からの保険金融収益または費用を、純損益とOCIとに分解していない。企業が第三者への移転または契約の条件変更により直接連動有配当保険契約の認識の中止を行う場合には、過去にOCIに認識したその契約に係る残額を純損益に振り替えない。

IFRS 17.115

- b. 企業がIFRS第17号への移行時に修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを適用する場合には、移行日現在の契約の測定額をどのように算定したのかを説明する。本ガイドでは、この企業グループがIFRS第17号への移行時に、どの契約グループにも公正価値アプローチを適用していないことを前提としている。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

E. 保険契約及び再保険契約（続き）

ix. 修正遡及アプローチを適用して測定する契約（続き）

直接連動有配当保険契約以外の契約（続き）

IFRS 17.C13(b),
C15(a), C19(a)

– 2012年1月1日以前に発行または取得した契約グループ（2006年9月30日より前に発行した一部の即時払定額年金契約グループを除く。上記参照）の場合、当初認識時にリスクフリーのイールド・カーブに適用する非流動性プレミアムは、リスクフリーのイールド・カーブと2012年1月1日から2020年1月1日までの期間にわたり遡及的に決定した割引率との間の平均スプレッドを算定することによって見積っています。^a当初認識後の測定には、当初認識時の割引率ではなく、上記のように見積った割引率を用いています。

IFRS 17.C14

– 一部の契約グループの当初認識時の非金融リスクに係るリスク調整は、2020年1月1日現在の金額を2020年1月1日以前の予想されるリスクの解放額で修正することによって算定しています。予想されるリスクの解放額は、2020年1月1日現在の当社グループが発行した類似の保険契約についてのリスクの解放を参照することによって算定しています。

このような修正のうちのいずれかを用いて、当初認識時のCSM（またはロス・コンポーネント）を以下のように算定しています。

IFRS 17.C15(b)

– 2020年1月1日以前に純損益で認識したCSMの金額は、当初認識時のカバー単位と2020年1月1日現在の残存カバー単位とを比較することによって算定しています。

IFRS 17.C16

– 2020年1月1日以前にロス・コンポーネントに配分した金額は、当初認識時の将来キャッシュ・アウトフローの現在価値の見積りに、非金融リスクに係るリスク調整を加算した合計額に対するロス・コンポーネントの割合を用いることによって算定しています。

IFRS 17.C19(b)(iii)

修正遡及アプローチを適用して測定するすべての据置定額年金契約及びユニバーサル生命保険契約グループについて、2020年1月1日における保険金融費用積立金に累積する保険金融収益及び費用の金額は、ゼロとしています。

直接連動有配当保険契約

IFRS 17.C17

2016年1月1日以前に発行または取得したすべての契約グループについて、当社グループは、そのグループに基づいて提供されるすべてのサービスについてのCSM合計の代理数値を以下のように計算することによって、2020年1月1日現在のCSM（またはロス・コンポーネント）を算定しています。

– 2020年1月1日現在の基礎となる項目の公正価値から2020年1月1日現在の履行キャッシュフローを差し引いて、以下の金額で調整

- 2020年1月1日以前に保険契約者に請求した金額
- 2020年1月1日以前に支払った金額のうち、基礎となる項目に基づいて変動しなかったであろう金額
- 2020年1月1日以前のリスクからの解放により生じた非金融リスクに係るリスク調整の変動

この計算によりCSMが生じる場合には、当社グループは、2020年1月1日以前に提供したサービスに係るCSMを差し引くことによって2020年1月1日現在のCSMを測定しています。2020年1月1日以前に提供したサービスに係るCSMは、当初認識時のカバー単位と2020年1月1日現在の残存カバー単位とを比較することによって算定しています。

この計算によりロス・コンポーネントが生じる場合には、当社グループは、そのロス・コンポーネントをゼロとし、ロス・コンポーネントを除いた残存カバーに係る負債を2020年1月1日現在と同じ金額だけ増額しています。

IFRS 17.C2(b), C13

^a 修正遡及アプローチに基づき、企業は、移行日直前の少なくとも3年間にわたり、遡及的に決定したイールド・カーブに近似する観察可能なイールド・カーブを用いて（そのようなイールド・カーブが存在する場合）、当初認識日に適用する割引率を決定する。そのようなイールド・カーブが存在しない場合には、企業は、観察可能なイールド・カーブと移行日直前の少なくとも3年間にわたり遡及的に決定したイールド・カーブとの間の平均スプレッドを観察可能なイールド・カーブに適用して、当初認識日に適用する割引率を見積る。移行日は、適用開始日の直前の会計年度の期首である。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

F. 投資契約及び集団投資スキーム

[IFRS 15.7]

投資契約は、重大な保険リスクが移転しないユニットリンク契約及びその他の投資連動契約で構成されています（(D)を参照）。このような契約は、金融負債（投資契約）と投資管理サービス契約という2つの構成要素に分離しています。定期的な手数料は、投資管理サービスの条項によって決まるものであり、投資管理サービス契約要素に帰属します。顧客からの受取額が発行した投資契約の公正価値を超過する場合には、その超過額は、アップフロント・フィーとして投資サービス要素に帰属します。

グループ企業も、複数の集団投資スキームについて提供する投資管理サービスに対して定期的な手数料を請求しています。連結ファンドに対して無関係の第三者が保有する持分は、金融負債に分類していません（(G)(vi)を参照）。

i. 金融負債

[IFRS 9.3.1.1, 3.3.1, IAS 39.14, 39]

当社グループは、契約当事者となった時に、原投資に対する（投資管理手数料控除後の）リターンを提供する契約上の義務（(ii)を参照）を表すように、金融負債を認識しています。当社グループは、契約で定められた義務が失効、免責または取消となった場合に、金融負債の認識の中止を行っています。金融商品の構成要素に帰属する回収額及び支払額は、金融負債で調整しています。

[IFRS 7.B5(a), IFRS 13.47]

投資契約から生じる金融負債及び連結ファンドに対する第三者持分は、当初認識時にFVTPLで測定するものとして指定しています。なぜなら、これらの負債とそれらに関連する資産は、公正価値ベースで管理し業績評価しているためです（(G)(ii)を参照）。その公正価値は、保有者が契約開始後いつでもその契約を取り消すことができるため、要求払金額となっています。

ii. 投資管理サービス契約

[IFRS 15.31, 46, B43]

定期的な手数料は、日次で計算し収益として認識しています。払戻しをしないアップフロント・フィーは、将来の投資管理サービスに対する重要な権利から生じるものであり、顧客が継続的に投資管理サービスを受けると見込まれる期間にわたり、収益として認識しています。より詳細な情報は、注記11を参照。

増分契約コスト

[IFRS 15.127, IFRS 15.91-92, 99, 101]

新しい顧客を確保するためにブローカーに支払う手数料は、当社グループがこのようなコストを回収する見込みがない場合を除き、原則として資産（「契約コスト」）として認識しています。契約コストは、その契約の予想存続期間にわたって定額法で償却し、定期的に減損評価を行っています。契約コストは、財政状態計算書における「その他の資産」に含めており、その償却費及び減損損失は、純損益における「その他の事業費用」に含めています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債

i. 認識及び当初測定

当社グループは、金融機関への預金、貸付金及び借入金等を、それらの組成日に認識しています。その他のすべての金融商品（通常の方法による金融資産の購入及び売却を含む）は、当社グループが金融商品の契約当事者となった日である取引日に認識しています。

金融資産または金融負債は、公正価値で当初測定しています。FVTPLで測定しない金融資産または金融負債については、公正価値に取得または発行に直接起因する取引コストを加算した額で当初測定しています。

ii. 分類及び事後測定

2021年1月1日以前に認識の中止を行っていない金融資産

分類

金融資産は、当初認識時に、償却原価、FVOCIまたはFVTPLで測定する区分に分類しています。

金融資産は、当社グループが金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合には、当初認識後に分類変更しています。この場合、すべての該当する金融資産は、事業モデルの変更後に到来する最初の報告期間の期首に分類変更しています。

金融資産は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定していない場合、償却原価で測定しています。

- 契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的とした事業モデルにおいて、保有している資産であること。
- その資産の契約条件により、所定の日に生じるキャッシュフローが、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであること。

金融資産は、以下の条件の両方を満たし、かつFVTPLで測定するものとして指定していない場合、FVOCIで測定しています。

- その資産が契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方を達成することを目的とした事業モデルにおいて、保有している資産であること。
- その資産の契約条件により、所定の日に生じるキャッシュフローが、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであること。

売買目的保有でない資本性金融商品の当初認識時に、当社グループは、当初認識後の公正価値の変動をOCIに表示するという取消不能な選択を投資ごとに行う場合があります。^a

上記のように償却原価で測定する区分にもFVOCIで測定する区分にも分類されない金融資産はすべて、FVTPLで測定しています。さらに、当社グループは、当初認識時に、特に指定をしなければ償却原価またはFVOCIで測定する要件を満たす金融資産を、FVTPLで測定するものとして指定する取消不能の選択をする場合があります。このような指定を行うことによって、指定しない場合に生じるであろう会計上のミスマッチを解消または大幅に低減することになります。

当社グループは、有配当契約セグメント及び損害保険セグメントにおける一部の負債性金融商品を当初認識時にFVTPLで測定するものとして指定しています。なぜなら、それらは、現在の情報を織り込む方法で測定する保険契約に関連しており、関連するすべての保険金融収益及び費用を純損益で認識しているためです。このような指定をしない場合には、当該資産はFVOCIで測定することとなります。

一部の関連会社に対する当社グループの持分は、有配当契約の基礎となる項目です。当社グループは、これらの投資を公正価値ベースで管理しているため、FVTPLで測定することを選択しています。

a. この企業グループは、資本性金融商品をFVOCIで測定するものとして指定していない。この開示は、例示の目的でのみ提供している。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類及び事後測定（続き）

2021年1月1日以前に認識の中止を行っていない金融資産（続き）

事業モデルの評価

[IFRS 9.B4.1.2]

当社グループは、金融資産を保有し、金融資産のポートフォリオごとに管理している事業モデルについて、その目的の評価を行っています。^aなぜなら、事業モデルは、事業が管理され、情報が経営陣に提供される方法を最もよく反映しているからです。その情報には、以下が含まれます。

[IFRS 9.B4.1.2B–
B4.1.2C, B4.1.4A,
B4.1.5]

- そのポートフォリオに関する明示された方針及び目的、並びにそれらの方針の実際の運用（これには、経営陣の戦略の焦点がどこにあるのか、例えば、契約上の利息収益を稼得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションとそれに関連する負債または期待キャッシュ・アウトフローのデュレーションを一致させること、または資産の売却を通じてキャッシュフローを実現することなどが含まれる。）
- ポートフォリオの業績がどのように評価され、当社グループの経営陣にどのように報告されているか
- 事業モデル（及びその事業モデルにおいて保有されている金融資産）の業績に影響を及ぼすリスク、及びそれらのリスクがどのように管理されているか
- 事業の管理者の報酬はどうなっているか（例えば、報酬は、管理している資産の公正価値に基づいているのか、それとも回収した契約上のキャッシュフローに基づいているのか）
- 過去の期間における売却の頻度、数量及び時期、それらの売却の理由並びに将来の売却活動についての予測。ただし、売却活動に関する情報は、それ単独で検討すべきものではなく、当社グループが表明している金融資産の管理に関する目的をどのように達成したか、及びキャッシュフローをどのように実現したかについての全体的な評価の一環として検討される。

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、この目的上、当社グループがその資産を継続的に認識していることと整合しており、売却とはみなしません。^b

[IFRS 9.B4.1.6]

公正価値ベースで管理し業績評価している金融資産（有配当契約の基礎となる項目及び売買目的保有の金融資産を含む）は、契約上のキャッシュフローを回収するために保有しているわけではなく、また、契約上のキャッシュフローの回収と金融資産の売却の両方を目的として保有しているわけでもないため、FVTPLで測定しています。

[IFRS 9.B4.1.1–
B4.1.2,
Insights 7A.4.70.30]

a. 企業の事業モデルの目的は、個別の商品に関する経営陣の意図に基づくのではなく、より高いレベルで集約したもので判断する。この評価には、企業が事業を管理する方法を反映させる必要がある。単一の報告企業が金融商品の管理について複数の事業モデルを有している場合もある。

[Insights 7A.4.110.50]

b. IFRS第9号には、売却資産の認識の中止の要件を満たさない取引において金融資産の一部を第三者に売却することを企業の目的とする金融資産ポートフォリオの事業モデルの評価について具体的なガイダンスがない。KPMGの見解では、このようなポートフォリオが回収するために保有するという事業モデルと整合しているとみなされるか否かは、状況によって決まる。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類及び事後測定（続き）

2021年1月1日以前に認識の中止を行っていない金融資産（続き）

契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かの評価

この評価の目的上、元本は、当初認識時の金融資産の公正価値と定義しています。ただし、元本金額は、時の経過に伴い変動する場合があります（例えば、元本の返済があった場合）。

利息は、貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク及びその他の基本的な貸付リスク及びコスト（例えば、流動性リスク及び管理費）に関する対価、並びに利益マージンと定義しています。

契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみであるか否かを評価する際に、当社グループは、金融資産の契約条件を考慮しています。これには、その金融資産が、契約上のキャッシュフローの時期または金額を変動させる結果、この条件を満たさなくなる可能性のある契約条件を含んでいるか否かを評価することが含まれます。評価を行う際に、当社グループは以下について検討しています。

- キャッシュフローの金額及び時期を変動させることとなる偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還及び延長となる特性
- 特定の資産から生じるキャッシュフローに対する当社グループの請求を制限する条件（例えば、ノンリコース資産の取決め）
- 貨幣の時間価値の対価を変更させる特性（例えば、金利の定期的な更改）

期限前償還の特性は、その償還金額が実質的に元本及び元本残高に対する元本及び利息の未払額（これには、契約の早期償還に対しての合理的な補償が含まれる場合がある）を表している場合には、「元本及び利息の支払いのみ」の要件と整合しています。また、契約上の額面金額に対してプレミアムまたはディスカウントで取得した金融資産の場合、契約上の額面及び契約上の発生した（が、未払いの）利息（これには、契約の早期償還に対しての合理的な補償が含まれる場合がある）を実質的に表す金額での期限前償還を許容または要求する特性は、その期限前償還の特性の当初認識時の公正価値が僅少である場合に、この要件と整合するものとして扱っています。

事後測定並びに利得及び損失

IFRS 9.4.1.3(a),
B4.1.7B]

IFRS 9.4.1.3(b),
B4.1.7A, B4.1.9A–
B4.1.9E]

IFRS 9.B4.1.10]

IFRS 9.B4.1.11(b),
B4.1.12–B4.1.12A]

IFRS 7.B5(e)

IFRS 9.5.7.1]

IFRS 9.5.7.10–5.7.11]

IFRS 9.5.7.5–5.7.6,
B5.7.1]

IFRS 9.5.7.2]

FVTPLで測定する 金融資産	公正価値で測定。利得及び損失の純額（利息または配当収益及び為替差損益を含む）は、純損益に認識。ただし、純投資ヘッジにおけるヘッジ手段に指定したデリバティブから生じるものは除く（(B)(iii)を参照）。
FVOCIで測定する 負債性金融商品	公正価値で測定。実効金利法を用いて計算した利息収益、為替差損益及び減損損失は、純損益に認識。その他の利得及び損失の純額は、OCIに認識し、公正価値評価差額にその累計額を計上。認識の中止時には、OCIに累積した利得及び損失を純損益に振り替える。
FVOCIで測定する 資本性金融商品	公正価値で測定。配当金は、明らかに投資原価の一部回収を表している場合を除き、収益として純損益に認識。その他の利得及び損失の純額は、OCIに認識し、純損益に振り替えない。
償却原価で測定する 金融資産	実効金利法を用いて償却原価で測定。利息収益、為替差損益及び減損損失は、純損益に認識。認識の中止に伴う利得または損失は、純損益に認識。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類及び事後測定（続き）

2021年1月1日以前に認識の中止を行った金融資産

分類

[IAS 39.9]

当社グループは、金融資産を以下のいずれかの区分に分類しています。

- FVTPLで測定する金融資産。この区分には、さらに以下の区分がある。
 - 売買目的保有
 - ヘッジ手段としてのデリバティブ
 - FVTPLで測定するものとして指定
- 満期保有目的投資
- 貸付金及び債権
- 売却可能金融資産

事後測定並びに利得及び損失

[IAS 39.46, 55(a)]

FVTPLで測定する金融資産 公正価値で測定。利得及び損失の純額（利息または配当収益及び為替差損益を含む）は、純損益に認識。ただし、純投資ヘッジにおけるヘッジ手段に指定したデリバティブから生じるものは除く（(B)(iii)を参照）。

[IAS 39.46(b)]

満期保有目的投資 実効金利法を用いて償却原価で測定。

[IAS 39.46(a)]

貸付金及び債権 実効金利法を用いて償却原価で測定。

[IAS 39.46, 55(b)]

売却可能金融資産 公正価値で測定。実効金利法を用いて計算した利息収益、為替差損益及び減損損失は、純損益に認識。その他の利得及び損失の純額は、OCIに認識し、公正価値評価差額にその累計額を計上。認識の中止時には、OCIに累積した利得及び損失を純損益に振り替える。

金融負債

分類

[IFRS 9.4.2.1, IAS 39.47]

当社グループは、金融負債（金融保証（(vii)を参照）を除く）を以下のいずれかの区分に分類しています。

- FVTPLで測定する金融負債。この区分には、さらに以下の区分がある。
 - 売買目的保有
 - ヘッジ手段としてのデリバティブ
 - FVTPLで測定するものとして指定
- 償却原価で測定する金融負債

[IFRS 7.B5(a), IFRS 9.4.2.2(b)]

当社グループは、当初認識時に、投資契約負債及び連結ファンドに対する第三者持分をFVTPLで測定するものとして指定しています。なぜなら、これらの負債とそれらに関連する資産は、公正価値ベースで管理し業績評価しているためです。

[IFRS 9.B5.7.15(a)]

すべての投資契約負債及び連結ファンドに対する第三者持分には、契約の保有者に支払われる金額が特定の資産に基づいて契約上決定されるというユニット・リンク特性があります。ユニット・リンク特性が負債の公正価値に及ぼす影響は、資産固有の運用成果リスクであり、信用リスクではありません。また、その負債には全額担保が付されています。当社グループは、残存する信用リスクは僅少であり、その負債の公正価値に影響を及ぼさないものと判断しています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類及び事後測定（続き）

金融負債（続き）

事後測定並びに利得及び損失

IFRS 7.B5(e)

IFRS 9.4.2.1(a), 5.7.1, IAS 39.47(a), 55(a)

IFRS 9.5.7.2]

FVTPLで測定する金融負債 公正価値で測定。利得及び損失の純額（利息費用及び為替差損益を含む）は、純損益に認識。ただし、純投資ヘッジにおけるヘッジ手段に指定したデリバティブから生じるものは除く（(B)(iii)を参照）。

償却原価で測定する金融負債 実効金利法を用いて償却原価で測定。利息費用及び為替差損益は、純損益に認識。認識の中止に伴う利得または損失も、純損益に認識。

2021年1月1日以前に認識の中止を行っていない金融商品に係る利息

IFRS 9.5.4.1, A]

利息収益及び費用は、実効金利法を用いて純損益に認識しています。実効金利とは、金融商品の予想継続期間を通じて発生すると見込まれる将来の現金の支払いまたは受取りの見積りを、以下のいずれかと等しくなるように割り引く率です。

- 金融資産のグロスの帳簿価額
- 金融負債の償却原価

IFRS 9.A]

金融資産または金融負債の償却原価とは、金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済額を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、金融資産の場合には損失評価引当金を調整した金額です。

金融資産のグロスの帳簿価額とは、損失評価引当金を調整する前の金融資産の償却原価です。

IFRS 9.5.4.1, A]

当初認識時に信用減損していない金融資産 金融資産が信用減損していない場合には、利息収益は、その資産のグロスの帳簿価額に実効金利を適用して計算しています。実効金利を計算する際に、当社グループは、その資産のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュフローを見積っていますが、ECLは考慮していません。

IFRS 9.5.4.1(b)–5.4.2]

金融資産が当初認識後に信用減損した場合には、利息収益は、その資産の償却原価に実効金利を適用して計算しています。その資産がもはや信用減損していない場合には、利息収益の計算をグロスベースでの計算に戻しています。

金融資産が信用減損する場合についての情報は、(iii)を参照。

IFRS 9.5.4.1(a), A]

当初認識時に信用減損している金融資産 利息収益は、その資産の償却原価に信用調整後の実効金利を適用して計算しています。信用調整後の実効金利は、ECLを含む見積将来キャッシュフローを用いて計算しています。その資産の信用リスクが改善した場合であっても、利息収益の計算を総額ベースの計算に戻していません。

IFRS 9.A]

金融負債 利息費用は、その負債の償却原価に実効金利を適用して計算しています。実効金利を計算する際に、当社グループは、その負債のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュフローを見積っています。

IFRS 9.A]

実効金利の計算には、実効金利の不可欠な一部である取引コスト及び授受される手数料並びにポイントが含まれています。取引コストは、金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する増分コストです。

IFRS 9.5.4.1]

純損益に表示されているFVTPLで測定しない金融資産に係る利息収益及びその他の金融費用には、実効金利に基づいて計算した償却原価で測定する金融資産及び金融負債並びにFVOCIで測定する負債性金融商品に係る利息が含まれています。^a

Insights 7A.10.70.20 a. IFRSは、金融資産及び金融負債に係る収益及び費用の項目の表示を、利息の表示項目やその他の表示項目のうちの一つで行うかについて、企業に幅広い選択肢を認めている。本ガイドにおける利息収益及び費用の構成要素の表示方法は強制されるものではなく、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

ii. 分類及び事後測定（続き）

2021年1月1日以前に認識の中止を行った金融商品に係る利息

[IAS 39.9]

利息収益及び費用は、実効金利法を用いて純損益に認識しています。実効金利とは、金融資産または金融負債の予想存続期間（または、適切な場合には、それよりも短い期間）を通じて発生すると見込まれる将来の現金の支払い及び受取りの見積りを、金融資産または金融負債の帳簿価額と等しくなるように割り引く率です。実効金利を計算する際に、当社グループは、金融商品のすべての契約条件を考慮して将来キャッシュフローを見積っていますが、将来の信用損失は考慮していません。

実効金利の計算には、実効金利の不可欠な一部である取引コスト及び授受される手数料並びにポイントが含まれています。取引コストは、金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する増分コストです。

純損益に表示されているFVTPLで測定しない金融資産に係る利息収益及びその他の金融費用には、実効金利に基づいて計算した償却原価で測定する金融資産及び金融負債並びに売却可能金融資産に係る利息が含まれています。^a

デリバティブ（組込デリバティブを含む）

[IFRS 9.4.1.4, 4.2.1(a), 5.7.1, IAS 39.46, 47(a), 55(a)]

デリバティブ（主契約から分離した組込デリバティブを含む）は、適格な純投資ヘッジ関係の一部を構成するものを除き、売買目的保有に分類しています（(B)(iii)を参照）。デリバティブは公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識しています。

[IFRS 9.4.3.2]

デリバティブは、別の契約上の取決め（主契約）に組み込むことができます。2021年1月1日時点で認識の中止を行っていない契約で、主契約がIFRS第9号の適用範囲内の金融資産である契約の場合、分類にあたりその混合金融商品全体を評価しており、組込デリバティブを主契約から分離していません。

[IFRS 9.2.1(e), IAS 39.2(e)]

主契約が保険契約または再保険契約である契約に組み込まれているデリバティブは、そのデリバティブ自体が保険契約または再保険契約の定義を満たす場合には、その主契約から分離せずに会計処理しています（(E)(i)を参照）。

[IFRS 9.4.3.3, B4.3.8(h), IAS 39.11, AG33(h)]

その他の契約の場合、当社グループは、以下の場合に、組込デリバティブを主契約から分離して会計処理しています。

- 混合契約をFVTPLで測定していない場合。
- 組込デリバティブの条件が、独立の契約に含まれていれば、デリバティブの定義を満たしている場合。
- 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連していない場合。特に、組込デリバティブと主契約である保険契約が相互に関連しているため、組込デリバティブを区分して（すなわち、主契約を考慮せずに）測定できない場合には、その組込デリバティブは、主契約である保険契約に密接に関連している。

Insights 7.8.80.20

- a. IFRSは、金融資産及び金融負債に係る収益及び費用の項目の表示を、利息の表示項目やその他の表示項目のうちの一つで行うかについて、企業に幅広い選択肢を認めている。本ガイドにおける利息収益及び費用の構成要素の表示方法は強制されるものではなく、他の表示も可能である。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

iii. 減損

注記5(E)(iv)も参照

2021年1月1日より前に認識の中止を行っていない金融資産

当社グループは、以下の項目について、ECLに対する損失評価引当金を認識しています。

- 償却原価で測定する金融資産
- FVOCIで測定する負債性金融商品
- リース債権

[IFRS 9.2.1(b)(i),
5.5.1]

当社グループは、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定しています。ただし、以下の場合には、12ヶ月のECLに等しい金額で測定しています。

- 報告日時点で信用リスクが低いと判断された負債性証券
- 当初認識以降に信用リスクが著しく増大していないその他の金融商品（リース債権を除く）

[IFRS 9.5.5.3, 5.5.5,
5.5.15–5.5.16]

リース債権に対する損失評価引当金は、常に全期間のECLに等しい金額で測定しています。^a

全期間ECLとは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じるECLです。これに対し、12ヶ月ECLとは、報告日後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる部分のECLです。

[IFRS 9.A]

すべての場合において、ECLを見積る際に考慮すべき最長の期間は、当社グループが信用リスクに晒される契約上の最長期間です。

[IFRS 9.5.5.19,
B5.5.38]

ECLの測定

ECLは、信用損失を発生確率で加重平均した見積りであり、以下のように測定しています。

- 報告日時点で信用減損していない金融資産：キャッシュ不足額全額（すなわち、企業が契約に基づいて支払うキャッシュフローと当社グループが受け取る予定のキャッシュフローとの差額）の現在価値
- 報告日時点で信用減損している金融資産：グロスの帳簿価額と将来キャッシュフローの見積りの現在価値との差額

[IFRS 9.A, B5.5.28–
B5.5.33]

[IFRS 9.5.5.15–
5.5.16]

a. IFRS第15号に基づく重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産、並びにIFRS第15号第63項の実務上の便法を適用している営業債権及び契約資産の場合、企業は、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定しなければならない。IFRS第15号に基づく重大な金融要素を含む営業債権及び契約資産並びにリース債権の場合、企業は、損失評価引当金の一般的な測定モデルを適用するか、または損失評価引当金を常に全期間のECLに等しい金額で測定するかのいずれかの会計方針を選択することができる。この企業グループは、リース債権については後者の方針を選択しているが、営業債権や契約資産は有していない。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

iii. 減損（続き）

2021年1月1日より前に認識の中止を行っていない金融資産（続き）

信用減損金融資産

当社グループは、各報告日時点で、償却原価で測定する金融資産及びFVOCIで測定する負債性金融商品が信用減損しているか否かを評価しています。金融資産の将来キャッシュフローの見積りに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生した場合に、金融資産は信用減損していることとなります。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれます。

- 債務者または発行者の著しい財政難
- 債務不履行や延滞等の契約違反
- 通常は考慮しないであろう条件での、当社グループに対する債務額のリストラクチャリング
- 債務者が破産またはその他の財務再編を行う可能性が高くなったこと
- 財政難による有価証券の活発な市場の消滅

債務者の状況の悪化により再交渉した金融資産は通常、信用減損したものとみなしています。ただし、契約上のキャッシュフローを受け取れないリスクが大幅に低減しているという証拠があり、他に減損の兆候がない場合は、この限りではありません。

ソブリン債への投資が信用減損しているか否かを評価する際に、当社グループは以下の要因を考慮しています。

- 債券の利回りに反映される信用力の市場評価
- 格付機関による信用力の評価
- 新規債券発行市場への国のアクセス能力
- 保有者が任意または強制的な債務免除を通じて損失を被ることとなるような、債務再編の可能性
- 最後の貸手として当該国に必要な支援を提供する国際的な支援体制及び公式文書に示される政府または機関がその体制を利用する意図。これには、この体制の充実度、及び政治的意図にかかわらず必要な基準を満たす能力を有するか否かの評価が含まれます。

財政状態計算書における損失評価引当金の表示

ECLに対する損失評価引当金は、以下のように表示しています。

- **償却原価で測定する金融資産**：その資産のグロスの帳簿価額から損失評価引当金を控除する。
- **FVOCIで測定する負債性金融商品**：損失評価引当金をOCIに認識し、財政状態計算書におけるその金融資産の帳簿価額から控除しない。

直接償却

金融資産のグロスの帳簿価額は、回収の現実的な見込みがない場合に（その一部または全額を）直接償却しています。これは通常、債務者が直接償却の対象となる金額を返済するのに十分なキャッシュフローを生成できるほどの資産または収益源を有していないと当社グループが判断した場合に生じます。ただし、直接償却している金融資産は、当社グループの未収金回収手続に従い、依然として履行強制活動の対象とする可能性があります。

IFRS 7.35F(d),
35G(a)(iii), IFRS 9.AJ

IFRS 9.5.5.1-5.5.2

IFRS 7.35F(e),
IFRS 9.5.4.AJ

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

iii. 減損（続き）

2021年1月1日以前に認識の中止を行った金融資産

[IAS 39.58–59]

当社グループは、各報告日時点で、FVTPLで測定する区分ではない金融資産が減損していることを示す客観的な証拠が存在するか否かを評価しています。金融資産または金融資産グループの当初認識後に損失事象が生じており、かつ、その損失事象がそれらの資産の将来キャッシュフローに及ぼす影響を合理的に見積ることができることを示す客観的な証拠がある場合に、その金融資産または金融資産グループは減損していることとなります。この評価は、2021年1月1日以前に認識の中止を行っていない金融資産が信用減損しているか否かを判定する評価と類似しています（上記参照）。

[IAS 39.61]

また、資本性金融商品に対する投資については、その公正価値が取得原価を著しくまたは長期にわたり下回っている場合に、減損の客観的な証拠となります。原則として、当社グループは、市場価格の下落が20%の場合を著しいとみなし、9ヶ月間継続する場合を長期とみなしています。ただし、特定の状況においては、より小さい下落またはより短期間の下落を、著しいまたは長期とみなすことがあります。^a

金融資産に係る減損損失は、以下のように認識しています。

[IAS 39.64]

償却原価で測定する金融資産

当社グループは、当該資産の減損の証拠を個別の資産レベルと集約レベルの両方で検討しています。個別に重要である資産についてはすべて、減損の個別評価を行っています。個別に減損していないことが判明した資産については、発生しているが個別に識別されていない減損の有無について集約レベルで評価を行っています。個別に重要でない資産については、減損の集約評価を行っています。集約評価は、類似したリスク特性を有する資産のグループに含めて実施しています。

減損を集約的に評価する際に、当社グループは、回収の時期及び発生した損失の金額に関する過去の情報を利用しており、実際の損失が現在の経済及び信用状態により過去の傾向から乖離する可能性が高い場合には、調整を行っています。

[IAS 39.63, 65]

減損損失は、資産の帳簿価額と資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュフローの現在価値との差額として計算しています。損失は純損益に認識し、引当金勘定に反映しています。資産の回収の現実的な見込みがないと当社グループが判断した場合には、関連する金額を直接償却しています。その後、減損損失が減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象に関連していることが客観的に認められる場合には、過去に認識した減損損失を純損益を通じて戻し入れています。

[IAS 39.67–70]

売却可能金融資産

売却可能金融資産に係る減損損失は、公正価値評価差額に累積した損失を純損益に振り替えることによって認識しています。振り替える金額は、（元本の返済額と償却額を控除した後の）取得原価と現在の公正価値との差額から、過去に純損益に認識した減損損失を控除した額です。その後、減損した売却可能負債性金融商品の公正価値が増加し、その増加が減損損失を認識した後に発生した事象に関連していることが客観的に認められる場合には、減損損失を純損益を通じて戻し入れています。売却可能区分に分類した資本性金融商品に対する投資について純損益に認識した減損損失は、純損益を通じて戻し入れを行っていません。

iv. 認識の中止及び契約の条件変更

金融資産

[IFRS 9.3.2.3–3.2.6, IAS 39.17–20]

当社グループは、金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、または契約上のキャッシュフローを受け取る権利を譲渡することにより、当該金融資産を所有することから生じるリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転する場合、もしくは当該金融資産を所有することから生じるリスク及び経済価値のほとんどすべてを移転したわけでもほとんどすべてを保持しているわけでもないが、当該金融資産に対する支配を保持していない場合には、当該金融資産の認識の中止を行っています。^b

Insights 7.6.430.40

a. IFRSは、「著しい」または「長期」について具体的な閾値を定めていない。この企業グループは、公表市場価格の下落が「著しい」または「長期」であるか否かを判定するために設定し適用している要件を開示している。

Insights 7.8.415.40, 7A.10.700.40

b. 金融資産の認識を中止すべきか否かを判定する目的におけるIFRS第9号及びIAS第39号の「譲渡（移転）」の定義は、金融資産の譲渡に関する開示の目的におけるIFRS第7号の定義とは異なる。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

iv. 認識の中止及び契約の条件変更（続き）

金融資産（続き）

IFRS 9.3.2.12, 5.7.10, B5.7.1, IAS 39.26, 55(b)

金融資産の認識の中止に際しては、認識の中止の日現在の帳簿価額と受け取った対価（獲得した新たな資産及び引き受けた新たな負債との差額を含む）との差額を、純損益に認識しています。2021年1月1日時点ですでに認識の中止を行ったFVOCIで測定する負債性金融商品及び金融資産の場合、過去にOCIに認識した利得または損失の累計額は、資本から純損益に振り替えています。FVOCIで測定するものとして指定した資本性金融商品に係る利得または損失の累計額は、純損益に振り替えを行っていません。

IFRS 9.3.2.6(b), IAS 39.20(b)

当社グループは、財政状態計算書に認識した資産を譲渡するものの、譲渡資産のリスク及び経済価値のすべて、またはほとんどすべてを保持する取引を締結しています。このような場合、譲渡資産の認識の中止を行っていません。このような取引の例には、証券貸借取引及びレポ取引があります（注記5(E)(iii)を参照）。

IFRS 9.3.2.6(c)(iii), IAS 39.20(c)(iii)

当社グループが金融資産を所有することから生じるリスク及び経済価値のほとんどすべてを保持しているわけでも移転したわけでもないが、当該資産に対する支配を保持している場合には、当社グループは、継続的関与の範囲（当社グループが譲渡資産の価値の変動に晒されている範囲）で当該資産の認識を継続しています。

IFRS 9.B5.5.25]

金融資産の条件変更が行われる場合には、当社グループは、変更後の資産のキャッシュフローが大幅に異なっているか否かを評価しています。そのキャッシュフローが大幅に異なっている場合には、当初の金融資産から生じるキャッシュフローに対する契約上の権利が失効したものとみなしています。この場合、当初の金融資産の認識の中止を行い、新しい金融資産を公正価値で認識しています。

IFRS 9.5.4.3]

償却原価で測定する金融資産の条件変更が行われているものの、大幅な変更ではない場合には、その金融資産の認識の中止を行っていません。2021年1月1日時点でその資産の認識の中止を行っていない場合には、当社グループは、変更後の契約上のキャッシュフローを当初の実効金利で割り引くことによってその金融資産のグロスの帳簿価額を再計算し、それによるグロスの帳簿価額の修正を条件変更による利得または損失として純損益に認識しています。このような条件変更が債務者の財政難によって行われている場合には（iii）を参照）、その利得または損失を減損損失とまとめて表示していますが、それ以外の場合には、利息収益として表示しています。^a

金融負債

IFRS 9.3.3.1–3.3.2, IAS 39.39–40]

当社グループは、金融負債の契約上の義務が失効、免責または取消しとなった場合には、原則としてその金融負債の認識の中止を行っていません。当社グループは、金融負債の条件変更が行われ、変更後の負債のキャッシュフローが大幅に異なっている場合にも、その金融負債の認識の中止を行っていません。この場合、変更後の条件に基づく新しい金融負債を公正価値で認識しています。

IFRS 9.3.3.3, IAS 39.41]

金融負債の認識の中止に際しては、消滅した負債の帳簿価額と支払った対価（譲渡された現金以外の資産及び引き受けた負債との差額を含む）との差額を純損益に認識しています。

IFRS 9.3.3.5]

上記にかかわらず、当社グループは、金融負債を買い戻し、それを直接連動有配当保険契約の基礎となる項目に含めた場合のみ、その金融負債の認識の中止を行わないことを選択することがあります。それ以外にも、当社グループは、その金融商品を引き続き金融負債として会計処理し、買い戻した金融商品を金融資産であるかのように会計処理し、FVTPLで測定することを選択することもあります。この選択は、取消不能であり、金融商品ごとに行っています。

Insights 7A.7.350.70 a. IFRS第9号には、純損益及びその他の包括利益計算書上、金融資産の条件変更による利得または損失を表示すべき表示項目に関するガイダンスがない。すべての条件変更が信用リスクを理由に行われるわけではないため、条件変更による利得または損失は、必ずしも減損に関連しているとは限らない。したがって、企業は判断を行使して、その利得または損失にとって適切な表示を決定する。条件変更が債務者の財政難に関するものでない場合には、企業はその条件変更による利得または損失を利息収益に表示することができると考えられる。なぜなら、その条件変更による利得または損失の計算は、実効金利法の適用の一部とみなすことができるからである。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

G. 金融資産及び金融負債（続き）

iv. 認識の中止及び契約の条件変更（続き）

金融負債（続き）

償却原価で測定する金融負債の条件変更が行われているものの、大幅な変更ではない場合には、その金融負債の認識の中止を行っていません。

- 2021年1月1日時点で認識の中止を行っていない金融負債の場合、当社グループは、変更後の契約上のキャッシュフローを当初の実効金利で割り引くことによってその金融負債の償却原価を再計算し、それによる償却原価の修正を条件変更による利得または損失として純損益の「その他の金融費用」に認識しています。発生したコスト及び手数料は、その負債の帳簿価額を修正し、変更後の負債の残存期間にわたって償却しています。
- 2021年1月1日時点で認識の中止を行っていた金融負債の場合、当社グループは、現在価値の差額をただちに純損益に認識せずに、実効金利の修正として認識し、変更後の金融負債の残存期間にわたって償却しています。

v. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金残高と、公正価値の変動について僅少なリスクしか負わず、取得日から当初の満期までの期間が3ヶ月以内の要求払預金を含んでおり、当社グループが短期の契約債務の管理に用いているものです。

当座借越は、要求払債務であり、当社グループの現金管理に不可分の一部となっています。当座借越は、キャッシュフロー計算書の目的上、現金及び現金同等物の構成要素に含めています。

vi. 資本性商品

当社グループは、資本性商品を、その商品の契約条件の実質に従って、金融負債または資本性金融商品に分類しています。

当社グループの償還可能優先株式は、満期に強制的に償還され、非裁量のクーポン利息が発生するため、金融負債に分類しています。それらは償却原価で測定し、財政状態計算書における「借入金等」に含めています。

当社グループは、支配権を有している一部のファンドを連結しています。このようなファンドのユニットは、保有者の選択によっていつでも償還可能です。したがって、連結ファンドに対して無関係の第三者が保有する持分は、金融負債に分類しています。当社グループは、当初認識時にこの負債をFVTPLで測定するものとして指定しています。

資本に分類している資本性商品に関する会計方針は、(R)に記載しています。

vii. 発行済金融保証

金融保証は、特定の債務者が負債性金融商品の契約条件に従った期日に支払いを行わないことにより契約保有者が被る損失を、当社グループが契約保有者に対して補償するための所定の支払いを行うことを要求する契約です。

当社グループが発行した金融保証は、保険契約として会計処理し、「保険契約負債」に含めています（(E)を参照）。

viii. 相殺

当社グループは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有している場合にのみ、金融資産と金融負債を相殺し、その純額を財政状態計算書に表示しています。

収益及び費用は、IFRSで要求または許容されている場合（例：FVTPLで測定する金融資産に係る利得及び損失等、類似の取引グループから生じる利得及び損失）にのみ、純額ベースで表示しています。

[IFRS 9.B3.3.6,
BC4.253, IU 03-17]

[IAS 7.46]

[IAS 7.8]

[IAS 32.15]

[IFRS 9.A, IAS 39.9]

[IFRS 9.2.1(e),
IAS 39.2(e)]

[IAS 32.42]

[IAS 1.32–35]

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

H. 収益

収益は、以下で構成されています。

- 保険収益 ((E)(viii)を参照)
- 投資収益 (FVTPLで測定する区分ではない金融資産に係る利息収益及びその他の投資収益で構成されている。その他の投資収益には、FVTPLで測定する金融資産及び適格なヘッジ関係の一部ではないデリバティブに係る純利得、FVOCIで測定する負債性金融商品の認識の中止による純利得並びに投資不動産及び自己使用不動産から生じるリース収益及び公正価値利得が含まれている ((G)(ii)、(M)及び(N)(i)を参照)。2020年のその他の投資収益には、売却可能金融資産の認識の中止による純利得及び売却可能金融資産からの配当も含まれている。)
- 投資管理サービスからの収益 ((F)(ii)を参照)

I. その他の金融費用

その他の金融費用は、以下で構成されています。

- 償却原価で測定する金融負債に係る利息費用及び為替換算差額（金融負債に分類している優先株式に係る配当及びリース負債に係る利息を含む） ((G)(ii)及び(S)(i)を参照)
- 引当金に対する割引の振戻し ((Q)を参照)
- 純投資ヘッジにおけるヘッジ手段の公正価値の変動のうち非有効部分及びOCIから振り替えたヘッジコスト ((B)(iii)を参照)

J. 1株当たり利益

[IAS 33.10, 31]

当社グループは、当社の普通株式に係る基本的及び希薄化後1株当たり利益（EPS）を表示しています。基本的EPSは、当社の普通株主に帰属する純損益を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。希薄化後EPSは、普通株主に帰属する純損益及び発行済普通株式の加重平均株式数を、従業員に付与されるストック・オプションで構成される希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して算定しています。

K. 従業員給付

i. 確定拠出制度

[IAS 19.28, 51]

確定拠出制度の拠出債務は、関連するサービスを提供した時点で、費用として認識しています。拠出額の前払いは、現金で返還されるかまたは将来の支払額が減少する範囲で資産として認識しています。

ii. 確定給付制度

[IAS 19.57, 83]

確定給付制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに従業員が過年度及び当会計年度において獲得した将来給付額を見積り、その金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

[IAS 19.63–64, IFRIC 14.23–24]

確定給付制度債務は、保険数理人が予測単位積増方式を用いて毎年算定しています。計算の結果、当社グループにとって潜在的な資産となる場合、制度からの将来の現金の返還または制度への将来掛金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しています。経済的便益の現在価値の算定に際しては、適用される最低積立要件を考慮しています。

[IAS 19.122–123, 127–130]

数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響（該当ある場合は、利息を除く）で構成されている確定給付負債の純額の再測定は、ただちにOCIに認識しています。当社グループは、会計年度の期首の確定給付負債（資産）の純額に、期首の確定給付制度債務の測定に用いた割引率を適用して、会計年度の確定給付負債（資産）の純額に係る利息費用（収益）の純額を算定しています。利息費用（収益）の純額の算定にあたり、拠出及び給付支払による当期の確定給付負債（資産）の純額の変動を考慮しています。利息費用の純額及び確定給付制度に関連するその他の費用は、純損益で認識しています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

K. 従業員給付（続き）

ii. 確定給付制度（続き）

[IAS 19.103, 109–110,
120(a)]

制度の給付が変更された場合、または制度が縮小された場合、給付の変更のうち過去の勤務に関連する部分または縮小に係る利得または損失をただちに純損益に認識しています。当社グループは、確定給付制度の清算の発生時に、清算に係る利得または損失を純損益に認識しています。

iii. その他の長期従業員給付

[IAS 19.155–156]

当社グループの長期従業員給付に関する純債務は、従業員が過年度及び当会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引いています。再測定による差額は発生した期間に純損益で認識しています。

iv. 解雇給付

[IAS 19.165]

解雇給付は、当社グループがそれらの給付の提供を撤回することができなくなった時点と、当社グループがリストラクチャリングに関するコストを認識する時点のいずれか早い時点で費用として認識しています。報告日から12ヶ月以内に給付金の全額が決済される見込みがない場合には、給付金を割り引いています。

v. 短期従業員給付

[IAS 19.11]

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的債務または推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合には、支払うと見込まれる金額を負債として認識しています。

vi. 株式に基づく報酬

[IFRS 2.14–15,
19–21A]

従業員に付与される株式決済型の株式に基づく報酬の付与日における公正価値は通常、その権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。費用として認識する金額は、関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たすと見込まれる株式に基づく報酬の数を反映して修正しています。したがって、最終的に認識される金額は、権利確定日における関連する勤務条件及び市場条件以外の業績条件を満たした株式に基づく報酬の数に基づいています。権利確定条件以外の条件が付された株式に基づく報酬については、それらの条件を反映するようにその付与日における公正価値を測定しているため、予測と実績との差異について調整は行っていません。

[IFRS 2.30, 32]

現金決済型の株式増価受益権（SAR）については、従業員に対する支払債務の公正価値を、従業員が無条件に報酬を受ける権利が確定していく期間にわたり、費用として認識し、同額を負債の増加として認識しています。この負債は、株式増価受益権の公正価値に基づき、各報告日及び権利確定日に再測定します。負債の変動は純損益で認識しています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

L. 法人所得税

[IAS 12.58]	法人所得税費用は、当期税金と繰延税金で構成されています。これらは、企業結合に関連するもの及び資本の部またはOCIで直接認識される項目を除き、純損益で認識しています。
[IU 09-17]	当社グループは、法人所得税に係る延滞税及び罰金は法人所得税の定義を満たさないものと判断しています。したがって、それらは(Q)に記載の会計方針に基づいて会計処理しています。 ^a
	i. 当期税金
[IAS 12.2, 12, 46]	当期税金は、当期の課税所得または欠損に係る未払法人税または未収還付税の見積りと、過年度の未払法人税または未収還付税の調整から構成されています。未払いまたは未収の当期税金の金額は、法人税に関する不確実性（該当ある場合）を反映した、支払うまたは受け取ると見込まれる税金額の最善の見積りにです。当期税金は、報告日時点において施行または実質的に施行されている税率を用いて測定しています。
[IAS 12.57A, 32.35A]	当期税金には、株主への配当から生じる税金も含まれています。当社グループは、分配可能利益を生成した過去の取引または事象を当初認識した区分（すなわち、純損益、OCIまたは資本）に従って、配当が法人所得税に及ぼす影響を認識しています。
[IAS 12.71]	未収法人所得税等と未払法人所得税等は、特定の要件を満たす場合にのみ相殺しています。
	ii. 繰延税金
[IAS 12.15, 24, 39, 44]	繰延税金は、資産及び負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しています。以下の場合には、繰延税金を認識していません。
	<ul style="list-style-type: none"> – 企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識に係る一時差異 – 子会社、関連会社及び共同支配の取決めに対する投資に関連する一時差異で、当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合 – のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異
[IAS 12.56]	繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、未使用のタックス・クレジット及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しています。将来課税所得は、関連する将来加算一時差異の解消に基づいて算定しています。将来加算一時差異の金額が繰延税金資産を全額認識するのに十分ではない場合、当社グループの個々の子会社の事業計画に基づき、既存の一時差異の解消について調整した将来の課税所得を考慮しています。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しています。このような減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合に戻し入れています。
[IAS 12.37]	未認識の繰延税金資産は、各報告日に再評価し、将来の課税所得に対してそれらが利用可能となる可能性が高くなった範囲で認識しています。
[IAS 12.47]	繰延税金は、報告日に施行または実質的に施行されている税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しています。
[IAS 12.51, 51C]	繰延税金の測定は、報告日時点で、当社グループが意図している資産の帳簿価額の回収方法及び負債の帳簿価額の決済方法にしたがって発生すると考えられる税務上の影響を反映しています。この目的上、公正価値で測定する投資不動産の帳簿価額は売却を通じて回収されると推定されますが、当社グループはこの推定を反証していません。
[IAS 12.74]	繰延税金資産及び負債は、特定の要件を満たす場合にのみ相殺しています。

Insights 3.13.45.20 a. KPMGの見解では、特定の法人所得税の取扱いに関連する延滞税または罰金の性質が以下のいずれに該当するか否かを決定するために、企業は特定の管轄地域における税法の実質や税務当局との交渉プロセス等を含め、特定の事実及び状況に基づいて判断しなければならない。

- 個別に識別可能な金融費用または営業費用であるため、法人所得税ではない。
- 課税上の取扱いの一部であるため、法人所得税である。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

M. 投資不動産

IAS 40.75(a),
IAS 40.7, 33, 35]

投資不動産は、当初は取得原価で、その後は公正価値で測定し、その変動を純損益に認識しています。

IAS 40.69]

投資不動産の処分による利得または損失（処分による正味受取額とその帳簿価額との差額として算定）は、純損益に認識しています。

N. 有形固定資産

i. 公正価値で測定される自己使用不動産

IAS 16.29A–29B,
40.7, 33, 35]

自己使用不動産は、直接連動有配当保険契約の基礎となる項目として保有している場合には、当初は取得原価で、その後は公正価値で測定し、その変動を純損益に認識しています。

IAS 16.29A–29B,
40.69]

公正価値で測定される自己使用不動産の処分による利得または損失（処分による正味受取額とその帳簿価額との差額として算定）は、純損益に認識しています。

ii. その他の有形固定資産

認識及び測定

IAS 16.73(a),
IAS 16.15, 30]

その他の有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しています。

IAS 16.45]

有形固定資産の重要な部分の耐用年数が異なる場合には、それらを有形固定資産の個別の項目（主要な構成要素）として会計処理しています。

IAS 16.67, 71]

有形固定資産の帳簿価額は、処分時、あるいはその使用または処分から将来の経済的便益が見込めなくなった時に、認識の中止を行っています。有形固定資産の処分による利得または損失（処分による正味受取額とその帳簿価額との差額として算定）は、純損益に認識しています。

取得後の支出

IAS 16.13]

取得後の支出は、その支出に関連する将来の経済的便益が当社グループにもたらされる可能性が高い場合にのみ資産計上しています。

減価償却

IAS 16.73(b),
IAS 16.48–49, 53,
58, 60]

減価償却は、定額法を用いて、見積残存価額を差し引いた有形固定資産の取得原価を見積耐用年数にわたり減額していくように計算し、原則として純損益に認識しています。土地は償却していません。

IAS 16.73(c)

当期及び比較期間の有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

- 土地及び建物： 50年
- IT機器： 3–5年
- 器具及び備品： 5–10年

IAS 16.51]

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、各報告日に見直しを行い、必要に応じて修正を行っています。

iii. リース有形固定資産

(S)(i)を参照。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

0. 無形資産及びのれん

i. 認識及び測定

[IAS 38.107–108]

のれん 子会社の取得により生じるのれんは、取得原価（(A)(i)を参照）から減損損失累計額を控除して測定しています。

[IAS 38.74]

ソフトウェア ソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。

[IAS 38.57, 66]

内部開発のソフトウェアに係る支出は、ソフトウェアの開発を完了させることの技術的な可能性があること、その開発を完了させてソフトウェアを使用する意図とそれに必要な資源の利用可能性があること、かつ将来の経済的便益を創出する蓋然性が高くなるような方法でソフトウェアを使用し、その支出を信頼性をもって測定する能力があることを当社グループが立証できる場合にのみ、資産として認識しています。

[IAS 38.18, 20]

内部開発のソフトウェアの完成後の支出は、関連する特定の資産の将来の経済的便益が増加する場合にのみ、資産計上しています。その他の費用はすべて、発生時に純損益に認識しています。

[IAS 38.74]

顧客との関係 顧客との関係のうち、当社グループが取得し、有限の耐用年数を有するものは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しています。このような資産には、取得した投資契約に関する管理サービスの権利、販売ネットワーク及び顧客リストへのアクセス、及び取得した損害保険契約ポートフォリオに関する更新の権利が含まれます。

ii. 償却

[IAS 38.97, 99–100]

償却は、無形資産の取得原価を見積耐用年数にわたり減額するように計算し、原則として純損益に認識しています。無形資産に残存価額はなしとみなしています。のれんは償却していません。

[IAS 38.118(a)–(b),

[IAS 38.97]

当期及び比較期間の無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、以下のとおりです。

ソフトウェア	3-5年。ソフトウェアが使用可能となった日から定額法を用いて償却
投資管理サービスの権利	3-10年（投資契約の予想残存期間）。関連する収益の認識と整合的な方法で償却
その他の顧客との関係	2-6年。定額法を用いて償却

[IAS 38.118(d)]

償却は、保険獲得活動またはその他の履行活動（注記29(E)(i)を参照）に直接起因している場合には「保険サービス費用」に認識し、それ以外の場合には「その他の事業費用」に認識しています。

[IAS 38.104]

耐用年数及び償却方法は、各報告日に見直しを行い、必要に応じて修正を行っています。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

P. 非金融資産の減損

- [IAS 36.9–10] 当社グループは各報告日に、減損の兆候の有無を判定するために、非金融資産（保険契約資産及び再保険契約資産、投資不動産、繰延税金資産及び従業員給付資産を除く）の帳簿価額を見直しています。減損の兆候が存在する場合には、その資産の回収可能価額を見積っています。のれんについては、年次で減損テストを行っています。
- [IAS 36.22, 80] 減損テストの目的上、資産は、継続的な使用により他の資産またはCGUのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しています。企業結合により生じたのれんは、企業結合のシナジーから生じる便益が得られると期待されるCGUまたはCGUグループに配分しています。
- [IAS 36.102] 当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生み出さず、複数のCGUが使用しています。全社資産は合理的で一貫した基準でCGUに配分し、全社資産が配分されているCGUの減損テストの一環として検討しています。
- [IAS 36.6, 18, 30] 資産またはCGUの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値は、貨幣の時間価値及びその資産またはCGUに固有のリスクに関する現時点における市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引いたものに基づいています。
- [IAS 36.59] 減損損失は、資産またはCGUの帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識しています。
- [IAS 36.104] 減損損失は、純損益に認識しています。CGUについて認識した減損損失は、まずそのCGUに配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次にそのCGU内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。
- [IAS 36.117, 122, 124] のれんに関連する減損損失は戻し入れていません。その他の資産について、減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れていません。

Q. 引当金

- [IAS 37.14] 引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の（法的または推定的）債務を負っており、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積りができる場合に認識しています。
- [IAS 37.45, 47] 引当金は、貨幣の時間価値及びその負債に固有のリスクに関する現時点での市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュフローを現在価値に割り引いています。割引の振戻しは、「その他の金融費用」として認識しています。
- [IAS 37.72] リストラクチャリングに関する引当金は、当社グループにおいて詳細かつ正式なリストラクチャリング計画が承認され、そのリストラクチャリングを開始した場合または外部に公表した場合に認識しています。将来の営業損失については、引当金を認識していません。

R. 払込資本

i. 株式の発行

- [IAS 32.15–16, 35] 当社グループは、資金調達のために発行している商品を、その契約条項の実質に従って、金融負債または資本性金融商品に分類しています。当社グループの普通株式及び非償還優先株式は、保有者が売戻すことができず、取締役会の裁量による分配を受け取る非累積的な権利が付与されたものであるため、資本の中の発行済資本の構成要素として表示しています。当該株式からの分配は、資本に認識していません。
- [IAS 32.35] 資本性金融商品の発行に直接起因する増分コストは、資本性金融商品の当初測定額から控除していません。

連結財務諸表注記（続き）

44. 重要な会計方針（続き）

R. 払込資本（続き）

ii. 株式の買戻し及び再発行

[IAS 32.33]

資本として認識している株式を買い戻した場合には、原則として、支払対価（増分コストを含む）を資本の控除項目として認識しています。買い戻した株式は自己株式に分類し、自己株式勘定に表示しています。その後自己株式を売却または再発行した場合には、受取対価を資本の増加として認識しています。この取引により生じた剰余金または欠損金は、資本剰余金に表示しています。

[IAS 32.33A]

ただし、当社グループは、自らの資本性金融商品を買戻し、その株式を直接連動有配当保険契約の基礎となる項目に含めた場合のみ、その買い戻した金融商品を資本から控除するのではなく、その買い戻した金融商品をあたかも金融資産であるかのように会計処理し、FVTPLで測定することを選択することがあります。この選択は取消不能であり、金融商品ごとに行っています。

S. リース

[IFRS 16.9, B9, B13]

契約の開始時に、当社グループは、契約がリースまたはリースを含んだものであるのか否かを評価しています。契約が、特定の資産の使用を伴うものであり、一定期間にわたり対価と交換でその資産の使用権を移転するものである場合（すなわち、顧客が以下の権利を有している場合）には、その契約はリースであるかまたはリースを含んでいます。

- その資産の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを享受する権利
- その資産の使用を指図する権利

i. 借手としてのリース

[IFRS 16.22–24, 26]

当社グループは、リースの開始日に、使用权資産及びリース負債を認識しています。使用权資産は、取得原価で当初測定しています。その取得原価は、リース負債の金額、開始日または開始日以前に支払ったリース料、発生した初期直接コスト、並びに原資産の解体及び除去、原資産の原状回復または原資産の敷地の原状回復に要するコストの見積りから、受け取ったリース・インセンティブを控除したもので構成されています。リース負債は、リースの開始日時時点で支払われていないリース料を、リースの計算利率（または、その利率を容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率）を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。当社グループは原則として、追加借入利率を割引率として使用しています。

[IFRS 16.29–32]

開始日後において、使用权資産は、開始日から使用权資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い時点まで、定額法を用いて減価償却しています。使用权資産の見積耐用年数は、有形固定資産の耐用年数と同じ基準で算定しています（(N)(ii)を参照）。さらに、使用权資産の帳簿価額は、減損損失を控除し、リース負債に係る所定の再測定による調整を行った金額です。

[IFRS 16.36]

開始日後において、リース負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。リース負債は、リースの条件変更または見直しを反映するように再測定しています。

[IFRS 16.47]

当社グループは、財政状態計算書において、使用权資産を「その他の有形固定資産」に表示し、リース負債を「借入金等」に表示しています。

短期リース及び少額資産のリース

[IFRS 16.60,
[IFRS 16.5–6, 8]

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースに係る使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当社グループは、このようなリースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

ii. 貸手としてのリース

[IFRS 16.61–62]

当社グループは、当社グループが貸手であるリースをすべてオペレーティング・リースに分類しています。なぜなら、当該リースはそれぞれ、原資産の所有に伴うリスク及び便益のほとんどすべてを移転するものではないからです。

[IFRS 16.81]

オペレーティング・リースによるリース料は、リース期間にわたり定額法により収益として認識し、「その他の投資収益」に含めています。

連結財務諸表注記（続き）

45. 公表されているが発効していない基準書

IAS 8.30-31

2021年1月1日以降開始する会計年度においては、いくつかの新しい基準書が発効しており、早期適用も認められていますが、当社グループは、連結財務諸表の作成に際して、その新しい基準書を早期適用していません。

以下の基準書は、適用開始期間における当社グループの財務諸表に重大な影響を及ぼすことが見込まれるものです。

[新しい基準書の名称]

[規定及び連結財務諸表に与える影響の要約]

KPMGによるその他の刊行物

kpmg.com/ifrsでは、IFRSに関する最新の動向を提供しています。

新規のIFRS利用者も現行のIFRS利用者も最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び「年次財務諸表ガイド - 開示例」や「開示チェックリスト」等の実務的なツールを入手することができます。

※翻訳されたツールはKPMG/あずさ監査法人のホームページにて入手することができます。

IFRSに関する
洞察や分析、
実務的なガイダンスを
提供しています。



IFRSのツールキット

Insights into IFRS (英語)

IFRSの実務への適用を
支援します。



年次財務諸表ガイド - 開示例

IFRSの開示例及び現在適用さ
れている規定のチェックリス
トです。



IFRS - 新たな基準書



IFRS compared to US GAAP (英語)



Q&A: Fair Value Measurement (英語)



Combined and/or carve- out financial statements (英語)



基準書の改訂

Business combinations and consolidation (英語)



Presentation and disclosures (英語)



2018年以降の新基準

It's time for action (英語)

新基準の実務的なガイダンス



Are you good to go? (英語)

業種別のガイダンス



Revenue (英語)



Financial instruments (英語)



Leases (英語)



Insurance contracts (英語)



IFRS news (英語)



IFRS for banks (英語)



KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することが可能です。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベース会員制サービスは価値あるツールとなります。aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の導入に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下ISG) が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成し提供しています。

本冊子は、ISGが2018年1月に発行した「Guide to annual financial statements: IFRS 17 and IFRS 9 - Illustrative disclosures for insurers」の日本語訳です。

翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRSに関与またはIFRSを適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室及びファイナンシャルサービス本部のメンバーが中心となって行いました。

2018年5月

謝辞

本冊子の主な執筆者である以下の方々の努力に謝意を表します。

Albert Chai	International Standards Group
David Holliday	UK

以下のレビューワーの方々のご意見にも感謝します。

Bryce Ehrhardt	International Standards Group
Stefan Engeländer	Germany
Barbara Jaworek	UK
Hagit Keren	International Standards Group

また、KPMGグローバルの以下のIFRS保険契約トピック・チームのメンバーの貢献にも謝意を表します。

Jennifer Austin	US
Erik Bleekrode	Hong Kong
Dana Chaput	Canada
Danny Clark	UK
Paolo Colciago	Italy
Gerdus Dixon	South Africa
Frank Dubois	Singapore
Bhavesh Gandhi	Kuwait
Alan Goad (co-deputy leader)	US
Joachim Kölschbach (leader)	Germany
Viviane Leflaive	France
Csilla Leposa	Hungary
Ian Moyser	Australia
Chris Spall	UK
Danielle Torres	Brazil
Mary Trussell (co-deputy leader)	Germany

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

大阪事務所

TEL:06-7731-1300

FAX:06-7731-1311

名古屋事務所

TEL:052-589-0500

FAX:052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs

Publication name: Guide to annual financial statements: IFRS 17 and IFRS 9 – Illustrative disclosures for insurers

Publication number: 135207

Publication date: March 2018

© 2018 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 18-1040

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト©IFRS Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はIFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

「IFRS®」、「IFRIC®」及び「IAS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中及び(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

この冊子の内容に関連して行った(または行わなかった)活動により生じた損失について、それらの損失が過失またはその他の事由で生じたか否かに関わらず、国際会計基準委員会、IFRS財団、並びにこの冊子の著者及び出版者は、一切責任を負いません。